

Trust Sixty Foundation

アメリカ法律協会
米国信託法リステイメント (第2版)

慶應義塾大学信託法研究会訳

〔下〕

第261条～460条

トラスト60研究叢書

平成8年3月

財団法人 トラスト60

アメリカ法律協会
米国信託法リステイメント（第2版）

慶應義塾大学信託法研究会訳

【下】

第261条～460条

財団法人トラスト60

米国信託法リステイトメント（第2版）

【下巻】

第8章 第三者に対する責任	451
第1節 受託者の責任	451
第261条 受託者の責任一般	451
第262条 受託者の契約上の責任	452
第263条 受託者が責任を負わない旨の合意	453
第264条 不法行為に対する受託者の責任	456
第265条 所有権者としての受託者の責任	457
第2節 債権者の信託財産に対する執行権	458
第266条 普通法上の訴訟による信託財産の執行	458
第267条 衡平法上の訴訟による信託財産の執行	458
第268条 受託者が信託財産から求償を受くべき権利を有する場合の信託財産の執行	459
第269条 信託財産が利益を得た場合の信託財産の執行	462
第270条 信託条項が財産の責任について規定している場合	463
第271条 契約によって信託財産を拘束する場合	464
第271条の2 信託財産からの弁済を許すことが公平と認められる、その他の事由	465
第272条 第三者に対する義務の特定履行（specific enforcement）	467
第273条 信託財産に対する第三者の権利の保護	469
第3節 受益者の責任	470
第274条 受益者の責任一般	470
第275条 受益者の契約上の責任	470
第276条 不法行為に対する受益者の責任	471
第277条 権利主体としての受益者の責任	472
第278条 受託者が受益者から個人的に免責を認められている場合	473
第279条 受益者が信託財産の交付を受けた場合	473
第9章 第三者の責任	475
第1節 受託者に対して不利益な行為をなした第三者	476
第280条 受託者による訴の提起	477
第281条 受益者による普通法上の訴の提起	480

第282条 受益者による衡平法上の訴の提起	481
第2節 信託財産の譲受人	484
第1款 総則	484
第283条 譲渡が信託違反でない場合	484
第284条 善意有償取得者	484
第285条 衡平法上の権利の譲渡	486
第286条 信託財産に衡平法上の権利を設定した場合	487
第287条 善意有償取得者でない譲受人から善意有償取得者への譲渡	489
第288条 悪意取得者	490
第289条 無償取得者(donee)	490
第290条 違法行為による譲受人	491
第291条 悪意取得者の責任の範囲	492
第292条 無償取得者の責任の範囲	496
第293条 違法行為による譲受人の責任の範囲	499
第294条 訴提起をなしうる者	500
第295条 受託者および譲受人に対する訴提起の選択	501
第2款 認識(notice)	502
第296条 信託の存在に対する認識	502
第297条 信託違反に対する認識の意義	503
第3款 対価(value)	509
第298条 現存する対価	509
第299条 譲渡前における対価の支払	511
第300条 譲渡後における対価の支払	512
第301条 信託違反を認識した後における対価の支払	513
第302条 対価としての約束	513
第303条 一部支払い	515
第304条 対価としての既存債務の弁済	517
第305条 対価としての既存債務に対する担保供与	519
第306条 債権者のための譲受人	521
第307条 破産管財人	522
第308条 受託者の債権者	522
第309条 競落人	523
第4款 信託財産に対する権利の移転	524

第310条	信託財産譲渡の債権契約	524
第311条	信託の事実を知った後の譲渡	524
第312条	譲渡前で受託者が信託違反行為を完了した後の信託の認識	525
第5款	受益者に対する禁反言 (estoppel)	526
第313条	受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利	526
第314条	受益者が禁反言を受ける場合の衡平法上の権利者の権利	527
第315条	受益者が譲渡に同意した場合の譲受人の権利	528
第6款	善意有償取得者からの譲渡	528
第316条	善意有償取得者からの譲受人	529
第317条	有償による受託者への再譲渡	529
第318条	善意有償取得者から悪意取得者への再譲渡	530
第319条	善意有償取得者から無償取得者への再譲渡	530
第320条	善意有償取得者からの新たな信託としての再譲渡	531
第3節	信託財産の譲渡を受ける以外の方法による信託違反への関与	532
第321条	受託者に対して支払われたものが不当に使用された場合	532
第322条	受託者による第三者に対する権利の放棄	533
第323条	第三者の受託者に対する権利の相殺 (set off)	533
第324条	信託資金の受寄者	535
第325条	受託者が保有する有価証券の移転の登録	537
第326条	受託者とのその他の取引	538
第4節	出訴期限法 (Statute of Limitation) および消滅時効 (laches) の効果	539
第327条	受託者が出訴期限法および消滅時効により権利行使を禁じられた場合の受益者の権利	539
第5節	受益者による義務免除および受益者に対する相殺	541
第328条	第三者に対する権利の受益者による義務免除	541
第329条	第三者の受益者に対する債権の相殺	543

第10章 信託の終了および変更 545

第330条	委託者による信託の撤回	545
第331条	委託者による信託の変更	552
第332条	撤回または変更の権限の錯誤による退脱	554
第333条	取消および訂正	556
第334条	信託期間の満了	558

第335条	信託目的遂行が不能または不法となる場合	560
第336条	緊急の事情による終了	562
第337条	受益者の同意	563
第338条	受益者および委託者の同意	569
第339条	委託者が唯一の受益者である場合	571
第340条	受益者のある者が同意しない場合	573
第341条	混同	575
第342条	受託者が信託財産を受益者に譲渡、または受益者の指図に従って譲渡する場合	579
第343条	受益者が受益権を受託者に譲渡する場合	582
第344条	信託終了の場合における受託者の権限および義務	586
第345条	受託者が信託終了に際して信託財産に対する権利または占有を移転する義務	587
第346条	信託財産の変形の指示	591
第347条	数人の受益者がある場合の信託財産の分配方法	591

第11章 公益信託 597

第1節	定義	600
第348条	公益信託の定義	600
第2節	公益信託の設定	601
第349条	公益信託設定の方法	601
第350条	委託者の能力	602
第351条	信託設定の意思	603
第352条	約因	604
第353条	財産権移転の必要	605
第354条	受託者の了知(notice)と承諾	607
第355条	口頭証拠原則(parol evidence rule)	607
第356条	詐欺防止法	608
第357条	遺言法	609
第358条	遺言による公益信託の設定	609
第359条	隠れたる公益信託	611
第360条	委託者の死亡を停止条件とする場合の生前行為による処分	613
第361条	委託者が信託の取消、変更または支配の権限を留保している場合の生前行為による処分	616
第361条の2	預金の形態の仮の信託	617

第362条	公益信託の設定に対する制限	618
第363条	信託財産	622
第364条	受益者不特定	623
第365条	公益信託の期間	623
第366条	取消及び訂正(reformation)	624
第367条	撤回及び変更(modification)	624
第3節	公益目的の性質	625
第368条	公益目的とは何か	625
第369条	貧困の救済	626
第370条	教育の振興	628
第371条	宗教の発達	629
第372条	健康の増進	631
第373条	行政または自治目的	631
第374条	その他の社会福祉の増進	632
第375条	特定の受益者	635
第376条	個人的な利益	637
第377条	不法の目的	638
第4節	公益信託の事務処理	639
第378条	受益者能力	640
第379条	受託者の義務	641
第380条	受託者の権限の範囲	642
第381条	信託条項の回避	643
第382条	裁量的権限の制限	644
第383条	受託者が数人ある場合	645
第384条	残余受託者	645
第385条	承継受託者	645
第386条	受託者の責任	646
第387条	受託者の解任	646
第388条	新受託者の選任	646
第389条	投資	647
第390条	受託者の報酬	647
第391条	公益信託の履行の強制をなしうる者	648
第392条	救済手段の性質	649

第393条	第三者に対する訴	650
第394条	裁判所に対する指図の要請	650
第5節	信託の効力・可及的近似の原則(the doctrine of cy pres)	650
第396条	委託者が公益目的を表示しなかった場合	650
第396条	公益目的が受託者の選択に委ねられている場合	651
第397条	受託者の欠缺	652
第398条	公益目的と無効な信託	655
第399条	特定の公益目的が無効であっても、委託者が、一般的な公益目的に供する意思を有する場合。可及的近似の原則	661
第400条	残余財産の運用	668
第401条	期間の制限または条件	669
第6節	第三者に対する責任	674
第402条	不法行為に対する責任	675
第403条	契約上の責任	676

第12章 復帰信託 (resulting trust) 678

第1節	一般原則	680
第404条	復帰信託の発生する場合	682
第405条	無償譲渡	682
第406条	詐欺防止法(the Statute of Frauds)	682
第407条	受益者による譲渡	683
第408条	受託者による譲渡	684
第409条	消滅時効	684
第410条	復帰信託の終了	685
第2節	明示信託が効力を有しない場合	686
第411条	一般原則	686
第412条	復帰信託発生が生じない場合	693
第413条	公益信託が効力を有しない場合	695
第414条	特定集団の構成員のための信託	697
第415条	血縁者 (relatives) のための信託	698
第416条	不特定集団の構成員のための遺言処分	699
第417条	不確定または一般的目的のための遺言処分	700

第418条	特定の非公益目的のための遺言処分	701
第419条	特定の受益者の指定がない生前譲渡行為	702
第420条	数個の有効な目的のための信託	703
第421条	公益目的と無効な目的	704
第422条	信託が不法であるために効力が生じない場合	705
第423条	譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合	708
第424条	第三者が譲渡に対し対価を支払った場合	710
第425条	信託宣言に対し対価が支払われた場合	711
第426条	一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託	712
第427条	特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託	714
第428条	既存の信託の受益者により新たに設定された信託が効力を有しない場合	715
第429条	口頭による権利消滅行為	716
第3節	明示信託の信託財産に残余が生じた場合	716
第430条	一般原則	716
第431条	復帰信託が発生しない場合	719
第432条	公益信託における残余財産	721
第433条	譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合	723
第434条	第三者が譲渡に対し対価を支払った場合	723
第435条	信託宣言に対し対価が支払われた場合	723
第436条	一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託	724
第437条	特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託	724
第438条	既存の信託の受益者により新たに設定された信託	724
第439条	口頭による権利消滅行為	724
第4節	財産権がある人に対して譲渡され、その購入代金が他の者によって支払われた場合	725
第440条	一般原則	727
第441条	復帰信託が生じない場合	729
第442条	血縁者 (relative) の名でする買入	732
第443条	血縁者に対する贈与の推定が生じない場合	733
第444条	不法目的	734
第445条	代金の支払いが譲受人に対する貸付としてなされた場合	736
第446条	代金の支払いが譲受人に対して負担する債務の弁済としてなされた場合	736
第447条	代金の支払いが譲受人に対する贈与としてなされた場合	737
第448条	譲受人が購入代金を他人に対する貸金として支払った場合	738

第449条	譲受人が購入代金を他人に対して負担する債務の弁済として支払った場合	739
第450条	譲受人が購入代金を他人に対する贈与として支払った場合	739
第451条	購入代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する貸金としてなされる場合	740
第452条	譲渡代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する債務の弁済としてなされた場合	741
第453条	購入代金が譲受人以外の者により支払われ、かつその支払いが第三者に対する贈与としてなされた場合	741
第454条	代金の一部支払い	742
第455条	支払いが金銭でなされない場合	748
第456条	信用購入(purchase on credit)	749
第457条	購入後の支払い	753
第458条	立証責任	754
第459条	受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利	755
第460条	口頭による権利消滅行為	755

【上巻】

第1章 信託の定義および他の法律関係との区別	1
第1節 信託の定義	1
第1条 本リステイトメントの範囲	1
第2条 信託の定義	2
第3条 委託者、信託財産、受託者、受益者	6
第4条 信託条項(terms of the trust)	6
第2節 信託とその他の類似の法概念との区別	8
第5条 信託と寄託(bailment)	8
第6条 信託と遺言執行者の地位(executorship)または遺産管理人の地位(administrationship)	10
第7条 信託と後見(guardianship)	13
第8条 信託と代理	13
第9条 信託と讓渡担保(mortgage)、質権(pledge)、先取特権(lien)	15
第10条 信託と衡平法上の負担	16
第11条 信託と条件	19
第12条 信託と債務	22
第13条 信託と財産讓渡契約	28
第14条 信託と第三者のためにする契約	29
第15条 信託と債権讓渡	31
第16条 信託と債権の一部讓渡	34
第16条の2 法人の幹部役職員と区別される信託受託者	35
第16条の3 財産管理人と区別される信託受託者	35
第16条の4 信託と普通法上の財産権	36
第2章 信託の設定	37
第1節 信託設定の方法	40
第17条 信託の設定	40
第2節 信託を設定するための委託者の能力	43
第18条 信託宣言の場合の委託者の能力	43
第19条 生前行為によって信託讓渡をなす場合の委託者の能力	43
第20条 遺言で信託讓渡する場合の財産権の所有者の能力	44
第21条 指名権(power of appointment)の行使による場合の委託者の能力	44

第22条	信託としての約束をなす場合の委託者の能力	45
第3節	信託設定の意思	45
第23条	意思表示の要件	45
第24条	意思表示の態様	46
第25条	懇願的文言	47
第26条	現在の信託を設定しない意思	49
第27条	特定の指名権	54
第4節	約因(consideration)	57
第28条	信託宣言のための約因	57
第29条	信託譲渡の場合の約因	58
第30条	信託設定の約束をなす場合の約因	58
第5節	受託者に対する財産権の移転	59
第31条	譲受人自身の利益のために、生前行為によってなされる財産権の譲渡	59
第32条	第三者のための信託として、生前行為によってなされる譲渡	61
第33条	遺言による信託譲渡	65
第34条	2人の受託者への譲渡	66
第6節	受託者への通知とその承諾	66
第35条	受託者への通知とその承諾	66
第7節	受益者への通知とその承諾	69
第36条	受益者への通知とその承諾	69
第8節	権限の留保および設定	70
第37条	権限の留保および設定	70
第9節	口頭証拠法則(the parol evidence rule)	71
第38条	口頭証拠法則	71
第10節	書面(written memorandum)の必要	72
第39条	普通法における書面の不必要	72
第40条	詐欺防止法	73
第41条	書面への署名の時期および署名者・信託宣言の場合	73
第42条	書面への署名の時期および署名者・信託譲渡の場合	75
第43条	口頭により設定する信託(oral trust)の履行	77
第44条	委託者のための口頭により設定した信託の不履行の効果	78
第45条	第三者のための口頭による信託の不履行の効果	81
第46条	書面に記載すべき事項	85

第47条	信託設定の書面として意図されたものではない書類	85
第48条	複数の書類から成る書面	86
第49条	書面の滅失または毀損	87
第50条	一部履行	87
第51条	詐欺防止法の要件欠缺の効果を享受しうる者	87
第52条	土地に対する権利以外の財産権の信託	88
第11節	遺言信託の設定	90
第53条	遺言法	90
第54条	遺言による信託の設定	91
第55条	秘密信託(secret trusts)	96
第56条	委託者の死亡を停止条件とする、生前行為によってなされる処分	100
第57条	委託者が、信託の撤回、変更または支配の権限を留保している場合の、生前行為による処分	104
第58条	貯蓄預金についての仮設信託(lentative trust)	107
第12節	信託設定の目的	109
第59条	信託設定の目的	109
第13節	不法性(illegality)	110
第60条	不法性に関する一般原則	110
第61条	犯罪あるいは不法行為	110
第62条	公序良俗に反する履行	111
第63条	詐害目的	117
第64条	不法な約因	119
第65条	不法性の効果	119
第13節の2	履行不能(impossibility)および不特定(indefiniteness)	121
第65条の2	履行不能	121
第65条の3	不特定	122
第14節	他の要件	123
第66条	信託財産および受益者	123
第15節	ユース法(the statute of uses)の効果	123
第67条	ユース法	123
第68条	ユース法は、いかなる権利に適用されるか	124
第69条	能動信託	125
第70条	動産の信託	127
第71条	二重のユース	127

第72条	遺言による譲渡に基づいて生じるユース（用益）	129
第73条	復讐および擬制信託	129

第3章 信託財産131

第74条	信託財産の不可欠性	131
第75条	存在しない権利	133
第76条	不確定な信託財産	134
第77条	確定している目的物に対する制限的な権利	135
第78条	譲渡しうる財産権	136
第79条	譲渡しえない財産権	137
第80条	譲渡不可能な理由が、信託宣言には適用されない場合	138
第81条	信託によって譲渡不可能な権利が生じたり、受託者に譲渡不可能な権利が生じる可能性がある場合	139
第82条	無体財産	140
第83条	衡平法上の権利	141
第84条	消滅するおそれのある権利	142
第85条	不確定な権利	143
第86条	期待	144
第87条	受託者としての債務者	146
第88条	受託者の財産権の範囲	147

第4章 受託者150

第89条	自然人の受託者能力	150
第90条	妻	151
第91条	未成年者	152
第92条	心身喪失者	153
第93条	外国人	153
第94条	非居住者	153
第95条	国あるいは州	154
第96条	法人	155
第97条	法人格なき団体	157
第98条	パートナーシップ	157

第99条	信託を管理する能力	157
第100条	受託者としての委託者	159
第101条	信託設定後の受託者の欠落	160
第102条	受託者による信託引受後の拒絶	161
第103条	単独受託者のうちの1人の死亡	162
第104条	単独受託者の無遺言死亡	163
第105条	単独受託者の遺言死亡	163
第106条	受託者の辞任	163
第107条	受託者の解任	165
第108条	新受託者の選任	167
第109条	裁判所による新受託者選任の場合の信託財産に対する権原の帰属	169
第110条	選任権行使の場合の、信託財産に対する権原の帰属	169
第111条	通常譲渡不可能な財産権の新受託者への帰属	170

第5章 受益者

第112条	受益者確定の必要性	171
第113条	複数受益者	173
第114条	委託者が受益者を兼ねる場合	174
第115条	受託者が受益者を兼ねる場合	175
第116条	受託者たりうる能力	175
第117条	受益者たる能力の欠缺	176
第118条	受益者としての既婚婦人	177
第119条	法人格なき団体	177
第120条	受益者としての一定の集団の構成員	179
第121条	受益者としての血縁者(relatives)	180
第122条	受益者としての不特定な集団の構成員	181
第123条	不特定または一般的目的	184
第124条	特定の非公益目的	186
第125条	制限のない処分権	190
第126条	付随的な受益者(incidental beneficiary)	191
第127条	誰が受益者となるのか	193
第128条	受益者の権利の範囲	196

第129条	受益者の権利の範囲の確定	199
第130条	受益権の性質	201
第131条	衡平法上の財産の展観 (equitable conversion)	202

第6章 受益者の権利の移転 205

第1節 任意的移転 206

第132条	任意的移転の権限	206
第133条	譲渡および譲受の能力	206
第134条	譲渡の意思	208
第135条	約因	210
第136条	受託者への通知と同意	211
第137条	譲受人への通知と承諾	211
第138条	書面	212
第139条	詐欺防止法	212
第140条	遺言による譲渡	213
第141条	変更または取消の理由	214

第2節 意思によらない移転 214

第142条	受益者の死亡	214
第143条	共同受益者の死亡	216
第144条	寡婦座 (dower)	217
第145条	寡夫座 (curtesy)	218
第146条	婚姻中の夫の権利	219
第146条の2	生残配偶者の法令による遺産分配	219
第147条	債権者	220
第148条	死亡した受益者の債権者	221

第3節 任意的および非任意的移転に対する制限 221

第149条	差押からの除外	221
第150条	譲渡による権利に対する制限	222
第151条	元本の譲渡に対する制限	223
第152条	収益の譲渡に対する制限	223
第153条	元本譲渡の制限	228
第154条	扶養信託 (trust for support)	229

第155条	裁量信託(discretionary trust)	231
第156条	委託者が受託者を兼ねる場合	233
第157条	権利を主張できる特別な債権者	235
第158条	浪費者信託の受益者の無能力または死亡	237
第159条	停止条件としての支払能力	238
第160条	一身専属的信託(personal trusts)	238
第161条	不可分受益者	239
第162条	不特定または不確定受益者(indefinite or contingent interests)	240
第4節	受益者の二重譲渡(successive conveyance)	240
第163条	二重譲渡の効果	240

第7章 信託の管理 242

第1節	総則	245
第164条	受託者の義務および権限	245
第165条	不能	247
第166条	不法	249
第167条	事情の変更	252
第168条	収益と元本の期限前処分	258
第2節	受託者の義務	260
第169条	信託事務処理の義務	260
第170条	忠実義務	261
第171条	自己執行義務	267
第172条	計算書の整備および提出の義務	269
第173条	報告の義務	270
第174条	善良な管理者の注意義務	271
第175条	支配の義務	272
第176条	信託財産の保存の義務	273
第177条	権利主張の義務	274
第178条	応訴の義務	275
第179条	分別管理の義務	276
第180条	銀行預金に関する義務	278
第181条	信託財産の収益をはかる義務	280

第182条	受益者に収益を支払う義務	281
第183条	各受益者に対して公平である義務	282
第184条	共同受託者に関する義務	282
第185条	監督権を有する者に関する義務	283
第3節	受託者の権限	285
第186条	受託者の権限の範囲	285
第187条	裁量的権限に対する制限	287
第188条	費用負担の権限	293
第189条	賃貸の権限	294
第190条	売却の権限	298
第191条	抵当または質権の設定または金銭借人の権限	303
第192条	和解、仲裁判断および権利放棄に関する権限	304
第193条	株式に関する権限	305
第194条	数人の受託者	306
第195条	残存受託者	307
第196条	承継受託者	308
第4節	受益者の救済方法と受託者の責任	309
第197条	受益者の救済方法の性質	309
第198条	受益者の普通法上の救済方法	310
第199条	受益者の衡平法上の救済方法	312
第200条	受益者以外の者の救済方法	314
第201条	信託違反の意義	316
第202条	信託財産の代位物に対する追及	318
第203条	信託違反によらないで得た利益に対する責任	325
第204条	信託違反によらないで生じた損失に対する無責任	327
第205条	信託違反に対する責任	327
第206条	忠実義務違反に対する責任	331
第207条	利息に対する責任	335
第208条	信託財産の売却による信託違反の責任	336
第209条	信託財産の売却を怠ることによる信託違反の責任	340
第210条	財産買受による信託違反の責任	340
第211条	財産買受を怠ったことによる信託違反の責任	342
第212条	第208条から前条までに述べられた義務の二つ以上に違反した場合の責任	345

第213条	損益相殺	348
第214条	数人の受益者	352
第215条	無能力者の受託者の責任	354
第216条	受益者の同意	355
第217条	権利放棄または契約による免除	360
第218条	追認による免責	361
第219条	受益者の権利の消滅時効 (laches)	363
第220条	裁判所の判決による免責	365
第221条	受託者の破産と免責	366
第222条	免責約款	367
第223条	承継受託者の責任	368
第224条	共同受託者の信託違反に対する責任	369
第225条	代理人の行為に対する責任	371
第226条	受益者以外の者に対する信託財産の支払または譲渡の責任	371
第226条の2	無効な信託のもとでなされた支払または譲渡の責任	373
第5節	信託資金の投資	375
第227条	受託者が適法になしうる投資	375
第228条	損失の危険分散	382
第229条	売渡抵当による貸付の金額	383
第230条	不法な投資を処分すべき義務	384
第231条	後に不適法となる投資	387
第6節	連続受益者	390
第232条	連続受託者に対し公平に取扱う義務	390
第233条	収入および支出の信託財産の元本および収益に対する割合	391
第234条	収益開始の時期	395
第235条	収益の分配 (apportionment)	397
第235条の2	生涯受益者の死亡時の収益の処分	398
第236条	株式より生ずる収益	399
第237条	支出の分配	404
第238条	分配期間中における信託の終了	405
第239条	消耗的財産	406
第240条	非収益的財産	409
第241条	売却遅延の場合における割当 (allocation)	411

第7節 受託者の報酬	415
第242条 受託者の報酬	415
第243条 信託違反の報酬請求権におよぼす影響	420
第8節 受託者の費用補償	421
第244条 正当に負担した費用	421
第245条 不当に負担した費用	424
第246条 契約上の責任	427
第247条 不法行為上の責任	428
第248条 権利主体としての責任	430
第249条 受益者から個人的に補償を受ける権利	431
第9節 受益者の責任	433
第250条 受託者個人に対する受益者の責任	433
第251条 信託財産に対する受益者の責任	435
第251条の2 遺言者に対する受益者の負債	435
第252条 受益者の一人が信託に金銭の支払いをなす契約	436
第253条 受益者の一人による信託財産の不当な処分	437
第254条 受益者の一人に対する過払い	438
第255条 受益者の一人に対する信託財産の前払いまたは貸付	439
第256条 受益者の一人が信託違反に同意または関与した場合	441
第257条 受託者を兼ねる受益者の責任負担の範囲	445
第10節 共同受託者間の求償関係	447
第258条 共同受託者からの求償	447
第11節 信託事務処理に関する裁判所の指示と計算の承認	449
第259条 裁判所に対する指示の要請	449
第260条 計算の承認	450

第8章 第三者に対する責任

第1節 受託者の責任

- 第261条 受託者の責任一般
- 第262条 受託者の契約上の責任
- 第263条 受託者が責任を負わない旨の合意
- 第264条 不法行為に対する受託者の責任
- 第265条 所有権者としての受託者の責任

第2節 債権者の信託財産に対する執行権

- 第266条 普通法上の訴訟による信託財産の執行
- 第267条 衡平法上の訴訟による信託財産の執行
- 第268条 受託者が信託財産から求償を受くべき権利を有する場合の信託財産の執行
- 第269条 信託財産が利益を得た場合の信託財産の執行
- 第270条 信託条項が財産の責任について規定している場合
- 第271条 契約によって信託財産を拘束する場合
- 第271条の2 信託財産からの弁済を許すことが公平と認められる、その他の事由
- 第272条 第三者に対する義務の特定履行 (specific enforcement)
- 第273条 信託財産に対する第三者の権利の保護

第3節 受益者の責任

- 第274条 受益者の責任一般
- 第275条 受益者の契約上の責任
- 第276条 不法行為に対する受益者の責任
- 第277条 権利主体としての受益者の責任
- 第278条 受託者が受益者から個人的に免責を認められている場合
- 第279条 受益者が信託財産の交付を受けた場合

第1節 受託者の責任

第261条 受託者の責任一般

受託者は、信託事務処理に関して負担した義務については、第三者に対して、受託者が信託とは、無関係に財産を所有した場合に負担すべき義務と同一の範囲において個人的責任 (personal liability) を負う。

注：

a. 個人的責任と代理人としての責任の意味

訴訟が個人に対して提起され、その判決の満足のために個人財産に執行がなされるときは、その者は個人的責

任を負う。

ある者が、代理人として責任を負う場合は、代理人として所持する財産に執行がなされる。受託者という代理人に対する訴訟については、第267条～第271条の2参照。

b. 受託者の費用補償

受託者が信託事務処理に関し、第三者に対し個人的に責任を負う場合でも、その責任が正当に負担したものである限り、受託者は、信託財産から費用補償を受ける権利を有する。受託者の費用補償については、第244条～第249条参照。本条のルールは通常受託者が費用補償をみとめられるか否かを問わず適用される。

c. 本条の適用

本条は、信託事務の処理上、受託者が補償した契約に関する責任（第262条参照）、不法行為に対する責任（第264条参照）、および信託財産の権利主体たることによって負担する責任（第265条参照）に適用される。さらに信託財産の管理によって生じる他の責任についても適用される。

d. 前後参照

受託者が信託財産から費用補償を受けることのできる要件については、第244条、第245条参照。

受託者が、受益者から個人的に費用補償を受けることのできる要件については、第249条参照。

第262条 受託者の契約上の責任

第263条の場合を除いて、受託者は、信託事務の処理に関し締結した契約について個人的責任を負う。

注：

a. 受託者が契約の締結に際し、受託者として義務を適切に履行しているか否かを問わず、信託の存在や受益者の名が相手に知られているか、受託者が信託事務執行上、契約を締結したかに見えるか否かを問わず、信託事務の処理に関し受託者が締結した契約について、受託者は個人的責任を負う。但し個人的責任を負わないと約した場合はこの限りではない。

例：

1. Aは甲地の受託者である。Aは、甲地を売却するために不動産仲介業者Bを雇った。Aは、売却の委任についてBに対し個人的責任を負う。

2. Aはアパートの受託者である。Aは、管理人としてBを雇った。Aは、管理人としてのBの報酬につき、Bに対して個人的責任を負う。

3. Aは食料雑貨販売業の受託者である。Aは卸売商のBから、「受託者A」と署名した契約により食料雑貨品を購入した。Aは契約にもとづき、Bに対し個人的責任を負う。

b. 信託財産が受託者に費用補償を与えるのに十分でない場合

その責任が、正当に負担したものであれば、信託財産から補償を受ける権利を有する。第246条参照。受託者は、信託財産から費用補償を受ける権利を有するか否かを問わず、また信託財産が受託者に費用補償を与えるに十分

であるか否かを問わず、受託者は、契約につき個人的責任を負う。但し、契約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

c. 前後参照

受託者が信託財産から費用補償を受ける権利を付する要件については、第246条参照。

受託者が受益者から個人的に補償を受ける権利の要件については、第249条参照。

第263条 受託者が責任を負わない旨の合意

(1) 契約によって受託者が個人的責任を負わない旨が定められている場合、受託者は、信託事務の処理に関してなされた契約について、個人的責任を負わない。

(2) 受託者が信託財産に責任を負わせる契約を締結する権限を有する旨を表示し、実際にその契約を締結した場合に、受託者がそのような権限を有していなかったときは、受託者は、保証違反 (breach of warranty) について個人的責任を負う。

(3) 受託者が信託財産に負担を負わせる契約を締結し、かつ、受託者によってなされた信託違反のために信託財産がその契約を履行するために不十分となった場合、受託者は不足額について個人的責任を負う。

(1)項の注：

a. 契約条項

受託者とその契約の相手方は、受託者が個人的責任を負わない旨を合意することができる。そのような合意が立証されれば、受託者は個人的責任を負わない。しかし、相手方が、彼が受託者であること、および信託の事務処理上、契約を締結していることを知っているという事実だけでは、受託者からその個人的責任を免除することにはならない。受託者が契約書の署名に続けて、「受託者」、「受託者として」、指定された受益者のための「受託者として」、あるいは、一定の遺言ないし信託証券にもとづく「受託者」と記載しても、受託者が個人的責任を負うことがある。

例：

1. Aは、Bを受益者とする家屋の受託者である。受託者としての義務の履行上、家の修繕のためにCと契約を締結した。彼は、契約書に、「Bのための受託者として、個人としてではない、A」と署名した。Aは、この契約につき、個人的責任を負わない。

2. AはBの受託者である。信託財産に関する訴訟が、Cによって、Aを相手どって提起された。Aは、弁護士Dと契約し、Dがその訴訟に应诉し、報酬は、信託財産だけをあてることを定めた。Aは、Dに対して個人的責任を負わない。

3. AはBのための受託者である。受託者として正当に義務を履行している過程で、AはCと契約を締結した。その契約は、以下の記述が文書の型としてはっきりなされている。「Bの財産。すべての契約は、受託者としてなされるのであり、A個人としてではない。」Aは、その契約に、「Bの財産の受

託者としてのAとサインした。Aはその契約について、個人的に責任を負うことはない。

b. 信託条項

信託証書中の条項に、受託者は、信託の事務処理上、締結した契約にもとづき、個人的責任を負わない旨を定めていたとしても、そのことだけから受託者の個人的責任が免除されるものではない。契約の相手方が、そのような条項を知るべき根拠がないときには、その条項は、契約の相手方が、その契約にもとづく受託者の個人的責任を追及するのを妨げるものではない。たとえ、その条項が相手方に知られていたとしても、必ずしも契約が受託者の個人責任なしに、締結されたと解するとは限らない。ゆえに、その条項が必ず受託者の個人的責任を免ずることはない。当該条項は、受託者が個人的に責任は免れないと、当事者が解する状況にあったかという事実をみて解釈される。

例：

4. 1930年1月1日付の信託証書にもとづき、Aは、製パン業の受託者である。信託証書には、信託の事務処理上、受託者が負った債務については、信託財産がその責任を負い、受託者が個人的に責任を負うものではない、と規定されている。Aは、Bから小麦粉を買う契約書に、「受託者として、A」とサインした。Bは、その信託条項を知らず、知るべき根拠もなかった。Aは、その契約につき、個人的責任を負う。

5. 事実は例4と同じだが、Aが、「1930年1月1日付の信託宣言にもとづく受託者としてのA」と契約書にサインしたことが異なる。Aは、その契約につき個人的責任を負わない。

(2)項の注：

c. 黙示的保証

信託の事務処理上、受託者が締結した契約条項によって、受託者がその契約に関し個人的責任を負わないと定められている場合、たとえ、彼がその契約につき個人的責任を負うことはないにしても、信託財産を拘束する権限を有するという黙示の保証にもとづく責任を負うことがある。

契約上、受託者は個人的責任を負わないが、第三者は信託財産を引当てにできることが定められている場合、その契約が、信託の事務処理上、受託者によって適切になされたものであることを前提として、第三者は、信託財産に対し執行することができる（第271条参照）。もし、受託者が個人的に責任を負わないと契約したならば、通常第三者は信託財産に執行できる。その時は通常は受託者は、信託財産に責任を負わせる権限を有する。

その契約が、信託の事務処理上、受託者によって適切になされたものでなく、第三者が信託財産に執行することができない場合、通常、受託者は黙示的保証につき責任を負う。

例：

6. Aは、Bのための受託者である。Aは信託違反をして、信託財産の一部をCに売却する契約をした。Cは、これが信託違反であることを知らない。その契約書には、「個人ではなく、受託者としてのA」とサインした。Aは、契約にもとづくのではなく、売却の権限に関する黙示的保証にもとづいて、Cに対して個人的責任を負う。

7. AはBのための受託者である。Aは、信託財産のために金銭を借りる権限を与えられてはいない。Aは、その権限がないことを知らないCから金銭を借り、その返済契約書には「Bのための受託者として、A」とサインした。Aは、契約にもとづくのではなく、借金をする権限に関する黙示の保証にもとづいて、Cに対し個人的責任を負う。

d. 黙示的保証が存在しない場合

受託者が、信託財産を拘束する権限を有することを相手方に表示していない事実が十分明確である場合には、受託者は、黙示的保証について責任を負わない。

例：

8. Aは、信託証書にもとづくBのための受託者である。Aは、信託条項にもとづき、信託財産を売却する権限があるのかどうか疑問をもっていた。Aは、信託財産の一部をCに売却する契約に際し、信託証書を示し、彼の疑問も伝えた。その契約書には、「個人としてではなく、受託者としてのA」とサインした。その後、裁判所によって、Aには信託財産を売却する権限がなかったと決定された。Aは、契約上からも、売却の権限についての黙示の保証からも、Cに対して個人的責任を負うことはない。

e. 流通証券法 (Negotiable Instruments Law)

統一流通証券法第20条は、以下のように規定している。「本人のために、または、本人の代理人として署名する旨を示す文字が、証券に示されているか、または付加されている場合、彼は、証券について責任を負わない。しかし、本人を明らかにせず、代理人である旨を記載した文字が付加されるだけでは、個人的責任を免れることはない。」

また、同法第44条は、「何人かが代理人として裏書する義務を負っている場合、彼はその個人的責任を否認するものとして裏書することができる」と規定している。本条は、受託者が流通証券に個人としてではなく、受託者としての意見を明確に表示してサインした場合にもあてはまる。

(3)項の注：

1. 信託財産を浪費することに対する受託者の責任

信託の事務処理上、受託者が締結した契約の条項に、受託者はその契約に関して個人的責任を負わない、ただし、相手方は信託財産のみを引当てにすることができる旨が定められているときに、受託者が信託違反をし、そのために信託財産が契約の相手方の債権を満足させるのに十分でなくなった場合、受託者は、不足分の額について、相手方に対し個人的責任を負う。このようなケースでは、信託財産に損失を与える受託者は、受益者に対してだけでなく、契約の相手方に対しても違法行為をなすものであり、受益者が受託者の責任を免除することを望んでいても、契約の相手方は、受託者の個人的責任を追及することができる。受託者はしかしながら、信託違反について、二重の弁済を強いられることはない。彼が第三者に自己の財産をもって弁済した範囲で、委託者に対しての信託違反責任を問われない、契約が信託業務執行の際に正当に締結されていた場合がこれに該当する。

例：

9. Aは、銀行に担保に入れてある証券の受託者である。銀行がその証券を売却するのを防ぐために、

Aは、Bから5,000ドル借り、その金額の手形をBに与え、それに「個人としてではなく、受託者としてのA」とサインした。Aは、その借りた金銭を銀行に支払い、その証券を取戻した。その後、Aは信託違反をして、その証券による投機取引をし、全部を失ってしまった。Aは、Bに対して、5,000ドルにつき個人的責任を負う。

第264条 不法行為に対する受託者の責任

受託者は、信託事務処理に関して第三者に対してなした不法行為については、信託とは無関係に財産を保有する場合と同一の範囲において、個人的責任を第三者に対して負う。

注：

a. 本条の範囲

本条は、受託者の故意または過失により、あるいは無過失で不法行為をなしたかどうかを問わず適用される。また、受託者の行為が作為か不作為かを問わず、さらに受託者が作為または不作為によって受託者としての義務に違反していたかどうかを問わない。

例：

1. Aは、家屋の受託者である。Aの過失で、その家の階段に水が積まれたままになっていた。商用でその家を訪れたBは、階段ですべって、けがをした。Aは、Bに対し個人的責任を負う。

2. Aは土地の受託者である。信託条項によって、Aは、その土地の上にアパートを建てるよう指示されていた。アパートの基礎をつくるために土地を掘り下げていたところ、それが原因で隣接のBの空地の地盤が沈下した。Aは、Bに対し個人的責任を負う。

b. 代理人または雇人の不法行為

上級者責任 (respondeat superior) の原則にもとづき、信託の事務処理上、受託者の代理人または雇人によってなされた不法行為については、彼が受託者でなかった場合に負うべき責任と同程度の責任を負う。代理のリースメント第2巻第212条～第267条参照。

例：

3. Aは、アパートの受託者である。Aは一室をBに貸した。Aの雇った管理人の過失で、階段に石炭バケツを置き放しておいたために、Bがそれにひっかかってこぼり、足の骨を折った。AはBに対し、個人的責任を負う。

4. Aは、材木を切り出す土地の受託者である。材木を切るためにAは数人のきこりを雇い、彼らの過失により、Bが倒れた木で傷害を受けた。Aは、Bに対し個人的責任を負う。

c. 信託財産が、受託者に費用補償を与えるのに十分でない場合

受託者の過失なしに責任を負担した場合、受託者は、信託財産から費用補償を受ける権利を有する。第247条参照。本条は、受託者が信託財産から費用補償を受ける権利を有するか否かを問わず、信託財産が受託者に費用補

償を与えるのに十分であるか否かを問わず、適用される。

例：

5. 事実は例4と同じである。その信託の唯一の目的財産である山林の価値は10,000ドルである。Bは、Aに対し、20,000ドルの損害賠償の決定を得た。Bは、Aに対し、20,000ドルを個人的に支払うよう請求できる権利を有する。

d. 信託条項

信託の事務処理上なされた不法行為について、受託者が個人的責任を負わないとする信託条項の規定は、受託者から責任を免除する効力を有するものではない。

c. 前後参照

受託者が信託財産から費用補償を受ける権限については、第247条参照。

受託者が、受益者から個人的に費用補償を受ける権限については、第249条参照。

第265条 所有権者としての受託者の責任

契約や不法行為の結果としてではなく、財産の権利主体として第三者に責任を負う場合、信託財産に対する権利主体としての受託者は、信託財産をもって補償を受ける限度においてのみ、個人的責任を負う。

注：

a. 本条の範囲

信託条項に別段の定めのない限り、受託者は、信託の事務処理上、受託者が正当に負担した費用について、信託財産から費用補償を受ける権利を有する。第244条参照。本条の規定は、受託者が信託財産の権利主体であることによって負担する責任に適用される。第248条参照。しかしながら、受託者が信託財産の権利主体であることによってのみ責任を負う場合で、かつ、受託者側に過失なくして信託財産が受託者に費用補償を与えるのに十分でないときは、受託者は、信託財産が費用補償を与える限度においてのみ、責任を負う。信託財産の権利者としての受託者は、従来の法解釈では信託財産でなく保有する場合と同じ範囲の個人的責任を負っていた。普通法では普通法上の所有者に付随する忠実義務を負っていた。その所有が他人のためであったとしても、ユース付封鎖受人は譲渡についての責任を負う。

近時の法解釈傾向は、信託財産の権利者は、その財産から補償を受ける限度で、第三者に対して責任を負うものである。

b. 税

本条の規定は、財産の所得者が、財産税について個人的責任を負うかどうかに関係なく適用される。受託者が受託者としての名義で土地を保有する場合、信託財産から十分に償還を受けられる限度で、受託者は、税について責任を負う。

c. 株主への株金払込請求 (assessments)

法令により、記名株式の所有者に株金払込義務がある場合、その株式が受託者としての名義で登録してあるときは、信託財産から償還を受けられる限度で、受託者は責任を負う。銀行の株式のように、制定法で責任を定める場合、通常受託者は受託者としてのみ責任を負い、個人的責任を負わない。制定法は、受託者がその事実を開示することなしに、個人名で登録されている場合、個人責任を免れないように解釈されている。

d. 信託財産に対する直接的な権利

信託財産を所有することから責任が生ずる場合、第三者は、受託者の有する償還権を通して信託財産に執行できるだけでなく、受託者に対して提起された訴訟において、直接、信託財産を執行することができる。受託者が信託違反をおこして、信託財産に負担を生じさせた場合で、かつ求償できない場合も第三者は信託財産に執行できる。この場合第三者は、信託財産ばかりでなく信託違反についての責任を、受託者に問えるのである。

第2節 債権者の信託財産に対する執行権

第266条 普通法上の訴訟による信託財産の執行

受託者に対し債権を有するに至った債権者は、その債権が適法な信託事務処理により生じた場合でも、受託者に対する普通法上の訴訟によって信託財産につき執行することはできない。

注：

a. 本条の範囲

受託者が信託の事務処理上、違法に責任を負担したかどうかを問わず、債権者は、個人ないし代理人たる受託者に対する普通法上の訴訟により、債権の満足のために、信託財産につき執行することはできない。

例：

1. Aはビルの受託者である。Aは、ビルの修理をさせるためにBを雇った。Bは、Aに対する個人的な契約に関し、普通法上の訴訟を提起し、判決を得た。Bは、そのビルを差し押えることはできない。
2. Aは農場の受託者である。Aは、農場にある畑を耕すためにBを雇った。Bは、Aを相手どり、Aの個人的な契約にもとづき、普通法上の訴訟を提起し、農場を差し押えた。Aはその差押えの取消しを求める申立てをした。その差押えは取消される。
3. Aは土地の受託者である。信託条項によって、Aは、その土地にアパートを建てるよう指示されていた。アパートの基礎をつくるために土地を掘り下げていたところ、そろが原因で、隣接のB地の地盤が沈下した。BはA個人を相手どり、普通法上の訴訟を提起し、判決を得た。Bはその土地を差し押えることはできない。

b. 前後参照

信託事務処理とは関係なく受託者が負担した責任に対する受託者の債権者の権限については、第308条参照。

第267条 衡平法上の訴訟による信託財産の執行

受託者が信託事務処理に関して債務を負担した場合に、その債権者は、第268条ないし第271条の2に定められているところに従い、その債権の弁済を受けるために、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行することができる。

注：

a. 信託財産につき執行するための衡平法上の救済方法

既述のように、受託者が、信託事務処理に関して、第三者に対し債務を負担した場合、その第三者には、受託者個人に対する訴訟による救済方法が与えられ、それによって、受託者の個人財産が債務の弁済にあてられる。第261条～第265条参照。受託者が支払能力を有している場合、この救済方法は第三者の利益を保護するに十分である。一般的な見方は第三者は、代理人としての受託者に訴訟し、信託財産に執行し、自己の権利を満足することは認めないことである。救済は受託者個人に求めるのみである。

しかし、第三者が信託財産につき執行し、それを債権の弁済に充てることができる場合が少なくとも四つある。

1. 第三者が、受託者の個人財産からは債権の弁済を受けられない場合、第三者は、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行し、受託者が信託財産から求償を受けられる限度まで、第三者は、信託財産を債権の弁済にあてることができる。第268条。

2. 第三者が、受託者の個人財産からは債権の弁済を受けられない場合で、その債権者が信託財産に対し利益を与えたときは、当該事情のもとで、救済方法を与えることが、衡平の観念に反しない限り、第三者は、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行し、信託財産が得た利益の限度で、信託財産を債権の弁済にあてることができる。第269条参照。

3. 信託条項にもとづいて、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行できる旨が定められている場合、第三者は、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行し、それを債権の弁済にあてることができる。第270条参照。

4. 受託者が契約に関して個人的責任を負わず、第三者は信託財産についてののみ責任を問うべき旨が、第三者と受託者の間で合意された場合、その契約が、信託の事務処理上、受託者により適切に締結されたものであることを前提として、第三者は、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行し、それを契約に関する彼の債権の弁済にあてることができる。第271条参照。

上述の4つの場合に限らず、現在の傾向は、受託者が信託事務処理上、第三者に対し債務を負う他の場合にも、第三者の信託財産に対する執行を認めようとしている。上記の場合は、代理人としての受託者に対しての衡平法上の訴訟の維持をみとめ、信託財産からの満足を図らせている。この手続は責任を負担するべき受託者が承継的な受託者についても維持される。この判決は、受託者個人については執行できない。いくつかのケースでは、代理人としての受託者への請求と個人としての受託者への請求が併合される。

第268条 受託者が信託財産から求償を受くべき権利を有する場合の信託財産の執行

【第8章】

受託者が信託事務の処理により個人的に負担した責任について、その債権者が受託者の個人財産から債権の弁済を受けられない場合には、債権者は、衡平法上の訴訟により、信託財産につき執行し、受託者が信託財産から求償を受けられる限度において、債権の満足を得ることができる。

注：

a. 債権者の救済方法の性質

従来法律では、受託者が信託の事務処理上負担した責任について、債権者が信託財産につき執行するという救済方法を認められるかどうか疑問があった。債権者は、受託者個人に対する判決を得て受託者の個人財産から弁済を受けられ、受託者の方はその債務が受託者により正当に負担されたものであり、受託者が信託違反によって信託財産に対する責任を生じさせたのでない限り、受託者は、信託財産からその額の償還を受けることができ、通常、この救済方法で十分であった。しかし、受託者が支払不能であるときに、困難な問題が生じ、このような場合には、受託者は、信託財産を債務の弁済にあてる権限を持っているところから、債権者は衡平法上の訴訟により、受託者の衡平法上の権利につき執行できると考えられるようになった。つまり、受託者は単に債権者への弁済後の求償権を持つのではなく、求償権そのものを持ち、信託財産から直接、権利を満足させ、債権者はこの権利を強制できるのである。

受託者が、信託財産を用いて求償を受ける権限を有し、その限度においてのみ、債権者は、本条の救済方法をとることができる。第244条～第248条参照。

本条の規定は、契約違反（第262条参照）、不法行為（第264条参照）、または信託財産の権利主体（第265条参照）として受託者が負担した責任について適用される。

その後、第269条、第270条、第261条、第271条の2において規定されているように、債権者が、信託財産につき執行できる他の救済方法もとれると考えられるようになった。

b. 受託者の支払不能

もし債権者が受託者の個人財産から弁済を受けられる場合ならば、債権者は本条にもとづいて、信託財産につき執行し、それを債権の弁済にあてることはできない。

ただし、受託者が支払不能である場合には、債権者は、衡平法上の訴訟を提起することができる。

c. 受託者の不在

本条は、受託者が支払可能な場合でも、裁判所の管轄に服しえない場合ならば、やはり適用される。たとえば、受託者が州を離れ、出廷しえないときは、債権者は、信託財産につき執行し、それを債権の弁済にあてるため、衡平法上の訴訟を提起することができる。

d. 正当に負担されたのではない場合の責任受託者が、信託事務の処理に関し正当に責任を負担したのではない場合、その責任を負担するに際し善意でない限り、また、信託財産が利益を受けたのでない限り、受託者は、求償の権利を有しない。第245条(2)項参照。このような場合、本条の規定にもとづき、受託者が求償を受ける限度で、信託財産につき執行することができる。

例：

1. Aは甲地の受託者である。Aは、甲地を売却する権限が与えられていないにもかかわらず、売却の権限が与えられているものと同じ、甲地売却のため、不動産仲介業者のBを雇った。Bは甲地売却の相手を見つけ、Aは手数料として100ドルをBに支払う債務を負担した。Aは求償できないだけでなく、Bは信託財産につき執行できない。

2. Aは家屋の受託者である。Aには、家屋を増築する権限が与えられていないにもかかわらず、増築の権限があるものと信じ、増築費用として、1,000ドルを大工Bに支払うことを契約した。Bが増築した後、Aは家屋を売却した。増築の結果、Aは、増築なしで受取れる額よりも750ドル多く受領した。Aは1,000ドルについてBに対し責任を負うが、Aは、750ドルまでしか免責されないのので、Bは、750ドルの限度においてのみ信託財産につき執行できる。

e. 受託者の債務不履行

本条の下では、受託者が、信託違反をおかしたため、彼が負担した責任の総額に等しい額、またはそれを超える額を信託財産に返還する個人的義務を負う場合、債権者は信託財産につき執行することができない。受託者が信託財産に返還する個人的義務を負う額が、受託者が正当に負担した責任の額よりも小さい場合、債権者は差額の限度まで、信託財産につき執行することができる。第244条 e 参照。

例：

3. Aはアパートの受託者である。Aは管理人としてBを雇い、Bに500ドル支払うことに合意した。その後、Aは信託財産から1,000ドルを横領した。Aは、信託財産から求償する権限を与えられない。したがって、Aが支払不能であっても、Bは、本条のもとでは、その債権をもって信託財産に対し強制することができない。

4. Aが250ドルを横領した点を除いて、事実は例3と同じである。Aは信託財産から250ドルの範囲で求償する権限を有し、したがって、Aが支払不能の場合であれば、Bは、本条にもとづき、250ドルを限度に、その債権をもって信託財産に対し強制することができる。

f. 複数の受託者

2人の共同受託者の1人が信託違反をなし、他の受託者はこれに関与せず、受益者に対しいかなる責任も負わない場合（第224条参照）、受託者の双方が信託の事務処理上、第三者に対し、正当に責任を負うときは、債務不履行をしていない受託者は、第三者に対する責任について、信託財産から求償を受ける権限を有する（第244条注 f 参照）。そこで、債権者は、本条に基づき、信託財産につき執行し、それを債権の弁済にあてることができる。一人の受託者が第三者に不法行為責任を負い他の受託者が責任を負わず、前者が信託財産からの求償を否定され、後者が肯定されることになる（244条注 h 参照）。債権者は信託財産に執行が可能で、この条文のルールに従って自己の債権を満足することができる。

g. 信託条項による費用補償の限度

信託条項によって、受託者が信託財産の一部分だけから求償を受けるとされている場合、本条にもとづき、債権者は、信託財産のその部分についてのみ執行できる。第244条注 i 参照。

もし、信託条項により、求償が事業用信託財産の一部に限られているならば、その部分のみ債権者は執行できよう。

例：

5. Aは、全財産を信託としてBに遺贈した。その財産の中には事業が含まれており、遺言条項によつて、Bが、その事業を継続すべきことが定められていた。その事業経営の過程で、Bは、Cから商品を買入れた。その事業は不振で、同事業に用いられる財産だけでは、Cの請求額を支払うには十分でない。Bは、破産したが、信託違反はおかしていない。Cは、受託者としてのBを相手どり、事業に使われる財産から商品の代金を支払うよう請求する衡平法上の訴訟を提起することはできるが、信託設定者の別段の意思表示を示す証拠がない限り、Cは、信託財産の他の部分から、Cに支払うようBに強制することはできない。

6. 遺言書に、Bに信託としと遺贈した財産の他の部分を事業に使用して良い旨が規定されていることを除き、事実は例5と同じである。Cは、事業に使われた財産からだけでなく、信託財産の他の部分からも、商品代金を支払うよう請求する衡平法上の訴訟を、受託者としてのBに対し提起することができる。

第269条 信託財産が利益を得た場合の信託財産の執行

債権者が信託財産に対し利益を与え、しかも受託者の個人財産をもってはその債権の満足を得ることができないときは、債権者は衡平法上の訴訟により、信託財産につき執行し、信託財産が利益を受けた限度において、その債権の満足をはかることができる。ただし、債権者に、このような救済方法を与えることが衡平の概念上、許すべきでない事情の存するときは、この限りでない。

注：

a. 契約

受託者の要求にもつづき、第三者が信託財産の利益となるような労力、金銭、材料を提供する場合、第三者は、衡平法上の訴訟により信託財産につき執行し、信託財産が利益を受けた額を取り戻すことができる。本条に述べられている規定にもつづき、信託財産につき執行する債権者の権限は、信託財産に与えられた利益によるものであり、その利益の限度において執行することができる。受託者の債務不履行のために受託者が求償権限を有しない場合でも、債権者は、信託財産につき執行することができる（第244条注e参照）。しかし、利得が信託財産に残った金額以上には、債権者は契約金額全額もしくは債務不履行による賠償金全額を請求できない。

例：

1. Aは、信託として、甲地をBに遺贈した。Bは、地代の1,000ドルを横領した。Bはその信託のために金銭を借り入れる権限を与えられてはいない。Bは、甲地の税金を支払うために、Cから500ドル借り、その金は税金に支払われた。Bが支払不能となった。Cは、受託者としてのBを相手どり、信託財

産から500ドルの返還を受けるために、衡平法上の訴訟を提起した。Cは、返還を受ける権利がある。

2. Aは、信託として、甲地をBに遺贈した。Bは、地代の1,000ドルを横領した。Bは甲地上に永久的な改良を加える権限が与えられていないにもかかわらず、甲地上に建物を建てるために、5,000ドルをCに支払うことを契約した。Cは、建物を建て、その後、Bは、建物がなかった場合よりも5,000ドル高く甲地を売却した。Bが支払不能となった。Cは、受託者としてのBを相手どり、信託財産から5,000ドルの返還を受けるために衡平法上の訴訟を提起した。Cは、返還を受ける権利を有する。

b. 第268条にもとづき、債権者は、受託者が求償しうる限度で、信託財産につき執行することができる。

c. 不法行為

受託者が第三者の財産を横領して信託財産の負担の支払い、または信託の利益のためにそれを使う場合、第三者は、その利益の範囲で信託財産から弁済を受けることができる。信託財産からの求償ができない信託違反を行っていて、受託者が債務不履行状態にあるか否かは重要ではない。

例：

3. Aは、信託として、甲地をBに遺贈した。Bは、地代の2,000ドルを横領した。その後、BはCの1,000ドルを不法に取得し、その金を甲地の改良に使った。Cは、受託者としてのBを相手どり、信託財産に加えられた改良費の1,000ドル分について、返還を請求する衡平法上の訴訟を提起することができる。

4. BがCの金を甲地の税金の支払いと甲地上の担保権の利息の支払いに使用した点を除いて、例3と同じである。Cは受託者としてのBを相手どり、支払われた税金と利息の金額の返還を請求する衡平法上の訴訟を提起することができる。

d. 準契約上の責任およびその他の責任

本条は、受託者が第三者と契約していない場合、または不法行為をしていない場合にも適用される。受託者が、信託と関わりなく信託財産を保有する場合、受託者に対する準契約上の、または衡平法上の救済方法が第三者に認められる事情があるときに、第三者が、信託財産に対し利益を与えた場合には、第三者は、利益の限度で信託財産から返還を受けることができる。錯誤などによる利益の回復がみとめられる状況の記述は、リステイトメントの本章の範囲ではない。それは原状回復法リステイトメントで扱われる。

第270条 信託条項が信託財産上の責任について規定している場合

信託事務の処理に際して、受託者が第三者に対し義務を負担した場合には、第三者は、その権利の満足を受けるため、衡平法上の訴訟により信託財産に執行できる旨の約款が信託条項に定められているときは、第三者は信託財産につき執行し、これによって債権の満足を受けることができる。

注：

a. 信託条項

【第8章】

信託条項によって、信託事務の処理上負担した責任につき、信託財産から支払われることが定められている場合、第三者は、衡平法上の訴訟により、信託財産につき執行し、それによって債権の満足をはかることができる。この条文は、受託者が、正当な業務執行によらないで責任を負担したり、債務を不履行したりして、第268条によれば、求償権がなく、信託財産に執行できない場合に適用できる。また本条の救済は利得が信託財産上に現存しなくて第269条によれば、債権者が信託財産に執行できない場合にも適用される。本条は契約責任、不法行為責任の双方に適用できる。

例：

1. Aは、信託として、新聞業をBに遺贈した。遺言書には、信託財産の管理上生じた負担はすべて、信託財産から受託者が支払うものと定められていた。Bは、その事務上、Cを雇い、Bの過失で安全装置の設置を怠ったために、Cが負傷をした。Bが死亡し、Dが、次の受託者として指定されていた。Cは、受託者としてのDを相手どり、衡平法上の訴訟を提起でき、信託財産から、Cの債権の満足をはかることができる。

b. 信託証書の解釈

受託者が、信託の事務処理について、第三者に対し責任を負担した場合、信託財産につき執行する権限を与える旨を、委託者が表示したかどうか、あるいは、どの程度まで、その意思を表示したかどうかは、解釈の問題である。

受託者が、信託の事務処理上、負担した費用を支払うべきものとする信託証書の規定は、必ずしも、債権者に信託財産につき執行できる旨を表示したものとはいえない。

他方、受託者は、信託の事務処理上、負担した費用につき、個人的責任を負わないものとする旨が、信託証書に規定されている場合は、通常、債権者が、信託財産につき執行できるという意味が表示されているものと解釈される。信託が事業を経営するものである場合、委託者の意図は経営上生じた債務の弁済に、事業用信託資産を引きあてるものと解される。委託者は事業用資産ばかりではなく、信託財産全部を引当とすることを意図することもある。244条注 i、268条注 g 参照。

c. 受託者が、信託の事務処理上、第三者に対して負担した責任について、信託条項に第三者の信託財産の執行の権限が規定されている場合、受託者が、正当に負担した責任にのみ適用されるのか、それとも、不当に負担した責任にも拡張されるのかは、解釈の問題である。そこで、受託者が無過失の不法行為責任を負担する時にも適用されるし、有過失の不法行為責任を負担する時にも適用される。

第271条 特約が信託財産を拘束する場合

受託者が正当な信託事務処理として第三者と契約を締結し、その契約において、受託者は契約上の業務につき個人的責任を負わず、第三者は単に信託財産についてののみ責任を追及する旨約定している場合は、第三者は、その契約上の権利につき、衡平法上の訴によって、信託財産に対し執行することができる。

注：

a. 本条の範囲

本条にもとづく救済は、受託者の信託処理上なされた契約に、受託者が個人的責任を負わず、契約の他方の当事者は、信託財産のみを追及できるものとするという規定を入れることを要求する旨、またはその権限を与える旨の規定が信託条項に存在するかどうかにかかわらず、適用される。

例：

1. Aは受託者である。Aは、信託財産に関して生じた訴訟で弁護してもらうために弁護士Bと契約し、AはBへの支払いに対し個人的責任を負わず、Bは信託財産から支払いをうけるものとした。Bは、受託者としてのAに対して、彼の報酬につき信託財産から支払をうける訴訟を提起することができる。
2. Aはビルの受託者である。Aはビルの修理をさせるためBを雇い、その費用は信託財産からBに支払うという契約をした。Bは受託者としてのAを相手どって、彼の報酬の支払いを信託財産からうける訴訟を提起できる。

b. 本条の救済は、その契約が、適法な信託事務処理上なされた場合にのみ有効である。

c. 受託者が、信託違反により信託財産に対し債務不履行の責任を負うため、信託財産からの求償をうける権利がなくなり、その結果、債権者は、第268条に述べられている原則にもとづき、信託財産に対し執行することができなくなった場合でも、本条にもとづく救済は適用される。 信託財産に何らの利益ももたらさないため、債権者が第269条に述べられている原則にもとづき、信託財産に対し執行することができない場合にも、本条にもとづく救済は可能である。

d. 契約の解釈

契約の当事者は、当事者の一方が、信託財産についてのみ責任を追及できる旨の意思表示をなした場合、契約書にそれが特別な文言で認められているか否かに拘らず、本条の救済を受けることができる。受託者が個人的責任を負わない旨の合意をしているかどうかは、解釈の問題である。第263条参照。上記の合意のある場合、契約は契約の他の当事者は信託財産に補償を求めることができる。

e. 本条の原則が、売渡担保の権限がなくとも適用される場合

受託者が、その責任を生じさせるにあたって適法な行為をなした場合にかぎり、受託者が、信託財産上に、売渡担保、質権、先取特権などを設定する権限を有しなくても（第191条参照）、本条の救済は与えられる。契約の効果として、第三者が信託財産に執行しようと定められていても、衡平法上信託財産に執行できても、先取特権を取得しない。一人の債権者は他の債権者に優先しない。

第271条の2 信託財産からの弁済を許すことが公平と認められる、その他の事由

信託の事務処理上、受託者がある者に対し責任を負った時は、その者の請求が、第268条から第271条に述べら

れている原則に入らないとしても、信託財産からの弁済を許すことが衡平である場合には、信託財産から弁済をして、彼の請求を満足させることが認められる。

注：

a. 最近の傾向

その状況が、第268条から第271条の一つに該当しなくとも、受託者が、信託の事務処理上、ある者に対して責任を負った場合、その者の請求の満足ををはかるために信託財産に対し執行できるという考え方が、次第に確立して来ている。代理人が一般的にその権限の範囲内で行為した時、本人に責任が発生することが認められてきている。そこで、権限の範囲内で行為した受託者は、信託財産に責任を負担させることができる。受益者がたとえ、個人的には責任を負わないとしても、いくつかの州では制定法で受託者の行為は、信託財産の包括的な代理人で、その権限の範囲内であれば、代理人の行為が本人に責任を負わせるのと同じく、信託財産に責任を負わせる。

この法理のもとで、債権者は代理人資格としての受託者に対して効力がある信託財産に対する直接の訴を行うことができる。信託財産に責任を負わせた場合、受託者が信託違反をしているかいないかは、重要でない。

b. 契約

受託者が、信託の事務処理上、第三者と契約を締結したときは、たとえその契約の前または後に、受託者が信託財産から免責を受けられない信託違反をしたために、受託者に免責の権利がない場合でも受託者がその権限内で契約を締結した場合に限り、第三者は、信託財産に対し執行をすることが認められる。このようなケースでは、第三者は、受託者としての能力の範囲内で、受託者に対し訴訟を提起できるし、その契約が個人的責任を排除していないときは、受託者個人に対し訴訟を提起することができる。第262条参照。

統一信託法12条は以下のように規定している。受託者が受託者の権限内で契約を結ぶ時や前任の受託者がそのような契約を結んでいた時で、訴訟が提起された場合、訴訟の相手方は受託者を代理人として、訴を提起でき、原告勝訴の場合は信託財産から回収できる。その訴訟では原告は、受託者が原告に弁済した場合、信託財産から償還を受けることを保証されていることを証明する必要はない。

法は判決前に受益者に告知することを定めている。さらに契約が受託者の個人責任を除外する定めをしていなければ、原告は個人責任を負う契約をした受託者に執行できるとも定めている。

c. 不法行為

受託者が、信託の管理上、第三者に対し不法行為にもとづく責任を負わなければならない場合、受託者が、その責任を負う前または後に、信託財産から免責をうけることができない信託違反をしたために、受託者が免責をうける権利を有していなくとも、第三者は、信託財産に対し執行をすることが認められる。このことは、たとえば、受託者が信託の管理上、雇った者の不法行為のように、受託者個人の過失でなくとも、妥当する。統一信託法14条は以下のように規定している。

「1. 受託者またはその前任者が、信託の管理の際に個人としての不法行為責任を発生させた場合、代理人たる受託者が訴えられ、信託財産から回収される。裁判所がその訴訟で、(1) 受託者やその前任者が正当に信託財産を運営するためのビジネス活動に通常付随する事件から発生した不法行為である。(2) たとえ不法行為が通常

活動にもとづくものでないとしても、受託者や前任者またはその雇用者が個人責任を負わない。(3) 不法行為が(1)、(2)の範囲になくても、信託財産の価値を増加させたと決定した場合、不法行為が(1)、(2)ならば回収は証明された損害額の全額となり、不法行為が(3)の場合、回収は財産増加額の範囲に限られる。

2. 代理人たる受託者がこの条文で訴えられる場合は、原告は受託者が支払った時に信託財産から償還を受けられることを証明しなくてもよい。

判決前の受益者の告知の規定がされている。さらに受託者やその雇用者が償還権をもつ個人の不法行為責任を負うことも定めている。

第272条 第三者に対する義務の特定履行 (specific enforcement)

(1) 受託者が、正当な権限内の行為として信託財産を売却、質貸、売渡担保等、その他の処分をなすべき契約を締結したときは、その契約の相手方は、もし、その信託財産が信託とは無関係に保有されていれば、受託者に対し特定履行を求められる契約である場合には、その契約の特定履行を求めることができる。

(2) 受託者が、第三者に対し不法行為を構成するような方法で信託財産を使用し、または使用するおそれがあるときは、第三者は、もしその信託財産が、信託とは無関係に受託者に保有されていれば、その差止命令(enjoin)を求めることができる場合には、衡平法上の手続によって、その不法行為の差止命令を求めることができる。

(1)項の注：

a. 信託財産の売却、売渡担保、質貸等に関する受託者の権限については、第189条から第191条参照。

b. 売却の契約

受託者が、信託として保有していた土地を売却することを第三者と契約した場合に、信託条項によって、受託者にその土地の売却の権限があたえられ、かつ、その契約が適法なものであるときは、第三者は、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができる。

例：

1. Aは、信託としてBに甲地を遺贈した。信託条項によって、受託者には、甲地売却の権限が与えられていた。Bは、甲地をCに、10,000ドルで売る契約をした。契約の当時、甲地は10,000ドルの価値であった。その後すぐに、甲地の価額が15,000ドルに上がった。CはBを相手に、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができる。

c. 売却することが信託違反になる場合

受託者による売却が信託違反になる場合、第三者は、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができない。

また、受託者に売却の権限が与えられている場合でも、その売却価額が不当なものであったり、その契約が、信託違反になるような条項のもとになされたものである場合には、第三者は、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができない。第三者が、受託者にその契約をなす権限がないことを知っていたかどうか、また、その

【第8章】

信託の存在を知っていたかどうかは、重要ではない。

例：

2. Aは信託としてBに甲地を遺贈した。信託条項によって、受託者が甲地を売却することが禁じられていた。Bは甲地をCに売却する契約を締結した。CはBに対し契約の特定履行を求める訴訟を提起することはできない。

3. Aは信託としてBに甲地を遺贈した。信託条項によって、甲地売却の権限が、Bに与えられていた。Bは、甲地をCに10,000ドルで売却する契約をした。契約当時、甲地は20,000ドルの価値があり、Bは、そのことを知っていたか、または知りうべき状態にあった。Cは、Bに対し、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができない。

d. 裁判所は、受託者に信託違反を強制することができないという原則については、第310条参照。

e. 賃貸契約

受託者が、信託として保有している土地を第三者に賃貸する契約を結んだ場合、第三者は、受託者が、正当に賃貸契約をなした場合に限り、受託者に対し、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができる。

例：

4. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、C生存中はCに土地からの収益を支払い、C死亡後は、Dに甲地を引渡すよう指示した。BはEと、甲地につき、5年間の賃貸契約を締結したが、その賃貸行為は受託者として適法な行為であった。Eは、Bに対し、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができる。

5. Aは信託としてBに甲地を遺贈し、C生存中はCに土地からの収益を支払い、C死亡後は、Dに甲地を引渡すよう指示した。BはEと甲地につき、99年間の賃貸契約を結んだが、このような賃貸契約は、受託者として信託違反になるものである。EはBに対し、契約の特定履行を求める訴訟を提起することはできない。

f. 受託者の個人的責任

受託者が信託財産の売却、賃貸、売渡担保その他の処分をなした場合、契約違反による損害賠償請求に対し、受託者は個人的責任を負う。第262条参照。

g. 受託者の債務不履行

本条に述べられている原則は、受託者によってなされた信託違反の結果として、信託財産に対する債務不履行が生じている場合でも、その契約が受託者の権限の範囲でなされたものである場合適用される。たとえば、受託者が信託として保有している土地を、第三者に売却する契約をなした場合、たとえ、受託者が信託財産を横領していたときでも、第三者は、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができる。

h. 不作為の義務を負担する合意

(1)項で述べられている原則は、信託財産に関し、特定の行為をなさないという消極的捺印契約(negative covenants)等にも適用される。

(2)項の注：

i. 不法行為の差止命令

受託者が、第三者に対し、不法行為を構成するような方法で、信託財産を使用するおそれのあるときは、第三者は、もし、その信託財産が信託とは無関係に受託者に保有されていれば、その差止命令を求められる場合には、第三者は、衡平法上の手続によって、その不法行為の差止を求めることができる。

例：

6. Aは農場の受託者である。Aは堰を作ろうとしており、それができると、Bが流木を川に流すことができなくなる。Bは、衡平法上の手続によって、Aを相手に、堰の建設の差止を求めることができる。

第273条 信託財産に対する第三者の権利の保護

第三者が信託財産に対してある権利を有するときは、この権利は、その財産が信託財産として保有されていない場合と同一範囲において保護される。

注：

a. 第三者が、信託違反によって権利を取得しない場合

本条に述べられている原則は、その権利が信託の設定前に生じたものでも、設定後に生じたものでも適用される。たとえば、売渡担保に入っている土地の所有者が、その土地に信託を設定した場合、抵当権者は、競売によって彼の権利を保全することができる。同様に、受託者が抵当権設定の権限（191条参照）を行使した場合、抵当権者は、競売によって彼の権利を保全することができる。

b. 第三者が、信託違反によって権利を取得した場合

本条に述べられている原則は、受託者が、信託財産上の権利を第三者に与えた場合、それが信託違反になっても、第三者が善意有償取得者である限り、適用される。第284条参照。たとえば、受託者が信託として保有している土地に売渡担保を設定した場合、受託者にそのような権限がないとしても、抵当権者がその対価を支払い、受託者にそのような権限がないことを知らなかったときには、抵当権者は、競売によって彼の権利を保全することができる。第284条注g参照。

c. 権利の性質

本条に述べられている原則は、担保権のみに限らず、賃借権、地役権というような信託財産上の権利にも適用される。

d. 本条に述べられている原則は、当事者間の合意にもとづいて設定された権利にも、また当事者の合意なしに法律によって設定された権利にも、適用される。たとえば、税金が、その財産上に先取特権を具有している場合、税務当局は、信託としと保有されている財産上に、税金のための先取特権を実行することができる。

e. 本条に述べられている規定は、受託者により個人的責任を生じている場合にも、またそうでない場合にも、

適用される。たとえば、税務当局は、誰もその税金につき個人的責任を負わない場合でも、信託財産に対する先取特権を実行することができる。同様に、禁酒法違反などの法令違反によって財産が没収される場合、その財産がたとえ信託として保有されていても、没収される。

第3節 受益者の責任

第274条 受益者の責任一般

受益者は、受益者としての地位においては、信託事務処理に関して生じた義務につき、第三者に対し個人的責任を負うことはない。

注：

a. 本条の範囲

本条で述べられている規則は、信託事務処理上、受託者によってなされた契約上の責任（第275条参照）、受託者のなした不法行為に対する責任（第276条）、または信託財産の所有者として課せられる責任（第277条）に、適用される。本条で述べられている規則は、信託事務処理上の準契約（quasi-contractual）またはその他の責任にも適用される。

b. 受託者が、受益者の代理人を兼ねる場合

受託者が受益者の代理人を兼ねることもある。受託者が、受益者のために行為をし、受益者の指示に従うことを約した場合、受託者は受益者の代理人である。第8条参照。受益者の代理人を兼ねる受託者は、信託事務処理上、生じた責任を代理人の能力の範囲内で、受益者に負わせることができる。

第275条 受益者の契約上の責任

受益者は、受益者としての地位においては、受託者が信託事務の処理に際して締結した契約につき、個人的責任を負うことはない。

注：

a. 受益者の無責任

受託者は、受益者の代理人でなく（第8条参照）、したがって受益者に契約にもとづく個人的責任を負わせることはできない。

b. 受託者が信託事務処理上、契約を行ったことが契約時に明らかだったとしても、受益者は責任を負わない。 信託の存在および受益者の氏名が、契約の相手方に知られているかどうかは、重要なことではない。

c. 受託者が、受託者としての義務を正当に履行して契約を締結したかどうかにかかわらず、受益者は、契約上の責任を負うことはない。

d. 受益者は、たとえ契約において受託者が契約上個人的責任を負わない旨の合意をしても、責任を負うことはない。

e. 受託者が代理人を兼ねる場合

受益者の代理人を兼ねている受託者は、その代理権限の範囲内において、その締結した契約にもとづき受益者に個人的責任を生ぜしめることができる。

f. ビジネス・トラスト

ビジネス・トラストの受益者が負うべき個人的責任に関する問題は、このリステイトメントの範囲外である。

第1条注bを参照。

g. 前後参照

受託者が受益者から個人的に責任免除を認められている場合に、受益者に対し個人的責任を追及できる債権者の権利については、第278条参照。

債権者が信託財産を差押える権限を有している場合に、受託者が信託財産を受益者に譲渡した場合、債権者が受益者の責任を追及する権限については、第279条参照。

第276条 不法行為に対する受益者の責任

受益者は、信託の管理上、受託者のおかした不法行為につき、第三者に個人的責任を負うことはない。

注：

a. 受益者の無責任

受託者は受益者の代理人ではなく（第8条参照）、したがって、その不法行為により、受益者に個人的責任を生ぜしめる権限はない。

b. 受益者は、受託者に責任を生ずる不法行為が信託違反となるか否かにかかわらず、受託者の犯した不法行為につき、責任を負うことはない。

例：

1. Aは、アパートにつきBのための受託者である。保持者はCに一室を貸した。Aに雇われた管理人が階段に石炭入れを放置し、Cがそれにつまづいて、その脚を折った。BはCに対し責任を負うことはない。

c. 受託者が代理人を兼ねる場合

受益者の代理人を兼ねている受託者は、その代理権限の範囲内において、そのおかした不法行為に対する個人的責任を受益者に生ぜしめることができる。

d. 受益者が共同不法行為者である場合

受託者の不法行為を、受益者が扇動したり、その不法行為に加担した場合、受益者は、その不法行為上の責任を負う。

e. ビジネス・トラスト

ビジネス・トラストの受益者が負うべき個人的責任に関する問題は、このリステイトメントの範囲外である。

【第8章】

第1条注b参照。

f. 前後参照

受託者が受益者から個人的に責任免除を認められている場合、受益者に個人的責任を追及できる債権者の権限については、第278条参照。

債権者が信託財産を差押える権限を有し、受託者が、信託財産を受益者に交付している場合、受益者に個人的責任を追及できる債権者の権限については第279条参照。

第277条 権利主体としての受益者の責任

財産権の信託の受益者は、受益者としての地位においては、その財産権の保持者たる地位にもとづいて負担すべき責任につき、第三者に対し責任を負うことはない。

注：

a. 受益者の無責任

信託財産に対する主体となっているのは、受託者であって、受益者ではない。法律上、財産権の主体者に課せられる負担は、その財産の信託受益者ではなく、受託者に課せられるものである。第265条参照。

b. 税

法令に別段の定めがない限り、受益者は、財産権の主体者に課せられる税負担の義務を負うことはない。

c. 株主に対する株金払込請求

株券の受益者は、法令に別段の定めがない限り、株金払込請求・株主総会の招集通知・その他について、個人的責任を負うことはない。

d. 受託者が代理人を兼ねる場合

受託者が受益者の代理人も兼ねている場合、受益者は、信託財産の主体者として第三者に対し義務を負うことがある。

たとえば、株式の受託者が、株式を受託者の名義で保有し、受益者の指示に従って株式を譲渡することが義務である場合、受益者は、株金払込請求・株主総会の招集通知・その他について責任を負うことがある。

例：

1. AはX会社の株をBに譲渡した。AとBとの間で、Bが株を保有し、Aの指示に従って株主権の行使をし、Aの要請があれば株式をAに再譲渡または第三者に譲渡することに合意していた。その株式は、株主名簿に、「Aの受託者B」の名で登録してあった。Aは、その株式の株金払込請求に対して個人的責任を負う。

e. 前後参照

受託者が受益者から免責を認められている場合、受益者に個人的責任を追及できる債権者の権限については、第278条参照。

債権者が信託財産差押えの権限を有し、受託者が、受益者に信託財産を引渡している場合、受益者に個人的な責任を追及できる債権者の権限については、第279条参照。

第278条 受託者が受益者から個人的に免責を認められている場合

受託者が信託事務の処理に関し第三者に対し個人的責任を負うに至った場合、その第三者が受託者の固有財産からその債権の満足を受けることができず、かつ受託者が、その債務につき、受益者から補償を受ける権利を有するときは、第三者は、衡平法上の手続により受託者の受益者に対するこの補償を受ける権利を執行し、債権の満足をはかることができる。

注：

a. 受益者が受託者に補償をなすことを約した場合

第249条で述べられているように、受託者と受益者の間に、受益者が受託者に補償するという合意がない限り、受託者は、信託事務処理により負担した責任につき、受益者から個人的に補償を受ける権利を有するものではない。

第279条 受益者が信託財産の交付を受けた場合

受託者の債権者が、その債権の満足をうけるため衡平法上の手続により、直接信託財産に対し執行できる権利を有する場合、受託者が、その債権者に対する弁済をなさずに受益者に信託財産を譲渡したときは、債権者は、衡平法上の手続により、受益者に対し、譲渡を受けた信託財産の価格の限度において債権の弁済を求めることができる。但し、受益者が善意の場合、または受益者にこのような責任を負わせることが衡平の観念に反するような事情の変更が生じたときは、この限りではない。

注：

a. 信託財産が受益者に交付された場合

債権者が、第269条、270条、271条、271条の2に述べられている規則にもとづき、信託財産に対し執行し、それによって債権の満足をうけられる場合で、かつ、債権者に弁済がなされる前に受託者が信託財産を受益者に交付したときは、受益者に対し、譲渡を受けた信託財産の価額の限度において、個人的責任を負わせることができる。信託財産が受益者に譲渡されなかったならば、受託者が受益者から補償をうける権限を有さない場合であっても同様である。

例：

1. Aは、Cのための信託として甲地をBに遺贈した。Bは、賃料の2,000ドルを横領した。その後、Bは、Dの1,000ドルを違法に取得し、その金銭を甲地の手入れに費消してしまった。Bは、甲地を、これらの事実を全部知っているCに譲渡した。Dは、衡平法上の手続により、甲地の手入れに使われた1,000ドルと法定利息分についてCに返還を求めることができる。但し、Cに譲渡された信託財産の価

【第8章】

頼をこえることはできない。第269条の例2と比較せよ。

2. AはCのための信託として、Bに新聞社の事業を遺贈した。遺言書には、信託財産の管理上生じた債務はすべて受託者によって信託財産から支払われるものとして規定されていた。Bは、事務執行上、Dを雇い、Dは、他の雇人の過失でけがをした。Bは、この事実を知っているCに信託財産を譲渡した。Dは、衡平法上の手続によって、Cに譲渡された信託財産の価格の限度で、Cに対し損害賠償の請求をすることができる。第270条例1と比較せよ。

3. AはBの受託者である。Aは、信託財産に関して生じた訴訟を遂行するために弁護士Cを雇い、AとCとの間で、Cへの支払いは信託財産からなされるのであって、AがCへの支払いにつき個人的責任を負わない旨、合意がなされていた。Aは信託財産をBに譲渡した。Cは、衡平法上の手続により、Bに譲渡された信託財産の価格の限度において、Cの請求金額をBに求めることができる。第271条例1と比較せよ。

b. 受益者が善意取得の買主である場合

受益者が信託財産の譲渡を受けたとき、善意取得者である場合には、債権者は、受益者から個人的に債権の弁済を受けることはできない。例えば、受託者が信託財産に属する金銭を横領し、その同額の第三者の金銭を違法に取得して、自己の受託者としての口座に預金してから、その金銭を受益者に支払った。受益者が、このときその金銭を受託者が違法に取得したことにつき善意であり、受領した金銭を自己が受託者に対して有する債権を満足させるために用いた場合、受益者は善意取得者であるから第三者に対して何ら責任を負わない。第304条参照。

c. 事情の変更

受益者が信託財産の交付を受けた後、受益者にこのような責任を負わせることが、衡平の觀念に反するような事情の変更が受益者側に生じたときは、受益者は債権者に対する責任を負わない。第292条と比較せよ。

第9章 第三者の責任

第1節 受託者に対して不利益な行為をなした第三者

- 第280条 受託者による訴の提起
- 第281条 受益者による普通法上の訴の提起
- 第282条 受益者による衡平法上の訴の提起

第2節 信託財産の譲受人

第1款 総則

- 第283条 譲渡が信託違反でない場合
- 第284条 善意有償取得者
- 第285条 衡平法上の権利の譲渡
- 第286条 信託財産に衡平法上の権利を設定した場合
- 第287条 善意有償取得者でない譲受人から善意有償取得者への譲渡
- 第288条 悪意取得者
- 第289条 無償取得者(donee)
- 第290条 違法行為による譲受人
- 第291条 悪意取得者の責任の範囲
- 第292条 無償取得者の責任の範囲
- 第293条 違法行為による譲受人の責任の範囲
- 第294条 訴提起をなしうる者
- 第295条 受託者および譲受人に対する訴提起の選択

第2款 認識(notice)

- 第296条 信託の存在に対する認識
- 第297条 信託違反に対する認識の意義

第3款 対価(value)

- 第298条 現存する対価
- 第299条 譲渡前における対価の支払
- 第300条 譲渡後における対価の支払
- 第301条 信託違反を認識した後における対価の支払
- 第302条 対価としての約束
- 第303条 一部支払い
- 第304条 対価としての既存債務の弁済
- 第305条 対価としての既存債務に対する担保供与

【第9章】

第306条 債権者のための譲受人

第307条 破産管財人

第308条 受託者の債権者

第309条 競落人

第4款 信託財産に対する権利の移転

第310条 信託財産譲渡の債権契約

第311条 信託の事実を知った後の譲渡

第312条 譲渡前で受託者が信託違反行為を完了した後の信託の認識

第5款 受益者に対する禁反言 (estoppel)

第313条 受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利

第314条 受益者が禁反言を受ける場合の衡平法上の権利者の権利

第315条 受益者が譲渡に同意した場合の譲受人の権利

第6款 善意有償取得者からの譲渡

第316条 善意有償取得者からの譲受人

第317条 有償による受託者への再譲渡

第318条 善意有償取得者から悪意取得者への再譲渡

第319条 善意有償取得者から無償取得者への再譲渡

第320条 善意有償取得者からの新たな信託としての再譲渡

第3節 信託財産の譲渡を受ける以外の方法による信託違反への関与

第321条 受託者に対して支払われたものが不当に使用された場合

第322条 受託者による第三者に対する権利の放棄

第323条 第三者の受託者に対する権利の相殺 (set off)

第324条 信託資金の受寄者

第325条 受託者が保有する有価証券の移転の登録

第326条 受託者とのその他の取引

第4節 出訴期限法 (Statute of Limitation) および消滅時効 (laches) の効果

第327条 受託者が出訴期限法および消滅時効により権利行使を禁じられた場合の受益者の権利

第5節 受益者による義務免除および受益者に対する相殺

第328条 第三者に対する権利の受益者による義務免除

第329条 第三者の受益者に対する債権の相殺

第1節 受託者に対し不利益な行為をなした第三者

序論；

本節では、受託者が、信託財産を、信託とは関係なく保有していたとするならば、その訴訟が提起できるような場合、つまり、第三者に対する訴訟について扱う。その訴訟が信託財産に関する不法行為によるか、または信託として保有されている契約にもとづくもの、それとも信託財産に対する権原を保有していることから生じる他の請求権を強制するためのものかどうかを問わない。もしその財産が、信託として保有されていなければ責任を負わないような第三者たとえば、信託違反によって信託財産が譲渡を受けた者、または、信託違反に参加した者に対する訴訟の問題は、第2節と第3節で扱う。

第280条 受託者による訴の提起

受託者は、もし信託財産を信託とは無関係に保有した場合に、第三者に対し提起しうべき各種の訴について、普通法上の訴たると衡平法上の訴たると、その他の訴訟手続たるとを問わず、すべて提起することができる。

注：

a. 不法行為に対する普通法上の訴の提起

第三者が信託財産に関して不法行為をなした場合、受託者は、もし信託とは無関係に財産を保有していれば、所有権にもとづき提起できる普通法上の訴訟を提起することができる。たとえば、土地または動産の受託者が、その土地または動産に関して不法行為を行なった第三者を相手に、土地または動産の原状回復、または、不法行為にもとづく損害の賠償を求める普通法上の訴訟を提起することができる。

例：

1. Aは甲地の受託者である。Bは、不法に甲地に侵入し、これを占有した。Aは、もしAが甲地を信託と関係なく保有していれば提起できるような不法侵害 (trespass) 訴訟または不動産回復訴訟 (ejectment)、あるいはその他の普通法上の訴訟を提起することができる。

2. Aは公社債の受託者である。Bは不法にその公社債を取得した。Aは、もし、それを信託とは無関係に保有していれば提起できる動産侵害訴訟 (trover)、動産占有回復訴訟 (replevin) またはその他の普通法上の訴訟を提起することができる。

b. 契約にもとづく普通法上の訴訟の提起

契約上の権利が信託として保有されている場合、受託者は、その権利が信託とは無関係に保有されていれば提起できる普通法上の訴訟を契約者に対して提起することができる。この規則は、信託設定時に、信託財産の一部についてなされた契約上の権利にも、また信託設定後に受託者によって取得された契約上の権利にも適用され、この中には、信託の事務処理上、受託者が締結した契約から生じたものも含まれている。

例：

3. Aは、Cのための信託として全財産をBに遺贈した。その財産には、Dによって作成された手形 (note) が含まれていた。Bは、Dを相手に、その手形に関する訴訟を提起できる。

【第9章】

4. Aは、Bに1,000ドル支払うことを約し、BがCのための信託として、その請求権を保有すべきものとすると規定された捺印証書に押印し、Bに交付した。Bは、もしその約束がBの利益のためになされたとすれば提起できるような訴訟を、その証書にもとづき、Aを相手どって提起することができる。

5. Aは、Cのための信託としてBに10,000ドルを遺贈した。Bは、その金銭の一部を公社債と担保に投資した。Bは、公社債と担保を強制するための訴を提起できる。

6. Aは、食料雑貨業の受託者である。Aは食料雑貨品をBに売り、Bはその支払いを怠った。AはBに対し訴を提起できる。

c. 不法行為の差止または救済のための衡平法上の訴

第三者が信託財産に関し不法行為をしたり、またはする恐れがある場合には、受託者は、もし信託とは無関係にその財産を保有していれば、所有権者として提起できるような衡平法上の訴を、第三者に対して提起できる。たとえば、土地または動産の受託者は、その財産に関し不法行為をおかしたり、またはおかしおそれのある第三者に対し、もし受託者が、その財産を信託とは無関係に保有していれば提起できるような場合に限り、衡平法上の訴訟を提起することができる。不法行為がおかされるか、またはそのおそれのある財産が信託として保有されているという事実が、おのずと、受託者に、不法行為の差止や救済を求める衡平法上の訴訟を提起する権原を与えるものではない。たとえば、第三者が信託として保有されている動産を横領した場合、受託者は受託者であるという理由だけで、第三者に対し衡平法上の訴訟を提起できるものではない。その動産が、特定物でない時は、通常、受託者の救済は、衡平法上の訴ではなく、普通法上の訴による。しかしながら、その動産が特定物である場合には、普通法上の救済方法では不適當であり、受託者は、もしそれを信託とは無関係に保有していれば提起できるような、特別な損害の回復を求める衡平法上の訴訟を提起することができる。

d. 契約を強制する衡平法上の訴訟

受託者は、信託の事務処理上、締結した契約につき、もし、受託者が信託とは無関係にその契約をなしたとしたら、訴訟提起ができるような場合に限り、契約の特定履行を強制するための衡平法上の訴訟を提起することができる。

例：

7. Aは、Bのための甲地の受託者である。Aは、適法に、Cに甲地を売却する契約をなし、Cは、甲地を買うことに同意した。Cはその契約の履行を拒否した。土地の売買契約は特定履行が可能である以上、Aは、Cを相手に、契約の特定履行を求める訴訟を提起することができる。

8. Aは、Cのための信託としてBに全財産を遺贈した。その財産には、Dの振出した手形（note）も含まれていた。Bが手形の受託者であるという事実は、手形の履行を強制するためDを相手に衡平法上の訴を提起できるという権限を与えるものではない。

e. 訂正命令（reformation）または取消命令（rescission）を求める衡平法上の訴訟

受託者は、信託財産の譲渡の訂正または取消、あるいは信託違反のなされていない信託財産譲渡契約の訂正または取消を求める衡平法上の訴訟を、受託者が信託とは無関係にその財産を保有するか、またはその契約をなし

たときに訴訟提起ができる場合に限って提起することができる。訂正命令及び解除命令に関する法は当リステイメントの範囲外である。

f. 他の請求権

信託財産に対する権原を保有していることから、不法行為または契約によるもの以外の権利が、第三者に対して生じた場合、それは、受託者によって行使できる。たとえば、信託として保有している財産が、政府の土地収用でとられてしまった場合、受託者は、補償を求める訴を提起することができる。同様に、第三者が信託財産の犠牲によって利得した場合、第三者の準契約上の責任を強制するための訴訟を受託者は提起できる。

g. 他の訴訟手続

本条で述べられている原則は、普通法上の訴や衡平法上の訴だけでなく、他の訴訟手続にも適用される。たとえば、信託として契約上の権利を保有していたところ、諾約者が破産した場合には、受託者は、破産の訴訟手続において、契約にもとづく請求権を主張することができる。

h. 受託者の訴の方法

本条に述べられている原則にしたがい、受託者が提起する訴訟で、受託者が訴答書面または他の手続で、受託者であることを示すことは必ずしも必要でない。受託者は、あたかも自己が実現しようとしている請求権の所有者のように、訴訟を遂行することができる。もし、受託者が受託者であることを示しても、それは、争点の判断に不必要な事実の主張として扱われる。ただし、その訴訟でいかにして金銭や財産が、受託者により取戻されたとしても、彼は、信託に従ってそれを保有するものである。

i. 受益者の訴訟参加

受託者が第三者を相手に提起した普通法上の訴訟で、受益者は、必要な当事者ではない。

受託者による第三者に対する衡平法上の訴訟では、通常、受益者は適法な当事者にはなるが、必要な当事者ではない。受益者が当事者でないと、争点の決定ができない場合に限り、受益者は必要な当事者となる。例えば、訴訟が受託者、受益者間の争いであったり、受益者同士の争いである場合がそうである。

多くの州では、特に手続に関する法典を採択している州では制定法により、利害関係のある真の当事者の名で全ての訴訟は遂行されなくてはならないとされているが、明示信託の受託者は、受益者を参加させなくても訴訟を遂行することができる。このような制定法の下では、受益者は当事者として参加することはできるが、受益者なくしては完全な紛争解決ができないのでない限り、受益者の参加は必要ない。

j. 承継受託者

受託者が受託者の任務を終了し、次の受託者が指名された場合、承継受託者は、最初の受託者が提起できた訴と同じ訴を提起することができる。

k. 第三者の抗弁

受託者が、もし彼がその信託財産を信託とは無関係に保有していれば提起できるような訴訟を第三者を相手に提起することができるのであるが、第三者は、その訴訟に対し、もし受託者がその財産を信託とは無関係に保有していれば、ありえなかったであろうような抗弁を提出することができる。たとえば、売却の権限のない土地の

受託者が、土地の売却について第三者と契約をした場合、受託者は、その第三者を相手に土地の取得と代金支払を拒絶する普通法上の訴訟、または衡平法上の訴訟を提起することができない。第272条注cと比較せよ。また、第三者に対する請求権が信託として保有されている場合、受益者による免責は、第三者の債務を消滅させることになる。第328条参照。同様に、第三者に対する請求権が信託として保有されている場合、その第三者は、一定の事由によって、自己の有する受益者に対する債権と、受託者の保有している第三者に対する債権とを相殺することができる。第329条参照。

1. 前條参照

受託者が信託として保有している請求権を、受益者のために強制する受託者の義務については、第177条参照。

第281条 受益者による普通法上の訴の提起

(1) 受託者が、信託財産を信託とは無関係に保有していれば、第三者に対し、普通法上または衡平法上の訴あるいはその他の訴訟手続を提起できる場合には、本条第2項の場合を除き、受益者は、第三者に対し普通法上の訴を提起することができない。

(2) 受益者が信託の目的物を占有する場合には、受益者は、第三者に対しその財産の占有者が提起しうべき訴と同一の訴を提起することができる。

(1)項の注：

a. 受益者の権利は、衡平法上の権利であり、通常、普通法上の訴というより、衡平法上の訴によって保護される。これは、受託者に対する受益者の救済方法だけでなく（第197条参照）、第三者に対する受益者の救済方法にも妥当する。受益者の第三者に対する衡平法上の訴に関しては、第282条参照。

b. 不法行為に対する請求権

第三者が、信託財産に関し不法行為をおかした場合、その財産を占有していない受益者は、第三者に対し、普通法上の訴訟を提起することはできない。たとえば、土地が信託として保有されている場合、第三者が違法に土地に入り、または損害を与えたときは、土地を占有していない受益者は、その第三者に対し普通法上の訴訟を提起することはできない。あるいは、たとえば動産が信託として保有されている場合、第三者がその動産を違法に持ち去り、またはその動産に損害を与えたときは、動産を占有していない受益者はその第三者に対し普通法上の訴訟を提起することはできない。

例：

1. Aは、甲地を信託としてBに引渡し、C生存中はその土地の賃料および収益をCに支払い、C死亡後は、甲地を売却して、その売却代金をDに支払うよう指示した。Eは、不法に甲地に入り、甲地の占有を取得した。CとDも、Eに対し、不法侵害訴訟、不動産回復訴訟、または、その他の普通法上の訴訟を提起することができない。

2. Aは、信託としてBに全財産を遺贈し、そこからの収益をCに支払うよう指示した。Dが、信託

財産の一部である公社債をBから違法に取得した。Cは、Dに対し、動産侵害訴訟（trover）または、動産占有回復訴訟（replevin）、あるいはその他の普通法上の訴訟を提起することはできない。

受託者が信託違反により、第三者に信託財産を譲渡した場合については、第294条参照。

c. 契約上の請求権

契約上の権利が、信託として保有されている場合、その諾約者に対し、受益者は、普通法上の訴訟を提起することができない。

例：

3. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、そこからの収益をCに支払うよう指示した。その財産には、Dの作成した手形（note）が含まれていた。Cは、Dに対し、その手形に関し、普通法上の訴訟を提起することができない。

4. Aは、信託として10,000ドルをBに遺贈し、その収益をCに支払うよう指示した。Bは、その金銭の一部を公社債の購入に投資した。Cは、その社債上の権利主張につき普通法上の訴訟を提起することができない。

d. 他の請求権

信託財産に対する権原を保有することから、不法行為または契約以外の権利が、第三者に対して生じた場合、受益者は、通常、その権利を強制するために普通法上の訴訟を提起できない。たとえば、信託として保有されていた財産が、政府の収用権によって収用された場合、受益者はその補償を求める普通法上の訴訟を提起できない。同様に、第三者が信託財産の犠牲によって利得した場合、第三者の準契約上の責任を強制するための普通法上の訴訟を提起できない。しかし、この場合、受託者は訴を提起できる。第280章注f参照。

(2)項の注

e. 占有の権利がある受益者の占有訴訟

土地または動産が信託として保有され受益者がそれを占有しており、第三者がその土地または動産を侵害し、損害を与えた場合には、受益者は第三者に対し普通法上の訴訟を提起できる。

例：

5. 甲地の賃料および利益をCに支払うか、あるいはCの生存中はCにその占有を許可し、C死亡後は甲地を売却して、その売却代金をDに支払うものとして、AはBに甲地を信託として譲渡する。Cは甲地を占有する。Eは違法に甲地に侵入し、占有した。CはEに対して、占有の権利がある者が求償できる損害訴訟やその他の普通法の訴訟を提起できる。

第282条 受益者による衡平法上の提起

(1) 受益者が信託財産を、信託とは無関係に保有すれば、受託者が第三者に対し、普通法上または衡平法上の訴もしくはその他の訴訟手続を提起できる場合は、受益者は、本条(2)項および(3)項の場合を除いては、第三者

に対し衡平法上の訴を提起することができない。

(2) 受託者が第三者に対し訴を提起することを不当に拒絶し、または怠ったときは、受益者は、受託者および第三者に対し衡平法上の訴を提起することができる。

(3) 受託者が普通法裁判所に裁判を求めることができない場合、または受託者が存在しない場合には、受益者は、受益者の権利を保全するに必要な限り、第三者に対し衡平法上の訴を提起することができる。

(1)項注：

a. 通常、受益者の権利は、受益者による訴訟手続ではなく、受託者による訴訟手続により、受託者に不利益を与える第三者を相手とする訴訟を通して保全される。受託者が、そのような第三者を相手として、適法な訴訟を提起する限り、受益者は、そのような第三者を相手とする衡平法上の訴訟を提起できない。

b. 不法行為にもとづく請求権

第三者が信託財産に関し不法行為をおかした場合、(2)項と(3)項に述べられている場合を除き、受益者は、その者に対して衡平法上の訴訟を提起することができない。たとえば、土地が信託として保有されているときに、第三者が不法にその土地に侵入して損害を与えた場合、あるいは動産が信託として保有されているときに、第三者が不法にその動産を持ち去り、又は毀損した場合、受益者は、第三者に対し衡平法上の訴訟を提起できない。

例：

1. Aは信託としてBに甲地を譲渡し、C生存中はCに、その賃料および収益を支払い、C死亡後は、甲地をDに引渡すよう指示した。Eが不法に甲地に侵入し占有してしまった。CもDも、Eを相手に訴訟を提起できない。

受託者の信託違反により、信託財産を第三者に譲渡した場合の状況については、第294条参照。

c. 契約上の請求権

契約上の権利が信託として保有されている場合、その契約が、受託者の衡平法上の訴訟で強制できる性質のものであろうとなかろうと、通常、受益者は、契約者に対し、衡平法上の訴訟を提起できない。

例：

2. Aは、全財産をCのための信託として、Bに遺贈した。その財産にはDによって発行された手形が含まれていた。Cは、Dに対してその手形につき、衡平法上の訴訟を提起できない。
3. AはBのための甲地の受託者である。Aは、適法に甲地をCに売却する契約をし、Cは甲地を買うことに同意した。Bは、Cに対し、契約の特定履行を求める訴訟を提起できない。

d. 他の請求権

信託財産の権限を保有することから、不法行為または契約以外から権利が、第三者に対して生じた場合、受益者は、通常、その権利を強制するために衡平法上の訴訟を提起できない。たとえば、信託として保有されていた財産が土地使用によってとられてしまった場合、受益者は、その補償を求める衡平法上の訴訟を提起できない。同様に、第三者が信託財産の犠牲によって利得した場合、第三者の準契約上の責任を強制するための衡平法上の訴訟を受益者は提起できない。しかし、この場合、受託者は訴を提起できる。第280条注f参照。

(2)項の注：

e. 受託者が訴訟提起を怠った場合

受託者が第三者に対し、普通法上の訴訟、または衡平法上の訴訟もしくはその他の訴訟を提起する義務を怠った場合（第177条参照）、受益者は、受託者に対し、その義務の履行を強制するため衡平法上の訴訟を提起することができる。一つの訴訟で争訟を解決し、訴訟の重複を避けるために、受益者は、受託者と受益者を共同被告人とすることができ、事件は一つの訴訟で処理される。

受託者が第三者に対する訴訟提起をしないことが信託違反とならない場合、たとえば、その状況のもとでは、訴訟を提起しないことが妥当と考えられる場合（第192条参照）には、受益者は、その受託者や第三者を相手に訴訟を提起することができない。

(3)項の注：

f. 受託者が、裁判所の関与を求めえない場合

受託者が、裁判所の関与を求めることができず、しかも、受益者の権利を守るために訴訟提起が必要な場合、受益者は、受託者を参加させることなく第三者に対して衡平法上の訴訟を提起できる。なぜなら、受託者が裁判上の行為をとり得ないという偶然の事情により他人の権利を侵害した者が、責任を免れることを衡平法裁判所は認めないからである。たとえば、受託者が失踪して見付からない場合、受益者は、信託財産に関して不法行為をおかした第三者に対して、あるいは、信託上結ばれた契約にもとづく義務を履行すべき第三者に対し、衡平法上の訴訟を提起できる。受益者は自己の権利を守るために必要な場合のみ、第三者に対して訴訟を提起できるので、受託者を見つけることが可能でかつ受託者は違法に第三者に対する提訴を拒絶または怠っている訳ではなく、受託者が提訴する前に受益者が提訴する緊急性がない場合は、受託者が裁判上の行為をとり得ないという事実のみで、受益者が第三者に対して訴訟を提起する権限を有することはない。

g. 受託者が存在しない場合

受託者が、死亡・辞任または解任によって受託者でなくなり、かつ後任者が指定されていない場合、受益者は、受益権を保全するのに必要な限り、第三者を相手に衡平法上の訴訟を提起することができる。そのようなケースでは、受益者が新受託者を選任する訴訟を別個で提起することは必ずしも必要ではない。

(2)項および(3)項の注：

h. 取戻した収益の処分

その信託の性質上、受託者が第三者に対して訴訟を提起すれば、その収益が直ちに受益者に引渡されるべき場合には、受益者は、(2)項および(3)項に述べられている規則にもとづき、第三者から取戻した収益の如何を問わず、保持する収益を有する。しかしながら、直ちに引渡しを受ける権原がないときには、裁判所は、第三者に対し受託者に引渡すよう指示するか、新受託者を選任し、その受託者に引渡すよう指示する。

i. 複数受益者

受益者が複数いる場合、一人でも複数でも本条(2)項および(3)3項に述べられている規則にもとづく訴訟を提起することができる。この場合、その訴訟に利害関係ある他の受益者を当事者として参加させること、またはそ

のような受益者のための代表訴訟を提起することができる。

第2節 信託財産の譲受人

第1款 総則

第283条 譲渡が信託違反でない場合

受託者が、信託財産を第三者に譲渡し、または、第三者に対し、信託財産につき普通法上ないしは衡平法上の権利を設定した場合には、この譲渡ないし権利の設定が信託の本旨に反しない限り、第三者は、その譲渡ないし設定された権利を、信託とは関係なく保有し、従って受益者に対し何らの責任を負うことはない。

注：

a. 本条の範囲

受託者が、賃貸の権限（第189条参照）、売却の権限（第190条参照）、信託財産への抵当の設定（第191条参照）または他の権限を適法に行使し、第三者に対し権利を設定した場合、たとえ第三者が信託の行使であることを知っていても、第三者に対する権利の設定が信託違反にならない限り、受益者は、その契約を取消すことはできない。

b. 受益者の同意

譲受人が、信託に従って財産を保有しないような、信託の本旨に反する譲渡に受益者が同意した場合の効果については、第315条参照。

第284条 善意有償取得者

(1) 受託者が信託違反信託財産を譲渡し、または信託財産につき普通法上の権利を設定した場合において、その譲渡ないし権利の設定を受けた第三者が、対価を供し、かつ信託違反であることを知らないうち、またはその行為が違法であることを認識しないときは、第三者は、譲渡ないし設定を受けた権利を信託とは関係なく保有し、従って受益者に対し、何らの責任を負うことはない。

(2) 本リステイメントにおいて、この譲受人を「善意有償取得者 (bona fide purchaser)」と称する。

注：

a. 対価となるものについては、第298条～第309条参照。

信託違反に対する認識 (notice) については、第297条参照。

違法行為による譲渡の効果については、第290条参照。

b. 信託財産の種類

本条で述べられている規則は、信託の対象が土地または動産でも、普通法上の債権である場合でも、適用される。契約法リステイメント 第174条参照。また、本条で述べられている規則は、債権が流通可能なものであろうとなかろうと、捺印証書 (specialty) によって表章されようとなかろうと、さらに、書面によって証明さ

れるものであろうとなかろうと、適用される。

例：

1. Aは流通性ある債券 (negotiable bond)、非流通手形 (non negotiable note)、株券、銀行預金、および契約による売却商品の返還を求める債権の受託者である。信託の本旨に反し、Aは、これらすべてを善意有償取得者たるBに譲渡した。Bは、これらを信託とは関係なく取得する。

c. 衡平法上の権利

本条で述べられている規則は、信託として保有されている普通法上の権利と同様に、衡平法上の権利の譲渡にも適用される。衡平法上の権利に関しては、別に述べる。第285条参照。

d. 譲渡または設定された権利の範囲

本条で述べられている規則は、受託者による信託財産全部の譲渡の場合ばかりでなく、その一部の権利の譲渡にも適用される。

例：

2. Aは、Bのための甲地の受託者である。Aは、信託に違反して、甲地の半分を分筆しないまま善意有償取得者であるCに譲渡した。Cは甲地の半分に対する共有権を信託とは関係なく取得する。

e. 本条で述べられている規則は、受託者によって信託財産に対する普通法上の権利が設定された場合に適用される。

例：

3. Aは、Bのための甲地の受託者である。Aは、信託に違反して、10年の期限を定めて、甲地上に善意有償取得者であるCに対し、貸借権を設定した。Cは信託とは関係なく、10年間甲地上に貸借権を取得する。

f. 本条で述べられている規則は、それが信託財産として保有されていない場合も、信託財産上に受託者によって設定された普通法上の権利に適用される。

例：

4. Aは、Bのための甲地の受託者である。Aは、信託に違反して、隣地の所有者で善意有償取得者であるCに、甲地上の通行権を許可した。Cは信託とは関係なく、通行権を取得する。

g. 本条で述べられている規則は、受託者が信託財産上に普通法上の譲渡抵当、質権または留置権を設定する場合に適用される。

例：

5. Aは、甲地の受託者である。Aは、信託に違反して、甲地上に、善意有償取得者であるBのために、Aに対するBの5,000ドル貸付金を担保する目的で、抵当を設定した。Bは、信託とは関係なく、抵当を取得する。

6. Aは、公社債の受託者である。Aは、信託に違反して、Aに対するBの1,000ドル貸付金の担保を目的として、善意有償取得者たるBのために、その公社債上に質権を設定した。Bは、信託とは関係

【第9章】

なく、質権を取得する。

h. 本条で述べられている規則は、当事者の合意がない場合に、制定法またはその他によって生ずる法定の担保権に適用される。

例：

7. Aは、自動車の受託者である。Aは、信託に違反し、その自動車の改良をBに依頼した。制定法によって、そのような改良費に対する留置権が、改良をした者に与えられている。Bは、信託違反については知らずに修理をなした。Bは、信託とは関係なく、修理費につき、その自動車上に留置権を取得する。

i. 本条で述べられている規則は、受託者が信託財産を譲渡したり、信託財産上に普通法上の権利を設定するのではなく、信託財産につき衡平法上の権利を設定することを意図した場合には、適用されない。第286条参照。

j. 遺言による譲渡または無遺言相続 (intestacy)

本条で述べられている規則は、生前行為による譲渡だけでなく、遺言による譲渡または無遺言相続の場合にも適用される。例えば、受遺者が遺言者に対価を支払って遺贈をうけ、信託につき善意有償であった場合、その受遺者は善意有償取得者であり、遺贈された財産を信託として保有する。同様に、一定の財産を無遺言相続する合意に対して、相続人または近権者が対価を支払い、被相続人が無遺言で死亡し、相続人または近親者が信託につき善意有償で財産を受領した場合、その者は善意有償取得者であり、信託とは関係なくその財産を保有できる。

また、同様に受遺者または相続人が対価を支払っていない場合、その者は信託に従って財産を保有する。第289条注b・c参照。

第285条 衡平法上の権利の譲渡

第284条に述べられた善意有償取得者保護の規則は、信託財産が衡平法上の権利であっても、その信託財産が譲渡された場合に適用される。

注：

a. 本条が適用される事情

前述(第83条参照)した通り、衡平法上の権利も、信託として保有できる。そのような権利の受託者が、信託違反をして、それを善意有償取得者に譲渡した場合、第284条で述べられている規則が適用され、その取得者は、その権利を信託とは関係なく保有し、受益者に対し、何ら責任も負うことはない。土地・動産及び債権の善意有償取得者を保護する政策は、信託財産が衡平法上の権利である場合にも適用される。

例：

1. Aは、Bのための甲地の受託者である。Bは、自から自己の有する衡平法上の権利につきCの受託者となることを宣言した。その後、Bは、その衡平法上の権利をDに譲渡し、Dは対価を支払ったが、Cのための信託については全く知らなかった。Aは、甲地をDのための信託として保有し、Cの権利は

消滅する。

2. X州にある甲地上に、Aは、Bの1,000ドルの貸付を担保するために、抵当を設定した。X州の法律によって、抵当設定者は、抵当財産上に、衡平法上の権利のみを有するとされている。Aは、Cを受益者として、甲地上の自己の権利につき、受託者となる信託宣言をした。その後、自己の権利をDに譲渡した。Dは、対価を支払い、Cのための信託については全く知らなかった。Dは、信託とは関係なく、抵当の目的となっている甲地に対する権原を取得する。

3 公社債の所有者Aが、Bのための受託者となる信託宣言をした。Bは、その公社債上の自己の権利につき、Cのための受託者となる信託宣言をした。Bは、自己の権利をDに譲渡し、Dは対価を支払い、Cのための信託については知らなかった。Aは、Dのための信託として、その公社債を保有し、Cの権利は消滅する。

b. 本条の適用されない事情

本条で述べられている規則は、衡平法同士が衝突する場合には先に取得した者が優先するという一般原則の制限である。衡平法上の権利同士が等しい場合でなければ、先に取得した者が優先することはないので、この原則は広すぎる。衡平法上の権利が信託として保有されているときに、それが善意有償取得者に譲渡された場合、善意有償取得者の側の衡平法は、信託受益者のそれに優先する。本条の範囲に入る事情は、衡平法自体に平等だがしかも先に取得した者が優先するという三つの場合の事情とは異っている。

これら三つの事情は、以下の通りである。

1. 普通法上または衡平法上の権利の受託者が、その信託財産を譲渡するのではなく、単にその信託財産上に、第三者のために衡平法上の権利を設定しようとする場合。このような場合では、後者の衡平法上の権利者が対価を支払い、信託の存在を知らなかったとしても、信託の受益者が保護される。第286条参照。

2. 強制できない債権をもつ者が、それを第三者に譲渡する場合。このような場合では譲受人が対価を支払い、その権利が強制できないものであることを知らなかったとしても、譲受人がその権利を強制することはできない。ただし、その権利が流通証券のかたちをとっているときは、この限りでない。たとえば、土地を購入する契約が買主の詐欺によってなされ、その買主が、自己の権利を詐欺については知らない第三者に譲渡した場合、後者は、その契約を強制することはできない。これは「流通性ない債権の譲受人は、諾約者の衡平法上の抗弁の対抗を受ける」という原則の適用になる。第167条参照。

3. 衡平法上の権利の所有者が、その権利を、二重に譲渡した場合。このような場合では、後順位の譲受人が対価を支払い先順位の譲渡があったことを知らなくても、先順位の譲受人が保護される。第163条参照。

衡平法そのものは等しいが、先に取得した者が優先する場合があるという、これら三つの事情は、本条に述べられている原則が適用される事情とは区別されるべきである。

第286条 信託財産につき衡平法上の権利を設定した場合

【第9章】

受託者が、信託違反をして、信託財産上に、第三者に対して衡平法上の権利を設定しようとした場合、第三者に、その衡平法上の権利の実行を許容すると受託者の信託違反を成就させることになるときには、第三者はその衡平法上の権利を実行することができない。ただし、第314条の場合は、この限りでない。

注：

a. この原則の理由

受託者が信託財産を譲渡した相手方が第284条にいう善意有償取得者であっても、しかもその譲渡された信託財産が衡平法上の権利であっても（第285条参照）、また、受託者が信託の目的物に普通法上の権利を設定した相手方が、第284条にいう善意有償取得者であっても、受託者が信託違反をして単に信託財産につき衡平法上の権利のみを設定しようとする場合の相手方は、善意有償取得者とは認められない。たとえ、その相手方が対価を支払い信託違反を知らなかったとしても、そうである。したがって、受益者が禁反言の制限を受けない限り、その相手方は、その衡平法上の権利を行使することはできない。第314条参照。

これらの違いの根拠となる原則は「大法官裁判所は、信託違反につき善意かつ有償で、取得された権利を剥奪することはない」というものである。しかし大法官裁判所は、善意有償取得者を保護することで、受託者に信託違反を強制することになるならば、善意有償取得者といえども保護しない。信託財産が普通法上の権利であるとき、受託者が信託違反の譲渡であることにつき善意の者に有償で信託財産を譲渡した場合、その者は普通法上の権利を取得しており、大法官裁判所はその権利を剥奪することはできない。信託財産が普通法上の権利であるとき、受託者が、信託違反であることにつき善意の者に有償で信託財産上に普通法上の権利を設定した場合、その者は普通法上の権利を取得しており、大法官裁判所はその権利を剥奪することはできない。信託財産が衡平法上の権利であるとき、受託者が、信託違反につき善意の取得者に譲渡した場合、その者は権利を取得し、大法官裁判所はその権利を剥奪することはできない。この場合、信託として保有されていたのは衡平法上の権利であるから、譲受人の取得した権利は衡平法上の権利である。しかし、受託者は譲渡を完了しており、受託者が信託違反を完了するためになすべきことは何も残っていないからである。

他方、受託者が第三者に対して信託財産に衡平法上の権利を設定しようとした場合、信託財産自体が普通法上の権利であろうと衡平法上の権利であろうと、第三者が善意有償で取得しようと保護されない。この場合、第三者は権利を取得できない。なぜなら、受託者は信託財産を保持しており、信託違反は完了していないからである。大法官裁判所は、受託者に信託違反を完了するよう強制することはできない。

b. 信託財産を処分する契約

本条で述べられている原則は、受託者が、信託違反をして、信託財産を第三者に売却し、あるいは信託財産に抵当を設定するなどの契約をなした場合に、たとえ、その第三者が対価を支払い、かつ契約締結時に信託違反であることを知らなくても、適用される。第310条参照。

c. 信託宣言

本条で述べられている原則は、受託者が信託違反をして第三者のための受託者となる信託宣言をなした場合、第三者が対価を支払い、かつ信託宣言が行われた時に信託の存在を知らなくとも、適用される。

例：

1. Aは、Bのための財産権の受託者である。Aは、信託違反をして、その財産権につきCのための受託者となる信託宣言をなし、Cは対価を支払い、かつ信託違反について知らなかった。その後、Cは、信託違反であることを知った。Cは、AによってCのために宣言された信託を強制できず、AはBのための信託としてその財産権を保有する。

d. 衡平法上の抵当

本条で述べられている原則は、受託者が信託違反をして、信託財産上に衡平法上の抵当を設定する場合にも、適用される。

例：

2. Aは、土地の受託者である。信託の本旨に反し、Aは、信託の存在を知らないBから金銭を借り受け、その土地を貸付金の担保とすることに同意した。その後、Bは信託違反であることを知った。Bは、衡平法上の抵当を強制できない。

e. 制限的不動産約款 (restrictive covenant)

本条で述べられている原則は、土地の受託者が、信託違反をして、信託として保有している土地の使用を制限することを第三者と契約した場合にも、適用される。

例：

3. Aは、土地の受託者である。Aは、信託違反をして、隣接の土地所有者Bと、信託として保有している土地に二つ以上の建物を建てないことを契約した。その後、Bは信託違反であることを知った。Bは、契約を強制することはできない。

f. 信託財産に与えた利益の回復

受託者が、第三者のために、信託違反をして設定した衡平法上の権利に対し、その第三者が対価を支払っても、その支払った対価分につき信託財産上に先取特権を取得するものではない。しかし、信託財産がその支払で利益を得た範囲までは、その第三者は信託財産から取戻す権利を有する。第291条注oと比較せよ。

第287条 善意有償取得者でない譲受人から善意有償取得者への譲渡

受託者が、信託違反をして、信託財産を善意有償取得者でない第三者に譲渡し、その譲受人がさらにその信託財産を善意有償取得者たる他の第三者に譲渡したときは、他の第三者は、その財産を信託とは関係なく取得する。

注：

a. 本条の適用範囲

受託者が、信託の本項に反して、信託財産を信託違反の事実を知っている第三者に譲渡し、したがって、その者はその財産を信託とは関係なく保有しえない場合（第288条参照）、または、対価を支払わない者に譲渡し、したがって、その者はその財産を信託とは関係なく保有しえない場合（第289条参照）で、しかも、その譲受人が、

【第9章】

さらにその財産を善意有償取得者に、直接または仲介の譲受人を通して、譲渡したときは、その善意有償取得者は、信託とは関係なく財産を取得する。

b. 前後参照

悪意の買主、または善意有償取得者からの受贈者の権利に関しては、第316条参照。

第288条 悪意取得者

受託者が、信託違反をして信託財産を第三者に譲渡し、その第三者が信託違反であることを知っている場合は、その第三者が譲渡に對し対価を支払ったとしても、譲渡した財産を、信託と関係なく保有することはできない。

注：

a. 本条の適用範囲

信託財産上の受益者は、受託者が、信託違反をして第三者に譲渡した場合、その第三者が譲渡時に信託違反であることを知っていれば、たとえ、その譲渡に對し対価を支払っても、譲渡によって切断されることはない。受益者は、その第三者に對し、その財産を信託のもとに返還するよう強制する衡平法上の権利を有する。

第三者は譲渡した受益権を受益者のための擬制信託として保有する。

本条の規則は、受託者の信託違反が故意、過失または信託証書の誤った解釈のいずれによる場合にも適用される。

b. 前後参照

信託違反について悪意である譲受人の責任の範囲については、第291条参照。

信託違反について悪意とはどういう場合かについては、第297条参照。

第289条 無償取得者 (donee)

受託者が信託違反をして信託財産を第三者に譲渡し、その譲渡に對し何等の対価も支払われない場合においては、その第三者が信託財産であることを知らなくとも、その第三者は譲渡した財産を信託とは関係なく保有することはできない。

注：

a. 本条の範囲

信託財産上の受益権は、受託者の信託違反によって対価を支払わない第三者に譲渡されることがあっても、切断されることはない。受益者は、その第三者に對し、その財産を信託のもとに返還するよう強制できる衡平法上の権利を有する。その第三者が財産権譲受が信託違反であることを知ったときに財産権を処分していないか、または立場が変化していない場合、第三者はその財産権を信託受益者のための擬制信託として保有する。

b. 生前行為または遺言による譲渡

本条で述べられている原則は、受託者が信託財産を生前行為で贈与した場合にも、また遺言によって贈与した

場合にも、適用される。

c. 無遺言相続による譲渡

受託者が無遺言で死亡した場合、受託者の相続人・遺言執行者・近親者または生存配偶者に無償で引渡された権利は全て、信託に従って保有される。第104条参照。しかしながら、多くの州では、制定法その他により、受託者が死亡すると、信託財産に対する普通法上の権原は、受託者の相続人・人格代表者には移転せず、承継受託者または裁判所に帰属する。

d. 前後参照

信託財産の無償取得者の責任の範囲については、第292条参照。

対価の意義については、第298条ないし第309条参照。

第290条 違法行為による譲受人

受託者が、信託の本旨に反き、かつ違法な法律行為として信託財産を第三者に譲渡した場合、第三者がその法律行為が違法である事情を知っている限りは、たとえ信託の存在を知らなくとも、第三者はその財産を信託とは関係なく保有することはできない。

注：

a. 本条の規則が適用される事情

本条で述べられている規則は、賭博行為に適用される。たとえば、受託者が賭博行為の勝者である第三者に信託金を支払った場合、たとえ第三者が信託の存在を知らなくとも、支払われた金額につき、その第三者が受益者に対し責任を負う。

受託者が、自分との違法な同様の報酬として信託金を女性に支払った場合、たとえその女性が信託の存在を知らなくとも、受益者は、その女性に支払われた金額を取戻すことができる。

受託者との契約にもとづき、外科医が違法な手術に対して信託金を受領した場合、その外科医が信託の存在を知らなくとも、受益者は、その外科医からその金額を取戻すことができる。

酒類の所有者が受託者に対して違法に販売して、信託金を受領した場合、受益者は、たとえ酒類の所有者が信託について知らなかったとしても、支払われた金額を取戻すことができる。

b. 法律の錯誤または事実の錯誤

本条で述べられている原則は、譲受人がその行為が違法となる事情を知っていた場合には、たとえ彼が法律問題としてそれが違法となることを知らなくとも適用される。しかし、譲受人がその行為を違法ならしめる事情を知らない場合には、この規則は適用されない。

c. 前後参照

違法行為に加担したことを知っている信託財産の譲受人の責任の範囲については、第293条参照。

第291条 悪意取得者の責任の範囲

(1) 受託者が、信託に違反して、信託財産を第三者に譲渡し、その第三者が信託の本旨に反することを知っている場合には、その第三者は、以下のような責任を負う。

(a) 第三者が、その信託財産を処分していない場合は、その財産より受けた収益とともにその財産を返還する。または、

(b) 第三者がその信託財産を処分した場合には、処分により得た対価を、その財産より得た収益またはその対価より得た収益とともに支払い、または、処分により得た対価を、その対価に対する利息および処分前に得た信託財産からの収益とともに支払い、または、判決当時における信託財産の価格を、信託財産から受けた収益とともに支払う。または、

(c) 第三者が信託財産の譲渡を受けた当時、信託に違反していることを知っている場合には、譲渡を受けた当時の信託財産の価格に利息を付して支払い、また、もし第三者が信託財産の返還の請求を受け、これを拒絶した時に信託に違反していることを知った場合には拒絶当時の信託財産の価格に利息を付して支払い、また、もし第三者が信託財産を処分する時に信託違反であることを知った場合には、処分当時の信託財産の価格に利息を付して支払うべきものである。

(2) 前項(b)および(c)の場合において、受益者は、その権利主張につき、当該信託財産またはその代償物の上に、衡平法上の先取特権 (equitable lien) を有する。

(3) (1)項の各場合においては、第三者は信託財産のため支出した費用につき、信託財産の利益を受けた限度において補償を受け、また、信託財産の負担を免除するために支出した費用につき補償を受ける権利を有する。さらに、もし第三者が信託違反であることを知らなかった場合、第三者は、信託財産の修繕または改良のため支出した費用につき、信託財産がそれにより価額を増加または保存し得た限度において補償を受ける権利を有する。

(1)項の注：

a. 信託財産の原状回復

受託者が、信託違反をして、信託財産を、信託違反であることを知っている者に譲渡した場合、その譲受人は、その財産を信託に関係なく保有することはできない。第288条参照。譲受人がその財産をまだ処分せずに保持している場合、受益者は、その譲受人に対し、その財産につき擬制信託の受託者としての責任を負わせることができ、かつ、その財産から受けた収益とともに、あるいは譲受人がその財産を保有している間の財産の使用の対価とともに、その財産を返還するよう強制することができる。

b. 改良行為

信託違反をして、受託者が信託金を使用して、信託違反であることを知っている第三者の財産に改良を加えた場合、受益者は、その第三者に対し、財産についての擬制信託の受託者としての責任を負わせる権限はなく、その財産を信託に引渡すよう強制する権限もない。受益者は、その財産が利益を受けた限度で、その財産上に先取特権を取得する。第202条注 f と比較せよ。

c. 負担の免除

受託者が、信託に違反して、信託金を、信託違反であることを知っている第三者の財産上の負担を免除するために使用した場合、受益者は、その財産につき、第三者に擬制信託の受託者の責任を負わせたり、その財産を信託のために引渡すよう強制する権原はない。しかし、その財産が利益を受けた限度で、その財産上に先取特権を取得し、負担 (encumbrance) 請求権につき代位する権利を有す。第202条注 g と比較せよ。

d. 信託財産の処分によって得た対価の回復

受託者が、信託違反をして、第三者に信託財産を譲渡し、その第三者が信託違反であることを知っている場合で、かつ、その第三者がその財産を売却した場合、信託の受益者は、その者に対し、売却代金につき擬制信託の受託者としての責任を負わせ、受益者に、その売却代金とともに売却前にその財産から受けた収益と、売却後の代金から得た収益を支払うよう強制することができる。第202条と比較せよ。

例：

1. Aは、ある社債の受託者である。信託違反をして、Aは、その社債をBに売却した。Bは、信託違反であることを知っていた。Aは、その代金を横領した。Bは、その社債を、10,000ドルで善意有償取得者であるCに売却した。信託の受益者は、Bが受領した10,000ドルにつき、Bに法定受託者としての責任を負わせることができ、かつ、売却前にその社債から受けた収益と、10,000ドルからBが受けた収益を受益者に支払うよう強制することができる。

信託違反の売買代金に関する受託者の責任については、第208条(1)項(a)参照。

e. 処分によって得た対価を回復できない場合

受託者が、信託違反をして、信託財産を、信託違反であることを知っている第三者に譲渡し、その第三者がその財産を売却した場合で、かつその売買金を処分し、または、その対価が差押えできないものであるときは、信託の受益者は、第三者に対し、その財産が利益を受けた限度の金額とともに、売却前にその財産から受けた収益を付して売得金を支払うよう強制することができる。

f. 信託財産の対価の回復

受益者が、譲受人に対し、その者がその財産を譲受けた時、または返還請求を拒絶した時、もしくはそれを処分した時の信託財産の対価につき責任を負わせる場合には、受益者は、譲受人が信託違反を知るべきであったことばかりでなく、現実を知っていたはずであることを明らかにしなければならない。第三者が信託違反を知るべきであった場合は、知っていた場合と同様に悪意者とされる。第297条参照。どちらのケースでも、(1)項(a)、(b)に述べている責任を譲受人は負う。しかし、譲受人が信託違反を知りうべき状態にあったとしても、現実には信託違反であることを知らない場合には、譲受人は、(1)項(c)に述べられている責任を負うことはない。受託者が、信託に違反して信託違反であることを現実には知らないが、知り得べき者に譲渡した場合、その譲受人が信託違反につき現実には知った後も信託財産を返還せず、保持しているならば、その者の唯一の義務は、信託財産を収益と共に返還することであって、信託財産の価額についての責任は問われない。

例：

2. 土地についての受託者であるその土地を売却する権限が与えられていなかった。Aは、信託条項を誤解してAに土地の売却権限があるものと信じているBに対し、その土地を売却した。Bがその譲渡が信託違反になることを知った後、Bは、その土地をその信託のために返還する準備をし、かつ返還の意思があった。Bは、その土地の返還を強制されうるとしてもその対価を支払うよう強制されることはない。

g. 受託者が、信託違反をし、信託違反につき知り得べき第三者に信託財産を譲渡し、その第三者がその財産を処分した場合、その者は、その財産を取得した時点から判決までにその財産から得た収益とともに、判決時における信託財産の価額を支払う責任を負う。譲受人は、財産を処分してしまってそれを信託のもとに返還することはできないので、もし信託違反がなければ信託として保有しえた財産と同等の価額を、信託のもとに支払うよう強制されうる。たとえ信託違反につき現実に知らなかったとしても、信託財産の取得時及び処分時に信託違反につき知りうべき譲受人は信託財産と同等の価額につき責任を負う。

譲受人が、信託違反であることを知らずに、かつ信義に反することなく、その財産を処分した場合、その者がその財産を取得した時の対価、またはその財産を処分した時の対価につき、たとえ、これらの時点での対価が判決時の対価よりも高額であったとしても、責任を負うことはできない。譲受人がその財産を処分した時に受領した代金に関する責任については、注 d、e 参照。

例：

3. Aは、株式の受託者である。Aは、信託違反をして、株式をBに売却した。Bは、信託違反につき知りうべき立場にあったが具体的に知らなかった。Aは、その売却代金を横領した。Bは、信託違反であることを現実に知る前に、その株式を善意有償取得者Cに売却した。Bは、株式から受領した収益とともに、判決当時の株式の価額について責任を負う。Bは、株式を受領した時の株券の価額または、それを売却した時の価額について責任を負うことはない。株式の売却から受領した代金に関するBの責任については、注 d、e 参照)。

h. 受託者が、信託違反をして、信託財産を信託違反であることを知っている第三者に譲渡した場合、その第三者が、信託違反であることを知りうべくしてその財産を受取り、または信託への返還請求を拒絶し、あるいはその財産を処分したときには、その第三者は、受益者の意思で、さらに加重された責任を負うことになる。これら追加される責任については、注 i から注 k までに述べられている。

i. 譲受人が、その財産を、信託違反であることを現実に知りながら受取った場合、その者は、受益者の意思で、その財産を受取った時の価額に利息を付して支払う責任を負う。

例：

4. Aは、株式の受託者である。信託違反をして、Aはその株式をBに売却した。Bは、信託違反であることを現実に知っていた。Aは、その代金を横領した。Bは、その株式を受取った時の価額に利息を付して支払う責任を負う。(Bが、その株式を処分していない場合に、信託のもとにその株式を返還するBの責任については、注 a 参照。その株式を処分してしまった場合の代金に関するBの責任については、注 d および注 e 参照。Bがその株式を処分した場合、判決時の株式の価額についてのBの責任に

関しては、注 g 参照。B が返還請求を拒絶した場合、その拒絶の時の株式の価額に対する B の責任については、注 j 参照。B が株式を売却した場合、売却時の株式の価額に関する B の責任については、注 k 参照。）

j. 譲受人が、信託違反を知りながら、その財産を信託のもとへ返還するのを拒絶した場合、その者は、受益者の意思で、返還請求を拒絶した当時の価額に利息を付して支払う責任を負う。

例：

5. A は、株券の受託者である。信託の本旨に反し、A は、その株券を B に売却した。B は、信託違反であることについて知り得べき立場にはあったが、具体的には知らなかった。A は、売却代金を横領した。B は、信託違反であることを具体的に知りながら株券の返還請求を拒絶した。B は、返還請求を拒絶した時の株券の価額に利息を付して支払う責任を負う。B は、その株券を受取った時の価額については責任を負わない（B がその株券を処分していない場合に、それを信託のもとに返還する B の責任については、注 a 参照。B がその株券を処分してしまった場合、その代金に対する B の責任については、注 b および注 e 参照。B がその株券を処分してしまった場合、判決当時の株券の価額に対する B の責任については、注 g 参照。B がその株券を売却した場合、その売却当時の株券の価額に対する B の責任については、注 k 参照）。

k. 譲受人が、信託違反であることを知りながら、その財産を処分した場合、彼は、その財産を処分した当時の財産の価額に利息を付して支払う責任を負う。

例：

6. A は、株券の受託者である。信託違反をし、A は、B にその株券を売却した。B は、信託違反につき知り得べきであったが、具体的には知らなかった。A は、売却代金を横領した。B は、信託違反であることを知りながらその株券を売却した。B は、売却当時の株券の価額に利息を付して支払う責任を負う。B は、その株券を受領した当時の株券の価額については責任を負わない（株券の売却代金に関する B の責任については、注 d、e 参照。判決当時の株券の価額に対する B の責任については、注 g 参照）。

1. 救済方法の選択

信託違反をして、受託者が信託財産を第三者に譲渡し、その第三者が、信託違反であることを知り得べき場合、受益者は、無能力者でない限り、本条で述べられている財産の原状回復か、その財産の価額または代償物の返還のいずれか適当な救済方法を求めることができる。同様に受益者が複数いる場合、その全員が能力者であり、救済方法について合意があるならば、その救済方法を求めることができる。単独受益者または複数受益者のひとりが無能力者であり、救済方法について合意ができない場合、裁判所は信託の目的を最も遂行できる救済方法を強制する。第214条と比較せよ。

受益者が訴訟により取戻した代金の処分については第294条注 b 参照。

m. 受益者による追認の選択

受託者が、信託違反をして、信託違反であることにつき知り得べき第三者に信託財産を譲渡した場合、受益者

【第9章】

は、無能力でない限り、その譲渡を追認することができる。同様に、受益者が複数いる場合、その全員が能力者であり、全員が合意するならば、その取引を受益者は追認することができる。単独受益者または複数受益者のひとりが無能力者で取引を追認するか拒否するかを選択できない場合、または複数受益者間で合意できない場合、裁判所は信託の目的を最も遂行できる方法を選択する。第214条および第210条注cと比較せよ。

(2)項の注：

n. 財産または代償物に対する先取特権

受益者が、(b)、(c)に述べられている原則のもとで、信託財産の価額につき譲受人に責任を負わせる場合、譲受人がまだその財産を処分していない時はその財産上に、すでに処分している時はその代償物の上に、受益者は衡平法上の先取特権を取得することができる。

(3)項の注：

o. 売却代金に対する請求権

受託者が、信託違反をして、信託財産を信託違反であることにつき知り得べき第三者に譲渡し、その第三者が信託財産の対価を支払った場合で、しかも、受益者がその財産を信託のもとに返還するか、またはその価額もしくは代償物を支払うよう強制した場合には、その譲受人は、信託財産が利益を受ける限度まで、信託財産に支払われた金額につき請求権を有する。しかしながら、売却代金が受託者によって横領され、そのため信託財産が何らの利益も得ていない時には、譲受人はこの請求権を有しない。

p. 必要経費に対する請求権

信託違反をして、受託者が、信託財産を、信託違反につき知り得べき第三者に譲渡し、かつ、受益者が、その財産を信託のもとに返還するようその第三者に強制する場合、その第三者がその費用を支出したときには信託違反であることを具体的に知らない限り、第三者は、信託財産の修繕または改良のために支出した費用につき、信託財産がそれによって価額を増加または保存できた限度において、その費用に対する請求権を有する。譲受人は、たとえ信託違反であることを具体的に知っていたとしても、その財産について支払った税金または他の賦課金につき、補償をうける権利を有する。

第292条 無償取得者の責任の範囲

(1) 受託者が、信託の本旨に反して信託財産を譲渡し、その譲渡に対し何等の対価も支払われない場合には、譲受人は、その譲受けた信託財産をまだ処分せず、かつ、それを返還することが衡平の観念に反するような事情の変更がない限り、その信託財産を返還すべき義務を負う。

(2) 無償取得者が、信託違反であることを知る以前に、その譲受けた信託財産を処分した場合、その処分に信託違反であることを知った当時の、信託財産の喪失によって利得をえた限度で返還の義務を負う。

(3) 無償取得者が、信託違反の事実を知った後で、かつ、信託財産を返還することが衡平の観念に反するような事情の変更が生じる前に、信託財産を処分した場合には、その者は、信託違反であることを知って信託財産の

譲渡を受けたときと同一の範囲の責任を負う。

注：

a.

無償取得者の責任の基礎

受託者が、信託の本旨に反して信託財産を、信託違反であることを知らない第三者に譲渡し、かつ、その第三者が、その譲渡に対し何らの対価も支払わない場合、譲受人たる第三者は、その財産を信託と関係なく保有することはできない。第289条参照。その無償取得者が、信託財産をまだ処分せずに保持している場合、受益者は、その者に、その財産についての擬制信託の受託者としての責任を負わせることができ、かつ、その財産の返還を求めることができる。ただし、譲受人が信託違反の事実を知る前に、その財産を返還することが衡平の観念に反するような事情の変更があった場合には、この限りでない。

b. 改良行為

信託の本旨に反して、受託者が信託財産を、第三者の財産の改良行為に使用し、その第三者はそれに対し何らの対価も支払わない場合、受益者は、その財産につき、第三者に擬制信託の受託者としての責任を負わせたり、その信託のもとに財産を引き渡すよう強制することはできない。しかし、その財産が利益を受けた限度で、その財産上に先取特権 (lien) を有する。

c. 不助産に対する負担の消滅

信託の本旨に反し、受託者が、第三者の財産上についている負担を消滅させるために信託財産を使用し、かつ、第三者がそれに対し何らの対価も支払わない場合、受益者は、第三者に対し、その財産につき、擬制信託の受託者としての責任を負わせたり、その財産を信託のもとに返還するよう強制することはできない。しかし利益の生じた限度において、その財産上に先取特権を取得する。

d. 信託違反であることを知る以前に、無償取得者がなした費用の支出

信託違反であることを知る前に、無償取得者が、その財産に改良を加えるため費用を支出した場合には、たとえその財産が費用に相当するだけの利益を生じていなくとも、その費用につき補償が受けられるときのみ、その財産の引渡しを強制されうる。

e. 信託財産の価値の増加

信託財産の無償取得者が、まだその財産を処分せず、その財産を信託のもとに復旧することが衡平の観念に反するような事情の変更もない場合、たとえ、無償取得者に譲渡された後に、価値が上昇しても、その者は、その財産の返還を強制される。同様に、その財産から受領した収益も、信託に帰属するよう支払わなければならない。

f. 無償取得者に譲渡する前に生じた利益

信託違反をして、受託者が、信託資金を用いて財産を買入れたところ、その財産の価値が上がり、その後、受託者が、この財産を無償取得者である第三者に譲渡した場合、たとえ、その価値が、その財産を買うために用いた信託資金の価額よりも上まわっていても、無償取得者は、受領した財産を信託のもとに返還しなければならない。たとえば、受託者が、信託金を横領して、土地または有価証券を購入し、後にそれを無償で第三者に譲渡

【第9章】

した場合、その第三者は、たとえそれらの価額が上がった後に譲渡を受けたとしても、その土地または有価証券を、信託のもとに返還するよう強制される。

同様に、受託者が信託違反をして、信託金を用いて、対価を払わない第三者の名義で財産権を購入した場合、第三者は、擬制信託の受託者としてその財産権を保有するよう要求されかつ信託へ返還するよう強制される。例えば、受託者が信託違反をして目的の生命保険契約の全保険料の支払に、信託基金を用い、その保険金受取人が対価を支払っていない場合、受託者の死亡により保険金受取人は、生命保険契約または保険金につき信託に対して責任を負い、その責任額は保険料の支払に使われた信託基金の総額にとどまらない。

g. 無償取得者によって生み出された利益

信託違反をして受託者が信託金を第三者たる無償取得者に交付し、信託違反であることを知らない無償取得者が、その金銭を投資した場合、それによって生じた利益については、受益者に対し責任を負うことはない。その者は、受領した信託金とその利息のみについて責任を負う。

h. 信託違反であることを知る以前に無償取得者が売却した場合

無償取得者が、信託違反であることを知る以前に、その財産を売却した場合、その者は、売却時のその財産の価額を支払うか、または売却代金を返還するか、どちらかの責任を負う。その者の責任の基礎は、信託財産の喪失による不当利得を防止することにある。

たとえば、無償取得者に譲渡された信託財産の有する価値よりも低い価格で無償取得者が売却した場合、その無償取得者は、売却金についてのみ責任を負う。無償取得者が信託財産の価値よりも高い価格で売却した場合無償取得者は売却当時の信託財産の価格についてのみ責任を負う。しかし信託財産の価格の支払を受けるまで受益者は売却金につき衡平法上の先取特権を有する。

i. 信託違反であることを知る以前に無償取得者が贈与した場合

無償取得者が、信託違反であることを知る以前に、その財産を贈与してしまった場合、その者は、信託違反によって何らの利益も受けていないので、さらに責任を負うことはない。しかしながら、その財産の贈与を受けた者は、もちろんその財産を信託のもとに復旧する責任を負う。

j. 信託違反であることを知る以前に、無償取得者が信託金を消費してしまった場合

受託者が、信託違反をして信託金を無償取得者に交付し、その者が、信託違反の事実を知る以前に、通常の生活費にその金銭を消費した場合、一般的には、その者が受領した信託金額について、責任を免れるほどの事情変更があるとはいえない。これに対して、もしその者がその金銭を受領しなかったら使わなかったであろうような特別な使途にその金銭を消費した場合には、その金銭につきその者に責任を負わせることが衡平に反するといえるような事情変更があることになろう。金銭が間違っ て支払われた場合に生ずる事情とも共通性がある。

k. 信託違反の事実を知った後にその財産を信託のもとに復旧することを拒絶した場合

無償取得者が、信託違反の事実を知った後で、かつ、その財産を処分する前、あるいは、その返還を強制することが衡平の観念に反するような事情の変更が生ずる前に、その財産を信託のもとに復旧することを拒絶した場合、無償取得者は、その拒絶時の財産の価額に利息を付した金額につき責任を負う。第291条注jと比較せよ。

(3)項の注：

1. 信託違反の事実を知った後の無償取得者の譲渡

無償取得者が、信託違反の事実を知った後で、かつ、その財産を信託のもとに復旧させることが衡平の観念に反するような事情の変更が生ずる前に、その財産を売却してしまった場合、無償取得者は、信託受託者の選択により、判決時の財産の価額または売却代金のどちらかの価額について責任を負う。もし、信託違反であることを知りながらその財産を売却してしまった場合は、売却時の価額について責任を負う。第291条注 d、e、g、k 参照。

m. 譲受人が信託違反であることを知った後で、かつ、その財産を信託のもとに復旧させることが、衡平の観念に反するような事情の変更が生じる前に、それを贈与してしまった場合、その者は、信託受益者の選択により、判決時の財産の価額か、あるいは信託違反であることを知りながら財産を贈与した場合にはその贈与時の価額について責任を負う。第291条注 g、k と比較せよ。

第293条 違法行為による譲受人の責任の範囲

受託者が、信託違反をして、かつ、違法な法律行為として信託財産を第三者に譲渡した場合において、第三者が、その法律行為が違法であることは知っていても、信託違反であることは知らなかったときは、その第三者は、第292条と同一の範囲においてのみ責任を負う。

注：

a. 賭博行為

受託者が、賭博の勝者である第三者に、信託資金をもって支払った場合、第三者は、たとえ信託違反であることを知らなくても、その金銭をまだ保持しているか、あるいは、支払いを強制することが衡平の観念に反するような事情の変更がない場合には、受益者に対し、支払われた金額について責任を負う。第290条参照。しかしながら、その第三者が、その金銭を消費し、しかも信託違反であることを知らなかった時は、その者に支払いを強制することは衡平の観念に反するので、その者は責任を負うことはない。ただし、その者が信託違反の事実を知った時点で不当に利得していた範囲においてのみ、責任を負う。

たとえば、受託者が、選挙で第三者と賭けをして、第三者がその賭けに勝ち、受託者がその者に信託金をもって支払ったが、第三者は信託違反であることを知らずに、その金銭を公益のため寄付した場合、その者は、受益者に対し、責任を負うことはない。

同様に、信託金が、賭博行為で胴元に支払われ、胴元の信託違反であることを知らずに、勝者にその金銭を支払った場合、その者は、受益者に対し責任を負うことはない。

同様に、受託者が信託金を穀物の先物に関する賭博に使う目的でブローカーに支払い、ブローカーが受託者にその金銭を払い戻した場合、ブローカーが信託について知らないならば、受託者は賭博に勝ったのであり、ブローカーは受益者に対して責任を負わない。

b. 受託者が、賭博行為の勝者としての第三者に信託金をもって支払い、その第三者が信託違反であることを知

らずる、その金銭を投資し利益を得た場合、その者は、その利益分について、受益者に対し責任を負うことはない。

c. 違法な同居

受託者が、信託金を、その者と違法な同居をしている女性にその報酬として支払った場合、たとえその女性が信託違反の事実を知らなくとも、その金銭をまだ保持しているか、またはその女性にその金銭の払戻しを強制することが衡平の観念に反するような事情の変更がない場合には、その女性は、受領した金額につき、受益者に対し責任を負う。第290条参照。しかしながら、その女性が、信託違反の事実を知らずにその金銭を使ってしまったため、その女性に払戻しを強制することが衡平の観念に反するような場合には、その女性は責任を負わない。ただし、その女性が信託違反の事実を知った時に、不当に利得した範囲においてのみ責任を負う。その女性が、信託違反の事実を知る以前に、その金銭をチャリティに寄与した場合には、受益者に対し責任を負わない。

d. 受託者が、違法な同居をしている女性に報酬として信託金を払い、その女性が信託違反であることを知らずに、その金銭を投資し利益を得た場合、その女性は、受益者に対し、その利益分について責任を負うことはない。

第294条 訴提起をなしうる者

受託者が、信託違反をして、信託財産を善意取得者でない第三者に譲渡したときは、その第三者に対する訴は受益者または受託者のどちらでも提起することができる。

注：

a. 受益者による訴訟

すでに述べたように、信託財産に関して第三者が不法行為をおかした場合、受益者ではなく受託者が、通常、第三者に対する訴提起の当事者となる。第280条ないし第282条参照。

信託違反をして、受託者が信託財産を善意有償取得者でない第三者に譲渡した場合には、事情が異なる。この場合、第三者は、受託者の訴の相手方ではない。つまり、受託者が、その財産を信託とは関係なく保有していた場合であれば、何ら違法はなく、何らの責任は生じない。彼のおかした違法行為は、信託違反の事実を知った後にその財産を取得または保有するについての受益者に対する違法性であり、それによって、彼には、受益者に対する責任が生じる。受益者は、その譲受人に対し、衡平法上の訴訟を提起することができる。受託者は、裁判所の管轄権に従うことができれば、すべての争いを一つの訴訟で決定させるために、当事者の一方として参加すべきである。

通常、受託者が信託違反をして信託財産を譲渡した第三者に対する受益者の救済は、衡平法上の訴訟である。しかしながら、受益者は譲渡された財産が金銭または動産であって、受益者が受託者から即時かつ無条件に支払いを受け、または引渡しを受ける権限を有している限り、第三者に対する普通法上の訴訟を提起することができる。第281条と比較せよ。

b. 返還を請求されるべき財産の処分

受益者が、受託者から即時に財産の引渡しを受ける権限を有する場合、彼は、第三者に対する訴訟によって回復できるものは何でも受領し、保有することができる。しかしながら、受益者に、財産の即時引渡しをうける権限がない場合には、裁判所は、第三者による支払いを受託者に対してなすよう指示するか、新受託者を指名して、第三者が新受託者に対して支払うよう指示することになろう。第282条注h参照。

c. 受託者による訴訟

善意有償取得者でない信託財産の譲受人に対する訴訟は、受益者だけでなく、受託者自身も提起することができる。受託者が、信託とは関係なくその財産を保有していた場合、受託者には、譲受人に対する訴訟を提起する訴訟原因がないけれども、信託財産の利益のために訴訟を提起することが認められている。

d. 共同受託者による訴訟

共同受託者の一人が、信託違反をして、信託財産を善意取得者でない第三者に譲渡した場合には、他の受託者は、第三者に対する衡平法上の訴訟を提起することができる。

e. 承継受託者による訴訟

受託者が、信託違反をして、信託財産を善意有償取得者でなく第三者に譲渡し、その後に、受託者が解任され、または辞任し、後任者が指名された場合には、その承継受託者が、第三者に対する衡平法上の訴を提起することができる。

f. 前後参照

譲受人に対する受託者または受益者による訴訟提起を妨げる出訴期限法または懈怠責任 (laches) の効果については、第327条参照。

第295条 受託者および譲受人に対する訴提起の選択

受託者が信託違反をして信託財産を善意取得者でない第三者に譲渡したときは、受益者は、信託違反に関し、受託者および第三者の両者に対し救済方法を有するが、両者のいずれか一方の請求の満足を受けるにとどまるものとする。

注：

a. 責任を負う者

受託者が信託違反をして信託財産を善意取得者でない第三者に譲渡した場合には、受益者は、一つの訴訟の共同被告として、受託者と譲受人とを参加させることもできるし、受託者だけを相手方に訴訟を提起することもできる。また、受託者が裁判所の管轄に属さないときには、譲受人だけを相手方として訴訟を提起することができる。

b. 判決の効力

受益者が受託者だけを相手に訴訟を提起し、彼に対する判決を得たとしても、もし、その判決が満足のいくも

のでなければ、受益者は、それによって、譲受人に対する訴訟を提起することができなくなるだけではない。

逆に、受益者が譲受人だけを相手に訴訟を提起し、彼に対する判決を得ても、もし、その判決が満足のいくものでなければ、受益者は、それによって、信託違反をした受託者を相手方として訴訟提起ができないわけではない。

c. 債権満足の効果

受託者に対する受益者の債権が、全部または一部満足を受けた場合でも、受益者は、譲受人に対する請求額の残高について、譲受人を相手方に訴訟を提起することを妨げられることはない。

譲受人に対する受益者の請求額が、受託者に対する請求額をこえており、受託者に対する請求額は十分満足している場合、受益者は、譲受人に対する請求額で受託者に対する請求額を上まわった分だけ、譲受人から回復することができる。たとえば、信託違反をして、受託者が信託財産を売却し、その買主が、その後利益を得てその財産を売却した。そこで、受益者が、受託者がその財産を売却した時点での財産の価額を受託者から回復した場合には、受益者は、その後、信託財産の買主から、彼が売却して利益を得た分、つまり受益者が既に受託者から回復した額との差額分を回復することができる。

譲受人に対する受益者の請求額が、受託者に対する請求額をこえていない場合、受託者に対する請求が十分満足しているときには、受益者は、譲受人からさらに回復することはできない。

譲受人に対する受益者の請求が全部または一部満足しても、受益者は、受託者に対する請求額の残高分につき受託者に対し請求する訴を提起することができる。

受託者に対する受益者の請求額が譲受人に対する請求額よりも多い場合には、譲受人に対する請求額が満足されているときでも、受益者は、譲受人に対する請求額をこえる分を受託者から回復することができる。

d. 共同受託者または承継受託者による訴訟

複数受託者の一人が、信託違反をして、信託財産を善意有償取得者でない第三者に譲渡した場合、信託違反をおかした受託者に対し、他の受託者は、衡平法上の訴訟を提起することができる（第200条注e参照）。また、他の受託者は譲受人に対しても、衡平法上の訴訟を提起することができる（第294条注d参照）。

受託者が、信託違反をして、信託財産を善意有償取得者でない第三者に譲渡した場合、信託違反をおかした受託者に対し（第200条注f参照）、また譲受人に対して（第294条注e参照）、承継受託者による衡平法上の訴訟の提起が可能である。

第2款 認識 (notice)

第296条 信託の存在に対する認識

受託者が、信託違反をして、信託財産を第三者に対価を得て譲渡し、第三者がその譲渡を受けるときに信託違反であることを知らなかったときは、たとえ信託の存在を知っていても、その譲受人たる第三者は、信託とは関係なく、その財産を取得する。

注：

a. 本条の範囲

受託者が信託違反をして、信託財産を譲渡した場合、その譲受人が信託違反の事実を知ったときは、その財産を信託と関係なく保有することはできない。第288条参照。譲受人は、もし信託違反の事実を知らなければ、信託の存在を知っているというだけでは、信託に服さなければならないということにはならない。もし譲受人が信託の存在そのものを知らなければ、もちろん信託違反の事実も知らないであろう。他方、譲受人は、信託の存在を知っていても、信託違反の事実を知らないということはある。

譲受人が信託の存在を知っていたが、その譲渡が信託違反でない場合には、譲受人は、信託と関係なくその財産を取得する。第283条参照。

b. 前後参照

信託の存在の認識とは何かについては、第297条注d参照。

第297条 信託違反に対する認識の意義

人が信託違反を知っているというのは、次の場合を指すものとする。

- (a) 現実に信託違反を知っているか、または知るべきであった場合
- (b) 現実に信託違反を知らず、または知るべき理由がなくとも、制定法その他により、信託違反を現実に知り、または知るべきであった場合と同一の責任を負わされる場合

注：

a. 認識 (notice) とは何か

第三者は、現実に違反を知っている時ばかりでなく、知るべきであった場合にも、信託違反を認識していることになる。すなわち通常の思慮分別ある人ならば、受託者が実際に受託者であるか、そして信託違反を犯しているか、調査するような事情にある事実を知っており、通常の思慮分別においてなされた調査により受託者が信託違反を犯していることを具体的に知り、または知りうべき場合を含む。

実際に受託者である者と取引する第三者が、その者が受託者かどうか、彼が信託違反をおかしているかどうかを知りうべき状態にあるか、否かはそして知りうるとしたら調査の範囲は、どの程度なされるべきかは事情による。重要な事情とは、次のようなものである。

(1) 自分が取引している者が実際に受託者であることを知っているかどうか、(2) 自分が取引している者が受託者であると信ずべき理由の範囲、たとえば、第三者が、実際にはその者が受託者であることを知らなくとも、自分が取引している者の権原証書中の名称が「受託者」とか、または受託者であることを示す用語になっているかどうか。(3) 取引する財産の種類、たとえば、不動産あるいは動産、または債権か流通性があるか否か。(4) その取引が、受託者の通常の事務処理過程をとっているものかどうか。(5) 受託者が、その財産の現実の価額よりも非常に少ない価格で処分しているかどうか。(6) 第三者が、受託者がその財産を自己の利益のために処分す

ることを知っているか、知りうべき状態にあるかどうか。(7) 第三者が、その財産を購入しようとしているか、又は他の取引たとえば、受託者に支払いまたは引渡しをしている場合(第321条参照)、信託財産の受託者として行動している場合(第324条参照)、有価証券の名義登録を会社が行っている場合(第325条参照)、または、その他の取引で受託者と取引関係に入っている場合(第326条参照)に、受託者と契約しているかどうか。

信託財産の譲受人以外で、受託者と取引する者が、信託の存在について、または受託者が信託違反をしているかどうかについて調査すべきか否か、さらにその調査すべき範囲は、様々な事情のもとにあり、これらの事情を扱っている条文で考慮されている。第321条～第326条参照。

b. 登録に関する制定法による認識

信託の存在および信託違反の存在を知るとは何かの問題は、登録に関する制定法に影響をうける。ある証書が適法に登録されると、第三者は、たとえ、実際にその証書の存在や条項内容を知らなかったとか、知る理由がなかったとしても、制定法による規定の範囲では、証書の条項を知っていることになる場合がある。例えば、登録された信託証書が登録事務を取り扱う者の不注意その他の事故によって適法な索引が付せられてないということが生じる。その場合に制定法が登録の結果を認めると規定しているならば、たとえ実際には信託について知らず、正当な調査によっても信託が開示されていない場合でも、第三者は、信託の存在を知っていると取り扱われる。そのような場合、立法者は、どのようなときに信託の存在を知っているというべきかについて、政策上の理由から厳格な規則を定めるのである。通常、証書が登録されたならば、第三者は、その存在や条項を知り又は知りうべきのものであって、制定法は具体的な場合に、第三者が証書の存在や条項を知らず又は知りうべかりしものでない場合が生じてもそれを問題としてないのである。制定法の目的は登録可能な証書に基づいて権利を主張する者に対して、その証書を登録するにあたり適当な注意を払いさえすれば、登録に関する制定法の存在しない場合よりも大きな保護を与えることにある。

他方、登録に関する制定法は、登録可能な証書に基づいて権利主張する者に対して、その者が登録を怠った場合には、その者が登録に関する制定法の存しない場合にうける保護よりも少ない保護しか与えないことがある。例えば信託の受益者が、信託を設定した証書の登録を怠った場合、受託者の債権者はいくつかの制定法に基づいて、制定法がなければできない信託財産にかかっていき、それを自己の債権の満足に充当することができる。第308条参照。

登録に関する制定法の効果に対する検討は本リステイメントの範囲外である。

c. 譲受人が、信託違反を知っていることにより責任を負う場合

信託財産の譲受人は、(1) もしその者が信託の事実を知っていたり、知りうべき事情にあった場合、(2) 信託条項を知り、または知りうべきであった場合、(3) 受託者が不当に信託条項から逸脱していることを知り、または知りうべきであった場合には、信託違反を知っていたことの責任を負う。

d. 信託の存在の認識

財産の譲渡を権原づける証書にあらわれた譲渡人の名称が「受託者」または、受託者であること、ないしは受託者でありそうなことを示す他の文言で示されている場合、譲受人はその譲渡人が実際に受託者であるかどうか

を調査すべきである。そのような文言が、単に当該証書における権原保持者を示すために用いられており、何等信託が存在しない場合に使用されていても、譲受人は何らの調査もせずにそのような意味で使用されていると考えることは正当化されない。

適当な調査をすれば、信託の存在について知ることができるか、または知る理由が与えられるような場合には、譲受人は、信託の存在を知っているものとして責任を負わなければならない。譲受人がなすべし調査の性質や範囲は、それぞれの状況による。少なくとも、譲受人は譲渡人について調査しなければならない。その譲渡人が、譲受人に、信託が存在しないことを告げ、譲渡人の言うことが正しいと信じるに相当な理由があり、他に何ら役に立つ情報がない場合には、譲受人は、信託の存在を知っているものとして責任を負うことはない。しかしながら、他に役に立つと思われる情報があれば、譲受人はとっと調査しなければならない。例えば通常、譲受人は、その財産を譲渡人に引き渡した者を調べ、あるいは、証書の条項または他のものによって情報が得られると思われる他の人を調査すべきである。

信託条項に関する譲受人の調査義務については、注 f から j まで参照。受託者が信託条項を逸脱したかどうかの調査義務については、注 k から n まで参照。

いくつかの州においては制定法により「Trustee (受託者)」という文言が土地の譲渡証書における譲受人の名に付せられるだけで受益者が指名されておらず、信託の目的が証書に示されていず、信託の設定を示す何らの証書も登録されていない場合には、土地の購入者は何等信託の対抗をうけるものでない旨が規定されている。

e. 信託の存在を示す情況

その者が受託者であることを示すようなものが証書に何もあらわれていなくとも、信託の存在の調査を購入時に必要とさせるような情況がある場合がある。たとえば、他の人が、その土地を占有しているということは、その者がその土地の信託の受益者か、さもなければ、その土地に関し権利を有している者かどうか、購入者に調査を必要とさせるに十分なものであろう。

f. 信託条項の認識

受託者が信託財産を第三者に譲渡する場合で、その第三者が、譲渡人がその財産を信託として保有していることを知り、または知りうべきときには、通常、譲受人は、その受託者に譲渡の権限が与えられているかどうか、また、どういう場合に譲渡の権限が与えられているのかを明確にするために、信託条項を調べるべきである。

g. 証書が登録されている場合の調査

信託が、遺言または登録された証書によって設定された場合、譲受人が情報をうるために、その証書の条項を見なければ、正当な努力を払ったとはいえない。

例：

1. Aは、ある一定の株券を、Cのための受託者Bに遺贈した。遺言書には、その株券を売却してはならないとされていた。その株券は、「Aの遺言にもとづく受託者B」名義になっている。Bは、これをDに売却し、株券をDに引渡した。Dは信託に服する。

h. 証書が登録されていない場合の調査

信託が、登録されていないが、成文の証書によって設定された場合、譲受人が情報をうるために、証書の条項を発見し調査するための相当な試みをしない限り、正当な努力をしたとはいえない。

例：

2. 捺印証書によって、Aは、ある財産をCのための受託者Bに譲渡した。その証書の条項によって、その財産を売却できないとされている。Bは、その財産をDに売却し、Dは、その信託が成文の証書によって設定されていることを知っていたが、その証書を見る努力をしなかった。Dは、信託に服する。
3. 事実は、例2と同じであるが、Dが、その信託が成文の証書によって設定されたことを知らず、または知りうべき理由がないのでBに売却の権限があると信ずるに相当な理由がある点だけ異なる。Dは、信託とは関係なく、その財産を取得する。

i. 信託条項が、成文の証書によらない場合の調査

譲受人が、信託の存在を知っていたが、信託条項が書かれている証書の存在を知らず、また、知らないことに相当な理由がある場合、あるいは、実際に、そのような証書がない場合、譲受人が調査すべき範囲は、状況による。譲受人は、少なくとも、譲渡人について調査をなすべきである。譲渡人が譲受人に、信託条項は成文の書面で明らかにされていないと言った場合、譲受人は、その状況のもとで可能な調査をさらにすべきである。注dと比較せよ。

j. 信託条項の法的効果の認識

譲受人は、信託条項を知り、または知りうべき状態にあった場合、これらの条項の法的効果の認識につき責任を負う。たとえば、信託条項にもとづき、受託者に信託財産売却の権限が与えられていない場合には、たとえ受託者に売却の権限を与えているかのように譲受人が信託証書を理解することが相当であっても、さらに、資格のある弁護士のアドバイスの結果とし譲受人がそう解釈した場合でも、譲受人は、受託者に権限がないと知っていることに責任を負う。第201条注aと比較せよ。

k. 信託条項を逸脱していることの認識

譲受人が信託の存在と信託条項の存在を知っている場合で、もし相当な努力をすれば譲渡人が信託違反をおかしていることが確かめられるときには、譲受人は、その信託に服する。たとえば、信託条項によって、受益者が同意を与えたときのみ受託者に信託財産売却の権限が与えられる場合、その信託条項を知っている買主は、受益者が同意を与えたかどうかを調べなければならない。受益者が同意を与えたかどうか確認するために買主が相当な努力をした後に、受益者が同意を与えていると信ずべき相当な理由がなければ、買主は、その信託に服する。

もし信託条項を逸脱することが違法で、受託者がそれに対して責任を負わない場合には（第165条～第167条参照）、譲受人は、何ら責任を負うことなく、信託とは関係なしにその財産を取得する。

l. 譲受人が、信託と信託条項の存在を知り、その譲渡が信託違反になるのかどうかを確認するために相当な努力をした後、その譲渡が信託違反でないと思すべき相当な理由がある場合には、善意有償取得者の他の要件がそなわっていれば、譲受人は、信託とは関係なく、その財産を取得する。もし信託条項によって、受託者の裁量で、それが賢明であると判断したときには、信託財産を売却する権限が受託者に与えられている場合、買主は受託者

の裁量が適当であるかどうかを調べる必要はない。しかしながら、買主が、受託者が裁量権を濫用し、したがって信託財産の売却が信託違反になることを知り、または知りうべきときは、買主はその信託に服する。

例：

4. Aは、信託としてBに甲地を譲渡し、その信託の内容は、Bが、甲地を売却することがCの扶養のための金銭に必要と判断したときは甲地を売却する、というものであった。Bは、信託および信託条項の存在を知っており、実際は、甲地の売却は必要でなかったが、Cの扶養のために甲地の売却が必要と信ずるに相当な事情のあるDに、甲地を売却した。Dは、信託と関係なく、甲地を取得する。

m. その財産に対する権原を示す証書に、譲渡人の名称が、受託者または受託者であるか、ないしは受託者でありそうなことを示す他の文言で書かれており、かつ、その財産が譲受人に対する譲受人の個人的債務の支払いのため、または譲渡人個人の利益のためであると譲受人が知っている取引において譲渡された場合、譲受人は、その譲渡が信託違反であることを知っている者としての責任を負う。

n. 信託の管理上に生じた債務

受託者が、信託の管理上、不当に第三者に対する債務を生じさせ債務を弁済するために信託財産を使用した場合、その債権者が、受託者が生じさせた債務が適法なものでないこと、および信託財産はその債務の支払いに適法に使えないことを知っているときには、債権者は、支払われた金額につき責任を負う。第268条参照。

しかしながら、信託の管理上、その債務が適法に生じた場合、信託財産から支払われた金額を受領する際に、債権者は、受託者が信託財産に対し懈怠にあたるかどうかを確認するために、受託者の経理報告を調査する義務はない。

o. 流通証券 (negotiable instrument)

もし流通為替手形または約束手形が、受託者という文言または、受託者であるか、ないしは受託者でありそうなことを示す名前の者に支払われるようになっているか、あるいは裏書された場合には、譲受人は、その手形の所持者が実際に受託者かどうか、どのような状況のもとでその証券を譲渡する権限が与えられるのかどうかを調査すべきである。

統一受託者法第4条によれば、流通証券の譲受人は、たとえ信託の存在を知り、譲渡が信託違反かどうか確かめようとしなくとも、自己の証券譲受行為が悪意でなされたという認識がなく、又は受託者の自己に対する個人的債務の支払い又は担保として証券を譲り受ける、又は受託者の個人的利益のためになされた取引であることを譲受人が知っていて譲り受けない限りは、正当な所持人である。

p. 譲受人の代理人の認識

信託財産の譲受人が、その財産を代理人を通して買入れた場合には、譲受人は、代理に関するリスティメント第2版第274条に述べられているように代理人が信託違反の事実を知っているか否かにより影響される。信託財産が、代理人を通じて取得され、代理人が当該譲渡が信託違反であることを知らないが、本人がこれを知っている場合については、代理に関するリスティメント第2版第256条参照。

q. 受託者名義の購入

【第9章】

もし受託者が信託違反をして信託財産を売却し、買主が、自己のための受託者としての他人の名で、その財産に対する権原を取得した場合にはその買主ならびにその者の受託者の両者が信託違反の事実を知らなければ、受益権は消滅する。

例：

5. Aは、Bのための財産の受託者である。信託違反をしてAは、その財産を、対価を支払ったCに売却した。Cの指示で、Aは、その財産をCの受託者たるDに引き渡した。CもDも信託違反であることを知らなかった。Dはその財産をCのための信託として保有し、Bの権利は消滅する。

e. 買主がみずから買受行為をして、自己のための受託者の名で権原を取得した場合、その買受けがなされた時にその財産の譲渡が信託違反であることを、その者の受託者は知らなくとも、買主が知っていたときは、買主は、信託に服する。しかしながら買受が第2の信託の受託者によりなされ、当該譲渡が信託違反であることを知らない場合には、第2の信託の受益者が信託違反であることを知らず、買受以前に信託違反であることを第2の信託の受託者に告知することを怠らない限り、第1の信託は権利が消滅する。代理に関するリステイトメント第2版第256条と比較せよ。

例：

6. AはBのための財産の受託者である。信託違反をして、Aはその財産をCに売却し、Cは対価を支払った。AはCの指示に従って、その財産をCのための信託として、Dに引渡した。Cは信託違反であることを知っていたが、Dは知らなかった。Dは、その財産をBのための信託に従って保有する。

7. AはBのための財産の受託者である。Cは、Dが受託者である他の信託の受益者である。DがCのための信託として保有していた金銭で、Bのための信託としてAが保有していた財産を買受けたが、AのDへの譲渡は信託違反であった。DはAの譲渡が信託違反であることを知らなかった。Cは、AにはBのための信託として保有している財産を売却する権限がないことを知っていたが、その財産を買受けるDの意図を知ることはなかった。Dは、Cのための信託としてその財産を保有し、その財産上のBの権利は消滅する。

s. 買主が自分自身で買受行為をして、自己のための受託者の名で権原を取得する場合、買受けの時に、その譲渡が信託違反であることを知らないときには、自己の受託者が信託違反であることを知っていても、買主は、信託とは関係なくその財産に対する権原を取得する。しかしながら、もし買受が第2の信託の受託者によってなされ、その譲渡が信託違反であることを知っていたならば、第2の信託の受益者がそのことを知らなくても最初の信託の権利は消滅しない。

例：

8. Aは、Bのための財産の受託者である。Aは信託違反をして、その財産をCに売却し、Cはその対価を支払った。Cの指示により、Aはその財産をCのための信託として、受託者Dに引き渡した。Dは信託違反の事実を知っていたが、Cは知らなかった。Dは、その財産を、Cのための信託として保有し、その財産上のBの権利は消滅する。

9. Aは、Bのための財産の受託者である。Cは、Dが受託者である他の信託の受益者である。Dは、Cのための信託として保有している金銭で、AがBのための信託として保有している財産を買入れた。AのDへの譲渡は、信託違反である。Dは、AのDへの譲渡が信託違反であることを知っていたが、Cは知らなかった。Dは、その財産を、Bのための信託に従って保有する。

1. 贈与として第三者（受贈者）の名で買受ける場合

受託者が、信託違反をして信託財産を売却し、その買主が、贈与の方法として他人の名でその財産に対する権原を取得する場合、その買主が信託違反の事実を知らずに対価を支払ったときは、受益権は消滅する。その財産を譲渡された者が信託違反の事実を知っているかどうかは重要ではない。というのも、その買主が、最初に自己の名で買受けて、後に無償でそれを譲渡した場合と同じ効果を有するからである。第316条参照。

第3款 対価 (value)

序論：

本款では譲渡が信託違反である場合に、信託財産の譲受人がその財産を信託と関係なく保有できるようにする目的での対価を構成するものが何であるかという問題を取り扱う。例えば譲渡が債権者について詐欺にならないようにという目的又は実行可能な約束をなす目的といった他の目的に関する対価とは何かという問題は、本リステイトメントの範囲外である。

第298条 現存する対価

金銭の支払い、その他の財産の譲渡または労務の提供が、信託財産譲渡の約因となされたときは、その信託財産の譲渡は、対価を有するものである。

注：

a. 金銭の支払

信託財産の譲受人が、そのために金銭を支払った場合は、その譲渡は対価を有する。

b. 財産の交換

信託財産の譲受人が、交換に他の財産を引き渡した場合、その譲渡は対価を有する。

例：

1. Aは、ある社債の受託者である。Aは信託違反をして、その社債を、信託違反であることを知らないBに譲渡し、Bは、それに対し、交換に甲地を引き渡した。Bは、善意有償取得者である。

c. 債権譲渡 (assignment of a claim)

信託財産の譲受人が、第三者に対する債権を、譲渡可能であろうとなかろうと、書面によるか口頭によるかにかかわらず、信託財産と交換に譲渡した場合、その譲渡は対価を有する。

【第9章】

例：

2. Aは、甲地の受託者である。Aは、信託違反をして、甲地をBに譲渡し、Bは、信託違反の事実を知らず、交換にCに対する債権を譲渡した。Bは善意有償取得者である。

d. 担保

本条で述べられている規則は、信託財産が、その譲渡時になされたローンのための担保として譲渡された場合にも適用される。第284条注g参照。

e. 労務の提供 (rendition of services)

信託財産の譲受人が、その支払いのために労務を提供した場合、その譲渡は、対価を有する。

例：

3. Aは、ある社債の受託者である。Aは信託違反をして、Aのための弁護士としてなされたBの労務提供の対価として、信託違反の事実を知らないBに、その社債を譲渡した。Bは善意有償取得者である。

f. 第三者によって支払われた対価

譲受人以外の者が支払いをなしたとしても、その譲渡は対価を有するものとされる。このことは権原が自己の利益のために譲受人の名で取得される場合にも、取得の対価を支払った者の受託者として取得する場合にもあてはまる。

例：

4. Aは、Bのための有価証券の受託者である。Cは、その有価証券の対価1,000ドルをAに支払い、Cの指示で、AはそれをDに譲渡したが、Cは、その有価証券をDに贈与する意思であった。Aによる有価証券の譲渡は信託違反であったが、Aによる有価証券の譲渡は信託違反であったが、CもDもそのことを知らなかった。Dは、信託と関係なくその有価証券を保有できる。

5. Aは、Bのための有価証券の受託者である。Cは、この有価証券の対価1,000ドルをAに支払い、Cの指示で、AはそれをDに譲渡したが、Cの意図は、DがCのために信託として、その有価証券を保有する点にあった。Aによる譲渡は信託違反であったが、CもDもそのことを知らなかった。Dは、その有価証券を、Cのための信託として保有し、その有価証券上のBの権利は消滅する。

ある者が自己に対する贈与として第三者の名で信託財産を購入した場合の認識の効果については第297条注t参照。

ある者が自己の受託者として他の者の名で信託財産を購入した場合の認識の効果については第297条注q～s参照。

g. 第三者に支払われた約因

約因が、受託者でなく、受託者の指示で第三者に支払われても、その譲渡は対価を有するものである。

例：

6. Aは、有価証券の受託者である。信託違反をしてAは、それをBに譲渡し、Aの指示で、Bは

その約因1,000ドルをCに支払った。Bは信託違反の事実を知らなかった。Bは善意有償取得者である。

h. エスクロウによる寄託

約因がエスクロウによる寄託であっても、その譲渡は対価を有する。エスクロウで交付された財産に対する権原が預金者によって特定された出来事の発生まで認められないにもかかわらず、預金者はそれによって、自己のそれに対する監督を放棄し、預金を撤回する権限を有しない。しかしながら預金者が撤回の権限を留保したり、特定の出来事が、単なる預金者の将来の精神的な欲求や意図である場合には、エスクロウによる寄託ではない。第32条注d参照。

i. 約因が十分かどうか

約因が信託財産の価額よりも少なくとも、その譲渡は対価を有する。しかしながら対価の額は譲渡人が譲渡人は譲渡をなすにあたって信託違反を犯していたということを知っていたという証拠となりうる。

対価は信託財産の価格と比較して重要ではないという事実は、その取引が売買ではなく、贈与であることの証拠となる。

j. 返還 (restitution) の可能性

受託者が、その代金をまだ保持していて、譲渡人に返すこともでき、あるいは受益者がその金額を譲渡人に支払うことが可能であっても、代金が支払われていれば、その譲渡は対価を有する。購入者は、財産を保有する権原がある。そして、その者が支払ったことにつき、財産上に先取特権を付けることを制限されない。購入者は単に自己が支払ったものの損失について保護されるだけでなく、購入の利益を享受できる。

例：

7. Aは、Bのための甲地の受託者である。信託違反をして、Aは甲地を10,000ドルでCに売却した。Aは甲地をCに引渡し、Cは、信託違反の事実を知らずに、その代金を支払った。Bは10,000ドルをCに提供して、甲地の返還を要求した。Cは甲地の返還を強制されることはない。

第299条 譲渡前における対価の支払

信託財産の譲渡は、その譲渡の以前に対価が支払われた場合でも、対価をとまなう譲渡と言える。

注：

a. 本規則の範囲

譲渡以前に対価が支払われても、譲渡と対価支払の双方が、譲渡人が信託違反の事実を知る前になされていれば、その譲渡について対価を支払った譲渡人は、善意有償取得者である。

例：

1. Aは、甲地の受託者である。Aは、信託違反をして、1932年1月1日に、甲地をBに10,000ドルで売ることを約束した。1932年2月1日、BはAに代金を支払った。同年3月1日に、Aは甲地をBに引渡した。同年3月2日、Bは信託違反であることを知った。Bは善意有償取得者である。

b. 本条で述べられている規則は、対価が支払われた時に信託財産が確認されていなくても、あるいは、その時に受託者が保有していなくても、適用される。

例：

2. Aは、農場の受託者である。Aは、信託違反をして、次の収穫から1,000ブッシェルの小麦をBに売却することを約束し、Bは、その合意の時に代金を支払った。その後、小麦ができ、刈りとられBに引渡されたが、Bは信託違反の事実を知らなかった。Bは善意有償取得者である。

c. 本条によってカバーされる状況と、信託財産に対し対価が支払われたのではなく、受託者が第三者に対し債務を負っており、その後その債務の弁済のために信託財産が譲渡された場合に生じる状況とは、区別される。第304条参照。

d. 債務を負った時に、その後に財産が譲渡されるのに従って担保供与するという合意があった場合、既存債務に対する担保供与のための信託財産の譲渡に関しては、第305条参照。

e. 対価の支払われた後であるが、譲渡がなされる以前に、譲受人が信託違反の事実を知った場合に関しては、第311条参照。

第300条 譲渡後における対価の支払

信託財産の譲渡は、その譲渡後に対価が支払われても、対価をとまなう譲渡と言える。

注：

a. 譲渡がなされた後に対価が支払われても、譲渡と対価の支払いの双方が、譲受人が信託違反の事実を知る前になされていれば、その譲渡に対し対価を支払った譲受人は、善意有償取得者である。

例：

1. Aは、甲地の受託者である。信託違反をして、Aは、1932年1月1日に、甲地を10,000ドルでBに売却することを約束した。同年2月1日、Aは甲地をBに引渡し、同年3月1日に、Bはその代金を支払った。同年3月2日、Bは信託違反の事実を知った。Bは善意有償取得者である。

b. 本条で述べられている規則は、担保の手段として譲渡する場合にも適用される。

例：

2. Aは、非流通社債券 (non-negotiable bond) の受託者である。信託違反をして、Aは、将来の当座貸越の担保としてB銀行に、その社債券を預け入れた。その後、AはB銀行に、その社債券を預け入れた。その後、AはB銀行で当座貸越となったが、B銀行は、信託が存在するという事実を知らなかった。B銀行は、貸越金額についての担保として、その社債券を保有することができる。

c. 譲渡後ではあるが、対価の支払がなされる以前に、譲受人が信託違反であることを知った場合の効果については、第301条参照。

第301条 信託違反を認識した後における対価の支払

信託財産の譲受人は、対価支払以前に、その譲渡が信託違反であることを知ったときは、その認識前に信託財産の引渡を受けた場合でも、その信託に服する。

注：

a. 本規則の範囲

信託財産の譲渡が信託違反であることを知る以前に、その引渡しが行なわれても、対価の支払が行なわれていなければ、譲受人は、対価の支払が行なわれていなければ、譲受人は、その信託に従って、その財産を保有する。第289条参照。譲受人が信託違反であることを知った後は、対価を支払うことによって、自己の立場を良くすることはできない。

第302条 対価としての約束

(1) 本条(2)項および(3)項の場合を除き、将来、対価を支払うという旨の約束を約因として信託財産の譲渡がなされたときは、その譲渡は対価を有しないものである。

(2) 信託財産の譲渡が、譲受人が信託財産の譲渡を受けられない場合でも、対価を支払うべき旨の約束を約因としてなされたときは、対価をともなう譲渡と言うことができる。

(3) 信託財産の譲渡が、将来において対価を支払うべき旨の約束を約因としてなされた場合においても、もし、譲受人がその約束を履行すべき責任を免除されても、その者の譲受けた信託財産を返還させることが衡平の概念上許されないような事情の変更が生じたときは、その譲渡は対価をともなう譲渡と言うことができる。

注：

a. 本条の範囲

本条で述べられている規則は、信託財産を譲渡する約因としての約束が、金銭を支払う約束であろうと、他の財産を譲渡する約束であろうと、労務を提供する約束であろうと、いずれの場合にも適用される。

(1)項の注：

b. 履行なき約束

(2)項および(3)項で述べられている場合を除き、信託財産の譲受人が、その対価として支払をなす約束をしたが、買受代金の支払いを完了する前に、その譲渡が信託違反であることを認識した場合、たとえ、その財産が、信託違反を認識する前に譲受人に引渡されていたとしても、譲受人は善意有償取得者とはならない。対価となるということは、約束することではなく、履行をなすことである。譲受人が信託財産の引き渡しを強制された場合、譲受人は約因の滅失の抗弁を有するので、もちろん買受代金支払いの責任から解放される。

例：

1. Aは、非流通社債券の受託者である。Aは、信託違反をして、その社債券を代金後払いでBに売却した。Aはその社債券をBに引渡したが、Bが代金を支払う前に、信託違反であることをBは認識し

【第9章】

た。Bは、その社債券を信託のために保有することになる。

c. 信託違反を認識する前の支払い

譲受人が、信託違反を認識する前に買受代金を支払った場合、その支払いが信託財産の引渡のあとになされたとしても、譲受人は、対価を有する買主である。第300条参照。

d. 信託違反の認識前におけるエスクロウによる寄託

譲受人が信託違反を認識する前に、買受代金をエスクロウにより寄託する場合、たとえ信託違反であることを譲受人が認識する前に買受代金が受託者に支払われていなくとも、譲受人は善意有償取得者である。第298条注h参照。

e. 認識後の支払い

信託財産の譲受人が、買受代金の一部を支払う前に、その譲渡が信託違反であることを認識した場合、その後買受代金を全額支払っても、信託財産の譲受人は、その信託に服する。第301条参照。

f. 流通証券 (negotiable instrument)

本条で述べられている規則は、他の財産と同様に流通証券にも適用される。統一流通証券法 (uniform negotiable instruments law) 25条では、価格は単純契約を維持するのに十分な対価であると規定されるにもかかわらず、54条では約束した金額の全部を支払う前に譲受人が証券又はそれを流通する者の権原に瑕疵があることを認識した場合には、譲受人は自己が支払った金額の範囲においてのみ正当な所持人と考えられると規定されている。

例：

2. Aは、流通社債券の受託者である。信託違反をして、AはBにその社債券を売却した。Aはその社債券をBに交付した。Bは、その代金の一部を支払う前に、その売買契約が信託違反であることを知った。Bは、その社債券の取得につき信託に服することになる。

g. 銀行預金

本条で述べられている規則は、受託者が信託違反をして、信用のためであろうと、取立てのためであろうと、マーシャル・ペーパーであろうと信託として保有する金銭であろうと、銀行に預金し、それにより銀行が受託者を信用する場合にも適用される。

例：

3. Aは、10,000ドルの約束手形の受託者である。Aは信託違反をして、自己の個人口座の信用のために、B銀行にその手形を預けた。Aは銀行に負債はない。B銀行が、その手形を保有しており、Aにおいて何ら引き出しがなされる前に、その手形の預け入れが信託違反であることを知った。Bは、その手形を信託の制約つきで保有することになる。

h. 信託違反の受託者が、銀行に商業手形や信託金を預け入れていて、銀行が信託違反であることを知る前に、その受託者が預け入れた全額を引き出した場合、銀行には、それ以上の責任はない。第324条注g参照。

例：

4. Aは、10,000ドルの約束手形の受託者である。Aは、信託違反をして、その約束手形を、Aの個人口座の担保のためにB銀行に預けた。B銀行が、その約束手形の預け入れが信託違反であることを認識する前に、Aは預金していた全金額を引き出した。Bには、それ以上の責任はない。

預金の全部を消費してはいない受託者による預金の引き出しの効果については、第303条注d、e参照。

(2)項の注：

i. 約因の失効が抗弁とならない場合

通常、対価を支払う旨の信託譲受人による約束は、対価ではない。何故ならば、譲受人が信託財産を戻さなければなくなった時には、対価支払いの義務はなくなるからであり、その約束について訴えが提起されたときには、約因の失効を抗弁とすることができる。約束について訴えが提起された場合、約因の失効が譲受人の抗弁とならないときは、常にその約束は対価を有するものとなる。

j. 譲受人の約束手形

信託違反を侵して、受託者が信託財産を譲渡し、譲受人が信託違反の事実を知らず、買受代金のかわりに約束手形を与え、その手形が正当所持人に譲渡されたときは、譲受人が手形を決済する前に信託違反を知った場合でも、譲受人は善意有償取得者である。

信託違反をして受託者が信託財産を譲渡し、譲受人が信託違反の事実と知らず、買受代金のかわりに約束手形を与え、その手形が正当所持人に譲渡されなかったときは、譲受人は手形の譲渡又は取消につき、信託財産の引き渡しを強制されうる。信託の受益者は受託者に手形を譲受人に引き渡す、又は手形を取消すことを強制できるし、譲受人に信託財産を引き渡すよう強制できる。

k. 譲受人が信託財産の引き渡しを強制されるときに、約因の失効の抗弁は、その約束につき訴えが提起された場合に、譲受人に適用されないという他の事例において、譲受人の約束は対価を有する。譲受人による第三者への約束、たとえば、受託者が信託財産を譲渡する約因として、譲受人が受託者の第三者に対する債務を支払う旨の約束を取引の一部として第三者が受託者に対する債権を放棄した場合で、第三者が信託違反の事実を知らないときは、第三者が譲受人の約束を強制できる時から対価を有することになる。

(3)項の注：

l. 譲受人の事情変更 (change of position)

譲受人が、将来、そのための支払いをするという約束の約因として、受託者が信託財産を譲渡した場合、譲受人の約束が免責されたとしても、信託財産を引渡すのが衡平の観念に反するような事情の変更があるときには、信託財産の引渡を強制されることはない。たとえば譲渡の約因として、譲受人がその当時、第三者により所有されていた他の財産を買受けて、受託者に譲渡することを約束し、譲受人が第三者とこの財産を買受けて契約をなした場合、譲受人は信託財産を引き渡すことを強制されえない。

第303条 一部支払い

【第9章】

前条(2)、(3)項の場合を除き、信託財産の譲受人が、譲受後、その対価として支払う旨の約束をした額の一部を支払ったが、まだ全部の支払いを完了する前に、その譲渡が信託違反であることを知った場合は、譲受人は、その財産を信託とは関係なく保有することはできない。ただし、譲受人は、信託違反であることを知る前に支払った部分の返還を確保するために、譲受けた信託財産につき衡平法上の先取特権を取得する。

注：

a. 本条の範囲

第302条(2)、(3)項で述べられている場合を除き、信託財産の譲受人が、その約因として支払うことを約束した代金の一部を、信託違反であることを知る前に支払った場合、譲受人は、買受代金の残額を支払う権原はなく、信託と関係なくその財産を保有する権原もない。

財産が譲渡され、譲渡が信託違反であるということを知る前に譲受人が買受け代金の一部を支払った場合、譲受人は支払った買受代金の部分を返還されなくて、返還されるまでは財産の引き渡しを強制されえない。

b. 本条で述べられている規則は、信託財産の譲渡を受ける約因としての約束が、金銭で支払われる場合だけでなく、他の財産を引渡す場合、労務を提供する場合にも適用される。たとえば、第302条(2)、(3)項で述べられている場合を除き、信託財産の譲受人が、その対価として他の財産を譲渡する約束をし、信託財産の譲渡が信託違反であることを知る前に、その財産の一部を引渡した場合、その者は財産の残りの部分を引渡す権原はなく、また信託とは関係なく譲受けた財産を保有する権原はない。ただし、譲受人が引渡した財産が自己のもとに戻る又は、その財産の価格の返還をうけるまでは、信託財産を引渡す必要はない。同様に、信託財産の譲受人が支払いにつき労務の提供を約し、一部分を提供したが全部を履行する前に信託財産の譲渡が、信託違反であることを知った場合には、譲受人は第302条(2)、(3)項で述べられている場合を除き、約束した労務の残りを提供する権原もなければ信託財産を信託とは関係なく所有する権原もない。ただし、譲受人が提供した労務の対価を返還されるまで、信託財産を引き渡す必要はない。

c. 流通証券

本条に述べられている規則は、他の財産と同様に流通証券にも適用される。統一流通証券法54条では約束した金額の全部をするよう前に譲受人が証券又はそれを流通する者の権原に瑕疵があることを認識した場合には、譲受人は自己が支払った金額の範囲においてのみ正常な所持人と考えられると規定されている。

例：

1. Aは、10,000ドルの約束手形の受託者である。信託違反をして、Aは、9,000ドル支払うことに同意したBに、その手形を売却した。Aは、Bにその約束手形を裏書譲渡し、Bは、現金で5,000ドル支払い、1カ月後に残金を支払う旨を約束した。残金を支払う前に、Bは信託違反であることを知った。Bは、すでに支払った5,000ドルが返済されると同時に手形を引渡ししなければならない。

d. 銀行預金

本条で述べられている規則は、信用のためであろうと取立てのためであろうと、信託として保有している商業手形であろうと、現金であろうと、受託者が信託違反をして銀行に預金し、その後それを引き出した場合に適

用される。

例：

2. Aは、1,000ドルの約束手形の受託者である。信託違反を反し、Aは、その手形をAの個人口座の信用のために、B銀行に預け入れた。Bは、信託違反であることを知らない。Aが300ドル引き出した。手形をまだ保有しているB銀行が、信託違反の事実を知った。B銀行は、信託の制約のついた手形を保有するが、その手形の上に300ドル分の先取特権を取得する。

e. 受託者が、信託違反をして、信託財産や個人資金を銀行の自己の個人口座に預金し、その後、銀行が信託の事実を知る前に、受託者が口座から、金銭を引き出した場合、銀行は、受託者の個人資金をこえる額を受託者が引き出したとしても、受益者に対し責任を負うことはない。

例：

3. Aは、B銀行の個人口座に1,000ドルの個人預金がある。信託違反をして、Aは同口座に信託2,000ドルを預金する。その後、Bが信託違反を知る前に、Aは1,500ドルを引き出した。Bは、残り1,500ドルについて受益者に対し責任を負うことになる。

4. Aは、B銀行の個人口座に1,000ドルを預金している。信託違反をして、Aは同口座に信託財産2,000ドルを預金した。その後、Aは、1,000ドルを引き出し、さらに2,000ドルの自己資金を預金した。その後、1,000ドルを引き出した。B銀行は、預金額が信託資金に等しい時、またはそれを越えている時はいつでも、受益者に対し、2,000ドルにつき責任を負うわけである。

f. 前後参照

信託財産の受託所の責任一般については、第324条参照。

譲渡前に、信託違反の事実を譲受人が知った場合の効果については、第311条参照。

第304条 対価としての既存債務の弁済

(1) 本条(2)、(3)項の場合を除き、受託者が既存の金銭またはその他の債務の消滅の約因として信託財産を譲渡する場合、その譲渡は対価を有しないものである。

(2) 受託者が既存の金銭債務あるいはその他の債務の全部または一部の弁済を約因として信託財産を譲渡した場合でも、以下の場合においては、その譲渡は対価を有するものである。

- (a) 譲渡された信託財産が流通証券または金銭であるとき
- (b) 譲受人が金銭債務あるいはその他の債務につき担保権を有しており、譲渡の際に、この担保権を放棄したとき
- (c) 反対給付に供された金銭債務あるいはその他の債務が、再び譲受人において行使可能な事態になっても、事情の変更により、譲受けた信託財産を返還させることが衡平の概念上許されないような状況のとき。

【第9章】

(3) 受託者が、既存の金銭あるいは他の債務の弁済とともに、金銭の支払い、その他の財産の譲渡または労務の提供の約因として信託財産を譲渡する場合、その譲渡は対価を有するものである。

(1)項の注：

a. 本条の規則の範囲

受託者が、譲受人に対して負っている金銭債務やその他の債務の弁済として、信託違反をして信託財産を譲渡した場合、(2)、(3)項で述べられている場合を除き、譲受人は、信託に服する財産を取得したことになる。金銭債務やその他の債務が弁済されたにもかかわらず譲受人が信託財産の引き渡しを強制される場合、金銭債務又はその他の債務が再び行使可能になり、譲受人は譲渡前と同様の地位に実質上いることになる。

(2)項(a)の注：

b. 流通証券または金銭

既存の金銭債務や他の債務の弁済として流通証券や金銭を受けとる者は、対価を有する譲受人である。統一流通証券法第25条には既存債務は対価を有する。つまり要求に基づいてであろうと将来支払われる場合であろうと、証券が支払い可能かどうかで対価を有すると考えられると規定されている。

例：

1. Aは、Aの指示で支払い可能となる1,000ドルの流通手形の受託者である。Aは、信託違反をして、AがBに対して負っている900ドルの債務の支払いとして、Bにその手形を裏書譲渡した。Bは、対価を有する取得者である。

2. Aは、1,000ドルの受託者である。信託違反をして、Aは、Bに対して負っている1,000ドルの個人債務の支払いとして、Bにその金銭を支払った。Bは、対価を有する取得者である。

(2)項(b)の注：

c. 担保の放棄

金銭または流通証券、あるいは他の財産であろうと、受託者が、既存の金銭債務や他の債務の弁済として信託財産を譲渡し、譲渡に際し譲受人が信託違反であることを知らずに、その既存の金銭債務やその他の債務につき有していた担保権を放棄した場合、譲受人は善意有償取得者である。

(2)項(c)の注：

d. 事情の変更

受託者が既存の債務の弁済の約因として信託財産を譲渡し、事情の変更によって、譲受人において債務が復活したが、自己の地位を前に戻せないような場合、譲受人は、財産を信託に返還することを強制されることはない。例えば受託者が破産に際し、弁済をうけ、又は債務が出訴期限法により生じない、又は債務支払いの保証が弁済され、又は債務が元来、取立可能であるが受託者の債務超過により取立不可能になった場合、譲受人は財産を信託に返還することを強制されない。

e. 競売において財産を買受けた判決債権者が、対価を有する取得者かどうかという問題については、第309条参照。

(3)項の注：

f. 債務の弁済と対価

信託財産の譲渡の約因の一部が、受託者が譲受人に対して負っている既存の債務の弁済であり、約因の残高が金銭の支払いや他の財産の譲渡、あるいは労務の提供によってなされた場合、その譲渡は対価を有することになる。

例：

3. Aは、甲地の受託者である。Aは信託違反をして、AがBに対して負っている10,000ドルの債務の弁済の約因としてBに甲地を譲渡し、BはAに現金で5,000ドル支払った。この譲渡は対価を有する。
g. その譲渡が信託違反であることを知らずに対価を支払う信託財産の譲受人は、たとえその支払いがなされた後に信託財産が譲渡されても、善意有償取得者である。第299条参照。

第305条 対価としての既存債務に対する担保供与

(1) 本条(2)、(3)項の場合を除き、受託者が既存の金銭債務またはその他の債務の履行確保のための担保として信託財産を譲渡した場合、その譲渡は対価を有しない。

(2) 受託者が既存の金銭債務またはその他の債務の履行確保のための担保として信託財産を譲渡した場合でも、以下の場合においては、その譲渡は対価を有するものとする。

(a) 譲渡された信託財産が流通証券または金銭であるとき

(b) 譲受人が金銭債務またはその他の債務に対して担保を有しており、譲渡に際し、その担保を放棄したとき

(c) 譲受人に対し信託財産を返還させることが衡平の観念に反するような事情の変更があったとき

(3) 受託者が金銭債務またはその他の債務の履行確保のための担保として信託財産を譲渡した場合でも、この債務の発生当時において、信託財産をもって同債務の担保とすべき旨の約束がなされており、この約束にもとづいて信託財産の譲渡がなされる時は、その譲渡は対価を有する。

(1)項の注：

a. 本条の範囲

本条(2)、(3)項で述べられている場合を除き、受託者が、信託違反をして、譲受人に対して負っている金銭債務またはその他の債務の担保として信託財産を譲渡する場合、譲受人は、信託の制約付きの財産を譲受けることになる。

b. 新しい借入金 (loan) と既存債務

受託者が既存債務および譲渡の時になされた借入金の担保として信託財産を譲渡し、譲受人が信託違反の事実を知らないときは、譲受人は、新しい借入金の担保として、信託財産を保有することができるが、既存債務の担保としては保有できない。

【第9章】

例：

1. Aは、非流通証券の受託者である。AはBに対して600ドルの負債がある。さらにBからAが400ドル借入れる対価として、かつ1,000ドルの債務全額についてその履行を確保するための担保として、Aは、その証券をBに供与した。Bは信託の存在を知らなかった。Bは、400ドルの貸金を担保するために、その証券を保有しようが、600ドルの既存債務については、保有できない。

(2)項(a)の注：

c. 流通証券または金銭

既存債務または他の債務の担保として流通証券または金銭を受けとる者は、担保権の範囲までは対価を有する譲受人である。統一流通証券法第25条には、既存債務は対価を有する。つまり要求に基づいてであろうと将来払われる場合であろうと、証券が支払可能かどうかで対価を有すると考えられると規定されている。

例：

2. Aは、Aの指示で支払いが可能となる1,000ドルの約束手形の受託者である。Aは信託違反をし、AがBに対して負っている900ドルの既存債務の担保として、その手形を裏書譲渡した。900ドルの範囲までは、Bは対価を有する取得者である。

3. Aは、1,000ドルの金銭の受託者である。AはBに対して負っている900ドルの既存債務の担保として、Bにその金銭を支払った。900ドルの範囲までは、Bは対価を有する取得者である。

d. 銀行預金

(a)で述べられている規則は、信託として保有されている金銭および流通証券で銀行に預金されているものに適用され、銀行は、その担保権の範囲までは権原を取得する。

例：

4. Aは、1,000ドルの金銭の受託者である。AはB銀行から500ドル借入れ、その額の手形をBに交付した。Aは、B銀行の個人口座に信託金を預金した。B銀行が信託の事実を知らない場合は、Aの預金は手形債権と相殺しても差支えない。

(2)項(b)の注：

e. 他の担保権の放棄

受託者が、既存の金銭債務や他の債務の担保として信託財産を譲渡する場合、譲受人が既存の金銭債務や他の債務につき他の担保権を有していて、信託財産の譲渡を受ける際にこの担保権を放棄したときは、放棄された担保権が担保された他の債務の金額よりも低くなければ譲受人は、担保権の範囲まで、対価を有する取得者である。

例：

5. Aは、甲地の受託者である。Aは、1,000ドルの負債をBに対して負っている。この債務の履行確保のため、BはAから担保をとっているが、これは1,000ドルの価値がないものである。Aの要求により、Bはその担保権を放棄し、そのかわりに、Aは信託違反をし、甲地に譲渡抵当権を設定した。Bは信託違反の事実を知らない。Bは、放棄した担保権の範囲まで、自己の債権の担保として甲地を保有するこ

とができる。

(2)項(c)の注：

f. 事情の変更

もし受託者が、既存の債務の担保として信託財産を譲渡し、その後、事情の変更により譲受人が原状に戻すことができなくなった場合には、譲受人は、債務の担保としてその信託財産を保有することが認められる。たとえば、債務の支払いの保証人が免責されたり、債務が取り立て可能だったが受託者の債務超過のために取り立てられなくなった場合、信託財産の譲受人は、同債務の担保としてその財産を保有することができる。

(3)項の注：

g. 担保を供与することの同意

第三者が貸付けを行なうにあたって、貸付けの担保として特別な財産を譲渡することに同意した受託者に金銭を貸付け、その後、その担保として財産を譲渡した場合、その譲渡は対価を有するといえる。そして、そのような譲渡された財産が信託財産であっても、譲渡の時に譲受人が信託違反の事実を知らなかった場合ならば、同債務の担保として、その財産を保有する権原を有する。

例：

6. Aは非流通社債券の受託者である。Aは借金をする時に、その貸付け金の担保としてBに社債券を渡すことに同意し、Bから10,000ドルを借りた。数日後、AはBに社債券を譲渡し、Bは、信託違反であることを知らずにそれを受取った。Bは貸付けの担保として、この社債券を保有しうる。

h. (3)項で述べられている規則は、受託者が貸付けの担保として供与することに同意した財産が、同意の時に特定的に明示されていなかった場合でも適用される。

例：

7. Aは、非流通社債券の受託者である。AはBからの借り入れの時に、借入金に十分な担保を与える旨の同意をして、10,000ドル借りた。数日後、Aは、その社債券をBに譲渡したが、Bは信託のことは知らずにそれを受領した。Bは、その社債券を貸付の担保として保有できる。

第306条 債権者のための譲受人

受託者が自己の債権者の利益のために信託財産を譲渡したときは、譲受人は、信託財産の善意有償取得者ではない。

注：

a. 本条の範囲

本条で述べられている規則は、既存の金銭債務の担保として受託者によってなされた有償譲渡とされる任意に譲渡された金銭、流通証券などすべての財産権に適用される。第305条(2)項(a)参照。

b. 信託財産上にある普通法上の権原が、譲受人に引渡されたかどうかは、その証書がその権原を譲渡したもの

【第9章】

と解されるのか、それとも受託者によって保有されている財産の受益権だけが譲渡されたものと解されるのか、による。たとえ受託者として自己が所有する財産を含むものと解されるとしても、そのような財産は特定されて証券別紙に含まれているので、譲受人は、信託に服することになる。たとえ財産が流通証券又は金銭であっても同じである。

第307条 破産管財人

合衆国破産法 (the national bankruptcy act) にもとづき、受託者が破産した場合の破産管財人は信託財産の善意有債取得者とはならない。

注：

a. 本条の範囲

合衆国破産法の規定によれば、破産管財人は、破産申立以前に破産者が何らかの方法で譲渡をなした財産、または、破産者に対する訴訟のもとに強制執行されたり譲渡されたような財産に対する権原を付与されている。破産管財人は、債権者が十分な弁済を受けていないかどうかを判定する権限も与えられている。合衆国破産法第70条 a、第47条 a 参照。これらの規定によれば、受託者が破産した場合の破産管財人は、信託財産の善意有債取得者とはならない。

第308条 受託者の債権者

受託者が個人的に負担する債務の債権者が、信託財産を差押え、または自己に対する判決を得て登録し、もしくは信託財産に対して強制執行をなした場合、信託の存在を知らなくとも、善意有債取得者にならない。

注：

a. 差押え、または強制執行をなす債権者

本条で述べられている規則は、他の財産権と同様、流通証券や金銭にも適用される。すでに述べたように (第305条(2)項(a)参照)、受託者が既存の金銭債務や他の債務の担保として、流通証券や金銭を譲渡する場合、その譲渡が信託違反であることを知らないときは、譲受人の担保権は保護される。しかしながら、債権者が、訴訟手続の形で、単に自己の債権の担保として、その財産を差し押さえ、何らかの判決によって自己の権利を得た場合には、事情は異なる。流通証券や金銭という動産の取引安全を保護する考えは、受託者の任意による譲渡でない場合には適用されない。

b. 登録に関する制定法

いくつかの州では、制定法によって、土地の信託が登録された場合、信託財産につき差押え、または執行をする受託者の債権者は、信託財産上の法律上の利益さえ、取得しえないものとされている。

また、州によっては、制定法により、登録されるべき土地の信託が登録されない時は、信託財産につき差押え、または執行をする受託者の債権者は、被担保債権の範囲まで、対価を有する取得者と規定されている。

c. 判決債権者 (judgment creditor)

制定法その他により判決を得る債権者は、判決債務者の土地がその他の財産上に、先取特権を有するが、善意有償取得者となるものではない。さらに、判決債権者は、判決債務者が信託として保有している財産上に、先取特権を執行することはできない。

d. 本条で述べられている規則は、判決だけでなく、承認に基づく判決 (judgment by confession) の場合にも適用される。

e. 州によっては、制定法に基づき土地の信託が登録された場合、信託受託者の判決債権者は、信託財産上の判決による先取特権を取得できない。

また、州によっては、制定法により、登録されるべき土地の信託が登録されない時は、受託者の判決債権者は、被担保債権の範囲までは対価を有する取得者であると規定されている。

f. 前後参照

表見的な信託財産の所有権を信頼した受託者の債権者の権利については、第313条参照。

信託の事務処理上、受託者の負った債務の債権者が信託財産を差押えるための権限については、第266条～272条参照。

第309条 競落人

受託者の負担する債務のために、信託財産が競売される場合、競落人が、信託の存在を知らないで競売代金の支払いをなしたときは、善意有償取得者である。

注：

a. 第三者による買受

判決債務者が、自己に対する判決の結果、競売された財産に対して権原がない場合には、競落人は、その財産に対する権原を取得することはない。しかしながら、判決債務者が、その財産を第三者のために信託として保有していても、その財産に対する権原を有している場合は、法律に別段定めがない限り、競落人は、その財産に対する権原を取得し、したがって、競落人が信託の存在を知らずに対価を支払ってその権原を取得した場合には、競落人は信託とはかかわりなくその財産を取得することになる。

b. 判決債権者による買受け

その財産が判決債権者自身によって競売され、競売価格が判決額よりも低い場合、競売代金は、通常、判決による弁済義務の履行または一部履行という形で支払われる。通常、既存の金銭債務の弁済の対価として財産が譲渡される場合、その譲渡は対価を有するものではない。第304条(1)項参照。しかしながら、その債務が判決債務である場合、判決の債務の履行によって判決債権者の債権が消滅したときは、たとえ、その債権が後に復活しても債権者は判決による弁済の前にいた地位につくことはできないので判決の弁済義務の履行は対価を有することになる。第304条(2)項(c)参照。

c. その他の訴訟法上の売却

本条で述べられている規則は、競売だけでなく、破産管財人による売却、財産保全管理人 (receiver) による売却、遺言執行者又は遺産管理者による裁判所の命令に基づく売却、換価処分 (tax sale)、共有物分割による売却 (partition sale) の場合にも適用される。

第4款 信託財産に対する権利の移転

序：

譲渡契約と区別されるべき信託財産に対する権利移転とはどういうものかという問題は、本リステイトメントの範囲外である。土地に関する権利については、通常不動産物権法 (the law of conveyancing) で扱われ、動産および無形財産については、売買契約法 (the law of sales) で扱われる。権利の譲渡契約と、将来その権利を譲渡する契約との区別は、契約法リステイトメント第166条参照。

第310条 信託財産譲渡の債権契約

第314条の場合を除き、受託者が信託の本旨に反して信託財産の売却、信託財産に対する抵当の設定、その他信託財産を第三者に対して処分すべき旨の債権契約を締結したときは、第三者は、契約締結時に信託の存在を知らず、かつ、これを知る前に対価を支払った場合でも、この債権契約の特定履行 (specific performance) を求めることはできない。

注：

a. 本規則の範囲

信託の本旨に反して信託財産の譲渡を受けた者が、対価を支払っており、かつ譲渡の当時に信託違反の事実を知らなかった場合は(第284条参照)、信託とは関係なくその財産を取得するが、衡平法裁判所は、その譲渡が信託違反であるとするれば、信託財産を引渡すよう受託者に強制することはしない。但し、同信託の受益者がその言諾または行為によって禁反言の効力を受ける場合は別である (第314条参照)。衡平法裁判所は、受託者に対して信託違反を強制させることはできないのである。第272条注c参照。

本条で述べられている規則は、第286条で述べられている規則にも適用がある。

例：

1. Aは、財産権の受託者である。Aは信託の本旨に反して、その財産権をBに譲渡することに合意し、Bは、信託違反であることを知らずに買受代金を支払った。Bは、Aに対し、その財産権の引渡しを強制することはできない。

第311条 信託の事実を知った後の譲渡

第312条および第314条の場合を除いて、信託財産の譲受人が、その譲渡前に、信託違反であることを知った場

合は、たとえ信託違反の事実を知る前に対価を支払ったとしても、信託に服するものである。

注：

a. 本規則の範囲

受託者が信託の本旨に反して信託財産を譲渡した場合、譲受人が信託違反であることを知る前に、対価が支払われ、かつ、財産権の引渡しがなされない限り、譲受人は善意取得者としての保護を受けることはない。但し、第312条または第314条の場合は除く。つまり、信託違反であることを知らず信託財産を譲り受けた者が、違反を知った後に対価を支払っても、保護されないし、同じく信託違反であることを知らず対価を支払った者が、違反を知った後に譲渡行為を受けても保護されない。もしその者が違反を知った後に譲渡を受けても衡平法裁判所は財産権の取得を助けることはできない。なぜならばそうすることは受託者に信託違反行為を完了させることになるからである(第310条参照)。譲受人は信託に服する財産権を保有することになる。

例：

1. Aは、財産権の受託者である。1932年1月1日に、Aは信託の本旨に反して、その財産権をBに譲渡することに合意し、Bは、代金を支払った。同年1月2日に、Bは信託違反であることを知る。その後、Aがその財産権をBに引渡した。Bは、信託の制約のついた財産権を取得する。

b. 信託を知る前の支払い

譲受人が、譲渡を受けた後まで、信託違反の事実を知らなかった場合は、たとえ譲渡前に買受代金が支払われていても、譲受人は信託とはかかわりなくその財産を取得する。

第312条 譲渡前ではあるが、受託者が信託違反行為を完了した後の信託の認識

譲受人が信託の存在を知らずに信託財産譲受の対価を支払い、かつ、信託財産の譲渡が受託者の側において譲渡行為を完成させるためになすべき行為としては、もはや何らの行為も必要ない程度に実現されたときは、譲受人は、譲渡行為完了前に信託の存在を知った場合でも、信託とは関係なくその財産権を取得する。

注：

a. 本規則の範囲

衡平法裁判所は、受託者に対して信託違反を行うことや違反行為を完了することを強制するという形で援助を与えることはない(第310条参照)、譲受人が信託違反の事実を知る前に信託財産の対価を支払い、かつ、信託財産の譲渡が受託者の側において譲渡行為を完成させるためにもはや何らの行為も必要ない程度に実現されたときは、譲受人は善意取得者とされるものである。例えば、信託違反をした受託者が、違反を知らない者に信託財産を譲渡し、その者が対価を支払った時、買主はエスクロウとして捺印証書を保管している者に捺印証書を引渡すように強制できる。たとえ、捺印証書の引渡前に信託違反の事実を知ったとしても同様である。第298条注h。

同様に、受託者が善意有償取得者に捺印証書を引渡したが、捺印証書の公証人の署名が忘れられていて、取得

者が違反を知った後に署名が加えられた場合、取得者は信託に服さない財産権を保持できる。

同様に、条件付売買の買主が信託財産であることを知らないで対価を支払い、公証人が売買の認証を与えた後ではあるが、しかし捺印証書が引渡される前に信託違反の事実を知った時、買主は公証人に捺印証書の交付を強制でき、信託に服さない財産権を保持できる。

第5款 受益者に対する禁反言(estoppel)

第313条 受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利

第三者が受託者の有する信託財産についての表見上の所有権を信頼して貸付をなした場合、受託者がその表見上の所有権を担保として貸付を受けようとする事実を、受益者において知り、または知りうべかりしときは、第三者は信託財産に対し、その債権の満足を得るため執行することができる。

注：

a. 禁反言の法理(doctrine of estoppel)

本条で述べられている規則は、禁反言の法理にもとづくものである。信託の受益者が、その言語または行動によって、第三者をして受託者によって保有されている財産上に受益権がないことを信じさせ、第三者が受託者の表見的有権を信頼して信用貸することを、受益者において知りまたは知りうべかりしときは、受益者は、第三者に対し、受益権の主張を禁止される。

b. 受益者が禁反言を受ける場合

土地の所有者が、ある者に無条件捺印証書(absolute deed)によって土地を譲渡したが、両当事者の間で、口頭または書面によって、譲受人は譲渡人または第三者のための信託としてその土地を保有することを登録しない旨の合意をし、受益者は、その受託者が土地の表見上の所有権によって信用貸を受けることを知り、または知りうべき状態にあった場合には、受託者の土地についての表見上の所有権を信頼して貸付をした者は、その土地に対し、自己の債権を満足するために裁判所による手続きによって執行することができる。

c. 受益者が禁反言を受けない場合

受益者が信託財産についての表見上の所有権によって信用貸を受けることを受益者が知らず、あるいは知ることえない時には、受益者は禁反言の法理の適用をうけることはない。信託財産に対する受託者の普通法上の権原が備わっている表示があるという事実だけで、そして受益者がその事実を知っているというだけで、善意有債取得者以外の者について、受益者が衡平法上の権利を履行させることを妨げない。

d. 要件

受益者が、受託者に信用貸をした第三者に対し、受益権を主張することが、禁反言によって認められない事情としてあげられる重要な要件は、以下の通りである。(1) 委託者が受益者であるかどうか、(2) 受託者が、所有権原ありとよそおっている信託財産の性質および評価、(3) 受託者が、所有権原ありとよそおっている期間、(4) 受託者が信用貸をうけられるように、受益者が、受託者の表見上の所有権を取得することを許していたかどうか

か、(5) 受託者が、以前にも、表見上の所有権を用いて信用貸を受けていたことを、受益者が知っていたか、あるいは、知りうべき状態にあったかどうか、(6) 受益者が無能力者かどうか。

e. 複数受益者

受益者が複数いる場合で、そのうちの一人が、信託財産上に彼の権利がないことを示すことによって、第三者をして、受託者に貸付を受けさせるようにした場合、その信託財産上の権利がないことを示した受益者だけが、第三者に対する自己の権利行使につき禁反言の法理の適用を受ける。

f. 登録法

本条で述べられている規則は、登録に関する法規がない場合でも適用される。いくつかの州で施行されている登録法のもとでは、登録されるべき証書が、登録されていない場合は、それによって創設される権利は、債権者ならびにその後の善意の取得者に対し効力を有しない、と定められている。信託受益者の権利についての登録法の効果は本リストイトメントの範囲外である。

第314条 受益者が禁反言を受ける場合の衡平法上の権利者の権利

受託者が、信託の本旨に反して信託財産上に、第三者に対し衡平法上の権利を発生させるに至り、第三者が信託違反であることを知らずに対価を支払った場合、受益者が言語または行動により受託者のその法律行為が信託違反でないことを第三者に表示し、第三者がその表示を信頼して対価を支払ったときには、第三者は、信託違反の事実を知る前に信託財産に対し普通法上の権利を取得していなくとも、この衡平法上の権利を実行することができる。

注：

a. 禁反言の法理

すでに述べたように（第286条参照）、通常、受託者が信託の本旨に反して、信託財産上に第三者のために衡平法上の権利を設定する場合、第三者は、その衡平法上の権利の実行を強制することはできない。本条で述べられている規則は、禁反言の法理にもとづくものである。受益者が言語や行動により第三者に信託違反の行為でないことを信じさせ、その信頼に従って第三者が地位を変更した場合、受益者は自己の表示が偽りであったとは主張できない。

b. 譲渡前の取得者の権利

受託者が、信託の本旨に反して信託財産を第三者に譲渡することに合意し、第三者が信託違反であることを知らずに対価を支払った場合に、信託者が言語または行動によってその契約が信託違反でないことを表示し、その表示を信じて第三者が対価を支払ったときには、第三者は、その契約の特定履行を強制することができる。第三者が信託財産の引渡前に、信託違反の事実を知ることは、重要ではない。たとえば、受益者が、第三者に対し、信託財産上には自己の権利はないことを表示し、その表示を信じて、第三者が受託者からその財産を買受けた場合、その売却が信託違反であっても、第三者は、信託とは関係なく、その財産を取得する。

例：

1. Aは、Bのための財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、その財産権をCに譲渡することに合意した。Cは、Bのための信託について知っていたが、BがCに、その信託はBが請求権を放棄したために終了したと告げた。これを信じて、Cは買受代金を支払った。Aがその財産権をCに引渡す前に、Cは、Bがまだ請求権を放棄していないことを知った。Cは、その財産権をCに引渡すよう強制することができ、かつ、その財産権を信託とは関係なく取得する。

2. Aは、書面で、Aのための信託として甲地を保有することに合意しているBに、その土地を譲渡した。不動産譲渡証書は登録されたが、信託の合意については登録されていなかった。Bは、Cに甲地を売却する契約をした。AがCに、Aはその土地に対し何らの権利ももたないことを告げ、それを信じたCは、買受代金を支払った。その後、Cは信託の存在を知った。Cは、Bに対し特定履行を請求する訴を提起することができ、甲地を信託とは関係なく取得する。

c. 譲渡後の取得者の権利

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を第三者に譲渡することに合意し、受益者が言語または行動によってその契約が信託違反でないことを表示し、それを信じて第三者が対価を支払い、かつ、第三者が信託違反の事実を知った後に、受託者が第三者にその財産を譲渡した場合は、かかる第三者は、その財産を信託とは関係なく保有することができる。しかしながら、第311条で述べたように受益者の外観表示がなかった場合は第三者は譲渡の前に信託違反を知った時は、信託に服する財産を取得する。

d. 複数受益者

受益者が複数いて、そのうちの一人が、信託財産上に自己が権利を有していないことを表示し、それを信じて第三者が受託者からその財産を買受けた場合は、自己に権利のないことを表示した受益者だけが、第三者に対する自己の権利の主張につき、禁反言の法理の適用を受ける。

第315条 受益者が譲渡に同意した場合の譲受人の権利

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を第三者に譲渡し、受益者がその譲渡に対し同意を与えたため、受託者に信託違反の責任を問えない場合には、第三者は、信託とは関係なくその財産を取得する。

注：

a. 受益者が同意を与えたことによって、受託者の信託違反の責任を問えない場合の状況については、第216条、第342条参照。

b. 本条の原則は、第三者が善意取得者でなくとも、適用される。第三者が善意取得者であれば、受益者が同意を与えなくとも、その財産を信託とは関係なく取得する。第284条参照。

第6款 善意有償取得者からの譲渡

第316条 善意有償取得者からの譲受人

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を善意有償取得者に譲渡し、善意有償取得者が、さらにこれを第三者に譲渡したときは、第三者は、その財産権を信託と関係なく取得する。

注：

a. 本規則の範囲

信託財産が善意有償取得者に譲渡され、その財産がさらに第三者に譲渡された場合、二番目の譲受人は、最初の譲渡が信託違反であることを知っていても、または対価を支払っていなくとも保護される。善意有償取得者は、対価を支払ってその財産権を取得し、信託違反であることを知らないのであるから、その財産を売却したり、その他の処分をなす権限を有する。

例：

1. Aは、財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、その財産を有償であるBに譲渡した。BはこれをCに譲渡し、Cは対価を支払わず、かつ、Aが信託違反をしたことを知っていた。Cは、その財産を信託とは関係なく取得することになる。

第317条 有償による受託者への再譲渡

第320条の場合を除き、受託者が信託の本旨に反して、信託財産を有償で譲渡し、その後、この財産が受託者に再譲渡された場合には、受託者はその財産を信託財産として保有する。

注：

a. 本規則の範囲

受託者が信託の本旨に反して信託財産を売却した場合には、相当と認められる条件のもとに損害を賠償するのが、受託者の義務である。第208条参照。その財産権が善意有償取得者に売却された場合、受託者は、その者に対し、その財産を受託者のもとに再譲渡するよう強制することはできない。しかしながら、善意有償取得者がその財産を受託者に再譲渡した場合には、信託違反に対して特定の賠償を強制することができ、その結果、その財産権を信託財産として保有するものである。

例：

1. Aは、財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反してその財産権を、善意有償取得者であるBに譲渡した。Aは、Bからその財産権を買戻した。Aは、その財産権を信託財産として保有する。
2. Aは、財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、善意有償取得者であるBに譲渡した。Bはその財産権をCに譲渡した。Aは、Cからその財産権を買い、CはAにその財産権を引渡した。Aは、その財産権を信託財産として保有する。

b. 必要経費の請求権

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を善意有償取得者に譲渡し、その後、その財産が受託者に再譲渡され、

かつ受益者が、受託者にその財産を信託財産のもとに戻すことを強制した場合、受託者は、第291条注p(必要経費に対する請求権)に述べられているように、受託者の支出した経費に対する請求権を有する。受益者はまた、信託財産がそれによって価額を増加し、または保存できた限度で、善意取得者またはその後の譲受人の支出した経費に対する請求権をも有する。

第318条 善意有償取得者から悪意取得者への再譲渡

第320条の場合を除き、受託者が信託の本旨に反して信託財産を悪意取得者に譲渡し、その後、この財産権が善意有償取得者に譲渡され、さらにその善意取得者より最初の悪意取得者に譲渡されたときは、最初の悪意取得者は、その財産を信託の制約つきで保有する。

注：

a. 本規則の範囲

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を悪意の取得者に譲渡した場合、相当と認められる事情のもとでは、受託者と同様、その悪意取得者に有償賠償義務がある。その財産権が、その後、善意有償取得者に売却された場合、善意有償取得者は、それを再譲渡することを強制されることはない。しかし、善意有償取得者が、信託違反の事実を知っていた前の取得者にその財産を再譲渡した場合、その前取得者は、信託違反について特定の賠償義務があり、そのため、その財産を信託の制約つきで保有することになる。

例：

1. Aは、財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、その財産権を信託違反の事実を知っているBに譲渡した。さらにBは、善意有償取得者であるCにその財産権を譲渡した。Bは、その財産権をCから買戻し、Cはその財産権をBに返還した。Bは、信託の制約のついたものとしてその財産権を保有する。

b. 必要経費の請求権

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を信託違反の事実を知っている者に譲渡し、その財産が、さらに善意有償取得者に譲渡された後、最初の悪意の譲受人に再譲渡された場合で、受益者がその者に対し、信託財産として保有するよう強制したときは、悪意の譲受人は、第291条注pに述べられているような必要経費についての請求権を有する。

第319条 善意有償取得者から無償取得者への再譲渡

受託者が信託の本旨に反して信託財産を無償取得者に譲渡し、その無償取得者がこの財産権を処分するまで信託違反の事実を知らなかったときに、この財産権がその後、善意有償取得者に譲渡され、さらに最初の無償取得者に譲渡された場合、この無償取得者は、信託とは関係なくその財産権を保有することができる。

注：

a. 本規則の範囲

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を無償取得者に譲渡し、その者は信託違反の事実を知らないまま、その財産権がその後善意有償取得者に譲渡され、さらに最初の無償取得者に譲渡されたときは、この無償取得者は責任を負うことはない。無償取得者が信託違反の事実を知る前に、その財産を処分した場合、信託違反であることを知った当時の信託財産の喪失によって利得を得た限度でのみ責任を負う。第292条第2項参照。善意有償取得者に譲渡した後、その者がその財産を再取得した場合、その財産を信託財産として保有する義務はない。

第320条 善意有償取得者からの新たな信託としての再譲渡

第317条または第318条の場合において、信託財産が善意有償取得者から新たに他人のための信託として再譲渡されたときは、最初の信託の受益者の権利は、新たに設定された信託の受益権の制約をうける。

注：

a. 受託者の義務

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を善意有償取得者に譲渡し、その後、信託財産が、新たな信託にもとづいて受託者に再譲渡された場合、その受託者は、新たな信託にもとづいて、その財産権を保有する。本条で述べられている規則は財産が譲受人によって明示信託として再譲渡された場合ばかりでなく、受託者が擬制信託 (constructive trust)、復帰信託 (resulting trust)、公益信託ないし衡平法上の先取特権を負担する状況で再譲渡された場合でも適用される。

例：

1. Aは、Bのための財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、その財産権を善意有償取得者Cに譲渡した。Cは、Dのための信託として、その財産権をAに再譲渡した。Aは、その財産権を、BではなくDのための信託として保有する。

2. Aは、Bのための財産権の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、その財産権を善意有償取得者Cに譲渡した。Aは、Cを欺して、その財産権をAに戻させた。Aは、BではなくCのための擬制信託にもとづいて、その財産権を保有する。

b. 信託違反の事実を知っている譲受人の責任

受託者が信託の本旨に反して、信託財産を信託違反の事実を知っている者に譲渡し、その後、その財産は善意有償取得者に譲渡され、さらに新たな信託または第三者のための擬制信託、もしくは復帰信託として、最初の悪意の譲受人に譲渡された場合、その者は、新たな信託または第三者のための擬制信託にもとづき、その財産を保有する。

例：

3. Aは、Bのための財産権の受託者である。信託の本旨に反して、Aは、信託違反の事実を知っているCにその財産権を譲渡した。Cはその財産権を善意有償取得者であるDに譲渡した。Dは、Eのた

めの信託として、その財産権をCに再譲渡した。Cは、BではなくEのための信託として、その財産権を保有する。

第3節 信託財産の譲受以外の方法による信託違反への関与

第321条 受託者に対して支払われたものが不当に使用された場合

受託者が受領の権限を有する金銭その他の財産権を第三者が受託者に交付し、その受託者が、交付を受けたものを不当に使用した場合、第三者は、その交付の時点で、受託者が不当に使用し、または使用しようとすることを知り、もしくは知りうべきであった時は、信託違反関与の責任を負う。

注：

a. 信託違反を知らずに金銭を支払った場合

債権を信託として保有していて、そのことを債務者が知っている場合に、その債務者が、受託者がその金銭を受けとることが信託違反となることを知らずに、あるいは、受託者がその金銭を不正に使用しようとしていることを知らずに、受託者に債務の支払いをなしたときは、受託者がその金銭を不当に使用したとしても、債務者は責任を負うことはない。

b. 受託者が適法な売却権限の行使によって信託財産を売却した場合、その買主が、受託者がその代金を不正に使用しようとしていることを知らずに、その代金を受託者に支払った時は、たとえ受託者がその代金を不正に使用したとしても、買主は責任を負うことはない。

c. 信託の本旨に反して受託者が信託財産を売却した場合に、その財産権の買主は信託の存在は知っていたが、その売却が信託違反になることを知らずに、また、その代金を受託者が不正に使用しようとしていることを知らないで代金を受託者に支払ったときは、たとえ、受託者がその代金を不正に使用したとしても、信託財産の買主は責任を負うことはない。

d. 信託違反になることを知りながら支払いをなした場合

信託として債権が保有されている場合、もしその債務者が、受託者がその支払いを受けることが信託違反になるのを知りながら、または、受託者が支払われた金銭を不当に使用しようとしていることを知りながら、金銭を支払ったときは、債務者は受益者に対して責任を負う。

e. 受託者に信託財産売却の権限がある場合に、その財産権の買主が、受託者が受領する金銭を不当に使用しようとしていることを知りながら、代金を支払い、受託者が実際にその金銭を不当に使用したときは、買主は、その代金額について、受益者に対し責任を負う。

f. 前後参照

信託違反の受託者によってなされた第三者に対する権利放棄の効果については、第322条参照。

第三者の受託者に対する個人的な権利の相殺については、第323条参照。

銀行もしくは受寄者の信託金に対する預入れや引出しの承認についての責任については、第324条参照。

第322条 受託者による第三者に対する権利の放棄

第三者に対する権利が信託財産として保有され、受託者が信託の本旨に反してこの権利を放棄したときは、第三者は、この放棄につき信託違反であることを知らずに対価を支払ったときに限り、その権利消滅の利益を受ける。

注：

a. 無償の権利放棄

契約によるか、不法行為またはその他の場合による債権であるかを問わず、信託として債権が保有されているときに、信託の本旨に反してなされた受託者の無償の権利放棄は、債務者が信託の事実を知らなくても、債務者に対し、債務免除の効果を生じさせない。

b. 権利放棄が信託違反となることを知っていた場合

債権が信託として保有されている場合に、債務者が、信託違反になることを知りながら、債務者のための受託者による権利放棄を受け入れたときは、債務者は責任を負う。第324条注h参照。

c. 和解をすることが信託違反となることを知っていた場合

債権が信託として保有されている場合、信託の本旨に反して、受託者が債務者と和解した時は（第192条参照）、債務者は、信託違反であることを知っている場合には責任を負う。

d. 権利放棄に対し対価を支払い、かつ、信託違反になることを知らなかった場合

第三者に対する権利が信託財産として保有され、受託者が信託の本旨に反して、この権利を放棄した場合、債務者は、この放棄につき信託違反であることを知らずに対価を支払ったときは、その権利消滅の利益を受ける。

第323条 第三者の受託者に対する債権の相殺(set off)

(1) 本条(2)項の場合を除き、第三者に対する債権が信託財産として保有され、その第三者が受託者個人に対する債権を有するときは、第三者は、もし第三者に対する債権が信託として保有されていなければ両者の債権が互いに相殺でき、かつ、第三者が両者の債権の発生当時、自己に対する債権が信託財産として保有されていることを知らなかった場合に限り、相殺をなすことができる。

(2) 第三者の受託者に対する債権が無償で取得され、かつ、受託者の有する第三者に対する債権の発生後に発生したときは、第三者は、受託者の第三者に対する債権が信託として保有されていることを知らない場合でも、受託者に対する債権と相殺をすることができない。

注：

a. 双方の債権が、信託の認識前に発生している場合

受託者個人に対する第三者の債権と、第三者の受託者に対する債権が、双方とも、第三者が自己の受託者に対する債権が信託として保有されていることを知る前に発生しており、かつ、受託者に対する債権が無償で取得されたのではない場合は、第三者に対する受託者の債権が受託者に対する第三者の債権よりも先に設定されたとき

でも、後に設定されたときでも、相殺することができる。

b. 受託者の債権が先に設定された場合

第三者に対する受託者の債権が先に設定され、その債権が信託として保有されているのを知らない第三者が、その後に受託者個人に貸付をなした場合、その第三者は、それによって相殺できる債権を取得できると信じて対価を支払っているのであるから、善意有債取得者の立場にある。その者の立場は、信託の存在を知らずに信託財産を担保に受託者に金銭を貸付けたのと類似する。第284条注g参照。

c. 第三者の債権が先に設定された場合

受託者個人に対する債権が先に設定され、その後に、第三者が信託金だとは知らずに信託金の貸付を受けたとき、その者は、相殺できる債権があることを頼りに債務を負ったのであるから、善意有債取得者の立場にある。

例：

1. Aは、金銭の受託者である。Aは、信託金の1,000ドルをBに貸付け、Bはその金銭が信託として保有されているのを知らなかった。Bが、信託の存在を知る前に、Aに個人的に500ドル貸した。AによるBを相手方とする1,000ドルの返還請求訴訟において、BはAに対する500ドルの債権で相殺することができる。

2. Aは、金銭の受託者である。Bは、A個人に貸し、Bは、その金銭が信託として保有されているのを知らなかった。Aの提起したBを相手とする1,000ドルの返還訴訟で、Bは、Aに対する500ドルの債権をもって相殺することができる。

銀行預金に対する本規則の適用については、第324条注i参照。

d. 受託者に対する権利が無償で取得された場合

受託者個人に対する第三者の債権が先に取得された場合、たとえそれが無償で取得されたものであっても、受託者の第三者に対する債権が後から取得され、第三者がその権利が信託として保有されているのを知らないときには、その第三者は、受託者個人に対する債権と、第三者に対する受託者の債権を相殺することができる。

例：

3. Aは、金銭の受託者である。Aは、捺印証書によりBに無償で500ドルを支払うことを約束した。Aは、Bに信託金の1,000ドルを貸付けたが、Bは、その金銭が信託として保有されていることを知らなかった。Aの提起したBを相手とする1,000ドル返還訴訟において、BはAに対する500ドルの債権で相殺することができる。

e. 第三者に対する受託者の債権が先に取得された場合、受託者に対する債権が無償で取得されたときには、たとえ第三者に対する債権が信託として保有されていることを知らなくとも、第三者は、受託者個人に対する債権と相殺することはできない。

例：

4. Aは、金銭の受託者である。Aは信託金の1,000ドルをBに貸付け、Bは、その金銭が信託財産であることを知らなかった。Bが信託の存在を知る前に、AはBに対し、捺印証書により500ドルを無

償で支払う約束をした。Aの提起したBを相手方とする1,000ドルの返還訴訟で、Bは、Aに対する500ドルの債権により相殺することはできない。

f. 認識の効果

第三者に対する債権が信託として保有されている場合、第三者が、自己に対する債権が取得されたときに信託として保有されたことを知った場合には、たとえ受託者に対する債権が取得されたときにはその信託の存在を知らなかった場合でも、第三者は、受託者個人に対する債権と相殺することができない。

例：

5. Aは、金銭の受託者である。Bは、A個人に500ドルを貸付けた。Aは、信託金の1,000ドルをBに貸付け、Bは、その金銭が信託財産であることを知っていた。Aの提起するBを相手方とする1,000ドルの返還請求訴訟において、BはAに対する500ドルの債権で相殺することはできない。

g. 第三者に対する権利が信託として保有されている場合、受託者に対する第三者の債権が取得された時点で信託の事実を知ったときには、たとえ第三者に対する債権が取得された時点では信託の存在を知らなくとも、第三者は、受託者に対する債権と相殺することはできない。

例：

6. Aは、金銭の受託者である。Aは、信託金の1,000ドルをBに貸付け、Bは、その金銭が信託として保有されていることをその時は知らなかった。Bが信託の存在を知った後、Bは、A個人に500ドル貸した。Aの提起したBを相手方とする1,000ドルの返還訴訟において、Bは、Aに対する500ドルの債権で相殺することはできない。

第324条 信託資金の受寄者

受託者が信託資金を銀行に預金した場合、銀行は、受託者が信託の本旨に反して預金をし、または預金の引出しをなすことを知りながらこれを許容したときには、その信託違反に關与したことの責任を負う。

注：

a. 本条の適用範囲

受託者が、信託の本旨に反して信託資金を銀行に預け入れた場合、銀行は、預金された資金を信託とは無関係に保有するものではない。但し、信託違反の事実を知らずに対価を与えた場合はこの限りでない。単なる支払いの約束は対価ではないので（第302条参照）、預金額についてまで貸付けることは銀行を有債取得者とはしない（第302条注g参照）。そして預金者が、銀行に債務を負っていないで、預金を引き出していない場合は、銀行は善意有債取得者ではなく、信託に服する資金を保持することになる。これは、たとえ銀行が預金が信託違反であることを知らなくとも同様である。

もし、信託資金が預けられた銀行が信託違反を知りながら預金を受入れたり、引出を承認した場合それが有債であろうが無債であろうが、銀行は信託違反の責任を負う。何が認識で、その効果は何であるかは次の注で考慮

する。

b. 預金が信託違反になることを知って預金を受け入れた場合

受託者が信託の本旨に反して信託資金を銀行に預け入れ、銀行が、その資金を受け入れたときに、信託違反の事実を知っていた場合は、この信託違反行為に対する関与の責任を負い、その資金につき法定受託者としての責任を負う。このように、もし銀行が、信託資金であることを知り、信託条項により銀行預金が禁じられていることを知っていた場合、銀行は信託違反に関与した責を負い、預金資金について擬制信託が発生する。

c. 信託勘定への預金

銀行が、預け入れられた資金が信託資金であることを知っており、その預金が受託者の名でなされていても、銀行は、受託者に預け入れの権限がないことを示す状況がない限り、受託者にその権限があるかどうか調査する必要はない。

たとえば、受託者が、受託者としての自分に支払うよう手形に裏書きをして、受託者としての債務保証のためにその手形を銀行に預け入れた場合、その銀行は、手形の預け入れが信託違反になるかどうか調査をする義務はない。また、信託条項に、銀行への寄託が禁止されていても、その信託条項を知らなかったり、受託者が信託違反をおかしていることを示すような事情がない場合には、銀行は、信託違反関与の責任を負うことはない。

d. 個人口座への預け入れ

預け入れた資金が信託資金であることを銀行が知っていて、かつ、その預け入れが受託者個人の名でなされていても、銀行は、その受託者が信託違反として預金をしたかどうかを調べる義務はない。また、預金が信託違反であっても、受託者が信託違反をおかしたことを示すような事情がなければ、銀行は、信託違反行為関与の責任を負うことはない。例えば、受託者が、受託者としての自分に支払うように、手形裏書きをして個人口座の保証のためにそれを預け入れた場合、銀行は預金の際に信託違反をおかしているか否かを調査する義務はない。たとえ受託者が信託違反をおかしたとしても銀行はそれを知っている状況がない限り、信託違反の責任を負わない。

同様に、受託者が個人口座の保証のために受託者としての自分によって引出せる小切手を当該銀行もしくは他の銀行に預け入れ、しかもその小切手は受託者個人と預金銀行に支払われる場合、銀行に調査義務はない。たとえば、受託者が事実は信託違反をおかしていたとしても、銀行がそれを知っている状況がない限り、信託違反の責任を負わない。

e. 受託者たる銀行は、受託者としての口座の担保とせよという指示に違反して、受託者の個人口座に信託金を入れてしまったときは、責任を負う。

f. 引き出しの許可

信託資金の受寄者たる銀行が、受託者が引き出した資金を悪用しようとしていることを知りながら、小切手の支払いに応ずることにより受託者に引き出しの許可を与えた場合、銀行は、信託違反行為関与の責任を負う。

g. 受寄者たる銀行が、受託者が信託違反をおかして、その資金を引き出し、または引き出した資金を悪用しようとしていることを知らずに、受託者の小切手につき支払いをした場合、銀行は、信託違反行為関与の責任を負うことはない。例えば、受託者が、受託者としての自分に預金口座を設け、第三者へ支払える小切手を示した時、

銀行は資金引出の際に調査義務はない。受託者が真実は信託違反を犯していたとしても、銀行がそれを知っている状況を示さない限り、信託違反の責任を負わない。

同様に、受託者が、受託者として引出可能な小切手を引出した場合も、銀行に小切手が受託者個人もしくは、第三者、他行に支払われるのか調査をする義務はない。口座が受託者個人で開設されていても同様である。

同様に、受託者が自分の口座の保証のために受託者としての自分によって引出された小切手や、受託者としての自分に支払われるべき裏書された小切手が預け入れられ、後にそれが引出されたり、第三者に支払われた場合、銀行が違反を知っている事情がない限り調査義務はない。

h. 銀行に対する受託者個人の債務の支払

信託資金の受寄者たる銀行が、受託者個人の銀行に対する債務の支払いのために、信託資金から支払われる小切手を受け取った場合、その銀行は、信託資金がそのように使われることを知っていたときに限り、信託違反行為関与の責任を負う。第322条参照。

例えば、受託者個人の債務の支払のために信託義務違反によって引出された小切手を受取った場合、銀行は信託違反の責任を負う。

但し、銀行が小切手を受取ったということだけで、銀行が信託違反に悪意であることにはならない。さらに引出が信託違反としても引出したということだけで信託違反にならない。

i. 銀行に対する受託者の個人債務の相殺

信託資金の受寄者たる銀行が、その資金が信託資金であることを知っている場合、受託者が個人的に負っている債務と相殺することはできない。第323条参照。

j. 銀行への預金となされた時に、受託者の債務も発生した場合で、預金された資金が信託資金であることを知らないときには、受託者の個人的債務と相殺することができる。第323条参照。

例：

1. Aは、金銭の受託者である。Aは、信託資金の1,000ドルをB銀行に預け入れ、B銀行は、預金された金銭が信託として保有されているものであることを知らなかった。B銀行がその事実を知る前に、A個人に500ドルを貸した。AのB銀行を相手とする1,000ドル返還請求訴訟では、B銀行は、Aに対する500ドルの債権で相殺することができる。

2. Aは、金銭の受託者である。B銀行は、A個人に500ドル貸した。Aは、信託資金の1,000ドルをB銀行に預金し、B銀行は、預け入れられた金銭が信託として保有されているものであることを知らなかった。AによるB銀行を相手方とする1,000ドル返還請求訴訟において、B銀行は、Aに対する500ドルの債権で相殺することができる。

第325条 受託者の保有する有価証券の移転の登録

受託者が、自己の名義となっている信託財産たる株式、社債、その他の会社の証券を、信託の本旨に反して譲

渡し、会社がこの譲渡の登録をしたときは、会社は、登録したときに信託違反の事実を知ったり、もしくは知りうべき場合に限り、この信託違反に対する関与の責任を負う。

注：

a. 信託の存在を知らない場合

株式が、受託者の個人名義で登録され、受託者がその株式を信託の本旨に反して譲渡した場合、会社は、信託の存在を知らないときには、譲渡の登録につき責任を負うことはない。

b. 信託違反の認識している場合(knowledge)

株式が受託者の個人名義または受託者としての名義で登録され、受託者が、信託の本旨に反してその株式を譲渡した場合、会社がその株式の譲渡が信託違反になることを認識しているときには、株式の譲渡の登録につき、責任を負う。

c. 信託違反(notice)を知りうべき場合

株式が、その者が受託者であることを示す文言により推定される受託者名で登録されている場合、会社は、その受託者に譲渡の権限があるかどうかを調べなければならず、そのような調査をしていれば受託者に譲渡の権限がなかったことが明らかになる場合に限り、会社は、信託違反関与の責任を負う。

d. 統一受託者法(uniform fiduciaries act)

統一受託者法第3条により、会社の株主名簿に登録されている受託者がその株式を譲渡する場合、会社は、受託者がその譲渡をすることが信託違反になるかどうかを調べる義務はなく、信託違反であることを現実に認識している(actual knowledge)か、譲渡の登録行為が悪意(bad faith)に相当することを認識していた場合に限り、譲渡の登録につき責任を負う、と規定されている。

e. 名義人(nominees)の使用

信託条項または法令によって、受託者には、自己の指名する第三者の名義で信託財産を保有する権限が与えられることがある。このような場合、信託として証券が保有されている時には、会社は、受託者の指示により、指名された名義で株式の登録をすることができ、受託者にその権限があるのか、あるいはその後名義人がその株式を譲渡できるのかを調査する義務はない。

〔訳注〕

本条で述べられている規則は、経験則上、良くない規則であるとされている。合衆国では一般に適用されているが、英国では、廃止されている。信託違反を予防する方法としては、あまりにも効果がない。名義人の使用によって、信託の存在を会社に登録させておこうとする効果を失わせてしまう。この規則は、法令によって廃止されるのが妥当であろう。Uniform Commercial Code 第8条～第403条、Uniform Act for Simplification of Fiduciary Security Transfers参照。

第326条 受託者とのその他の取引

受託者が信託違反をおかすことを知りながら、信託違反行為に関与した第三者は、信託財産の譲受人でなくとも、信託違反により生じた損害に対し責任を負う。

注：

a. 信託違反を認識していた場合

第三者が、受託者が信託違反をおかすことを認識しながら、受託者の信託違反行為に関与した場合は、受益者に対し、信託違反関与の責任を負う。

たとえば、受託者が代理人に信託財産を売却するよう指示し、代理人が受託者に信託財産を売却する権限のないことを知っていながら、しかもその売却をなしたときには、代理人は、信託違反行為に関与した責任を負う。

b. 信託違反を知りうべき場合

顧客が、受託者としての名で、投機的な取引の証拠金ために、証券を株式仲買人に預けた場合、仲買人は、顧客が受託者であり、しかも信託違反行為をおかしていることを知りうべき時には、責任を負う。しかし、仲買人に対する勘定が、受託者としての顧客の名義で開かれているだけで仲買人に信託の存在の調査義務を課さない。仲買人が信託違反の事実について知らなければ、仲買人には責任はない。

顧客が仲買人に受託者としての名義で、証券の売却と投資のために証券を預けた場合、仲買人は、売却や投資の権限調査の義務はない。たとえ受託者に売却の権限がなく、投資によって利益を得ることが信託条項によって正当な信託権限の行使でないとしても仲買人に責任はない。

第4節 出訴期限法(Statute of Limitations)と消滅時効(laches)の効果

第327条 受託者が出訴期限法および消滅時効により権利行使を禁じられた場合の受益者の権利

(1) 本条(2)項の場合を除き、受託者が出訴期限法および消滅時効により、信託財産に関し第三者に対して訴を提起することを禁じられたときは、受益者もまた第三者に対し訴を提起することができない。

(2) 第三者が故意に(knowingly)信託違反に関与したときは、受益者は、この違反につき、第三者に対し訴を提起することができる。但し、以下の場合はこの限りでない。

(a) 受益者自身において消滅時効(laches)を負うとき

(b) 信託違反に関与しない共同受益者、または第三者に対する違反責任を問う権利のあることを知っている承継受託者が、第三者に対し訴を提起すべきことを怠り、そのために出訴期限法または消滅時効により訴訟提起が禁じられることになったとき。

注：

a. 受託者に対し不法行為をなした者

信託財産に関する不法行為につき、受託者による第三者を相手方とする訴訟提起が出訴期限法によって禁じられるに至った場合、受益者は、第三者を相手に救済請求ができない。

b. 受託者を相手とする訴訟では、もし受託者が信託とは無関係にその財産を保有していれば、出訴期限法により禁じられたであろうという場合に限り、受託者の訴の提起は出訴期限法によって禁止されることになる。

c. 受託者および受益者は、法定期間の経過の後には訴の提起が禁止される。たとえ受益者または複数受益者の1人が未成年であるとか、みづから権利をもっていたとすれば、同じく制限を受けるであろうような行為能力制限を受けていてもそうである。

d. また、受益者の1人または数人が将来にのみ享有できる権利を有しているとか、受益者の1人または数人が確定されていないということは重要ではない。

例：

1. Aは、甲地を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はCに甲地を引き渡すよう指示した。Cが1才の時、Eが甲地を占有し、不法に20年間占有し続けた。法令によって、土地の所有者は他人が20年間不法に占有した後での土地の回復請求を禁じられている。B、CまたはDはEに対して何らの普通法上または衡平法上の訴訟を提起することはできない。

2. Aは全財産を信託としてBに遺贈し、その財産からの収益をC生存中はCに支払、C死亡後はその財産をDに引渡すよう指示した。信託財産の中にはEの振出した約束手形が含まれていた。受託者は出訴期限法による約束手形の有効期間の10年間、手形の行使をしなかった。その期間Cは未成年であった。Eに対してB、CあるいはDは何らの普通法または衡平法上の訴訟を提起することはできない。

e. 他方、受託者が無能力者であった場合、たとえ受益者が能力者であったとしても、出訴期限法による制限を受けることはない。たとえば、受託者が、訴訟原因が生じた時に心身喪失の状態であり、出訴期限法の制限を受けないときには、たとえ受益者が無能力者でなくとも、訴提起の権利は制限されない。

f. 受託者が信託違反をして、違反行為者(wrongdoer)または契約者を相手方とする訴の権利が出訴期限法の制限にかかるのを許容した場合には、受益者は信託違反につき受託者を相手方とする訴訟を提起することができる(第177条参照)。但し、受益者の権利不行使による消滅時効によって、訴提起が制限される場合はこの限りでない(第219条参照)。

g. 本条で述べられている原則は、信託財産に対する侵害による損害の回復請求のみならず、信託財産そのものの回復請求にも適用される。

h. 信託違反につき、違法行為者または契約者のために、受託者が権利放棄をした場合の効果については第321条参照。

i. 信託財産の譲受人

受託者が、信託に違反して善意有償取得者ではないが信託違反に関与していることを知らない第三者に信託財産を譲渡し、かつ、受託者が出訴期限法または消滅時効によって、譲受人に対する訴訟を制限された場合、たとえ受益者が無能力者であっても、あるいは受益者の権利が将来発生するものであっても、さらに受益者が信託違反の事実を知らなくとも、受益者もまた譲受人を相手方とする訴につき出訴期限法の制限を受ける。

たとえば、受託者が信託財産処分の権限があると誤信して財産を譲り受けた場合、受託者が出訴期限法または、

消滅自己により譲受人に対する訴訟が許されない時、譲受人は信託の制限を受けない財産を保持する。

j. 受託者が第三者を相手方とする訴の権利が出訴期限法によって制限されるのを許容したときには、受益者は信託違反につき受託者を相手方とする訴訟を提起することができる（第177条参照）。ただし、受益者が消滅事項によって制限される場合はこの限りではない（第219条参照）。

(2)項の注

k. 信託違反に故意に関与した譲受人に対する受託者の訴訟が制限される場合

第三者が故意に信託違反に関与した場合、受託者が訴訟を禁止される事由のあるときに限り、受益者は、第三者を相手方とする訴を提起することができる。受益者は、消滅時効の効果をうける場合に限り、訴の提起を制限される。

例：

3. Aは、5才のBを受益者とする1,000ドルの信託の受託者である。Aは、信託の本旨に反して、自己の債権者Cにその金銭を支払ってしまった。Cは、信託違反の事実を知っていた。その直後、Bは、適齢に達してすぐCに対して訴訟を提起した。Bの訴権は禁止されない。

l. 承継受託者の訴訟が制限される場合

受託者が、解雇・辞任・死亡によって新しい受託者が指名された場合に、この新しい受託者が信託違反の事実を知りながら、出訴期限法または懈怠責任により制限されるに至るまで訴の提起をしなかったために、訴の提起が禁止されたときには、受益者もまた訴の提起が禁止される。

m. 共同受託者が訴の提起の制限を受ける場合

同様に、共同受託者の1人が、信託の本旨に反して、善意取得者でない第三者に信託財産を譲渡した場合に、他の受託者は、その信託違反に関与はしなかったが、後に、その事実を知りながら、出訴期限法または懈怠責任によって禁止されるに至るまで訴の提起をしなかったときは、受益者もまた訴の提起をすることができない。

第5節 受益者による義務免除および受益者に対する相殺

第328条 第三者に対する権利の受益者による義務免除

第三者に対する権利が信託として保有されているときに、受益者が第三者に対し、この義務を免除した場合は、第三者が依然として責任を負担することが、訴訟の循環(circuitry)を惹起させる結果となる限りにおいて、第三者は義務を免れる。

注：

a. 訴訟の循環の阻止

本条で述べられている法準則は、訴訟の循環の阻止が根底にある。第三者に対する権利が信託として保有されている場合、受託者に支払うことが債務者の義務である。受託者に支払いをなせば、債務者は、その請求権に対する抗弁権をもつことになり、受託者がその支払われた金銭を不正に使用するという信託違反行為をおかすのを

【第9章】

知らない限り、債務者はそれ以上の義務を負わない。受益者に支払いをすることは、債務者にとって適法な抗弁とはならない。しかしながら、債務者が受託者に支払うよう強制され、かつ、すでに支払いを受けた受益者が債務者に支払うよう強制されるような場合には、債務者を相手方とする受託者による訴訟につき、債務者は、衡平法上の抗弁をなす。第15条注d参照。

b. 受益者が即時の支払いをうける権限を有する場合

第三者に対する権利が信託として保有され、受託者がその債権を取り立てて直ちにそれを受益者に支払う義務を負っているときに、債務者が受益者に支払ってしまった場合、その債務者は、受益者が無能力でない限り、またその権利が譲渡できないものでない限り、その債券につき衡平法上の抗弁権を取得する。債務者に抗弁権を認めることは、訴訟循環の阻止が目的である。なぜなら債務者が受託者に支払う義務があり、受託者が受益者に支払う義務がある場合、債務者に返還する義務が発生するからである。第15条注d参照。その結果は受益者が債務者に免責を与えた場合と同じである。

例：

1. Aは、Cが成年に達した時に保険金をCに支払うという内容の信託として、受託者Bに支払われる生命保険証券を受け取った。生命保険会社は、Cが成年に達した後、Cに保険金を支払った。Bは、保険会社を相手に、保険証券に関する訴訟を提起した。保険会社は、その訴訟に対し、抗弁権を有する。

c. 本条で述べられている法準則は、元本と同様、収益についても適用される。

例：

2. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに引渡すよう指示した。その信託財産の中には、Eの負っている債務も含まれていた。Eは、自己の債務から生じる果実をCに支払った。Cは、無能力者ではない。BがEを相手方としてその果実につき訴訟を提起した。Eは、その訴訟につき、抗弁権を有する。

d. 受益者に、即時に支払いを受ける権限がない場合

信託条項によって、一定の期間満了後にも、信託財産を受益者に引渡すよう指示されている場合で、かつ、その信託財産の中に、第三者に対する権利が含まれているときに、一定期間満了前に、受益者が第三者から支払いを受け、あるいは、彼に対し債務免除をした場合は、受益者が無能力者でなく、受益権が譲渡できないものでない限り、債務者は、その権利につき抗弁権を有する。

例：

3. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、Cが40才になるまではCに収益を支払い、Cが40才になった時には元本をCに引渡すよう指示した。信託財産上に受益権を有する者はC以外にはいない。その信託財産にはDに対する権利が含まれていた。Cが30才になったときに、Dはその債権額をCに支払った。BはDを訴えた。Dは、その請求に対し、抗弁権を有する。

e. 浪費者信託

第三者に対する権利が信託財産の一部として保有され、その受益者の権利が譲渡できないものであり(第152条、

153条参照)、かつ、債務者が受益者に支払いをなし、あるいは受益者が債務免除をなしたときは、その債務者は、その請求に対して、抗弁権を有しない。そのような場合、債務者は受益者個人に対して支払われた額まで請求できるが、信託上の権利に対してその請求権を実行できない。

f. 受益者が無能力者である場合

第三者に対する権利が信託として保有されている場合に、受益者が無能力者であり、かつ、債務者がその受益者に支払いをなすか、あるいは、受益者がその債務免除をなしたときには、債務者は、その請求につき抗弁権を有しない。但し、受益者の無能力者でなくなった時点で利益が残っていた額の限度もしくは、必要費を免れた限度ではこの限りではない。

g. 受益者による債権譲渡(assignment)

第三者に対する権利が信託として保有され、受益者がその権利を他の人に譲渡し、かつ、債務者がその後旧受益者に支払いをなすか、あるいは、その者から債務免除をうけた場合、たとえ債務者がその譲渡を知らなくとも、債務者は、その請求につき抗弁権を有しない。債務者に受託者への支払いを強制することは、訴訟の循環をひきおこさない。なぜなら受託者は譲受人に利益を支払う義務があり、旧受益者に支払う義務はない。債務者はしかし旧受益者から償還できるというのは支払は過失に基づくものだったからである。

結果は、受益者の権利が債権譲渡によって終了したのと同じである。

第329条 第三者の受益者に対する債権の相殺

第三者に対する債権が信託として保有され、かつ、第三者が受益者に対し債権を有するときは、この両者の債権の相殺を禁ずることが訴訟の循環を惹起させる結果となる限りにおいて、第三者は相殺をすることができる。

注：

a. 受益者が、即時に支払いを受ける権限を有する場合

第三者に対する債権が信託として保有され、その債権を取り立て直ちにそれを受益者に支払うことが受託者の義務である場合、受託者によって、その債務者に対する債権につき普通法上の訴訟が提起された時、債務者は、受益者に対する自己の債権を、普通法上の抗弁として出すことはできない。しかし、普通法上の訴訟において衡平法上の抗弁を出すことを認めている州では、衡平法上の抗弁として出すことが可能であり、または受託者の権利行使を禁止するよう衡平法上の訴を提起することができる。

b. 受益者に、即時に支払いを受ける権限がない場合

信託条項によって、信託財産が一定の期間満了時にのみ受益者に引渡されるものと規定され、かつ、信託財産中に第三者に対する債権が含まれている場合、その債権につき、受託者が訴を提起したとき、債務者は、受益者に対する債務者の債権を抗弁として持ち出すことはできない。

c. 浪費者信託

第三者に対する債権が信託として保有され、かつ、受益権が譲渡しえないものとされている場合(第152条、

【第9章】

第153条参照)、第三者に対する債権につき受託者が訴を提起したときは、その債務者は、受益者に対する自己の債権を抗弁として持ち出すことはできない。

d. 受益者が無能力者である場合

第三者に対する債権が信託として保有され、かつ、受益者が無能力者である場合、第三者に対する債権につき受託者が訴を提起したときは、その債務者は、受益者に対する債権を抗弁として持ち出すことはできない。

第10章 信託の終了および変更

- 第330条 委託者による信託の撤回
- 第331条 委託者による信託の変更
- 第332条 撤回または変更の権限の錯誤による退脱
- 第333条 取消および訂正
- 第334条 信託期間の満了
- 第335条 信託目的遂行が不能または不法となる場合
- 第336条 緊急の事情による終了
- 第337条 受益者の同意
- 第338条 受益者および委託者の同意
- 第339条 委託者が唯一の受益者である場合
- 第340条 受益者の内のある者が同意しない場合
- 第341条 混同
- 第342条 受託者が信託財産を受益者に譲渡、または受益者の指図に従って譲渡する場合
- 第343条 受益者が受益権を受託者に譲渡する場合
- 第344条 信託終了の場合における受託者の権限および義務
- 第345条 受託者が信託終了に際して信託財産に対する権利または占有を移転する義務
- 第346条 信託財産の変形への指示
- 第347条 数人の受益者がある場合の信託財産の分配方法

第330条 委託者による信託の撤回

(1) 委託者は、信託条項において信託の撤回の権限を留保した場合およびその範囲において、信託の撤回をなすことができる。

(2) 第332条および第333条の場合を除いては、委託者は、信託条項において信託撤回の権限を留保しない限り、信託の撤回をなすことはできない。

注：

a. 「信託条項」

「信託条項」という用語は、信託に関する委託者の意思の表示を意味し、訴訟手続においてその証明を許されたものを言う。第4条参照。信託条項を決定する委託者の意思は、信託設定時の意思であって、その後の意思ではない。意思表示が証拠能力ある証拠によって証明されるならば、書面、口頭または行為で表現されたものであろうと、その意思表示は信託条項である。

b. 信託条項が書面になっている場合

信託が設定され、その信託に関する委託者の意思表示が書面になって、その書面に委託者の意思が完全に表示され、かつ、信託証書に、委託者が、その信託を撤回する権限ありと規定されていない場合、委託者がその信託設定につきなんらの対価も得ていなくとも、その信託は、委託者によって撤回されることはない。しかしながら、委託者が、撤回の権限を留保しようと思っていたが、錯誤によって、その規定を入れなかった場合、委託者は、信託証書を変更（第332条参照）することができ、また、委託者がその信託を、詐欺・強迫・不当威圧または錯誤によって設定した場合は、その信託を取消することができる（第333条参照）。

信託証書の意味が不明確で委託者が撤回権限を留保しているのか否か不明確である場合、信託設定時の状況証拠が信託証書の解釈のために認められる。第38条参照

信託の設定は、記載証書によりあきらかであるが、その証書では、信託条項が完全に書かれていないことが示されているときには、委託者が信託を撤回する権限を留保したという意思表示を示す外部証拠(extrinsic evidence)を許容することができる。たとえば、信託設定以前に、財産権の所有者がその財産権を受託者としての他人に移転すること、及びその所有者は随時信託を撤回する権限を有することにつき合意をし、その後この口頭の合意に従ってその財産権を保有することを受託者に指示する信託証書により財産権を移転した場合、委託者は撤回権限を有する。契約のリステイメント第226～244条と比較せよ。

c. 信託条項が書面に書かれていない場合

信託の設定が、証書によって明らかにされていない場合、たとえ委託者がその信託の設定につき何らの対価も得ていなくとも、その信託は、取消しできないものと推論される。たとえば、ある証券の所有者が、それを他の人に譲渡し、口頭で、その証券を信託として保有し、委託者が生存中に収益を委託者に支払い、死亡後は委託者の子供たちにその証券を引渡すように指示した場合、委託者は、信託の撤回の権限を留保しなかったものと推論される。

一方、委託者が、その権限を留保する特別な言葉を使っていなくとも、信託撤回の権限を留保する意思であることを示すような事情がある場合がある。委託者がその信託を撤回する権限を留保する意思を表示したかどうかの問題で、重要な要素は以下のものである。(1) 撤回の権限を留保しないで信託を設定したことが、委託者の不注意によるものであろうと思われる事実、(2) 委託者と受益者の関係、(3) 委託者がその信託を設定しようとした理由、(4) 委託者がその信託の設定を受益者に知らせたかどうか、(5) 信託財産の性質、(6) 委託者が撤回の権限を留保した場合、委託者の責任、所得税及び相続税の財産に対する効果。

信託条項が書面になっていない場合、信託条項を決定する際にこれらの要素が重要な問題となる可能性があり、もし、これらの要素により委託者が信託を撤回する権限を留保する意思を有していたことが明らかになるならば、委託者による信託を撤回する権限の留保は信託条項のひとつとなる。他方、信託条項が完全に示されている書面により信託が設定された場合、同様の要素が重要な問題となる可能性があるが、信託条項を変更するためにはなく、撤回権限を留保されなかったことが錯誤によることを示し、条項の変更をする根拠をなすものとして問題となる。第332条注 a 参照。信託が口頭又は書面による信託宣言により設定された場合、結論は同様であるが、結論に至る過程が異なる。

d. 信託宣言および信託としての譲渡

本条で述べられている規則は、信託が、信託宣言で設定された場合も、受託者への信託財産譲渡で設定された場合も、適用される。信託譲渡がなされた場合と同様、信託宣言がなされた場合も信託は撤回不能であると推論される。しかし、財産権の所有者が信託譲渡した場合と同様、信託宣言をした場合も、財産権の所有者が信託撤回権限を留保する意思を有することが状況から明らかになる可能性が有る。たとえば、預金者が自己の名義で他人のための信託の受託者として貯蓄銀行に預金している場合、預金者は撤回権限を留保しているものと推論される。撤回不能信託を設定する意思が他の状況から推論される場合、たとえば預金通帳が受益者に交付されていた場合、この推論は覆される。他方、撤回可能な信託さえ設定する意思のなかったことが状況から明らかになることがある。第36条注b、第58条注a参照。

e. 不完全に信託が設定された場合

本条で述べられている規則は、信託の設定が完了された場合に限り、適用される。委託者が信託の設定に必要な行為の全部はまだしていない場合(第17条から第73条(第2章)参照)は、撤回の問題は何ら出てこない。たとえば、財産権の所有者が、生前行為で、第三者を受益者とする信託を設定するために受託者にその財産権を譲渡した場合で、信託の目的物の引渡がなかったり、譲渡証書の交付がなかったり(第32条参照)、それが遺言による処分であったり(第53条から第28条参照)したために、財産譲渡の効果が生じないときは、信託は設定されたことにならないし、その財産権は、信託とは関係なく所有者のものである。このような場合には、信託は設定されていないのであるから、委託者の撤回の権限の留保は問題にならない。

普通法上の権原の譲渡は有効であるが受益権が処分されていない場合、たとえば、受益者の指定なく単に信託として譲受人に対して譲渡が行われた場合、委託者はその処分を撤回してその財産を自己へ再譲渡するよう譲受人に強制することができる。そのような撤回後、委託者はその財産権を信託とは関係なく保有できる。

同様に、委託者が将来行う生前行為によって受益権が処分される場合、たとえば、委託者が将来捺印証書に定める者に対しその捺印証書で定める割合で信託として譲受人に譲渡を行った場合、委託者はその信託を撤回できる。なぜなら、受益権が委託者以外の者に対する関係では有効に成立していないからである。委託者は譲受人に対してその財産権を自己に再譲渡するよう強制することができ、再譲渡後、委託者はその財産権を信託とは関係なく保有できる。

また、譲受人への財産譲渡が、委託者が遺言で指示する人のための信託としてなされ、しかも遺言で指示される割合で行なわれるというように、受益権が、委託者の遺言行為によって処分できるようになっている場合には、委託者は、信託を撤回することができる。委託者は、その財産を自己に再譲渡するよう譲受人を強制することができるし、その再譲渡後は、委託者はその財産を信託と関係なく保有することになる。

例：

1. Aは、生前行為でBに財産を信託として譲渡し、その信託の受益者は、Aの最終の遺言で指定するものとした。その後Aは、BにCのための信託として、その財産を保有せよと指示をした遺言を作成した。Aは、Bに、その財産をAのもとに戻すよう強制できる。

一方、財産権の所有者が、証書によって、最終の遺言で設定するのと同じ信託にもとづいて保有するよう生前行為でその財産権の譲渡をした場合で、かつ、その遺言には特定の受益者のための信託が指示されていた場合には、遺言そのものは撤回可能でも、生前行為でなされた信託は、撤回できないものである。遺言の条項を遺言としてではなく単に証書の文言として、組み込む意思を表示し、信託証書に撤回権限を留保していないならば、財産権の所有者は撤回権限を留保していない。

例：

2. 証書によって、Aは、遺言に書かれている信託にもとづいて財産を保有させる趣旨で、生前行為によりBに財産譲渡をした。Aは、遺言書を作成し、そのコピーを信託証書に付加した。信託証書では、Aは撤回の権限を留保していなかった。遺言書に、Aは、自己の全財産を一定の信託として保有することを指定していた。その後、Aはその遺言の撤回をした。Aは、信託としてBに譲渡した財産を、Aのもとに返すようBを強制することはできない。

f. 撤回の権限を留保しても、信託は無効でない。

委託者が、信託の撤回の権限を留保しても、信託そのものの効力を失わせてしまうわけではない（第37条参照）。また、撤回権限を留保しても、信託の設定行為を遺言法の要件を満たさなければ無効となる遺言行為としてしまうわけでもない（第57条参照）。

g. 総債権者のための譲渡(assignment)

債務者が、総債権者のために、自己の財産を譲渡した場合、総債権者のための信託が設定されたと推論され、たとえその譲渡に総債権者が同意を与えていなくとも、債務者は、撤回しえない信託を設定したと推論される。そのような譲渡をなくすことにより債務者は財産権に対する支配権を放棄し、ただその財産権を債権者への支払いに用いるよう譲受人を強制する権利を保持し、債権者が債権の満足を得た後、剰余があれば払戻しを受ける意思であると推論される。

h. 委託者の特定の債権者のための信託

債務者が、債権者の代理人でない第三者に金銭または他の財産権を交付し、それらを債権者への支払いのために使うよう指示した場合、その第三者は、債務者または債権者の受託者となりうる。第三者が債務者のための受託者か債権者のための受託者かは、債務者の意思表示による。

債権者との合意にもとづき債務者が第三者に対して財産権を譲渡した場合、その合意により第三者が債権者のための受託者であるのかが決定される。財産権が第三者に譲渡されたら債務者に対する債権を放棄する旨、債権者が合意している場合、その第三者が債権者のための受託者となることは明らかである。債権者が債権を放棄しなかったとしても、あるいは、債権を強制しないことに合意しなかったとしても、債権者との合意により、譲渡がなされた場合は、通常、その第三者は債権者のための受託者である。

債権者との合意にもとづかず財産権の譲渡がなされた場合、信託は債権者のためではなく債務者のためであり、債務者は債権者の同意を得ずに随意に信託を撤回できることが推論される。このような場合、譲渡は債務者の便宜上行われただけであり、撤回不能な権利を債権者に与える意思のなかったことが推論される。しかしながら、

このような場合であっても、債権者のための信託を設定して、その処分を撤回することにより債権者から剥奪することができない権利をその財産権につき債権者に与える意思を表示することはできる。

債務者が金銭その他の財産権を第三者に交付し、その金銭その他の財産権を債権者への支払に用いるよう指示する場合、その第三者は単に債務者の代理人である可能性がある。第三者が代理人であるか受託者であるかは、財産権の権原が第三者に移転しているか又は占有だけが移転しているかによる。第8条参照。第三者が単なる代理人である場合、債務者は随意代理関係を終了して、その財産権を返還するよう第三者に強制することができる。

債務者が金銭その他の財産権を第三者に交付して、その金銭その他の財産権を無制限に使用してよい旨の意思表示をし、かつ第三者がその約因として自己の財産権を債権者に支払うことに合意した場合、第三者は代理人又は受託者としてその財産権を取得したのではなく、債権者のための契約が行われたのである。第14条注f参照。債務者と第三者の合意により、第三者の債権者に対する責任を終了させる権限については、契約のリステイトメント第143条参照。

債務者は第三者に金銭を交付して、その者に金銭の無制限の使用を認める旨及び、債務者がその者に対する債権を自己の債権者のための信託として保有する旨の意思表示をすることはできる。第12条注■参照。債務者がその第三者に対する債権を自己の債権者のための信託として保有しているのか否かは、債務者の意思表示が債権者に対して自己が第三者に対して有する債権を債権者に与える趣旨であったか否かによる。

i. 撤回の方法が何ら特定されていない場合

委託者が信託の撤回の権限を留保したが、撤回の方法を何ら特定していない場合、その権限は、信託を撤回する委託者の意思表示が十分に表示されるならばどのような方法でも行使できる。

どのような方法であっても委託者が信託を撤回する意思を明確に表示するならば十分である。通常は委託者が撤回の意思を受託者に通知することによって行う。しかしながら、この通知を受託者が受領しなくてはならない訳ではない。たとえば、撤回権限を有する委託者が信託を撤回する旨の手紙を書き、その手紙を受託者が受領する前に委託者が死亡しても、撤回は有効であり、その信託財産に対する受益権は消滅する。

委託者が、撤回を決めたことを受託者に通知しようとしなくとも、撤回は効力を有する。撤回の意思が受益者または第三者に通知される場合も認められる。しかしながら通常、委託者が受託者に撤回の意思を通知しなければ、撤回の意思表示が明確に行われたことにならず、単に将来のある時点で信託を撤回する意思を有するのみであると考えられる。そしてこのような場合、さらに他の手段で委託者が信託撤回の意思を明確にするまで、信託は撤回されない。

委託者が撤回の権限を留保したが、撤回の方法を何ら特定しない場合、その権限が、最初に設定された信託とは異なる信託を示した新しい信託証書の作成・交付によって行使されることがある。撤回の権限を有する委託者が、異なる信託の設定をしようとする場合には、必ずしも、信託を撤回する必要はなく、新しい信託を設定する前に、信託財産を委託者のもとに戻すようにさせる必要もない。委託者は、単一の行為で古い信託を撤回し、新しい信託を設定することができる。第331条注gと比較せよ。

たとえ委託者が信託を撤回したとしても、撤回の通知を受領する前に受託者が信託条項に従って行った行為に

【第10章】

つき受託者は責任を負うことはない。しかしながら、信託撤回後に信託財産を受益者が受領した場合は、財産受領時に信託撤回の通知を受益者も受託者も受けていなかったという理由のみでは、受益者は信託財産を保持できない。

j. 撤回の方法が特定されている場合

委託者が、特定の方法または特別な状況のもとでのみ信託を撤回する権限を留保した場合は、委託者は、その方法またはそういう状況のもとでだけしか信託を撤回することはできない。

委託者が信託の撤回権限を留保する場合、委託者が遺言および生前行為で撤回する権限を留保する意思表示したか否かの問題は、使われた文言と全ての状況を鑑みて決定される解釈の問題である。

委託者が、たとえば、受託者に通知するというような生前行為で信託を撤回する権限を留保した場合、委託者は、遺言によって信託を撤回することはできない。

また、委託者が、遺言によってのみ信託を撤回するという権限を留保した場合には、委託者は、生前行為によって信託を撤回することはできない。

委託者が遺言による撤回権限を留保した場合、委託者の遺言により権限が行使されたかが解釈の問題となる。委託者の全残余財産または委託者が指名権を有する全財産を処分する残余遺産遺贈文言(residuary clause)によって、撤回権限を通常は行使しないからである。

委託者が書面による通知を委託者に対してすることによってのみ信託を撤回する権限を留保した場合には、そのような通知を受託者に対して行うことによってのみ、信託を撤回できる。しかしながら、通知が受託者に郵送されたが、委託者が死亡するまで受託者が受領しなかったとしても、交付として十分である。

委託者が自己の生活維持に必要な範囲でのみ信託を撤回する権限を留保した場合、その目的と範囲以外では信託を撤回することはない。

k. 受益者の同意を得て撤回する権限を留保している場合

委託者が、受益者の同意を得た場合だけ撤回する権限を留保したときは、受益者の同意がなければ、信託を撤回することはできない。委託者の撤回の権限留保の場合でない、受益者全員と委託者の同意による信託の終了については、第338条参照。

1. 受託者の同意を得て撤回する権限を留保した場合

委託者が、受託者の同意を得たときだけ撤回する権限を留保した場合、受託者の同意がなければ、撤回できない。受託者が、適法に信託の撤回に同意を与えることができるかどうか、また、その撤回に同意する義務があるかどうかは、信託条項によって受託者に与えられた権限の範囲による。裁量権を濫用しない限り、受託者は与えられた裁量権の範囲では権限の行使につき裁判所の支配に服さない。第187条参照。

受託者の判断の合理性を斟酌する基準がある場合、信託条項に別段の規定がない限り、受託者が合理的な判断を逸する行為をしたときは、裁判所は受託者による権限行使につき規制監督をする。たとえば受託者が委託者は困窮していると判断するときに信託の撤回に合意する権限を受託者が与えられている場合、委託者が明らかに困窮していないならば、受託者は信託の撤回につき適法に合意することはできない。同様に受託者が受益者は困窮

していないと判断するときは、信託の撤回に合意する権限を与えられている場合、受益者が明らかに困窮しているならば受託者は信託の撤回につき適用に合意することはできない。

受託者の判断の合理性を斟酌する基準が信託条項には特定の文言で示されていなくともそして、その基準が不明確であったとしても、存在しうる。たとえば、委託者は受託者の合意を得て信託を撤回できる旨、単に規定されていたとする。このような規定は、受託者は合意を与えるのが適切だと考えられる状態下でのみ、信託の撤回につき適法に合意を与えることができる、という趣旨であると解釈されるだろう。このような場合、信託の撤回を認めることが明らかに不適切だと考えられる状況下では、裁判所は受託者の合意権限の行使につき受託者を規制監督する。たとえば、受益者が生活維持のために完全に信託に依存している場合に、委託者が信託財産を浪費する目的で信託の終了を望んでいる事情がこれに該当する。同様に信託の撤回を認めないことが明らかに不適切である状況下では、裁判所は信託の全部または一部につき信託の撤回を認めるよう受託者に強制することができる。たとえば、委託者生存中はその収益を委託者に支払い、委託者死亡後は第三者に元本を支払うために信託が設定され、信託条項により受託者の判断で元本の全部または一部を委託者に支払うことが認められていた場合に、事情が変わって、委託者の生活維持にはその収益は不十分である上、委託者は他に収入源を持たないのに対し残余権者は莫大な収入源を得ている事情がこれに該当する。

他方、信託の撤回につき合意権限が受託者に与えられ、その権限の行使につき特段の制限が加えられない場合もありうる。このような場合受託者が誠実に行動し、独断的にまたは不当な動機で行動しない限り、受託者の判断の合理性を斟酌する基準は存在せず、裁判所は受託者による権限の行使につき受託者を規制監督することはないであろう。第187条注 f、h 参照。この場合の受託者の撤回権限は、複数受益者に関する指名権と類似する。

信託の撤回に合意するまたは合意しない権限が、どの範囲まで受託者に与えられることが意図されたのかを決定する際、委託者がその条項を加えた意図が重視されるだろう。たとえば委託者と合意して信託を撤回する権限を委託者が留保した場合、受託者の合意を委託者が要件とした意図は明らかであって、自己が酷訂または浪費者となった場合など、信託を撤回するには不適当な状況で自己が信託を撤回することを防止することである。他方、受託者の合意を要件とした目的が、受託者に付与する信託撤回に合意するまたは合意しない権限が無制限である場合にのみ、委託者または委託者の遺産が、所得税、相続税 (inheritance tax) または遺産税 (estate tax) から免れうると信じたことにあれば、いかなる合理性の基準とは無関係に受託者は信託の撤回につき合意または合意しない自由を有する。

m. 第三者の同意を得て撤回する権限が留保されている場合

委託者が、第三者の同意を得ただけ信託を撤回するという権限を留保した場合、第三者の同意がなければ、委託者は信託の撤回をすることができない。第三者が適法に信託の撤回に同意できるかどうか、さらに、撤回に同意をする義務があるかどうかは、信託条項によって第三者に与えられた権限の範囲による。受託者の判断の合理性を斟酌する基準がある場合、信託条項に別段の規定がない限り、第三者が合理的な判断を逸脱する行為をしたときは裁判所は第三者による権限の行使につき規制監督する。第三者の判断の合理性を斟酌する基準がない場合、第三者が誠実に行動し独断や不当な動機で行動しない限り、裁判所は第三者による権限行使につき規制監督

【第10章】

をすることはないであろう。第三者の判断の合理性をはかる基準があるか否かは、信託の撤回につき合意する権限が受託者に与えられた場合と同様に、信託条項による。注1参照。しかしながら信託の撤回に合意する権限が第三者に与えられた場合、同様の権限が受託者に与えられた場合に比べてその権限が無制限であると推論され易い。なぜなら、受託者は明らかに受託者の立場にあるからである。第185条と比較せよ。

n. 一部の撤回

信託条項によって、委託者が、信託財産の一部に関し、その信託を撤回する権限を留保することがある。信託を撤回する権限を留保するという規定が、信託財産の一部を信託から回収して撤回する権限までも含むのかどうかは、解釈の問題である。通常は、信託の撤回の権限は、信託財産の一部を信託から回収してその信託の一部を撤回する権限を含むと解されている。しかしながら、信託条項によって、委託者は、その信託全部を撤回するものと規定されている場合には、一部の撤回は認められない。

信託を撤回する権限が、信託の変更の権限を含んでいるかどうか、また、信託を変更する権限が、信託の撤回の権限を含んでいるかどうかの問題については、第331条注gおよびh参照。

o. 委託者が撤回の権限を有している場合の受託者の債権者の権限

法令に別段の定めがなければ、委託者によって留保された撤回の権限は、委託者の債権者によって差押えられることはない。委託者が信託を撤回して、信託財産を取戻した場合、その債権者は信託財産を差押えることはできる。しかし、債権者は自分達の利益のために信託を撤回するよう強制することはできない。

連邦破産法第70条の2(3)項によれば、破産者が自己の利益のために行使し得た全ての権限は破産の際の受託者は差押えることができる。この規定により、破産の際の受託者は破産者が設定した権限を差押ええることができる。

留保される権限と委託者またはその遺産が所得税、相続税または遺産税を免れうる範囲との関係については、本リスティメントの範囲外である。

p. 撤回の前になした受託者の行為の効果

委託者による撤回の権限行使は、それ以前になした受託者の行為の効力に影響を及ぼさない。

q. 前後参照

受益者の同意を得て信託を終了させる委託者の権限については、第338条参照。

委託者が唯一の受益者である場合の委託者の信託を終了させる権限については、第339条参照。

受益者全部が同意をしない場合の、委託者の信託を終了させる権限については、第340条 注 f 参照。

委託者が、撤回の権限を留保している場合に、信託違反に同意を与えたことの効果については、第216条 注 i 参照。

第331条 委託者による信託の変更

(1) 委託者は、信託条項において、信託の変更をする権限を留保した場合およびその範囲において、信託の変

更をすることができる。

(2) 第332条および第333条の場合を除いては、委託者は、信託条項において信託変更の権限を留保しない限り、信託の変更をすることができない。

注：

a. 本規則の適用範囲

委託者は、信託条項によって、信託変更の権限を留保しない場合には、信託設定後に、受益者の同意なしに受益権を減少または消滅したり、受託者の義務や権限を変更したり、その他信託の変更をすることができない。

信託条項という用語の意味および信託条項の内容を決定するために許容される証拠については第330条注a～c参照。

b. 信託が不完全に設定された場合

本条で述べられている原則は、信託の設定が完了された場合にだけ適用される。委託者が、信託の設定に必要な全過程をふんでいない場合(第17条から第73条(第2章)参照)、委託者は、何時でも、意図された信託の条項を変更することができる。第330条注eと比較。

c. 変更の方法が何ら特定されていない場合

委託者が、信託変更の権限を留保したけれども、変更の方法につき何ら特定していなかった場合、委託者の信託変更の意思を表示するのに十分なものであれば、どんな方法によっても変更の権限を行使することができる。第330条注iと比較せよ。

d. 変更の方法が特定されている場合

委託者が、特定の方法または特定の状況のもとでのみ、信託を変更する権限を留保した場合、委託者は、その方法以外、あるいは、そのような状況のもとでなければ、信託を変更することはできない。第330条注jと比較せよ。

e. 他の人の同意を得て変更する権限を留保した場合

委託者が、受益者、受託者または第三者の一人または数人の同意を得た場合にのみ、信託の変更をする権限を留保したときには、その同意がなければ、信託を変更することはできない。第330条注k、m参照。

f. 信託宣言および信託としての譲渡

本条で述べられている規則は、委託者による信託宣言の場合でも、財産を他人に信託譲渡した場合と同様に適用される。

g. 撤回の権限が、変更の権限を含んでいるかどうか

信託の撤回の権限が、信託の変更の権限を含んでいるかどうかは、使用されている文言や諸般の事情から決定される解釈の問題である。通常、信託を撤回する権限は、信託財産の一部を回収することによって信託の一部を撤回できるだけでなく(第330条注n参照)、信託条項を変更する権限も含んでいると解されるであろうし、委託者は、必ずしも、まず信託を撤回して、それから新しい信託を設定するという必要はない。しかしながら、信託の変更が受託者の義務を追加したり、変更したりする効果をもたらすならば、受託者としての地位を辞任できるこ

とを許容することになる。第106条参照。委託者が、新しい信託を設定しようとして信託を撤回する場合でも信託を「全面的に」撤回するという権限を留保した場合には、その信託を変更することはできない。

h. 変更の権限が、撤回の権限を含んでいるかどうか

委託者が、信託変更の権限を留保した場合、制限的に解するのか、どの範囲までその権限を制限して解するのかは、使用されている文言や諸般の事情から決定される解釈の問題である。

i. 信託条項によって、委託者が、受益者全員を排除することにより信託を変更し、自己が唯一の受益者となるよう変更する権限を留保し、実際にそうした場合、委託者は、第339条に述べられている規則にもとづき、唯一の受益者として、信託を終了させる権限をもつことになる。信託条項により、委託者は信託の撤回権限を有さない旨規定されていたとしても同様である。

j. 変更の権限が留保されていても、信託は無効ではない。

委託者が信託の変更権限を留保したとしても、信託は無効または不成立ではない(第37条参照)、また、遺言法の要件を満たさない限り無効となる遺言処分にもならない(第57条参照)。

k. 前後参照

信託財産の一部を回収して信託の一部を撤回する委託者の権限については、第330条注n参照。

第332条 撤回または変更の権限の錯誤による遺脱

(1) 信託が書面によって設定され、その際、委託者が信託撤回の権限を留保する意思を有していたが、錯誤によって、この権限に関する条項を書面に記載するのを遺脱したときは、委託者は書面を訂正し、且つ信託の撤回をなすことができる。

(2) 信託が書面によって設定され、その際、委託者が信託変更の権限を留保する意思を有していたが、錯誤により、この権限に関する条項を書面に記載することを遺脱したときは、委託者は書面を訂正し、且つ信託の変更をなすことができる。

(1)項の注：

a. 錯誤によって、撤回の権限を留保するのを遺脱した場合

委託者が、その信託撤回の権限を留保する意思を有していて、且つ錯誤によって、この権限に関する条項を書面に記載するのを遺脱したという事実は、委託者が信託条項の起案者にそのような条項を入れるよう指示したとか、信託設定の際、委託者にその権限があることを述べたとか、信託条項の起案者または受託者、もしくは受益者の一人または第三者が、委託者に、信託を撤回する権限があることを述べたことなどから証明できる。

委託者が、その信託を撤回する権限を留保する意思を有しながら、錯誤によって、その権限を留保することを信託条項に入れなかったかどうかという問題につき重要な他の要因には、次のものがあげられる。(1) 撤回の権限を留保しない信託の設定が委託者の不用意な行為とみられるような事実、(2) 信託を設定する時、委託者が法律上のアドバイスを受けなかったという事実、(3) 委託者と受益者との関係、(4) 委託者が、その信託を設定し

ようとした理由、(5) 撤回権限の留保が、委託者の責任または所得税及び相続税の財産に対する影響。

b. 錯誤があると推定されない場合

信託条項に信託を撤回する権限を留保する条項がないことが、ただちに、錯誤によってその条項を遺脱したことを推論させるものではない。錯誤によって遺脱したと推測できるのは、委託者が信託を撤回する権限があると思っていたことを示す肯定的な証拠によってであろう。委託者が撤回権の問題を考慮に入れなかったというだけでは、十分な証拠とはいえない。

委託者が、信託設定に対して対価を受領していないという事実は、撤回の権限留保をしなかったことが錯誤によるものであることを示す証拠としては十分なものではない。

また、信託証書を作成する前に、法律上のアドバイスを受けなかったというだけでは、錯誤によって撤回の権限留保をしなかったという証拠としては十分なものではない。

c. 信託設定後に、委託者が述べたこと

信託設定後に、委託者が、信託設定した当時その信託を撤回する権限があると思っていたと述べたり、証言したりすることは、信託条項の変更や、信託を撤回するのを認めるためには十分な根拠とはならない。しかしながら、委託者の陳述や証言は、他の証拠によって確証されるならば十分なものとなりうる。

d. 委託者が、信託条項に撤回の権限を入れるよう起案者に指示した場合

委託者が、信託条項の起案者に、信託撤回の権限を留保する条項を入れるよう指示したが、起案者の錯誤で、その条項が脱落し、委託者がそのことを知らなかったことが明らかになった場合、信託の撤回権限を委託者に認めるよう信託条項を変更するのを正当化する錯誤の証拠として十分なものである。

e. 信託設定時に、委託者が述べたこと

信託設定時に、委託者が、その信託を撤回する権限があると思っていると述べたことが明らかになった場合、これは、委託者に撤回権があるというように信託条項を変更するのを正当化する錯誤の十分な証拠となりうる。委託者の錯誤が事実に関するものではなく、信託条項中の文言の法的効果に関するものであったとしても、条項を変更し信託を撤回することはできる。

f. 信託設定時に、委託者に述べたこと

信託設定時または信託設定前に、信託条項の起案者、受託者、受益者、または第三者が、委託者に対して、その信託を撤回する権限があることを述べ、それによって、委託者が自分にその権限があるものと思っていたことが明らか場合は、信託の撤回権限を委託者に認めるよう信託条項を適法に変更するのを正当化する錯誤の証拠として十分なものである。

g. 委託者の状況

信託設定時の状況たとえば、委託者の財政、健康、年齢や性質などの状況、さらに、委託者と受託者との関係などは、委託者がその信託を撤回できないものとは考えていなかったと推測できる事情とみられることがある。たとえば、撤回しえない信託の設定が委託者側の不用意な行動であることが明らか場合には、撤回権限の遺脱が錯誤によるものであるという十分な証拠となる。

h. 信託設定の理由

信託条項に信託の撤回権限が留保されていなくとも、信託設定の理由から、委託者が撤回の権限を留保する意思であったことが推測されることもある。たとえば、その信託設定の理由が緊急の必要性に應ずるためであったことが明らかな場合には、委託者その信託を撤回しえないものとは考えていなかったことの証拠となるであろう。

他方、信託を設定した理由から、委託者が撤回権限を留保する意思はなかったと考えられる場合もある。たとえば、信託の設定が差押えを免れるためにするとか、子供の養育のためにするという場合には、このような事情は、委託者が撤回権限を留保しようとするものではないことが推測される。

委託者が、撤回権限の留保を意図しなかった場合、信託を設定した理由が後になって消滅したとしても、委託者が撤回権限を取得することはない。信託設定の目的がいずれ消滅することを委託者が知っていたということは、撤回権限を留保する意思であったことの証拠とはならない。たとえば、委託者が自己の飲食料または浪費者であることを理由に、生涯権を自己に残余権を他人に与えるために信託を設定した場合、飲酒癖がなくなりまたは浪費者でなくなったことは、委託者が信託を撤回する十分な根拠とはならない。委託者が単独受益者である場合に信託を終了させる権限については、第339条参照。

i. 信託設定の一つの理由が、所得税、相続税または資産税逃れである場合には、委託者は撤回の権限を留保する意図はなかったとみなされる。

j. 訴訟手続

委託者が錯誤によって撤回の権限を留保する項目を信託条項に入れなかった場合には、裁判所は、変更の予備的判決をすることなしに、受託者が信託財産を委託者に戻すという判決をすることによって、信託譲渡に変更と同様の効果を与えることができる。

(2)項の注：

k. 錯誤によって、変更権限を遺脱した場合

錯誤によって撤回の権限を留保しなかった場合に適用される原則は、錯誤によって信託の変更をなす権限を留保しなかった場合にも適用される。委託者が変更権限を錯誤によって留保しなかったことを示す事情は、撤回権限を錯誤によって留保しなかったことを示す事情と同様である。

第333条 取消および訂正

信託は、信託譲渡に非ざる財産権の譲渡が取消または訂正できる理由と同一の理由によって、取消または訂正をなすことができる。

注：

a. 取消または訂正の理由

信託の設定が約因の支払いなしになされた場合は、詐欺・強迫・不当威圧というような理由にもとづいて取消または訂正がなされることになる。生前行為による譲渡の取消または訂正に適用される法律は信託宣言および

生前行為である信託譲渡に適用される。遺言処分についての詐欺・強迫・不当威圧および錯誤に関する法律は、遺言信託に適用される。これらの事項に関する法律は、本リスティメントの範囲外である。

b. 信託宣言による場合と、信託として譲渡する場合

本条で述べられている法準則は、信託宣言によって信託が設定される場合にも、信託として財産が譲渡される場合にも適用される。

c. 不当威圧

委託者が不当威圧によって信託を設定したかどうかについては、以下の要素が重要となる。

(1) 信託設定時の、約因と信託を設定させた者との間に、信託関係または信頼関係があるのか、またどの程度の信託関係または信頼関係なのか、(2) 信託設定を説得したのは、受託者か、受益者か、あるいは第三者か、(3) 信託設定が、委託者の不用意な行動といえるか、(4) 委託者が信託を設定するに際し、法的なアドバイスを受けたかどうか、(5) 委託者の年齢、健康状態、職業能力および教養の程度など、(6) 他人による不当威圧がなかった時には、委託者としてその信託を設定するのが当然なことであったかどうか。

d. 信託の設定が違法になされた場合

信託の設定に約因が支払われない場合、委託者が、受益者または受託者だけでなく、第三者の詐欺、強迫または不当威圧によって信託の設定をなしたときでも、委託者はその信託を取消することができる。なぜなら、無償の譲渡の場合、譲受人が知り得ない第三者の不法な行為を理由に、譲受人がその譲渡を取消し得るからである。他方、財産権の所有者が、信託として財産権を譲渡するにつき約因を受領した場合は、有償契約に適用される原則に従う。たとえば、ある人が土地を所有者から買い、その所有者にその土地を信託として他の人に引渡すように指示した場合、その土地の所有者が第三者の詐欺によって土地の売却をさせられたとしても、詐欺の事実を知らずに買主が代金を支払ったときには、その売却を取消することはできない。しかしながら、約因を支払った人が詐欺をして、土地の所有者にその土地を信託として譲渡するようにさせた場合には、受託者や受益者が詐欺の事実を知らなくとも、土地の所有者はその契約を取消することができる。なぜなら、受贈者は第三者の不正な行為を利用して他人から利益を得ることは善意悪意にかかわらず認められないからである。契約のリスティメント第447条、496条。受益者が知らない事情により信託の取消を認めると受益者の立場が著しく変わってしまう場合は、委託者に信託の取消を認めることは不公平であろう。第292条と比較せよ。

e. 錯誤

委託者は、要素の錯誤(material mistake) にもとづいて設定された信託を取消することができる。約因の支払いがなされずに信託が設定された場合は、たとえ受託者にも受益者にも錯誤の事実がなくとも、あるいは、錯誤の事実を知らなくとも、委託者が錯誤によって信託を設定したということで取消の証拠としては十分である。たとえば、譲受人が譲渡人を錯誤に陥れたり、または双方錯誤であったり、譲渡人の錯誤について知り得なかったとしても同様である。他方、財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡するにつき約因を受領した場合は、有償譲渡および有償契約の原則が適用され、したがってその財産権の所有者が錯誤にもとづいてその譲渡をなしたという事実は、その錯誤を取消す理由としては必ずしも十分なものではない。契約のリスティメント第503条

参照。受益者が錯誤の事実を知らず、もし委託者に取消を認めると不公平になる場合は、委託者はその信託を取消することができない。第292条と比較せよ。

f. 委託者の無能力

信託設定当時、譲渡人が未成年者であるとか、心神喪失の状態であるというような無能力者であるという理由にもとづいて、その譲渡が取消せるとする原則は、信託宣言または信託としての譲渡の場合にも適用される。第18条～第23条参照。

g. 約因の滅失

信託の設定につき約因が支払われた場合、もし信託設定でない財産権譲渡が約因の滅失により取消せると同じ事情であれば、約因の滅失により取消することができる。

第334条 信託期間の満了

信託条項により、信託が一定の期間の満了まで、または一定の事実の発生まで存続すべき旨が定められているときは、信託は、その期間の満了または事実の発生と同時に終了する。

注：

a. 信託条項によって、期間が決められている場合

信託条項によって、信託の期間が特別の用語で決められていることがある。たとえば、信託が、一定の期間または生存中、未成年の間、妻である間、あるいは特定の事実の発生まで、というように期間が定められて設定されることがある。この信託は、信託条項で定められた同期間の満了と同時に終了する。

信託条項によって、信託が一定の期間の満了によって終了するものとされている場合、もし期間満了時に信託目的がまだ達成されておらず、かつ委託者がこの信託の目的達成まで存続するものであるとの意思表示をしていた場合には、この信託は、期間満了時でも終了しない。このようなケースでは、信託が一定の期間の満了によって終了するという条項は、単なる例示と解される。たとえば、信託財産の売却とその収益の分配を目的とする信託が設定され、その信託は1年で終了するものと規定されている場合に、受託者が1年以内にその財産を売却できないときは、その信託は、必ずしも、1年の経過によって終了するわけではなく、受託者は、1年経過後であっても、その財産を売却する権限がある。信託設定時に支払不能である受益者が支払可能になるまで収益を支払い、支払可能になった時に元本を受益者に支払う旨、信託条項で定められることがある。このような場合受益者が支払可能となった時に信託は終了する。信託終了前にこのような信託の受益権を差押える。受益者の債権者の権限については、第159条参照。

b. 信託終了時につき信託条項に特別な用語で記載されていなくとも、信託終了に関する委託者の意思は、信託条項に書かれている信託目的から判断できることがある。たとえば、委託者が財産権を信託として譲渡し、ある受益者の生存中、その者に収益を支払い、その後、他の受益者に元本を支払うという指示をした場合、特定の用語で示されてはいないけれども、委託者の意図は、生存受益者が死亡した時はその信託を終了させるものと推測

することができる。

c. 一部の終了

信託条項によって、一定の期間の満了あるいは一定の事実の発生により信託の一部は終了するが、残余の財産につき、信託が継続するものと規定されることがある。たとえば、受益者の各人が一定の年齢に達した時に、信託財産の元本から、ある部分を受領するものと規定されることがある。

d. 期間を満了させる受託者の裁量権

信託条件によって、受託者に、信託の全部または一部を終了させる裁量権が与えられていることがある。このような場合、受託者の裁量権の濫用を防止する以外は、裁量権の行使は、裁判所の監督に服さない。第187条参照。

受託者が、信託の終了に適法に同意を与えることができるかどうか、その信託の終了に同意を与えることが義務づけられているかどうかは、信託条項によって受託者に与えられた裁量権の範囲による。

受託者の判断の合理性を斟酌する基準がある場合、信託条項に別段の規定がない限り、受託者が合理的な判断を逸脱する行為をしたときは、裁判所は受託者による権限行使につき規制監督する。

受託者が裁量権を濫用して信託を終了させない場合、裁判所は信託の終了を指示するであろう。たとえば受益者が財産管理能力を有すると判断したときに、受託者は信託を終了して信託財産を受益者に交付するよう指示された場合、受益者は自己が財産管理能力を有すること、および自己に信託財産を交付しないことは裁量権の濫用であることを立証して、受託者に対し信託財産を交付するよう強制することができる。

同様に、受託者が信託終了に関する裁量権を濫用する場合、裁判所は規制監督権限を行使して、その譲渡を取消すか、または受託者に対して信託違反の責任を追及する。たとえば、受益者が財産管理能力を有すると判断したときに信託財産を受益者に交付する権限が受託者に与えられている場合、受益者に財産管理能力がないことを知っていながら受託者が受益者に財産権を交付した場合、他の受益者はその譲渡を取消すか、または受託者に対して受託違反の責任を追及することができる。

同様に、受益者が困窮している場合には受益者に対して信託財産を交付する権限が受託者に与えられている場合、受益者が明らかに困窮していないときに受託者が受益者に信託財産を交付した場合、他の受益者はその譲渡を取消すかまたは受託者に対して信託違反の責任を追及することができる。

部分的に信託を終了させる権限が信託条項により受託者に付与されることがある。このような場合、信託を終了させないことが裁量権の濫用である場合には、受託者は信託を終了させることを強制されうる。たとえば、信託条項により、受託者はある受益者にその生存中収益を支払うこと、および元本をその生涯受益者に最もふさわしいと思われる方法で用いることが指示されていた場合に、受益者が病気になるに困窮しているのに受託者が全く元本を交付しないならば、裁判所は生涯受益者に必要な額の元本を交付するよう受託者に強制することができる。

信託条項により、受託者はある受益者にその生存中収益を支払うことが、指示されており、かつ、その生涯受益者の扶養に必要な額の元本を用いる権限が付与されている場合、収益が受益者の扶養に不十分で、かつ、受益者の死亡前に元本も費消し全く受益者を扶養できない可能性があるならば、受託者は元本の全部または一部を使って受益者のために年金に加入することを適法になしうる。なぜなら受益者を生涯扶養する確実で唯一の現実的

な方法がこれだからである。第168条と比較せよ。

受託者の判断の合理性を判断する基準が全くない場合、受託者が誠実に行動し、独断的にまたは不当な動機で行動しない限り裁判所は、受託者による権限の行使につき受託者を規制監督することはないであろう。

信託の撤回について合意する受託者の権限については第330条注1参照。

e. 信託を終了させる受益者の権限

信託条項によって、受益者または受益者のうちの何人かに、受託者の同意を得て、または同意なしに、信託を終了させる権限が与えられていることがある。たとえば、信託が生存中の受益者のために設定され、残余権は他の者が取得するという内容である場合、信託条項によって、その生存中の受益者は、受託者に信託を終了するという通知をすることにより信託を終了させることができ、それによって、受託者は信託財産を信託とは関係なしに生涯受益者のもとに引渡す、と規定されていることがある。また数人の受益者のために信託が設定された場合、信託条項によって受益者の大多数は、何時でも信託を終了させ、信託者は信託財産を複数受益者に分配する、と規定されていることもある。

f. 信託を終了させる第三者の権限

信託条項によって、信託終了の権限が第三者に与えられることもある。

g. 受益者が無能力者である場合、または信託の終了に同意を与えない場合

本条で述べられている規則は、受益者の一人または複数の者が無能力者である場合、あるいは信託の終了に同意を与えない場合の問題にも適用される。

第335条 信託目的遂行が不能または不法となる場合

信託設定の目的遂行が不能となり、または不法になった場合には、信託は終了する。

注：

a. 不能

信託設定の目的の達成が不能となった場合には、裁判所は、信託条項によって定められた期間が満了していても、信託の終了を指示し、あるいは信託の終了に許可を与えることができる。

目的のある部分が達成不能となった場合には、裁判所は、通常、信託終了を命じたり、その許可を与えたりするのではなく、受託者に信託条項から逸脱して信託を遂行するよう命じたり、その許可を与えたりすることになる。第165条、第167条参照。しかしながら、信託の目的全部が達成不能となった場合には、この信託は終了することになる。たとえば、遺言者が、小額の金銭を残して信託を設定し、その唯一の目的をある家の修理のためにその収益を使うこととしたが、その家が火災で滅失してしまったり、あるいは財産収用でとられてしまった場合、その金銭の信託は終了することになる。

信託財産の一部に関する信託の目的が完全に達成不能となった場合、その部分に関する信託は終了する。

b. 受託者の死亡

通常、受託者が死亡しても、新しい受託者が指名されるので、信託は終了しない。しかしながら、受託者の権限が、その受託者のみによって行使できるものとされ、その受託者の死亡によって信託の目的が達せられなくなる場合には、受託者の死亡により、信託は終了する。

c. 信託財産の滅失

信託の目的が達成される前に、受託者の過失でなく、また第三者の責任でもなしに信託財産の全部が滅失してしまった場合、もはや信託として保有できる財産は何もないので、その信託は終了する。このことは、信託の目的物が偶発的に滅失した場合にも、信託として保有されている権利の期間が満了した場合にもあてはまる。たとえば、信託目的が完全に達成されていなかったとしても、生涯不動産権または定期不動産権が信託として保有されている場合、信託として保有されている権利の期間の満了により、信託は終了する。

しかしながら、受託者に過失があり、そのために信託財産の回復をする責任がある場合には、信託は終了しない（第205条参照）。この場合、裁判所は受託者に対して信託財産の価額を信託として保有するよう強制するか、または承継受託者にその価額を支払うよう強制するであろう。

信託財産が第三者の不法行為によって滅失した場合、受託者は、その第三者に対し損害賠償請求権を有するので、信託は終了しない。

同様に、信託財産の滅失の結果、第三者が不当に利得するならば、その第三者は不当な利得を信託へ返還するよう強制されるので信託は終了しない。たとえば、定期不動産権の受託者が死亡し、残余権者が定期権の残余を取得する場合、定期権は残余権に吸収されるが、残余権者は定期権の範囲でその財産権を信託として保有するか、または定期権を承継受託者に譲渡することを強制されるであろう。

d. 違法性

信託目的を遂行することが違法となる場合、裁判所は、信託期間が満了していなくとも、信託の終了を命じ、または許可することになろう。

信託目的のいくつかが違法である場合、通常、裁判所は、信託の終了を命じたり、許可したりするのではなく、受託者に、信託条項から逸脱して信託を遂行するよう命じたり、許可することになろう。第166条、第167条参照。しかしながら、信託の目的全部が違法となるために、委託者が信託の継続を意図しないであろうという状況がある場合には、信託は終了する。たとえば、遺言者がビール工場を遺贈してビール醸造業を営むことを指示したが、ビール醸造業が違法となった場合、信託の唯一の目的が醸造業を営むことであって、その工場の売却益を信託として保有することではないならば、その信託は終了する。

信託財産の一部に関する信託の目的が違法となる場合、その部分に関する信託は終了するであろう。

e. 受益者が無能力者であったり、または、信託の終了に同意していない場合

本条で述べられている規則は、単独受益者または複数受益者が無能力であるかどうか、あるいは信託の終了に同意しているかどうかにかかわらず適用される。

f. 前後参照

信託設定を妨げる違法行為の効果については、第60条～65条参照。

信託が終了しないかぎり信託条項に従うことが不可能な場合の受託者の義務については、第165条参照。

信託が終了しない場合、信託条項の違法性に関する受託者の義務については、第166条参照。

信託の失効で生じる復帰信託については、第411条参照。

第336条 緊急の事情による終了

委託者の知らない事情または予期しない事情により、信託の継続が信託の目的達成を妨げ、または重大な障害を与えるおそれがあるときは、裁判所は、信託の終了を命じ、または許可することができる。

注：

a. 本条の範囲

本条で述べられている規則は、第167条に述べられている一般原則の適用である。それによれば、委託者の知らない事情または予期せぬ事情により、信託の目的遂行が妨げられたり、または重大な障害を与えるおそれがあるときは、裁判所は、受託者に信託条項からはなれることを命じ、またはその許可を与えるものである。

b. 信託財産減少のおそれ

信託条項によって、一定の期間信託が継続するものとされていたが、委託者の知らない事情または予期できない事情によって、信託を継続すると信託財産を減失させることになる場合、裁判所は、信託の終了を命じるであろう。たとえば、遺言者が、農場を経営するための信託として農場を遺贈したが、事情の変更により、終局的には農場を失ってしまう結果となり、しかも農場を経営すること以外には遺言者の信託継続の目的がない場合には、裁判所は信託の終了を命じることになる。しかしながら、農場の経営が信託の唯一の目的ではない場合で、たとえ農場が売却されても信託を継続するというのが遺言者の意思であるときには、裁判所は、農場を売却し、その代金について信託の継続を命ずることができる。第167条参照。

同様に、遺言者が事業をその支配人に信託として遺贈し、10年間その事業を運営してその収益を遺言者の娘に支払い、10年間経過後にその事業を売却してその代金を遺言者の娘に支払うこととした。ところが事情の変更により、事業経営から損失が生じることとなった。この場合、裁判所は10年間経過前その事業を売却する権限を与えまたは売却を指示する。事業経営以外の目的で信託を継続する意思を遺言者が有していたか明らかでない場合、裁判所は売却代金を直ちに分配する権限を与えまたは分配を指示する。

c. 受益者が無能力者であったり、または信託の終了に同意しない場合

本条で述べられている規則は、受益者の一人または複数が無能力であるかどうか、信託の終了に同意していないかどうかにかかわらず適用される。

d. 前後参照

信託条項によって、受益者がその財産を享受できるものとされている時期より前に、その受益者の扶養のために信託財産を使うことを命じたり許可する裁判所の権限については、第168条参照。

第337条 受益者の同意

(1) 本条(2)項の場合を除いては、信託受益者の全員が同意し、かつ、受益者全員が無能力者でないときは、信託を終了させることができる。

(2) 信託の継続が信託の目的の重要な部分の実現に必要なときは、受益者は、信託の終了を強制することはできない。

注：

a. 一般原則

信託受益者の全員が同意し、かつ全部の受益者が無能力者でない場合、信託の継続が信託の目的の重要な部分の実現に必要な場合に限りに、たとえ信託条項で決められた期間が満了していなくとも、信託受益者は、信託の終了を強制することができる。他方、受益者全員が同意していても、信託の継続が信託の目的の重要な部分の実現に必要なときは、信託の終了を強制することはできない。

b. 受益者の権利

受益者全員が信託の終了を望んでいる時、受託者が、もっと多くの補償金を受けとれるということだけでは、信託は継続しえない。受託者はその信託の受益者ではないからである。第126条 注c 参照。しかしながら、受託者が受益者の一人である場合には(第99条、第115条参照)、受託者の信託終了の同意が、本条に従って必要である。

c. 同意の撤回

ある信託受益者が、信託終了の同意をしたが、信託終了前にその同意を撤回した場合、他の受益者は、信託終了を強制することはできない。但し、その受益者が他の受益者と信託終了につき同意する契約を結んだ場合は、この限りでない。

d. 違法に同意させられた場合

信託終了に対する受益者の同意が、詐欺または違法な手段によってなされた場合、信託は終了しない。

e. 信託目的に関する証拠

信託設定の目的が、信託設定の証書によって示されている場合、異なる目的が外部証拠(extrinsic evidence)によって示されることはない。しかしながら、目的が証書によって示されていないときは、証書の作成に役立った諸々の状況に関する外部証拠が、信託の目的を決定するために認容される。

f. 連続(successive)受益者一目的が達成されている場合

委託者が連続受益者のために信託を設定したという事実だけでは、信託の存続期間、受益者に信託財産の管理権を与えないことが信託の主目的であることを示すことにはならない。信託が連続受益者のために設定され、他にそれ以外の目的があることを示す事情がない場合、信託の唯一の目的は、一定の期間、一人の受益者に信託財産上の受益権を与え、元本は他の受益者のために保持しておくことであろう。そして、受益者の各々が無能力者でなく、双方が信託の終了に同意していれば、この信託は終了する。同様に、収益に対し権原を有する受益者が残余権を取得する場合、または残余権者が収益に対する受益権を取得する場合、あるいは、収益に対して

権限を有する受益者が残余権取得を早める趣旨で収益権を放棄する場合、さらに、第三者が双方の権利を取得する場合、そのようにして単独受益者となった者は、信託の終了を強制することができる。

例：

(生涯受益者と残余権者の同意)

1. Aは、信託としてBに財産権を遺贈し、その財産権の収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は元本をDに引渡すよう指示した。CとDは、信託終了を強制することができる。

2. Aは、信託として、財産権をBに遺贈し、CおよびDが双方とも生存中は平等の割合で収益を支払い、どちらかが死亡した時は生残者に元本を支払うよう指示した。CとDは、信託終了を強制する。

3. Aは、信託として、財産権をBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、Cが死亡した場合は、生存しているDの子供達に元本を支払い、Dの子供達が誰れも生存していなければ、Bに元本を支払うよう指示した。CとDの子供全員およびEが同意すれば、その信託を終了させることができる。

(生涯受益者が、残余権も取得した場合)

4. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。Dは、Dの権利をCに譲渡した。Cは、Bに対し、信託財産をCに引渡すよう強制することができる。

5. Aは、信託として、財産権をBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後にはDに元本を引渡すよう指示した。Dは遺言をのこさずに死亡し、相続人は最近親者のCだけであった。Cは、Bに対し、信託財産をCに引渡すよう強制することができる。

6. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後にはDに元本を引渡すよう指示した。DはAより先に死亡し、Dに対する処分は意味がなくなつた。CはAの唯一人の相続人かつ最近親者である。Cは、Bに対し、信託財産をCに引渡すよう強制することができる。

7. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、残余権は遠い親族には無効のものとした。Cは、Aの唯一の相続人かつ最近親者である。Cは、Bに対し、信託財産をCに引渡すよう強制することができる。

(残余権者が生涯受益権を取得した場合)

8. Aは、信託として財産権をBに遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。Cは、受益権をDに譲渡した。Dは、Bに対し、信託財産をDに引渡すよう強制することができる。

(生涯受益者による放棄)

9. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。Cが受益権を放棄した。Dの権利がCの受益権放棄により早められ、Dは、Bに対し、信託財産をDに引渡すよう強制することができる。

(第三者が生涯受益権と残余権を取得した場合)

10. Aは、信託として財産権をBに遺贈し、C生存中はCに財産権の収益を支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。CもDも、信託にもとづく権利をEに譲渡した。Eは、Bに対し、信託財産をEに引渡すよう強制することができる。

g. 連続受益者のための信託—目的が達成されていない場合

信託が連続受益者のために設定され、一定の期間、一人の受益者に信託財産上の受益権を与え、かつ他の受益者のために元本を保持しておくことが信託の唯一の目的でなく、他の信託目的があり、その目的がまだ達成されていない場合、その信託は、単に受益者双方が信託の終了を望んだだけの理由、または、受益者の一方が他方の権利を取得しただけの理由では終了しない。

たとえば、信託の目的のひとつが、収益受益者が収益を受ける権限を有する期間、その者に信託財産の管理をさせないことにある場合、無能力者でない受益者が信託の終了を望んだとしても、その期間信託を終了させることはできない。同様に受益者が困窮しているときは、収益または元本から支払を受益者に対してするべき旨信託条項に規定されている場合、無能力者でない全受益者が、信託の終了を望んだとしても、信託を終了させることはできない。

例：

11. は、全財産を信託としてBに遺贈し、Aの未亡人となるCに、その生存中、その収益を支払い、C死亡後は、Aの子供のDおよびEに元本を引渡すよう指示した。Aの遺言には、信託設定の目的の一つは、有能な受託者の管理のもとに共同でAの財産を保持してもらうことであるとも書かれている。C、DおよびEはBに対し、信託財産を自分たちに引渡すよう強制することはできない。

12. Aは、信託として財産権をBに遺贈し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、Dに元本を引渡すよう指示した。Aの遺言には、信託設定の目的の一つは、財産権の管理と受益権とを分けることにある—なぜならば、AはCには財産管理能力がないと考えていたから—と書かれていた。CとDは、信託の終了を強制することはできない。

13. Aは、全財産を、3人の子供B、C、Dに平等の割合で遺贈した。遺言には、Dほとんど経済能力がないので、Dに対する持分は、D生存中、その収益をDに支払うための信託として保有され、D死亡後は、元本をEに支払うものと規定されていた。DとEが信託の終了を望んでも、またはDが受益権をEに譲渡しても、さらにEがその権利をDに譲渡しても、信託は終了しない。

14. Aは、信託としてBに財産権を遺贈し、その財産権の収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。Aの遺言には、さらに、C死亡の前にEが貧乏になった場合はいつでも、Eの生活に必要な費用をその収益からBがEに支払うものとするとも書かれていた。C・D・Eは、信託の終了を強制することはできない。

h. 無能力者である受益者を保護する目的があったが、その者が無能力者でなくなった場合

信託の目的が、もっぱら受益者の身体的または精神的無能力のために、受益権の享受とその財産の管理とを分けることにある場合に、その能力が回復した時は、信託の継続は、必ずしも信託の主要目的の遂行ではなくなる。

【第10章】

このようなケースでは、受益者がひとりしかおらず、かつ信託の終了を望む場合、あるいは信託受益者の全員が信託の終了に同意し、かつ全員が無能力者でない場合、その信託は終了する。

例：

15. Aは、全財産を、3人の子供B・C・Dに平等の割合で遺贈した。遺言には、Dは精神的無能力者であるから、Dの持分は、Dのための信託として保有されるものとして書かれていた。A死亡時に、Dは精神的無能力者であったが、その後、能力者となった。Dは、信託の終了を強制することができる。

16. Aは、全財産を3人の子供B・C・Dに平等の割合で遺贈した。遺言には、Dが精神的無能力者なので、Dの持分は、その収益をDに支払うための信託として保有されるか、またはD生存中はDのために使用し、D死亡後はその元本をB・Cに引渡すための信託として保有されるものと規定されていた。A死亡の時、Dは精神的無能力者であったが、その後、能力が回復した。B・C・Dは、信託の終了を望んだ。この信託は終了する。

i. 妻の地位にある女性を保護するための目的である場合

信託の唯一の目的が、既婚の女性で現在の夫と結婚している受益者の保護である場合に、夫が死亡したり、または離婚したときには、信託の継続は、必ずしも信託の主要目的の遂行とはいえない。このようなケースでは、その女性が唯一の受益者であり、信託の終了を望むならば、あるいは受益者全員が信託の終了に同意し、受益者全員が能力者であるならば、この信託は終了する。

j. 単独受益者の受益権享受が延期されている場合

信託条項によって、ある一定の期間の経過、または、ある出来事の発生までは、信託は終了しないと規定されている場合、通常、裁判所は、たとえ単独受益者が能力者であり、信託の終了を望んでいても、期間の満了、あるいは出来事の発生まで、信託の終了を宣言しない。委託者の目的がまだ達成されていない限りで、かつ達成される可能性のある限り、その信託の唯一の受益者が信託の終了を望んだとしても、裁判所は信託の終了を宣言しない。

たとえば、信託条項によって、受益者が一定の年齢になるまでは収益が支払われ、その年齢になった時にはじめて元本が受益者に引渡されるものと規定されている場合、たとえ受益者がひとりであり、かつ能力者であっても、その年齢になる前には、受益者のもとに元本を引渡すよう強制することはできない。

例：

17. Aは、証券を信託としてBに遺贈し、Cが40歳になるまで、Cにその収益を支払い、Cが40歳になった時に元本をCに引渡すよう指示した。この信託財産につき、他に受益権を有する者はいない。Cは、30歳である。Cは、Bに対し証券をCへ引渡すよう強制することはできない。

享受が特定時まで延期されているだけなのか、または贈与が特定時まで受贈者が生存することを条件としているのか、という問題については財産権のリステイトメント第257条～259条参照、第128条注 i 参照。

k. 受益権が譲渡されたときに受益権享受が延期されている場合

本条で述べられている原則は、受益権が譲渡不可能な場合だけでなく(注1参照)、受益者が自己の権利を譲渡

できる場合の信託にも適用される。受益権の享受が、延期されていても、その規定は、受益者の権利譲渡を妨げるものではない。受益者が自己の権利を譲渡した場合、受益権享受が延期されている規定は、譲受人に対して効力を有する。受益者が自己の権利を譲渡してしまうと、受益者の保護という信託の目的はもはや達成されないが、信託条項で定められた終期の到来前に譲受人に信託を終了させることを認めるとすれば、受益者が受益権を譲渡することによって、信託の目的達成を不可能にしてしまう可能性がある。すなわち受益権の譲受人が信託を終了させ、信託財産の支払をうけることができるかもしれないからである。このような事務を避けるために、信託の終了を延期する規定は、当初受益者に対する関係のみならず、受益権譲受人に対しても効力を有すると解される。

例：

18. Aは、信託として証券をBに遺贈し、その収益を、10年間Cに支払い、10年経ったら元本をCに引渡すよう指示した。この信託にもとづく受益権を有する者は他にいない。Cは、受益権を譲渡できる年齢となり、Dに受益権を譲渡した。Dは、10年間、収益を受け、10年間経過したら、元本を受取る権限を有するが、10年間経過するまでは、Bに対して元本をDに引渡すよう強制できない。但し、期間満了前にCが死亡した時は、この限りでない。

19. Aは、信託として証券をBに遺贈し、Cが40歳になるまで、その収益をCに支払い、Cが40歳になったら、元本を引渡すよう指示した。この信託にもとづく受益者は、他にいない。Cは、受益権を譲渡できる年齢になり、その権利をDに譲渡した。Dは、Cが40歳になるまで、または40歳以下で死亡するまで、その証券の収益を受けとり、Cが40歳になった時、または、40歳以下で死亡した時に、元本を受取る権限がある。しかしながら、Cが40歳になるまで、または40歳以下で死亡するまでは、Bに対し、その証券を引渡すよう強制することはできない。

元本享受延期の期間が余りに長期に及ぶため、享受の延期に関する規定が無効となる事情については、第62条注○参照。

1. 浪費者信託

信託条項または法令によって、受益者の一人または数人の権利が譲渡できないものであるときは(第152条、第153条参照)、たとえ受益者全員が信託の終了を望んでいても、または一人の受益者が他の受益者の権利を取得し、その者が信託の終了を望んでいても、譲渡できない権利が存在する限り、信託は終了しない。

例：

20. Aは、信託として、財産権をBに遺贈し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、Dに元本を支払うよう指示した。信託条項によって、Cの権利は、Cが譲渡できないものとされている。CとDは、信託の終了を強制することができない。

21. Aは、信託として、財産権をBに遺贈し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、Dに元本を支払うよう指示した。信託条項によって、Cの権利は、Cが譲渡できないものとされている。Dが無遺言で死亡し、Cが唯一の相続人であり、かつ最近親者であった。Cは、Bに対し、信託財産をCへ引渡すよう強制することはできない。浪費者信託の受益者が、いったん受益権を享受した以上放棄

することはできないが、現実に利益を享受していないならば受益権を放棄できる。第36条注c参照。

m. 受益者の扶養のための信託

信託が、ある受益者の扶養のために設定された場合、たとえ受益権が譲渡できるものであっても、受益者達の同意によって信託を終了させることはできない。信託を終了させることは、委託者の意思に反することになるからである。

n. 裁量信託(discretionary trust)

信託条項によって、信託を終了させるかどうかの裁量権が受託者に与えられている場合、受益者は、終了を強制することができない。なぜなら、それは委託者の意思に反するからである。

o. 妥協的合意(compromise agreement)

遺言によって信託が設定され、受益者の一人また数人の権利が譲渡できないものと規定されている場合、または法令によって受益者の一人または数人の権利が譲渡できないものとされている場合で、かつ、この遺言が争われているような場合、妥協としての合意は、譲渡不可能という受益権が関係している限り、とくに裁判所が受益権にとって最善であるとして認めるのでなければ、信託の終了をもたらすことはない。

p. 信託の一部終了—目的達成の場合

信託の受益者全員が、信託の一部の終了を望み、かつ受益者全員が能力者である場合には、信託財産全部について信託を継続して行くことが信託の主要目的でない限り、受益者は信託財産の一部について、信託の終了を強制することができる。

例：

22. は、信託として、財産権をBに遺贈し、その収益の半分を、C生存中はCに支払い、残り半分は、D生存中はDに支払い、どちらか一方が死亡した場合は、その死亡した人の持分をEに支払い、他の者も死んでしまった場合は、元本をEに引渡すよう指示した。Cが、Cの権利をEに譲渡した。Dが同意すれば、Eは、Bに対し、信託財産の半分をEのもとに引渡すよう強制することができる。

23. Aは、信託として、土地をBに遺贈し、その土地を売却して、その代金をC・D・Eに分けるよう指示した。土地が売却される前に、C・D・Eは、土地の一部をCに引渡すことに合意した。3人は、土地の一部引渡しを受託者に強制することができる。

q. 信託の一部終了—目的が達成されていない場合

受益者全員が、信託の一部終了を望み、かつ受益者にだれも無能力者がいない場合でも、信託の一部終了が、信託の目的遂行を妨げる場合には、信託の一部終了はしない。

例：

24. Aは、信託として、財産権をBに遺贈し、その収益の半分は、C生存中はCに支払い、残り半分は、D生存中はDに支払い、どちらか一方が死亡した場合は、その者の持分をEに支払い、もう一人も死亡したときには、元本をEに引渡すよう指示した。信託条項によって、Dの権利は譲渡できないものとされている。Cは、Cの権利をEに譲渡した。Dが同意しても、Eは、Bに対し、信託財産の半分を

Eのもとに引渡すよう強制することはできない。

r. 前後参照

受益者全員が同意しない場合の信託の一部終了については、第340条注g参照。

信託終了に対する委託者の同意の効果については、第338条、第339条参照。

受益者のうちの何人かが無能力者である場合に、受益者全員の同意が失効することについては、第340条参照。

永久権禁止則の期間をこえて信託が継続する場合、期間に関する制限の有効性については、第62条注o参照。

第338条 受益者および委託者の同意

(1) 委託者および全部の受益者が同意し、かつ、全員が無能力者でないときは、信託の目的がまだ達成されてなくとも、信託の終了または変更をなすことができる。

(2) 受益者の一人または数人が、信託の終了または変更に同意せず、または無能力者であるときでも、その受益者の権利が害されない限り、他の受益者全員は、委託者の同意を得て、信託の一部の終了または変更をなすことができる。

注：

a. 本規則の範囲

本条で述べられている規則は、委託者と受益者が、信託財産を委託者のもとに戻すことに合意する場合、また、信託財産を受益者または第三者に引渡すことに合意する場合にも、適用される。委託者が受益者の一人である場合でも、そうでない場合にも、適用される。委託者が単独受益者である場合の信託の終了に関しては、第339条参照。

本条で述べられている規則は、たとえ委託者が撤回の権限を留保していなくとも、適用される。

委託者が死亡した場合、委託者の相続人は、本条にもつぎ、信託を終了させることはできない。この原則は、遺言による信託、あるいは生前行為で信託が設定されたが委託者が死亡した場合には、適用されない。

b. 連続(successive)受益者のための信託

信託が連続受益者のために設定され、かつ受益者全員および委託者が無能力者でない場合に、その者たちが信託の終了に同意したときは、その信託は終了する。たとえ信託の目的のひとつが、収益に対して受益者が権原を有する間には信託財産の管理をさせないことにあり、かつ委託者の同意がなければ受益者は信託の終了を強制することができない場合であったとしても同様である。第337条2項および注g以下参照。

例：

1. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、その収益を、A生存中はAに支払い、A死亡前に何もおこななければ、A死亡後は元本をCに支払うよう指示した。AもCも無能力者ではない。AとCが同意すれば、その信託を終了させることができ、Bに対して、信託財産をAまたはC、あるいは第三者に引渡すよう強制することができる。

2. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。信託証書には、「Aの信託設定の目的の一つが、有能な受託者に信託財産の管理をしてもらうことにある。」と書かれている。AもCもDも無能力者ではない。A・C・Dが同意すれば、信託を終了させることができ、受託者に対し、信託財産をAまたはC、またはD、あるいは第三者に引渡すよう強制することができる。

c. 単独受益者の受益権の享受が延期されている場合

信託条項によって、その信託は、ある時期が来るまで、あるいは、ある出来事がおこるまで終了しないものとされている場合で、かつ単独受益者が無能力者でないとき、あるいは、複数の受益者がいる場合でも、その全員が無能力者でない場合に、受益者が信託の終了を望んだときは、たとえ特定の期間が経過していなくとも、また、特定された出来事が発生していなくとも、信託は終了するが、委託者の同意がないと、信託の終了を強制することはできない。第337条第(2)項および同条注j以下参照。

例：

3. Aは、信託としては、財産権をBに譲渡し、その収益を、Cが30歳になるまではCに支払い、30歳になったら元本をCに引渡すよう指示した。この信託財産に関し、他には受益者はいない。Cは25歳である。AとCが同意すれば、信託を終了させることができ、Bに対し、その信託財産を、AまたはC、または第三者に引渡すよう強制することができる。

d. 浪費者信託

信託条項または法令によって、受益者の権利が譲渡できないものとされている場合に、受益者の全員と委託者が、無能力者でなく、かつ信託の終了に同意したときは、信託は終了する。信託委託者の同意がなければ、受益者だけでは信託の終了を強制できない。第337条(2)項および同条注1以下参照。

例：

4. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。信託条項によって、Cの権利は譲渡できないものとされている。AもCもDも無能力者ではない。A・C・Dが同意すれば、信託を終了させることができ、受託者に対し、その財産を、AまたはC、またはD、あるいは第三者に引渡すよう強制することができる。

5. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。信託条項によって、Cの権利は譲渡できないものとされている。Dが無遺言で死亡し、Cが唯一の相続人かつ最近親であった。Aが同意すれば、Cは、Bに対して、信託財産をCのもとに引渡すよう強制することができる。

6. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、その財産権をAに戻すよう指示した。信託条項によって、Cの権利は譲渡できないものとされている。Cが無能力者でなく、信託の終了に同意すれば、Aは、Bに対し、信託財産をAのもとに戻すよう強制することができる。

e. 違法な方法で同意させられた場合

委託者または受益者の同意が、詐欺または違法な手段で惹起させられた場合は、信託は終了しない。

f. 受益者の何人かが同意しない場合

受益者が確定せず、または無能力であったり、あるいは信託の終了に同意しなかった場合(第340条参照)、信託は、単に委託者が同意しただけでは終了しない。

g. 信託の一部終了

委託者と受益者全員が同意し、かつ委託者全員が無能力者でない時は、信託の目的が達成していなくとも、信託の一部終了を強制することができる。第337条(2)項および同条注q以下参照。

例：

7. Aは、信託として、財産権をBに譲渡し、収益の半分を、C生存中はCに支払い、残り半分を、D生存中はDに支払い、どちらか一方が死亡したときには、その者の収益に対する持分をEに支払い、残りの一人も死亡したときは、元本をEに引渡すよう指示した。Cは、Cの権利をEに譲渡した。AとDが同意すれば、Eは、Bに対して、信託財産の半分をEに引渡すよう強制することができる。

h. 信託の変更

委託者と受益者の全員が同意し、かつ、その者たち全員が無能力者でなければ、信託の変更をすることができる。

たとえ一部の受益者が信託の変更に同意しないか、または無能力であったとしても、委託者および同意しない受益者が無能力でないならば、その者達は信託の変更を強制できる。同意せずまたは無能力である受益者の権利が害されない限り、同意した受益者について信託目的が達成されないことになったとしても同様である。たとえば、信託条項または制定法により受益者の1人または数人の権利が譲渡不可能であったとしても、受益者が無能力者でなく、かつ委託者が同意する場合は、受益権は譲渡可能となる。なぜなら他の受益者は同意しなかったとしても、譲渡が行われたことによって権利を害されることはないからである。受益者による受益権譲渡に関する制限は受益者と委託者の合意により解除できる。

第339条 委託者が唯一の受益者である場合

委託者が、その信託の唯一の受益者であり、かつ、無能力者でない場合には、信託の目的が達成されていなくとも信託を終了させることができる。

注：

a. 本規則の適用範囲

本条で述べられている規則は、たとえ委託者が取消権を留保していないものとの記載がなされていても、適用される。しかも、信託設定の目的が、その財産の管理を襲らないようにするためだとしても、適用される。さらに、信託条項によって、受益権が譲渡できないもの、あるいは債権者の差押えを受けないものと定められていて

も、受益者と委託者が同一の場合は受益権の譲渡の制限は無効であるから、やはり本条の適用がある。第156条参照。

信託を設定した時には委託者が能力者であったが、その後に無能力者となった場合、委託者は、それ以後、信託を終了させることはできない。たとえば、委託者が心神耗弱し、または、法的浪費者として宣言を受けた場合、信託を終了することはできない。しかしながら、単に単独受益者である委託者が上手に財産を管理処分できないという事実があるだけでは、委託者は信託を終了することもできるし、信託財産を自己へ再譲渡するよう強制することもできる。この際、信託設定の目的が、委託者が財産管理の失敗を恐れ自己の無能力、浪費癖または暴飲癖(intemperance)から自己を守るために、自己の財産管理を他人に任ねることであったことは重要でない。この委託者は同時に単独受益者であるので、無能力者でない限り信託を終了することができる。

b. 委託者が唯一の受益者である場合

委託者が、受益権を誰か他の人に与える意思を表示していなければ、委託者が唯一の受益者である。しかしながら、委託者が、たとえば、自己の子供とか相続人になる者に対して、確定的(vested)または不確定的な権利(contingent interest)を設定する意思を表示した場合は、その委託者は唯一の受益者とはならない。但し、シェリー事件の法則または他の法則にもとづいて、その意図された権利が無効となった場合は、この限りでない。委託者が唯一の受益者となる場合、または唯一の受益者とならない場合についての問題は、第127条で扱っている。

例：

1. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、その収益を10年間Aに支払い、その後は、その財産権をAに引渡すよう指示した。信託条項によって、この信託は、10年間、撤回できないものとされている。Aは、10年の期間が満了する前でも、Bに対し、Aのもとにその財産権を戻すよう強制することができる。

2. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、A生存中はAに収益を支払い、Aが死亡した場合には、Aが捺印証書または遺言で指定した者に、また、指定がない場合には、Aの最近親者に元本を引渡すよう指示した。Aは、取消権を留保していなかった。Aは、Bに対し、その財産権をAのもとに戻すよう強制することができる。

c. 委託者が唯一の受益者となった場合

委託者が、当初は、単独受益者でなかったが、後に他の受益者の権利を取得し、そのために唯一の受益者となった場合、Aは、その受託を終了させることができる。

例：

3. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、A生存中はその収益をAに支払い、A死亡後は、元本をCに引渡すよう指示した。Aは取消権を留保していない。Cが、その信託上の権利をAに譲渡した。Aは、Bに対し、その財産権をAに戻すよう強制することができる。

第340条 受益者のある者が同意しない場合

(1) 本条(2)項、第335条および第336条の場合を除いて、受益者の内の一人または数人が信託の終了に同意せず、または無能力者であるときは、他の受益者は、信託条項によらなければ、信託を終了させることができない。

(2) 受益者の内の一人または数人が信託の終了に同意せず、または無能力者であっても、同意しない、または無能力者であるそれらの受益者の権利が害されず、かつ信託を継続することが信託の重要な目的を遂行するのに必要でない場合は、裁判所は、信託の一部分の終了を命ずることができる。

(1)項の注：

a. 受益者全員の同意がなくも、信託を終了させることができる場合

信託設定の目的の遂行が不可能となったり、違法なものになった場合は、たとえ受益者の一人または数人が無能力者であっても、また、信託の終了に同意していなくとも、その信託を終了させることができる。第335条注e参照。委託者の知らない事情または予期しない事情によって、信託の継続が、信託の目的達成を妨げ、または重大な障害を与えるおそれがあるときは、たとえ受益者の一人または数人が無能力者であったり、信託の終了に同意していなくとも、裁判所は、信託の終了を命じ、または許可することができる。第336条注c参照。

b. 受益者のある者が、信託終了に同意しない場合

本条(1)項で述べられている法準則は、受益者全員が確定していて、かつ無能力者でなく、しかも、その一人または数人が信託終了に同意しない場合に、適用される。

例：

1. Aが、財産権をBに信託として遺贈し、その収益を、C生存中はCに支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。CもDも、他方の同意がなければ、信託を終了させることはできない。
2. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、CとD双方が生存中は、CとD各々に等しく収益を支払い、どちらか一方が死亡した場合は、残った者に元本を引渡すよう指示した。CもDも、他方の同意がなければ、信託を終了させることができない。

c. 受益者の何人かが無能力者である場合

(1)項で述べられている法準則は、受益者の一人または数人が無能力者である場合に適用される。

例：

3. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はDに元本を引渡すよう指示した。Dは未成年者である。CとDは、この信託を終了させることはできない。

d. 受益者のうちの何人かが確定していない場合

(1)項に述べられている規則は、他の受益者全員が能力者で、信託の終了に同意しているけれども、受益者の一人または数人が確定していないという場合に、適用される。

例：

【第10章】

4. Aは、甲地を、Cを受益者として信託としてBに譲渡し、Cが子を残して死亡した場合、残余権はその子に、Bに子供がいなかった場合には、残余権はDのものとした。CおよびDは、その信託の全部または一部を終了させることはできない。

e. 条件付(contingent)権利の不成就が明らかになった場合

条件付の受益権が存在していても、その受益権の不成就が明らかになった場合には、信託を終了させる妨げとはならない。例えば、収益がある者にその生存中支払われ、その者の死亡後は、元本がもし生きていれば他の者に、その者が生きていなかった場合は、子供達に、子供を残さず死んだ場合は、第三の者に支払われるという信託が設定され、第二の者が第一の者の生存中に子供を残さず死んだ場合、信託は第一の者と第二の者の同意により終了させることができる。

まだ確定されない受益者が、指定された女性の子供である場合に、その女性が科学的に懐胎できない年齢になったか、または肉体的に子供が産めなくなった場合には、裁判所は信託を終了させることができる。

例：

5. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Cの子供達にその財産権を引渡し、Cに子供がいなかった場合はDにその財産権を引渡すよう指示した。Cには子供がおらず、明らかに懐胎できない年齢となっている。CとDは、信託を終了させることができる。

たとえ、子供が生まれることが、全く不可能であるわけではなくとも、子供が生まれる可能性が殆どない場合は、裁判所は少なくとも、そのような生まれる可能性のある子供を守るための証書を少なくとも提出させて、信託を終了させることができる。

f. 委託者の同意

(1)項で述べられている規則は、委託者が信託終了に同意している場合にも適用される。

例：

6. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はCの子供達に元本を引渡すよう指示した。Cは未婚である。AとCの要請で、Bはその財産権をAに譲渡した。その後Cが結婚し、子供が生まれ、さらにCが死亡した。Cの子供達は、Aに対し、その財産権を自分達のもとに引渡すよう強制することができる。

7. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、A生存中はAに収益を支払い、A死亡後は、Aの子供にその財産を引渡すようにした。Aにまだ子供が生まれていなくとも、信託を終了させることはできない。

(2)項の注：

g. 信託の一部終了が認められない場合

信託の一人または数人の受益者が信託の終了に同意しなかったり、まだ確定していなかったり、あるいは無能力者である場合には、他の者は、同意していない受益者の権利が信託の一部終了によって害されることになる時には、信託の一部終了を強制することができない。

例：

8. Aは、信託としてBに土地を譲渡し、C生存中は、その資料および収益をCに支払い、C死亡後は、その土地をDに引渡すよう指示した。Dの同意がなかったり、Dが無能力者である場合には、Cは、Bに対し、普通法上の生涯権(所有権)を引渡すよう強制することはできない。

9. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、10年間、その財産権の収益をCとDに支払い、10年後は、元本をC、D平等に分けて引渡すよう指示した。Dの同意がなかったり、Dが無能力者である場合には、Cは、その財産権の半分を引渡すようBに強制することができない。

10. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C・D双方が生存中は、C・D平等の割合で収益を支払い、どちらか一方が死亡した場合には、生残者に元本を引渡すよう指示した。CもDも、他方の同意しない限り、元本の半分を自分に引渡すよう受託者を強制することはできない。

h. 信託の一部終了が認められる場合

信託の終了に同意していない受益者の権利が、信託を終了させることにより害されるおそれがない場合には、信託の継続が必ずしも信託の重要目的の遂行といえない時に限り、信託の一部終了が命じられることがある。そのような場合には、裁判所は財産権が引渡された受益者に同意しなかった受益者の権利を確保するための債権を留保するよう要求できる。

例：

11. Aは、200,000ドルの証券を信託としてBに譲渡し、複数の者にそれらの者の生存中は年金を支払い、死亡後は、Cにその証券を引渡すよう指示した。500ドルの年金を受取る権原を有するDを除き、すべての年金受領者が死亡した。裁判所は、BがDへの年金支払いのために十分な証券を保有していれば、証券の一部をCに引渡せと命ずることができる。

注：

i. 前後参照

信託が永久権禁止則の期間を越えて存続する場合、終了に関する制限の効力については、第62条注o参照。

第341条 混同

(1) 本条(2)項の場合を除き、信託財産に対する普通法上の権原と全受益権とが同一人に帰し、且つその者が無能力者でない場合は、信託は終了する。

(2) 浪費者信託の受益者が信託財産に対する受益権の全部を有し、その受益者が自己の意思によらず、その信託の唯一の受託者となった場合、その受益者は、新受託者の選任を得て再び信託を存続することができる。

注：

a. 受託者による受益権の取得

普通法の効果によって、受益権の全部が受託者に承継された場合、その信託は終了し、受託者はその財産権を信託とは関わりなく保有する。たとえば、受益者が無遺言で死亡し、受益権が、その者の相続人又は最近親者で

ある受託者に相続された場合、その信託は終了する。

例：

1. Aは、信託として財産権をBに遺贈し、B生存中はBが収益を使用し、Bが死亡した場合は残余権をCに引渡すよう指示した。Cが無遺言で死亡し、BがCの相続人かつ最近親者であった。この信託は終了する。

受益者が受益権を受託者に譲渡した場合の効果については、第343条参照。

b. 受益者が普通法上の権原を取得した場合

普通法上の効果により、信託財産に対する普通法上の権原が、全部の受益権を有している受益者に承継された場合、その信託は終了し、受益者はその財産権を信託とはかかわりなく保有する。たとえば、単独受益者が、二人の受託者のうち一人で、他の受託者が死亡した場合、あるいは、単独受益者が単独受託者に指定された場合、その信託は終了する。

例：

2. Aは、信託として財産権をBとCに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに支払うよう指示した。Dは、自己の受益権をCに譲渡した。Bが死亡Cは、その財産権に対し普通法上の権原と完全な受益権を取得するので、その信託は終了する。

3. Aは、土地を信託としてBに遺贈し、C生存中はCを受益者とし、C死亡に際しては、Cが遺言によって受益者を指定するものとした。Cは無遺言で死亡し、その財産の処分につき何らの定めもなく、かつ、Aは自己の財産の残余権の処分について何らの定めも設けていなかった。CとDはAの相続人である。Dは、Aの相続人としての権利をCに譲渡した。Bは、受託者を辞任し、Cが裁判所によって単独受託者に指名された。その結果、Cはその土地に対する普通法上の権原と完全な受益権とを有することになり、信託は終了する。

受託者による譲渡又は受益者の指示による譲渡の効果については第342条参照。

c. 浪費者信託の受益者が、普通法上の権原を取得した場合

信託財産に対する完全な受益権を有する浪費者信託の受益者が、自己の意思によらず単独受託者となった場合、もしその者が選状すれば、その財産権を信託とは関わりなく保有できる。あるいは、自分のための浪費者信託にもとづき、合理的な迅速さで行動すれば、その財産権を保有するよう新受託者を指名することもできる。このような場合には、受益者が信託財産に対する普通法上の権原と完全な受益権とを有するので、誰れもその者にその信託を存続させるよう強制する者は存在していない。一方、その者は自己の意思によらず浪費者信託によって与えられた保護の利益が失われることになるので、そのような保護を受けるための信託を存続することが認められる。信託が存続する場合、それはその者によって設定された新しい信託とは扱われないのであり、自己の権利の譲渡に関する規定は無効である(第156条(1)項参照)が、自己の利益のために設定された、もとの浪費者信託が続いているものと扱われる。

単独受託者となった浪費者信託の受益者が、自己の権利を譲渡した場合、新しい受託者が指定されたからとい

って、その受益者はその譲渡を取消すことはできない。なぜならば、その財産権を譲渡することにより、その者はその財産権を自分のものとして処分する選択権を行使したことになるからである。同様に、もしその者が遅滞なく新しい受託者を指名する手続をとらなければ、その者の債権者は財産権にかかっていき、それを自己の請求権の満足に充当することができる。しかしながらその者が遅滞なく新しい受託者の指名をする手続をとれば、その者の債権者は、たとえ新しい受託者が指名される前、またはそのような指名の適用がなされる前に財産権を差押えたとしても、請求権を満足させるために財産権を充当することはできない。

例：

4. Aは、信託として財産権をBとCに遺贈し、C生存中はCを受益者としてCに収益を支払い、C死亡後は、その財産権をDに引渡すよう指示した。信託条項によって、Cの権利は、Cが譲渡できず、債権者の差押えの対象にもならないとされていた。Dが自己の権利をCに譲渡した。Bが死亡、そこで、Cは、信託財産に対する普通法上の権原と完全な受益権を取得することになり、その財産権を信託とは関わりなく保有できる。Cは、自己の選択により、遅滞なく手続をとれば、その信託にもとづく権利を譲渡できず、またはその権利が債権者の差押えをうけないものとなるように、裁判所に新受託者を指名してもらうことも可能である。

5. 事実は、例4で述べられているのと同様である。Bの死後、Cがその財産権をEに譲渡した。Eは、その財産権を信託とは関わりなく保有する。

6. 事実は、例4で述べられているのと同様である。Bの死後、Cは、数年間、受託者の指定をしてもらうような行動をとらなかった。Cの債権者Eは、Cに対する債務名義を得て、その財産の差押えを行った。Eはその財産を競売し、その代金を債権に充当することができる。

7. 事実は、例4で述べられているのと同様である。Bの死亡後すぐに、Cの判決確定債権者がその財産を差押えた。Cが遅滞なく裁判所に對し新受託者の指名を求めた場合には、Eはその財産を競売して、代金を債権に充当させることはできない。

浪費者信託が設定され、信託条項により受託者が信託財産を受益者に譲渡する権限が与えられており、受託者がその権限を行使した場合、信託は終了するので、受益権はもはや浪費者信託の信託証書の規定によっては保護されない。そして受益者は新しい自益信託の設定により、その財産を自己の債権者にかからせないようにすることはできない。

受託者による譲渡、または浪費者信託の受益者の指示による譲渡の効果については、第342条注f参照。

d. 単独受益者が単独受託者とならない場合

信託は、複数受益者の一人が複数受託者の一人または単独受託者になったというだけでは終了しないし、あるいは、単独受益者が複数受託者の一人になったとか、複数受益者が受託者になっただけでは、信託は終了しない。注 e～h 参照。

e. 複数受託者の一人が複数受益者の一人を兼ねる場合

複数受益者のうちの一人が複数受託者の一人になった場合、または、複数受託者の一人が複数受益者の一人に

なった場合には、信託は終了しない。第99条(1)項および第115条(1)項参照。

例：

8. Aは、財産権を信託としてBとCに遺贈し、D生存中はDを受益者として収益を支払い、D死亡後は、その財産権をEに引渡すよう指示した。信託条項によって、受託者のどちらかが死亡した時に、残存受託者が新受託者を指名するよう規定されていた。Bが死亡し、Cは、共同受託者としてDを指名した。この信託は終了しない。

9. 事実は、例8と同様だが、Cが共同受託者としてEを指名した点が異なる。この信託は終了しない。

10. Aは、財産権を信託としてBとCに譲渡し、その財産権を売却し代金をDとEに分配するよう指示した。信託条項によって、受託者のどちらかが財産権を売却する前に死亡したときは、Aが新受託者を選任するものと規定されている。財産権が売却される前にBが死亡した。Aは、Cの共同受託者としてDを指名した。この信託は終了しない。

11. Aは、財産権を信託としてBとCに譲渡し、その財産権を売却して代金をDとEに分配するよう指示した。Dは自己の権利をBに譲渡した。この信託は終了しない。

f. 単独受託者が受益者の一人になった場合

複数受益者の一人が、その信託の単独受託者になっても、また、単独受託者が複数受益者の一人になっても、信託は終了しない。第99条(2)項、第115条項(3)項参照。

例：

12. Aは、財産権を信託としてBとCに遺贈し、D生存中はDに収益を支払い、D死亡後は、Cに財産権を引渡すよう指示した。Bが死亡し、Cが単独受託者となった。信託は終了しない。

13. Aは、財産権を信託としてBとCに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに財産権を引渡すよう指示した。Bが死亡し、Cが単独受託者となった。信託は終了しない。

14. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、その財産権を売却し代金をCとDに分配するよう指示した。信託条項によって、Aはいつでも受託者の辞任を要求して新受託者を選任できるものと規定されている。信託条項の規定にもとづき、AはBの辞任を要求し、新受託者としてCを選任した。信託は終了しない。

15. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、その財産権を売却して代金をCとDに分配するよう指示した。Cはその権利をBに譲渡した。信託は終了しない。

g. 単独受益者が複数受託者の一人になった場合

信託の単独受益者が、複数受託者の一人になっても、または複数受託者の一人が単独受益者になっても、信託は終了しない。第99条項(3)項、第115条(2)項参照。

例：

16. Aは、財産権を信託としてBとCに遺贈し、その収益をDが30歳になるまではDに支払い、Dが

30歳になった時に元木をDに引渡すよう指示した。信託条項によって、受託者のどちらかが死亡した場合、残った受託者が新受託者を指定できるものと規定されている。Bが死亡し、Cは新しい共同受託者としてDを指定した。Dは25歳である。信託は終了しない。

17. Aは、財産権を信託としてBとCに譲渡し、その財産権を売却して代金をDに支払うよう指示した。Dが自己の権利をBに譲渡した。信託は終了しない。

h. 複数受託者が複数受益者になった場合

複数受益者が、信託の複数受託者になっても、または複数受託者が複数受益者になっても、信託は終了しない。第99条(4)項および第115条(4)項参照。

例：

18. Aは、財産権を信託としてB、C、Dに譲渡し、その財産権を売却して代金をCとDに分けるよう指示した。Bが死亡。信託は終了しない。

19. Aは、財産権を信託としてBとCに譲渡し、その財産権を売却して代金をDとEに分けるよう指示した。Dが自己の受益権をBに、Eが自己の受益権をCに譲渡した。信託は終了せず、BもCも、他方の同意がなければ、その財産権の売却を阻止することはできない。Bが死亡した場合、Cは、その財産権を信託と関わりなく保有するのではなく、Bの遺産およびCのための信託として保有する。

i. 前後参照

受託者が信託財産を受益者に対しまたは受益者の指示に従って譲渡する場合の効果については、第342条参照。

受益者が受益権を受託者に譲渡する場合の効果については、第343条参照。

第342条 受託者が信託財産を受益者に譲渡、または受益者の指図に従って譲渡する場合

受託者が、無能力者でない単独受益者に対し、またはその受益者の指図に従って信託財産を譲渡し、あるいは、受益者が複数いて、その全員が無能力者でない時に、その複数受益者に対し、またはそれらの者の指図に従って信託財産を譲渡した場合は、信託の目的が完全に達成されていなくとも、信託は終了する。

注：

a. 受託者が受益者に譲渡した場合

受託者が、無能力者でない単独受益者に信託財産を譲渡した場合、その受益者は完全な受益権とならんで信託財産に対する普通法上の権原を取得したのであるから、信託は終了する。このことは、信託の目的が完全に達成されて受益者が信託の終了を強制(第337条(1)項参照)する場合だけでなく、信託の目的が完全には達成されていないために、受益者が信託の終了を強制(第337条(2)項参照)できない場合にもあてはまる。

受託者は通常、受益者に対して譲渡をなすにつき責任を有さない。なぜなら受益者が同意すれば、受益者は信託違反としての受託者の行為や不作為の責任を受託者に負わすことができないからである。第216条参照。

【第10章】

もし、受託者が信託財産を受益者に譲渡する前に信託違反の責任を負うならば、譲渡が当該財産の信託を終了させるにもかかわらず、受託者の信託違反に対する責任を免除するわけではない。放棄または契約による受託者の信託違反責任の免除については第217条参照。

b. 受益者の同意を得て第三者に譲渡する場合

受託者が、無能力者でない受益者の同意を得て、信託財産を第三者に譲渡した場合、信託は終了し、受託者は譲渡をなしたことにつき何らの責任も負わない。

c. 受益者が複数いる場合

受益者が複数いて、無能力者でないときに、受託者が、その信託財産を、各受益者それぞれの受益権にもとづいて、もしくはそれらの者の同意する額を譲渡し、またはそれらの者の指図により第三者に譲渡した場合、信託は終了し、受託者は譲渡をなしたことにつき、何らの責任も負わない。

d. 連続受益者

信託が連続受益者のために設定され、受託者が、全員の同意を得て、それらの者に信託財産を譲渡し、またはその指図に従って譲渡をし、誰も無能力者でない場合、信託は終了し、受託者は譲渡をなしたことにつき、何らの責任も負わない。

このことは、信託の唯一の目的が信託財産の受益権を一定期間ある受益者に与え、元本は、他の受益者に残しておいたのに、両者が受託者に信託財産を自分達に譲渡するよう強制する場合(第337条注 f 参照)だけでなく、信託目的の1つが収益について権原のある受益者からその権原のある期間中、信託財産を管理させないことにより、受益者が受託者に信託財産を自分達に譲渡するよう強制することができない場合(第337条注 g 参照)にもあてはまる。

例：

1. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡に際しては、元本をDに支払うよう指示した。CもDも無能力者ではない。CとDの同意を得て、Bが信託財産をCもしくはD、または第三者へ譲渡した。信託は終了し、Bは、その譲渡につき、何らの責任も負わない。

2. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡に際しては、元本をDに支払うよう指示した。遺言には、信託設定の目的の一つが、Cには財産管理能力がないと思われるので、財産権の受益権能と管理を分離することであると書かれていた。CもDも無能力者ではない。CとDの同意を得て、Bは、その財産権を、CまたはDのいずれかに譲渡し、あるいは双方の合意を得た比率でCおよびDに譲渡し、または第三者に譲渡することができる。その場合、信託は終了し、Bは、その譲渡に対し何らの責任も負わない。

e. 受益権の享受が延期されている場合

信託条項によって、受益者が一定の年齢になるまで、収益が受益者に支払われ、その年齢になった時に元本を受益者に引渡すと規定され、かつ、その信託財産に対し、その者以外には誰れも権利を有しておらず、また、その受益者が無能力者でない場合、その受益者が一定の年齢になる前に、信託終了を強制することはできないにし

ても(第337条注j参照)、もし受託者がその信託財産を受益者が一定の年齢になる前に受益者に譲渡したときは、信託は終了し、受託者は、その譲渡につき何らの責任も負わない。

例：

3. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、Cが40歳になるまで、Cにその収益を支払い、Cが40歳になった時、その元本をCに引渡すよう指示した。その信託財産に対して権利を有する者は、現在においても、将来においても、C以外には存在しない。Cは、21歳である。Bが信託財産をCに譲渡した。信託は終了する。Cはその財産を取得し、Bは、その譲渡につき、信託違反の責任を負わない。

f. 観覧者信託

信託条項または制定法によって、複数受益者の一人の権利が、その者によって譲渡できないものとされている(第152条、第153条参照)、また、信託目的が完全に達成される前は、受託者が、信託財産を受益者に譲渡し、あるいは受益者の指示に従って譲渡したとしても、受益者は、受託者に対し信託違反の責任を問うことはできないし、受託者に信託の原状回復を強制することもできない。

例：

4. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は元本をDに引渡すよう指示した。信託条項によって、Cの権利は譲渡できないものとされている。無能力者でないCとDの合意によって、Bは、その信託財産をCまたはDへ、あるいはCとD双方に平等の割合で、あるいは第三者に譲渡した。受託者は、CまたはDに対し何らの責任も負わない。

ここで述べた法準則が拒絶し、同意した受益者が受託者に対して、信託の原状回復を強制することを許容する州では、受益者は自己に譲渡された、又は、自己の同意により譲渡された財産の価格につき受託者に対し、個人的に責任を負う。そして、もし受託者が信託の原状回復をなすために自己の財産を出捐することを強制されるならば、受託者は受益者の財産から信託財産における受益権以上の金額を取り戻すことができる。

たとえ浪費者信託の受益者であっても、自己が同意した受託者の行為につき、受託者に責任を負わせることはできないという一般原則については第216条注e参照。

受託者による浪費者信託の受益者に対する信託資金の前払または貸付の効果については第255条注f参照。

g. 何人かの受益者が同意しない場合

複数の受益者がいる場合に、受託者が、他の受益者の同意を得ずに、一人の受益者に信託財産を譲渡したり、その者の指図により譲渡したとき、または、受益者の中にまだ確定していない者が入っている場合、あるいは無能力である者がいる場合に、受託者が一人の受益者に信託財産を譲渡したり、その者の指図により譲渡したときは、その受託者は、他の受益者に対し、信託違反の責任を負う。信託の期間が満了していないときには、その譲渡に同意しなかった受益者、または無能力者である受益者は、受託者に対し、信託の原状回復を強制することができる。第216条注g参照。譲渡を受けた受益者の責任については、第254条参照。

例：

5. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、Cが40歳になるまではCにその収益を支払い、Cが40歳

【第10章】

になった時には元本をCに引渡し、もしCが40歳になるまでに死亡したときは、Dに元本を引渡すよう指示した。Cは21歳である。Bが、信託財産をCに譲渡した。Cは、Bに対し、信託違反の責任を問うことはできないが、Cが40歳になる前に死亡した場合、Dは、Bに対し信託違反の責任を追及することができる。Cが40歳になる前に、Dは、受託者に対し、信託財産またはそれと同等の価格のものを、信託として保有するよう強制することができる。

6. Aは、財産権を信託としてBに譲渡し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本をCの相続人に、Cが相続人なしに死亡した場合はDに引渡すよう指示した。Cの同意を得て、Bは信託財産をDに譲渡した。Cが子供達を残して死亡した場合、Cの子供達は、Bの信託違反の責任を追及することができる。

h. 受益者が無能力者である場合

受託者が、信託の本旨に違反して、信託財産を、無能力者である受益者に、またはその者の指示に従って譲渡した場合（第133条参照）、受益者は、受託者に対し、信託違反の責任を追及することができる。もしその受益者が、譲渡された財産、またはその代金を保有していれば、受託者は、受益者に対し、それを再譲渡するよう強制することができる。

例：

7. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、Cが成年になるまではその収益をCに支払い、Cが成年に達したときには、元本をCに引渡すよう指示した。C以外には、現在も将来も受益者は存在しない。Cは18歳である。Bがその財産権をCに譲渡した。その財産を浪費したCは成年になった。Cは、Bに対して、信託違反の責任を追及することができる。

i. 譲渡に対する受益者の同意が、違法なものであった場合

受託者が、受益者の同意を得て信託財産を第三者に譲渡したが、その受益者の同意が詐欺またはその他の違法な手段によってなされたものであるときには、その信託は終了しない。同様に、受託者がもう一人の同意を得て、二人の受益者のうちの一人に信託財産を譲渡し、その受益者の同意がもう一人の受益者の詐欺によってなされたものであるときには、信託は終了せず、信託財産の譲渡をうけた受益者は、それを信託に戻すよう強制される。

j. 信託関係の悪用

受託者は、受益者との間に信託的法律関係（第2条注b参照）にあり、受益者との間で、自分自身の計算で取引を行う場合には、受益者に対して公正でなければならず、受託者として知りまたは知りうべき、取引に関する重要事項をすべて受益者に伝える義務がある。第170条参照。

第343条 受益者が受益権を受託者に譲渡する場合

単独受益者が、その受益権を受託者に譲渡し、また、複数の受益者のいる信託において、その受益者全員がその受益権を受託者に譲渡したときは、信託の目的がまだ完全に達成されてなくとも、信託は終了する。

注：

a. 受益者による受益権の受託者への譲渡

受益権が譲渡可能なものである時に、受益者がその権利を受託者に譲渡した場合、受託者は、信託財産に対する普通法上の権原と完全な受益権とを取得することになるので、信託は終了する。このことは、信託目的が完全に達成され、受益者が信託の終了(第337条(1)項参照)を強制しうる場合だけでなく、信託目的が完全には達成されていず、したがって受益者が信託の終了を強制しえない場合にもあてはまる。第337条(2)項参照。

受益者が無能力者である(注g参照)か、有効な制限が受益権の譲渡につき課されている(注h参照)ため、受益権が譲渡可能なものではない場合は、受益者による受託者に対する受益権の譲渡は無効である。

受益権が譲渡可能であっても詐欺防止法(注j参照)あるいは遺言の有効性に関する制定法(注k参照)の遵守を怠ったのであるなら、受益者による受託者に対する受益権の譲渡は無効である。

受益権が譲渡可能であっても、不適法になされたものであるならば、受益者による受託者に対する受益権の譲渡は取り消される。

b. 受益者による権利の放棄

単独受益者が受益権を放棄する場合、その放棄が受託者のためであることもあるし、委託者のための復讐信託を生ずる効果があることもある。どちらの効果をもたらすのかは、放棄をした受益者の意思表示による。放棄が、受託者のために行なわれたとすると、その結果は、受益者が受託者に受益権を譲渡した場合と同じになり、すでに信託財産に対する権原を有している受託者が完全な受益権を得ることになるので、信託は終了する。第341条参照。

信託に複数の受益者があり、その複数受益者の一人が、受益権を放棄した場合には、その放棄が、受託者のためになされることも、他の受益者のためになされることも、委託者への復讐信託の効果をもたらすこともある。第412条注c参照。それらのどれになるのかは、放棄をした受益者の意思表示による。いずれにせよ、受託者が単独受益者になるわけではないので、信託は終了しない。注d参照。

c. 受託者の責任に関する譲渡の効果

信託財産上の受益権を受益者が受託者に譲渡する前に、受託者が信託違反の責任を負っている場合、受益者の受託者への受益権の譲渡によって、その財産についての信託は終了するが、必ずしも受託者の信託違反に対する責任を免除するわけではない。放棄または契約による受託者の信託違反責任の免除に関しては、第217条参照。

d. 受益者が複数いる場合

信託に受益者が複数いて、その全員が受益権を受託者に譲渡した場合、信託は終了する。

受益者の一人または数人が受益権を譲渡しない場合は、譲渡をなした受益者は、もはや信託上の受益権を有していず、信託を強制することができないにもかかわらず、信託は終了しない。受託者が受益者の一人になったという事実は、信託の終了を引き起こさない。第341条注f参照。

e. 連続受益者

信託が連続受益者のために設定され、受益者の各人がその受益権を受託者に譲渡した場合は、信託は終了する。

【第10章】

このことは、唯一の信託目的が一定期間、ある受益者に信託財産の受益権を与え、他の受益者のために元本をとっておく場合(第337条注f参照)だけでなく、信託目的の一つが収益について権原のある受益者から、その権原のある期間中、信託財産を管理させないことである場合にもあてはまる。第337条注g参照。

例：

1. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCにその収益を支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。Cの権利について譲渡制限はなされていない。CとDは、自己の受益権をBに譲渡した。信託は終了し、Bは、その財産権を自己のものとして保有する。

2. Aは、全財産を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本をDに引渡すよう指示した。Aの遺言には、この信託設定目的の一つは、Cには財産管理能力がないと思うから、その財産に対する受益権能と管理をわけることである、と示されている。Cの権利の譲渡については何ら制限はない。CとDが、自己の権利をBに譲渡した。信託は終了し、Bは、その財産を自己のものとして保有する。

f. 受益権の享受が延期されている場合

信託条項によって、受益者が一定の年齢になるまで、その財産の収益を受益者に支払い、一定の年齢になったときに元本を引渡すと規定され、かつ、信託財産に対し、他に誰れも権利を有する者がいない場合、受益者は一定の年齢になる前には、信託の終了を強制することができないが(第337条注j参照)、一定の年齢になる前に受益権を受託者に譲渡したときは、信託は終了し、受託者は、その財産を信託とは関係なく保有する。

例：

3. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、Cが40歳になるまでCに収益を支払い、Cが40歳になったときに、元本をCに引渡すよう指示した。Cの他にこの信託上の受益者はいない。Cは30歳である。Cは受益権を受益者に譲渡した。Bは財産を保有でき、信託は終了する。

g. 受益者が無能力者である場合

受益者による第三者への受益権譲渡が、受益者の無能力のため(第133条参照)無効となる場合には、受益者による受託者への譲渡は、無効である。例えば、受益者が未成年ないし心身喪失者である場合、受託者への受益権の譲渡は無効である。

h. 浪費者信託

信託条項または制定法によって、受益者による受益権の譲渡に対し、有効な制限が課せられている場合(第152条、153条参照)には受益者による受託者への受益権譲渡は、効力を有しない。

例：

4. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後はその財産権を信託とは関係なく保有するよう指示した。信託条項によって、Cの権利は譲渡できないものとされている。Cは、信託にもとづく受益権をBのために放棄するという内容の捺印証書を作成した。この放棄は無効である。

i. 人的信託(personal trust)

受益者による第三者への受益権の譲渡が、単に一身専属的性格(第160条参照)を有しているというだけで効力を有しない場合には、受益者による受託者への受益権の譲渡は、受託者が、その受益者のための信託にのみ属する信託財産上の受益権を取得した時は、有効となる。

例：

5. Aは、信託としてBに家屋を遺贈し、Cをその家屋に住ませC死亡後は、Bがその家屋を受け取るよう指示した。Cは、自己の権利をBのために放棄した。この放棄は有効である。

6. Aは、信託として甲地をBに遺贈し、Cに甲地上で家畜を放牧させC死亡後は、Bが甲地を受け取るよう指示した。Cは、自己の権利をBのために放棄した。この放棄は有効である。

j. 詐欺防止法(Statute of Frauds)

受益者による第三者への受益権譲渡が、詐欺防止法の要件(第139条参照)を充足しないために効力を有しない時には、受益者による受託者への譲渡も同様に効力を有しない。例えば、制定法により土地信託の全部贈与や譲渡は、書面に譲与ないし譲渡する当事者の署名をなすものと規定している場合は、受益者による受益権の受託者に対する口頭の譲渡は無効である。

k. 遺言による処分

受益者による第三者への受益権譲渡が、遺言による処分であり、遺言の有効性に関する法令の要件(第140条参照)を充足しないために無効となる範囲で、受益者による受託者への譲渡は同様に無効となる。例えば、信託条項により受益者の生存中は無効である受益者による受益権の受託者に対する譲渡は、遺言による処分であり、もし遺言の有効性に関する法令の要件が充足されないならば無効である。

l. 違法になされた譲渡

受益者による第三者への受益権の譲渡が、詐欺・強迫・不当威圧・錯誤などによってなされたために取消しうるもの(第141条参照)とされる範囲で、受益者による受託者への譲渡も取消することができる。

m. 信託的法律関係の悪用

受託者は、受益者に対し、信託的法律関係にあり(第2条注b参照)、受益者と受託者個人のために取引をする場合は、受託者は、受益者と公正な取引行為をする義務を負い、その取引行為に関して受託者が知り、または知りうべき主要な事項を、すべて受益者に伝える義務を負う。第170条参照。受益者による受益権の第三者への譲渡が取り消し得ないにもかかわらず、譲渡をうけた受託者が受託者としての自己の義務に違反する場合は、受益者による受託者への譲渡は取り消すことができる。例えば、受益者が自己の権利ないし重要な事実を知らなかったり、譲渡が受託者の不適法な行為によりなされたり、受託者が受益権を購入し、当該売買が公正で合理的なものではない場合、譲渡は取り消されうる。第216条と比較せよ。受益者による受益権の受託者に対する譲渡は単に無償だというだけでは取り消すことができない。

第344条 信託終了の場合における受託者の権限および義務

信託が終了したときは、受託者は、信託の清算(winding up)をなすに必要な権限および義務を有する。

注：

a. 信託終了の時期

「信託終了の時期」とは、受託者が信託の清算をなす義務を負う時期を意味する。通常、この時期は、信託が設定された時期の満了時である。第334条参照。しかしながら、信託条項に規定された信託時期の満了前に、信託が終了することもある。第335条～第339条参照。信託条項に従って、信託の終了時が到来しても、それによって受託者が必然的に受託者であることをやめるわけではなく、信託が完全に清算されるまで、信託の受託者である。信託を清算する時期は、信託の終了時が到来した後で、信託が信託財産の分配によって終了する前の時期である。この時期は状況によって相当長くもなり、短くもなる。遺産が大きかったり、容易には売れない財産を売却しなければならなかったり、分配をうける権原を有する受益者や権原のある額の確定が困難な場合には、そのような状況がない場合よりも信託の清算期間は相当長くなる。

信託を清算する際の受託者の権限および義務は、信託の管理をする場合の受託者の権限および義務(第164条～第196条参照)に似ているが、信託終了の過程ということで修正されている。これらの修正の範囲に関しては、注d～h参照。

b. 信託の清算に必要又は適正な権限

信託の終了の時期が到来すると、受託者は、信託を清算するために必要又は適正な権限を行使することができる。たとえば、信託条項によって、信託終了時に受託者が信託財産を受益者に引渡すよう指示されている場合、終了時に、受託者は譲渡をする権限を有する。また、信託条項によって、信託終了時に信託財産を売却して、その代金を受益者に支払うよう指示されている場合、受託者は、信託が終了した時に信託財産を売却する権限を有する。受託者をして自己に信託財産を現物で譲渡するよう要求する受益者の選択の効果については第346条参照。

c. 信託の清算中における信託財産の保管

信託終了の時が来ても、受託者は、清算が完了するまで、信託財産の保管のために必要な、あるいは適当な権限を行使することができる。受託者は、当然その財産に保険をつけたり、修理したりすることができる。同時に、信託財産の一部が転換社債であり、信託が清算される前に転換期間が終了する場合、転換をしないと信託財産に損失が生じるのであれば、受託者は当然、社債を転換することができる。また信託の清算過程にかなりの時間を要する場合に、受託者は、信託財産を生産的なものにしておくことができる。例えば、ある状況のもとで受託者は買貸(注e参照)ないし投資をする権限を有する。注f参照。

d. 売却の権限

信託条項によって、受託者に信託財産の売却の権限を与えられている場合、信託の終了時期が到来した後で、売却の権限を行使できるのかどうかは、解釈の問題である。受託者に、信託財産の売却代金を投資する目的のためにのみ信託財産の売却の権限が与えられている場合は、信託の終了時期が到来した後で信託財産を売却する権

限が与えられているということにはならない。

受託者が、信託終了時に複数受益者間に分配をなす目的で信託財産を売却する権限ないし義務を有するかという問題については第349条参照。

e. 賃貸の権限

信託の終了時期が到来した時には、たとえ受託者が信託財産に対する権原をなお保有していたとしても、通常は、その財産を賃貸する権限はなくなっている。しかしながら、信託の清算過程が長いものであるときには、信託財産を生産的なものにしておくために、短期の賃貸借をすることが妥当である場合もあろう。たとえば、信託財産の中にアパートが含まれていて、受託者がそれを売却しその代金を分配する義務を負っている場合に、そのアパートが適正価格で売却されるまでには、なお時間がかかると思われるような時には、受託者は、信託期間満了後に、そのアパートの賃貸借契約を更新したり、または新たに賃貸借契約を締結することが適当なこともある。さもなければ財産が非生産的なものになったり、有利に売却するのが不可能になる可能性があるからである。信託期間満了前に信託期間をこえる賃貸借契約を締結する受託者の権限については、第189条注c参照。

f. 投資の権限

信託終了時には、通常、受託者が投資をする権限はない。しかしながら、信託の清算過程がすぐには完了せず、信託財産を生産的な状態にしておくために、受託者が、短期間の投資をすることが、妥当な場合もある。

たとえ信託終了時が到来していなくとも受託者は投資をなすにつき、信託が継続する期間の長さを考慮すべきである。第227条注o参照。例えば、信託条項により、信託は将来の目的や受益者がある年齢に達した時というような特定な時に終了とするならば、受託者は信託終了時のすぐ前に、信託終了後のある時までには、容易に実現できない投資をなすべきではない。

g. 費用支払の権限

信託の管理上で適法に受託者が債務を負った場合は（第188条参照）、信託期間が終了していても、その債務の支払に信託財産を適法にあてることができる。第244条参照。

h. 受託者の義務

信託の清算過程においては、受託者は、信託財産の分配をなすことによって信託を終了させ、かつ、信託財産の分配がなされるまで、信託財産の管理については善良な管理者の注意をもって行う義務を負う。

信託財産の分配に関する受託者の義務については、第345条参照。

第345条 受託者が信託の終了に際して信託財産に対する権原または占有を移転する義務

信託の終了に際して、受託者は、信託財産に関し受益者となっている人に財産を移転すべき義務を負う。また、もし受益者には信託財産に対する権原がなく占有のみを有する場合には、その占有を移転すべき義務を負う。

注：

a. 受託者による引渡なしに権原が付与される場合

信託終了に際し、受託者の信託財産に対する権原が終了する場合は、その財産に対し権原を有する者へ、あらためて受託者が権原を付与するために譲渡する必要はない。これは、受託者が信託の存続中だけ限定的に財産を保有し(第88条参照)、ユース条例の適用によって、信託終了時に信託財産に対する権原が受益者に与えられる場合(第69条注d参照)であり、かつ、信託条項によって、信託期間満了後は信託財産は受益者に与えられるものとする規定されているケースである。

いくつかの州では、明示信託の設定された目的が消滅した時に受託者の財産も消滅すると制定法により規定されている。そのような制定法が物的財産にのみ適用されるのか、また人的財産にも適用されるのかは解釈の問題である。

信託財産に関する権原が信託の終了に際して受益者に付与されるにもかかわらず、裁判所は受益者に売買に適する権原を与えるために、受託者に対し、受益者に譲渡をなすよう指示できる。

b. 譲渡が推定される場合

信託目的の達成後、長期間経過した場合には、受託者による受益者への譲渡がなされたものと推定することができる。

c. 占有の移転

信託終了の際、受託者の信託財産に対する権原は消滅しているが、占有が残っているときには、その財産に対する権原を有する者へ占有を移転するのが受託者の義務である。

d. 現物での財産の引渡し

信託終了に際し、信託財産に対する権原を有する受益者が一人しかいない場合は、信託条項に別段の定めがない限り、その財産を売却した代金をその者に支払うより、財産そのものを受益者に引渡すのが、受託者の義務である。しかしながら、信託条項によって受託者は信託財産を売却し、代金を支払う権限を授けられ、または指示されうる。信託条項によって受託者は、信託財産を売却し、その代金を受益者に支払うよう権限を授けられ、または指示されているにもかかわらず受託者に対し、信託財産を現物で譲渡するよう要求する受益者の権限に関しては、第346条参照。

信託の終了に際し、信託財産が分配される受益者が複数いる場合の、信託の終了に際しての分配の方法に関しては、第347条参照。

e. 引渡しの際滞

信託終了の時期が来ていても、信託財産に対する権原を有する受益者に信託財産をただちに引渡さないという理由だけでは、受託者は、信託違反の責任を負うことはない。受託者の義務は、諸般の事情から信託の清算に必要な期間内に、清算を終了させることである。財産が大きかったり、容易には売ることができない財産を売却しなければならなかったり、分配される権原のある受益者を特定するのが困難だったり、その額を確定するのが困難な場合、信託を清算する期間は、それらの状況がない場合よりも通常長くなるだろう。第344条注a参照。

たとえば、受益者が一定の年齢に達した時とか、一定の期間満了後に信託が終了するというように、信託が一

定の時期に終了する場合は、通常、受託者は信託終了時の前から信託の終了の準備をなすべきであり、そのようなケースでは、たとえば受益者の死亡時に信託が終了するというように、信託の終了の時期が固定的でない場合よりも、一般に信託の清算に必要な時間が長くなることはないであろう。

信託の終了時期が到来した場合、迅速に信託を清算し、財産を分配するのが、受託者の義務である。受託者は受益者の権利と受託者自身の権利を保護するのに必要と合理的と考えられる時間を伴い、段階を踏む権原を有している。

受託者は、計算を分配を認可する裁判所の決定を得るまでに全財産の分配を終了していなければならないという義務はない。しかし、最終的な計算書は速かに作成しなければならない。

しかしながら受託者が最終的な計算書を作成するまで、全信託財産を分配しないでおくことは、必ずしも正当化されない。受益者または受託者について危険なく財産の一部が分配されるうる範囲で受託者は、そのような分配をなすべきである。例えば、ある受益者が信託財産のある一部分を受け取る権原を有していることが明白ならば受託者は、受益者が受け取る総額が確定されていないからといって、その部分につき分配をなさないことは正当化されない。通常、元本として受益者に支払われるべき額を完全には確定しているからといって、信託の清算期間中、受託者によって受け取られた収益をそれにつき明らかに権原を有する受益者に受託者が支払わないのは正当化されない。同様に、ある土地を受益者に譲渡するのが、受託者の義務である場合、信託財産にまだ分配することができない他の財産が含まれているというだけでは、受託者が譲渡を遅滞することにつき正当化の理由とはならない。

f. 財産の売却または分配の遅滞に対する責任

受託者が信託財産を現物で受益者に引渡す義務を負っている時に、その引渡がなされる前に、その財産価値が低下してしまった場合には、受託者の引渡が相当な理由なしに遅滞後にそれが生じたときに限り、受託者は、低下した額に対して責任を負う。同様に受託者が受益者に支払う義務を負っている信託資金を銀行に預け入れており、その資金がまだ預けられている間に銀行が破産した場合、受益者に支払うにあたり、相当な理由なしに遅滞したときは、受託者は損失につき責任を負う。たとえ銀行が倒産しなくても、受託者は、そのような理由のない遅滞をした期間の利益につき責任を負う。

受託者が、信託終了時に財産を売却して、その代金を受益者に分配するという義務を負っている時に、その売却がなされる前に財産価値が低下してしまった場合、受託者の売却行為が、相当な理由なしに遅滞した後に財産価値が低下した場合に限り、受託者は、低下した額について責任を負う。

g. 報酬に対する受託者の先取特権(lien)

受託者は、受託者として労務を提供した報酬額が支払われるか保障を受けるまで、受益者への財産の移転を強制されることはない。第242条注e参照。

受託者報酬の権利放棄に関しては第242条注j参照。

h. 賠償(indemnity)に対する受託者の先取特権

受託者は、信託の管理上、適法に生じた費用の額が支払われるか、または保障を受けるまで、受益者への財産

の移転を強制されることはない。第242条注c参照。受託者は、適法に生じた第三者に対する債務の免責に必要な範囲まで、信託財産の一部を留保することができる。

自己の損失保障のために信託財産の一部を留保することなく受益者に受託者が信託財産を引き渡した場合、受益者個人から損失補償をうける受託者の権利については、第249条(2)項参照。

i. 受託者の引渡をなすべき相手方

通常、信託条項によって、受託者が信託終了時に、信託財産を引渡すべき者が規定されている。信託終了時に、信託財産に対する権原を有する受益者が存在しないときは、受託者がまだその財産に対する権原を保有しているならば、委託者または委託者の遺産のための復帰信託にもとづいてそれを保有し(第411条、430条参照)、その信託財産を、委託者または委託者の財産を承継した者に引渡すのが、受託者の義務である。しかしながら、一定の場合には、受託者は州のための復帰信託(第411条注f、第430条注e参照)にもとづき、その財産を保有し、州にその財産を引渡すのが、受託者の義務であることもある。

信託条項によって信託終了の際に受託者が信託財産につき、受益者的な権原を付与されているならば、受託者はその財産を保有する権原を有しているので、受託者による譲渡は何ら重要ではない。同様に信託条項により、信託終了の際に、信託財産につき権原を有する受益者の受益権を受託者が得た場合は、受託者による譲渡は何ら必要ではない。

j. 信託財産に対する権原を有しない者への譲渡

受託者が、受益者でもなく、あるいは、受益者または裁判所が支払いもしくは引渡しを認めた者でもない人に、信託財産の支払いまたは引渡しをなした場合には、受託者は、受益者に対して責任を負う。第226条参照。

もし受託者が信託財産につき権原を有していない者に信託財産を譲渡するならば、受託者はたとえその財産を譲渡した相手が受益者である又は譲渡が受益者によって権限を与えられたもしくは指示されたものであると合理的に信じたとしても、受益者に対して責任を負う。受託者が譲渡をなす相手方が正しい者か又は受益者が権原を与えられた持分につき、疑いがある場合は、受託者は指示によって裁判所に照会することができるし、裁判所の命令により、その収益につき、関係者となったすべての人の請求から保護される。第259条参照。

受益者が受益権を譲渡し、その譲渡を知らないことに過失がない受託者が、信託条項に従って譲渡人である受益者に譲渡をなすならば、受託者は譲受人に対して責任を負わない。

受益者が受益権を譲渡し、その譲渡を受託者が知っているか、又は知るべき理由があり、譲渡人である受益者に譲渡した場合は、受託者は譲受人に対して責任を負う。第226条注c参照。

受益者がある者に受益権を譲渡し、その後別の人に譲渡し、受託者が前の譲渡を知っていず、又は知らないことに過失がない場合は、受託者は第一の譲受人に対して責任を負わない。

受益者がある者に受益権を譲渡し、その後別の人に譲渡し、受託者が前の譲渡を知っている又は知らないことに過失がない場合、二人の譲受人間で第一の譲受人が受益権につき権原を有していたならば、受託者は第一の譲受人につき責任を負う。第226条注d参照。

k. 引渡し前になされた信託違反の責任

受託者が信託財産の全部を受益者に引渡しても、受託者は、それによって、引渡し前にした信託違反の責任を免れるものではない。放棄ないし契約、受益者による事後追認、受益者の消滅時効又は裁判所の決定による受託者の責任の免責については第217条～220条参照。

第346条 信託財産の変形への指示

信託条項により、信託終了に際し、受託者が信託財産を変形（convert）することが認められ、または命じられている場合でも、無能力者でない受益者は、信託財産を変形せずに、そのまま引渡すべきことを請求することができる。

注：

a. 売却の指示

信託条項によって、受託者が信託財産を売却し、その代金を受益者に支払うことが指示されている場合に、受益者が無能力者でなければ、信託財産を売却してその代金を支払うかわりに、信託財産そのものを自己に引渡すよう、受託者を強制することができる。

b. 購入の指示

信託条項によって、受託者が信託資金を一定の財産の購入に使用し、その財産を受益者に引渡すよう指示されている場合に、受益者が無能力者でなければ、財産を購入してそれを引渡すかわりに信託資金を自己に支払うよう、受託者を強制することができる。例えば、受託者が土地の購入にある価額を支出し、それを受益者に譲渡するように指示されている場合、受益者は受託者にその額を金銭で支払うよう強制できる。同様に受託者が受益者のために年金を取得するため、ある価額を支出するよう指示されている場合、受益者は受託者にその額を金銭で支払うよう強制できる。また受託者が受益者のために、ある一定額額の年金を取得するために必要な額を支出するよう指示されている場合、受益者は、その年金を取得するのに必要な額を金銭で支払うよう受託者に強制できる。

c. 前後参照

信託財産を転換させる受益権の性質については、第131条参照。

信託の終了に際して、信託条項により受託者が信託財産を売却して、その代金を分配する権限を与えられ、又は指示されているにもかかわらず信託財産が分配される受益者が複数いて、それらの者が受託者に信託財産を現物で譲渡するよう要求する受益者の権限については第347条注o参照。

第347条 数人の受益者がある場合の信託財産の分配方法

信託終了に際し、信託財産の分配を受ける数人の受益者がある場合に、受託者が信託財産を受益者全員の共有とすべきか、または現物のまま分割して引渡すべきか、もしくは売却の上、その代金を分配すべきは、信託条項により、信託条項がなければ、諸般の事情に従い相当と認められる方法によるものとする。

【第10章】

注：

a. 分配の方法

信託終了時に、複数の受益者がいて、信託財産が分配されることになっている場合、その分配方法として可能なものは、(1) 信託財産を受益者全員の共有として譲渡する場合、(2) 信託財産をいくつかに分割し、複数受益者の各々に、その分割した部分を譲渡する場合、(3) 信託財産を売却して、その代金を複数受益者にわける場合、の三つである。

b. 信託証書の特別な規定

信託証書に、受託者が上記三つの方法の一つによって分配すべきことが特別な文言で示されている場合には、その趣旨どおりにすべきである。ただし受益者が、信託証書に特定されている方法とは別の方法によって、分配するよう受託者に請求することができる(注○参照)範囲、および裁判所が信託財産上の権利にとって、最も良い方法であると認める場合には、信託証書に特定されている方法とは別の方法によって分配することを命じることができる範囲(注○参照)は除かれる。

信託条項によって受託者に付与された売却権限が、信託終了時が到来した後も行使できるかは、解釈の問題である。第344条注d参照。

信託証書の規定によって指示が分配の方法に関して受託者に与えられている場合、受託者は、どのような方法によっても適正に信託財産を分配できる。ただし受益者が受託者に受託者が選んだ方法以外の方法で分配をなすよう要求できる範囲(注○参照)や、裁判所が裁量権の乱用を妨ぐために受託者を監督できる範囲は除かれる。第187条参照。

c. 信託証書に何ら特別な規定がない場合

信託証書に、分配方法に関して、何ら特別な規定がない場合、適当な分配方法は、信託条項から読みとるか、その項目がない場合は、諸般の事情から相当と思われる方法による。

適当な分配方法を決定する場合に、分配方法が信託証書に特別な文言で規定されていないときに重要な要因となるものには、以下のようなものがある。

(1) 信託証書に使われている文言、(2) 信託の目的、(3) 信託の対象となる物の性質、土地か、動産か、有価証券かなど、(4) 受益者の数および各受益者の有する受益権の規模。

d. 信託証書の文言

受託者は、信託証書中に、そのような権限を受託者に与えていると思われる文言があれば、特別に明示されていなくとも、信託終了時に、信託財産を分配するために適法に売却することができる。信託証書の規定の意味を解釈する場合には、証書の全部と、周囲の状況を斟酌しなければならない。複数の物に信託財産を「分配」するよう信託証書で受託者に指示があったり、それらの者に信託財産を「支払う」という指示がおそらくそうであるが、必ずしも受託者に信託財産を売却する権限を与えたものとは解されない。

e. 土地

信託終了に際し、信託財産の分配を受ける受益者が複数いて、その信託財産の全部または一部が土地である場

合には、通常、受託者は、各受益者の持分に従って、受益者全員の共有として、信託終了時にそれらの者の持分に従い土地を受益者に引渡す義務を負っている。しかしながら、特別な文言またはその他の方法によって、委託者が、その土地を売却して代金を各受益者に分配すべきものとしたり、あるいは、その土地は裁判所によって数区画に分割され、分割された部分を各受益者に引渡すべきものとしていることもある。受益者の数が膨大であったり、各人の持分がごく小さいもので、全員の共有として譲渡したり、現物を分割して分配したりすることが、実行できないような場合には、受託者は、適法にその財産を売却し、代金を各受益者に分配することができる。例えば、信託財産が価格が異なる多くの区画の土地からなっており、それらの土地が異なった場所にあつて、特に受益者が多数な場合、受託者は通常、財産を売却し、受益者間に代金を分配する権限と義務を負っている。

信託条項によって受託者が土地を売却し、複数の受益者間にその代金を分配することを権限として与えられ、又は指示されている場合、たとえ他の受益者が同意しなくとも受託者は適正に受益者の一人が自分の持分を満足させ、あるいは部分的に満足させるために同意することにより、土地または土地の一部を公正な価格で現物のまま、その者に譲渡することができる。受託者は財産を売却することができるので、受託者は適正にそれを受益者のうちの一人に売却し、又はその者の持分に対して購入価格を相殺することができる。第190条注e参照。受託者が公正な価格で受益者に財産を譲渡した場合は、実質的に結果は同じである。しかしながら受託者が他の土地と一体として、その土地を処分したなら、もっとよい値で売れた場合、他の受益者の同意なくしては当該土地をその受益者に適正に売却することはできない。

f. 代替可能な助産

信託終了に際し、信託財産の分配を受ける受益者が数人おり、かつ信託財産の全部または一部が、代替可能な財産である場合、その財産は、財産の価格を考慮せずに指定された割合で分割でき、その結果、各受益者がその財産に対する一定の持分を取得できるので、各受益者は、通常、現物のままの財産の適当な持分を取得する権原を有する。たとえば、信託財産に、同種の株式又は同種の債券が多く含まれている場合、信託財産の一部分につき権原を有する受益者は、信託終了時に、受託者に対し一定の割合に従って株券又は債券を引渡すよう請求できる。信託条項により受託者が、信託財産を売却し、その代金を複数の受益者に分配するよう指示されているにもかかわらず、受益者は信託財産の一部分である代替可能で財産の自己の割合部分を他の受益者が同意することによって、又はそれらの者の受益権がそれによって逆に影響を及ぼされない場合には、同意なしに譲渡するよう受託者を強制できる。

信託条項によって、信託財産を売却し、その代金を複数受益者に分配するよう指示されている場合で、かつ、その財産は一括して売却した方が有利な条件で売却できるものであるときは、たとえその財産が代替可能なものであろうとも、一人の受益者が、その持分を現物のままで引渡すよう受託者を強制することはできない。ただし、他の受益者の同意がある時は、この限りでない。

g. 代替不可能な助産

信託財産の全部または一部が、一定の割合に従って分割できないものである場合、受託者は、信託条項の特別な文言で、その財産の売却する権限が与えられていなかったり、または売却するよう命じられていなくとも、通

常、その財産を売却して、その代金を受益者に分配することができる。

信託条項によって、受託者が、信託財産を売却し、その代金を受益者に分配するよう指示されていても、その受益者の同意を得て、受益者の一人に現物のまま財産を引渡し、その者の受益権の持分を満足させることができる。その際、他の受益者の同意がなくとも可能である。受益者は、その信託財産を売却できるので、それを受益者の一人に売却し、その者の持分と代金とを相殺することもできる。第190条注1参照。受託者が公正な価格で受益者に財産を譲渡した場合、実質的に効果は同じである。

得られる最も良い価格で信託財産を売却するのが受託者の義務であるので、受託者は他の者の同意なくして、その財産の公正な価格よりも低い値で譲渡することはできない。なぜならこのことは他の受益者に対し、受託者の義務違反となるからである。

同様に受託者が一体として財産の処分をした方が良い値段を得られる場合、信託条項に別段の定めがない限り、他の受益者の同意なくして、ある受益者にその財産の一部を適法に譲渡することはできない。

h. 現物のまま分割する場合

受託者が信託財産をいくつかの持分に分割し、複数の受益者にその部分を現物で譲渡した場合、分割が公正であれば、その分割は取り消されないし、又、受託者は責任を負わされない。

信託財産を現物のまま分割する場合、受託者は、分割時における適正な市場価格に従って分割しなければならない。その分割が公正でない場合、分割に同意しない受益者およびそれによって損害をうけた受益者は、その分割を取消すことができ、あるいは受託者に信託違反の責任を追及することができる。受託者がこのことを避けたいならば、受託者は裁判所に決定を依頼することができ、裁判所の決定は、その代金の関係者であるならば受益者を拘束する。

i. 現物のままの分割が不可能である場合

信託財産を分割し、それを現物のまま各受益者に分配することが、受託者の義務であっても、その分割が現実には不可能である場合には、受託者は、適法にその信託財産を不動産であろうと動産であろうと売却して、複数の持分に対応させることができる。

j. 一人の受益者が、一定額に対し権原を有する場合

信託条項によって、信託終了に際し、一人の受益者が一定の金額に対し権原を有するものであることが規定されている場合、受託者は、担保その他の方法で金銭を調達する権限が与えられていない限り、その者のために、その指定された額に必要なだけ信託財産を売却する義務を負う。その受益者は現金以外のものを受領するよう強制されることはないが、その意思で、適正な市場価格にもとづき現物のまま受けとるという場合には、他の受益者は、それによって不利益を受けるのでないかぎり反対することはできない。

k. 信託の一部終了

信託条項によって、一人の受益者が、一定の時期に、信託財産のある部分につき権原を取得するものとし、残りは、他の受益者のための信託として保持されるものと規定されている場合、受託者は、信託財産全部を現金に換える義務を負っているのではなく、その受益者が分配をうける時点での、信託財産全部の市場価格を決定する

ことによって、その受益者が受取る権原のある額を供与することができる。受託者は、その受益者の持分に応じ、現金または信託財産の一部を現物のままその受益者の持分を満足、または部分的に満足させる受け取りを同意した公正な価格で引渡すことができる。

信託財産の全部又は一部が代替可能な財産である場合、通常、受益者はそのような財産の現物につき、自己の割合で権原を有しており、財産が一体として売却される方が有利である場合を除き、受益者は現物の一定の割合を受け取ることを強制されうる。

受益者は受託者に共有として分割されていない権利を譲渡するよう強制することはできないし、そのような権利を受け取ることを強制されえない。

1. 財産が、いくつかの信託のために分配される場合

信託条項によって、受託者が、その信託財産を別の信託に分配するよう指示されている場合、受託者は、その信託につき、適正な投資であるその財産を信託の各々に充当させることができる。このことは、いずれの信託で保有される額が一定の金額であっても、全信託財産のある部分であってもあてはまる。

たとえば、ある信託財産の収益が、受益者の生存中、その者に支払われ、その者が死亡した場合、その信託財産は三等分され、それぞれ特定の受益者のための信託として保有されることとなっているときは、受託者は、三つの信託のいずれにも、前の信託で適法な信託投資であった有価証券のいずれをも充当して差支えない。同様に財産が信託として、その収益をある者にその生存中支払うために与えられ、その者が死亡した際には、ある特定の受益者にある種の株券に投資する権限のある信託として、ある金額を保有するために与えられた場合、受託者は適当な投資として規定された種類の株券を適正に信託に充当することができ、まずそれらを現金に換えて、その現金を再投資する必要はない。受託者は、しかしながら、その信託につき適法な投資ではない財産を信託に適正に充当することはできない。

ii. 分配を受ける者が受託者である場合

信託条項によって、受託者が信託財産を売却し、その代金を複数の者に分配するよう指示され、その分配を受ける者の一人が、分配をうけた持分を信託として保有すべきことが、その信託条項によって規定されている場合、その分配を受け、かつ受託者となる者は、不適法な信託投資に基づく財産を受領することはできないが、適法な信託投資に基づく財産は受領することができる。信託条項により、受託者が複数の者に、信託財産を現物で分配する権限を与えられ、その分配を受ける者の一人が、分配をうけた持分を信託として保有すべきことが、その信託条項によって規定されている場合、その財産が適法な信託投資でないにもかかわらず、受託者は分配をうけ、受託者となる者に、その財産を現物で受け取るよう強制することができる。そして分配をうけ、受託者となる者は、そのような財産を適法に受け取ることができるが、それを所有する信託の信託投資によって、それを保有する権限が与えられていない場合には、その財産を適当な信託投資に変形することが、分配をうけ受託者となる者の義務である。

iii. 裁判所の権限

売却権限が特定の文言その他によって受託者に付与されていないにもかかわらず、裁判所は信託終了の際に、

売却が受益者全員にとって最も良い時に信託財産につき権原を有する者の中で分配をなす目的で売却権限を与えることができる。そのような場合には、受益者の一人又は複数が無能力者であっても、あるいは売却に反対していても、裁判所は、信託財産の売却を認めることができる。

裁判所は、信託終了に際し、信託財産の売却が受益者全員にとって最も良い場合には、信託財産に対する権原を受益者に分配するために、信託財産の充当を認めることができる。そのようなケースでは、受益者の一人または複数が無能力者であっても、あるいは売却に反対していても、裁判所は、信託財産の売却を認めることができる。

o. 受益者の同意

信託終了に際し、信託財産の分配を受ける受益者が複数おり、受益者全員が同意し、かつ、それらの者が無能力者でない場合、たとえ信託条項によって、信託財産を売却し、その代金を受益者に分配すべきものと規定されていても、信託終了時に、信託財産を現物のままで引渡すよう受託者を強制することができる。第346条参照。

無能力者でない受益者のうちの誰か一人は、たとえ信託条項によって、その財産が売却され、その代金を受益者間で分配するよう規定されていても、他の受益者がそれらによって不利益をうけるのでない限り、受託者に対して信託財産の部分である代替可能な財産の自己の持分相当を現物で譲渡するよう強制できる。

p. 受益者が、共有の所有権を取得する場合

信託財産が、受託者によって複数の受益者の共有として引渡され、あるいは、受託者の引渡しによらないで、信託財産に対する普通法上の権原が複数受益者に付与された場合、それらの者の一人または数人は、その後、共有持分権の分割請求訴訟を提起することができる。この訴訟で裁判所は、分割請求訴訟の準拠州法に従って、現物で分割するか、売却するかを決定することができる。共有で所有している土地の共有物分割に関する法は、本リステイメントの範囲外である。

しかしながら、受託者が信託終了の際に信託財産を売却する権限が与えられていた場合、普通法上の権原が受益者に与えられており、それらの者のうちの一人が共有物分割請求訴訟を提起したという事実によって受託者が信託財産を売却するのを妨げられることはない。

q. 売却あるいは財産分配の遅滞の責任

信託終了後、相当期間たっても、なお信託財産の売却または分配をしなかった場合の受託者の責任については、第345条注f参照。

第11章 公益信託

第1節 定義

第348条 公益信託の定義

第2節 公益信託の設定

第349条 公益信託設定の方法

第350条 委託者の能力

第351条 信託設定の意思

第352条 約因

第353条 財産権移転の必要

第354条 受託者の了知(notice)と承諾

第355条 口頭証拠原則(parol evidence rule)

第356条 詐欺防止法

第357条 遺言法

第358条 遺言による公益信託の設定

第359条 隠れたる公益信託

第360条 委託者の死亡を停止条件とする場合の生前行為による処分

第361条 委託者が信託の取消、変更または支配の権限を留保している場合の生前行為による処分

第361条の2 預金の形態の仮の信託

第362条 公益信託の設定に対する制限

第363条 信託財産

第364条 受益者不特定

第365条 公益信託の期間

第366条 取消及び訂正(reformation)

第367条 撤回及び変更(modification)

第3節 公益目的の性質

第368条 公益目的とは何か

第369条 貧困の救済

第370条 教育の振興

第371条 宗教の発達

第372条 健康の増進

第373条 行政または自治目的

第374条 その他の社会福祉の増進

【第11章】

第375条 特定の受益者

第376条 個人的な利益

第377条 不法の目的

第4節 公益信託の事務処理

第378条 受益者能力

第379条 受託者の義務

第380条 受託者の権限の範囲

第381条 信託条項の回避

第382条 裁量的権限の制限

第383条 受託者が数人ある場合

第384条 残余受託者

第385条 承継受託者

第386条 受託者の責任

第387条 受託者の解任

第388条 新受託者の選任

第389条 投資

第390条 受託者の報酬

第391条 公益信託の履行の強制をなしうる者

第392条 救済手段の性質

第393条 第三者に対する訴

第394条 裁判所に対する指図の要請

第5節 信託の効力—可及的近似の原則(the doctrine of cy pres)

第395条 委託者が公益目的を表示しなかった場合

第396条 公益目的が受託者の選択に委ねられている場合

第397条 受託者の欠缺

第398条 公益目的と無効な信託

第399条 特定の公益目的が無効であっても、委託者が、一般的な公益目的に供する意思を有する場合。可及的近似の原則

第400条 残余財産の運用

第401条 期間の制限または条件

第6節 第三者に対する責任

第402条 不法行為に対する責任

第403条 契約上の責任

序：

前章までは、この法律が第2章で定義された信託にどう適用されるかについて述べてきた。本章においては、公益信託に適用される法律について述べる。第2章で定義された信託と、公益信託の差異を強調した方がよい場合は前者を「私益信託」と呼ぶことにする。第2章注a参照。

私益信託に適用される規則は多くの場合公益信託にも当てはまるものであるが、私益信託に適用できても公益信託には当てはまらない規則もあれば、公益信託には適用されても私益信託には適用できない規則があることから両者の区別は重要である。

私益信託と公益信託の基本的な差異は、私益信託の財産はその信託の受益者に指定された特定の人に充当されるのに対して、公益信託の財産はコミュニティに有益な目的に充当されるという点にある。

もっとも重大な差異は、信託の有効性に係ることである。信託設定時に確定されているか、永久拘束禁止則の期限内に確定された受益者が不存在なら私益信託はつくることができない。第112条参照。一方、明確なあるいは確定されるべき受益者が指定されていなくても公益信託は設定できるし（第364条参照）、信託条項に不明確または限定されない期間継続すると書かれていても公益信託は失効しない（第365条参照）。

受遺者や相続人が財産を当該目的に充当する権利を持っていても、もし漠然とした非公益目的に充当させるためにある人に財産が遺贈された場合には信託はつくることができない。第123、第417条参照。単なる気まぐれでなく、特定の非公益目的に充当させるためにある人に財産が遺贈された場合でも、明確なあるいは確定されるべき受益者が指定されていなければ信託は設定されず、永久拘束禁止則に違反していない場合に限って、受遺者または相続人が当該目的にその財産を充当する権利を持つことになる。第365条参照。

その上、公益信託はその強制力の面でも私益信託と異なる。私益信託は受益者の一ないしそれ以上の者の訴訟によって履行が強制される。公益信託は、公務員たいていは司法長官の訴訟によって通常の場合、履行が強制される。第391条参照。

公益信託に適用される可及的近似の原則（第399条参照）は私益信託には適用されない。信託財産の管理についての不法行為責任を追及する第三者は、たとえ私益信託が保有する財産権にかかることはできても、公益信託が保有する財産権にはかかっていくことはできない、としている州もある。第402条参照。

多くの規則によって、公益目的のための譲渡は私益目的の譲渡とは異なった扱いがなされることになっている。たとえば、公益目的のための譲渡は制定法によって税を免除されることがある。同様に制定法によってその他の譲渡を受けていない公益目的への譲渡が制限されることもある。第382条参照。譲渡が制定法の規定範囲内であるか否かは裁判所が制定法の条項をどう解釈するかによる。コモンローの原則の下では、制定法が公益である譲渡全てに適用できるわけではないと解釈されることもある。たとえば当該信託が公益として是認されていたとしても、限定的な階層の人々のための公益信託ならば、信託を含んでいない公益目的だと解釈された場合についてだけ財産課税が免除されるという制定法が効力を有することがあるのである。

第1節 定義

第348条 公益信託の定義

公益信託は、財産権に関する信託的法律関係(fiduciary relationship)であり、これを設定する意思表示にもとづいて発生し、かつ、その財産権を保有する者は公益目的のためにその財産権を保有すべき衡平法上の義務に服するものである。

注：

a. 信託的法律関係

私益信託の場合、受託者は、特定の受益者に対し信託的法律関係にある。公益信託では、通常、確定した受益者を必要とせず(第364条参照)、受託者は、特定の人に対する信託的法律関係にはない。しかしながら、公益信託の受託者は、信託を受ける地位にあるものとして、私益信託の受託者と同様な義務に服する。公益信託の受託者は、私益信託の受託者同様、第三者を受託者としての義務の履行のための代理人とすることはできない。この規則の範囲内の問題について、受託者は信託財産から利益を得ず、また信託財産と競合関係に入らないという義務がある。第2条注b参照。公益信託の受託者の義務違反からの救済方法は、通常、司法長官(Attorney General)の訴訟である。第391条参照。

b. 受託者の義務

公益信託の受託者の義務は、私益信託と同様、衡平法上の義務であり、それは、衡平法裁判所または、それと同じ権限をもつ裁判所で、強制可能なものである。第2条注e参照。

公益信託の受託者の義務については、第379条参照。

c. 信託財産

適法な信託の目的物となる信託財産がない限り、公益信託は設定できない。第363条参照。

d. 意思表示

公益信託は、委託者の公益信託設定の意思表示だけで設定される。第351条参照。「意思表示」という言葉の定義は第2章注g参照。

e. 前後参照

公益目的については、第368条～第377条参照。

f. 公益法人

公益目的に利用される財産権は、個人としての受託者に譲渡されるだけでなく、公益法人にも譲渡される。その際、その法人を組織するための目的のどれかのために、その財産権を取得するものとされていることもあろう。その法人の目的のうちの一つのために財産権をその法人が保有するとされていることもあろう。その法人が、その財産権を永久に保有して、法人の目的遂行のため、あるいはその目的の一つの遂行のためにその収益をあてるとされていることもあろう。たとえば、学校法人に財産権が贈与される場合、元本を投資し、その収益を数学の教授の給料の支払いに使うよう指示されていることがある。

目的が公益法人のために設けられ、特に寄贈者によって限定されている場合は、裁判所によって公益信託が設定され法人が受託者になることを宣言されることもある。しかしながら、公益信託は設定されないと宣言されることもしばしばある。これは単に用語の問題にすぎない。重要な問題は、公益信託に適用する原則や規則がどの程度、公益法人に適用できるかどうかである。

公益信託に適用される原則や規定は、通常、公益法人に適用できる。公益法人に、その処分について何らの制限もなく財産権が贈与された場合、その法人は、その財産権を、その法人の組織の公益目的のどれかに充てる義務に服する。そして、この義務は司法長官の訴訟で強制可能である。公益法人に財産が贈与され、公益目的の特定の目的にその財産を充てるよう指示されているときは、その目的のため財産を充当する義務があり、その義務は司法長官の訴訟によって強制できる。公益法人に財産が贈与され、原則を維持しつつ、収益を公益目的あるいはそのうちの一目的の達成のために充てるよう指示されている時は、公益法人は原則を維持し、収益を目的の達成に充てる義務があり、その義務は司法長官の訴訟によって強制できる。

可及的近似 (cy pres) の原則 (第399条参照) は、公益目的のための個人としての受託者への贈与と同様、公益法人への贈与にも適用される。

一方、公益信託に適用される規定のいくつかのうちで、公益法人に適用されないものがある。たとえば、財産権が公益法人に遺贈され、その収益を、その公益目的の1つに使うものとされている場合、公益信託に適用される検認裁判所 (probate court) で会計承認を受けるとする制定法の規定に服する義務はない。また、公益目的の遂行過程で、第三者に対し、何らかの義務が生じた場合、公益目的がその義務の免除を認めない時の第三者の救済は、公益信託と公益法人の場合とでは異なる。すなわち公益法人の場合、第三者の訴訟は法人に対してできるのに対し、公益信託の場合は、受託者に対する訴訟を通し、その財産権に強制執行できる。第402条、403条参照。また、公益法人の設立者は、公益信託に適用されない法人検査権をもつことがある。

第2節 公益信託の設定

第349条 公益信託設定の方法

公益信託は、以下の方法により設定される。

- (a) 財産権の所有者が、その財産権を公益目的のために保有する信託宣言をした場合
- (b) 財産権の所有者が、生前行為で、その財産権を公益目的のために保有するよう、他人に譲渡した場合
- (c) 財産権の所有者が、遺言により、その財産権を公益目的のために保有するよう、他人に譲渡した場合
- (d) 指名権 (power of appointment) を有する人が、公益信託にもとづき、指定された財産権を保有するよう、他人を指名した場合
- (e) ある人が他人に対し、約束にもとづいて生ずる権利を公益信託として保有するよう約束した場合

注：

【第11章】

a. 公益信託設定の方法は、私益信託設定の方法と同じである。第17条参照。

(a)項の注：

b. 信託宣言

財産権の所有者が、公益目的のため、彼自身がその財産権の受託者になることを宣言した場合、公益信託は、その財産権の譲渡がなくても、設定される。

(b)項の注：

c. 生前行為による譲渡

財産権の所有者が、公益目的のため、受託者としての他人に、その財産権を生前行為で譲渡した場合、公益信託が設定される。

(c)項の注：

d. 遺言による譲渡

財産権の所有者が、公益目的のため、その財産権を受託者としての他人に遺贈した場合、公益信託が設定される。

被相続人から受領する財産を、公益信託にもとづいて保有するということを、受遺者、相続人、または、最近親者が同意した場合の効力については、第359条参照。

公益目的のための信託として遺贈する財産権所有者の権限に対する制定法の制限については、第362条参照。

(d)項の注：

e. 指名権

ある人が財産権について一般指名権を有し、その権利にもとづいて、公益目的のための受託者として、他人を指定した場合、公益信託は設定される。

(e)項の注：

f. 信託としての約束

ある人が公益目的のため、受託者としての他人にお金を支払うとか、財産権の譲渡をなすという強制可能な約束をした場合、公益信託は設定される。

将来における公益信託設定の約束は、強制可能な契約の要件が充足されていない限り、強制不可能なものである。第351条注 f 参照。

第350条 委託者の能力

公益信託を設定する能力は、私益信託を設定する場合の能力と同じである。

注：

a. 未成年者、精神病者、妻のような無能力者は、私益信託の設定についても、公益信託の設定についても、能力を有しない。私益信託設定の能力については、第18条～第22条参照。

b. 財産権の所有者が、その財産権につき公益信託を設定する権限についての制定法上の制限に関しては、第36条2条参照。

第351条 信託設定の意思

公益信託は、委託者の公益信託設定の意思が、適法に表示された場合にのみ、設定される。

注：

a. 本条の規定は、私益信託に適用される規定と同じである。第23条参照。

b. 意思表示の方法

公益信託を設定するための意思表示に、特別な文言や行為の形式は、何ら必要とされていない。

私益信託についての第23条(2)項と比較。設定者が、「信託」とか「受託者」というような文言を使わなくても、公益信託は設定されうる。

c. 懇願的文言 (precatory words)

公益信託は、委託者が、強制可能な義務を課す意思表示をしない限り、設定されない。私益信託についての第25条と比較。たとえば、委託者が、財産権の譲受人が、その財産権を公益目的にあてるよう指示したり、そうすることを望むというような表示をただで、その譲受人が彼の指示に従うかどうか、あるいは望み通りにするかどうかは、譲受人の判断にゆだねられているというような場合、公益信託は設定されず、譲受人は自己のために、その財産権を保有できる。委託者が、単なる道義的な義務を課すという意思表示をした場合も、公益信託は設定されない。ただし、設定者が、委任というより懇願的な文言を使ったというだけでは、必ずしも公益信託を設定しないという意思を示すものとはいえない。

例：

1. AはBに1万ドル遺贈し、さらに、Aの残余財産を公益目的にあてるよう「望んで」Bに遺贈した。Aの異なる意思を表示した証拠がない限り、Bは、その残余財産を公益信託にもとづいて保有する。

2. Aは自己の全財産を妻のBに遺贈した。遺言中に、彼は、B死亡に際しては、彼女がその財産権を公益目的のために残すことを望むと書いた。Aの異なる意思が表示された証拠がなければ、Bは、その財産権に対する権原を有し、公益信託として保有するのではない。

委託者が、譲受人に普通法上の義務を課す意思を表示したのかどうかを決定する重要な要素に関しては、第25条注b参照。

d. 処分の権限に制限をつけない場合

財産権の処分について何らの制限もなく、ある人に財産権が譲渡された場合、その譲渡人が、公益推進の動機から譲渡したということ、信託証書にあらわしただけでは、公益信託は設定されない。もし譲受人が選んだ、いかなる方法でも、いかなる人にも財産が配分できると譲受人が委任された場合、譲受人は財産を自分の利益のために得ることができる。第125条参照。遺言者がある人に「人類に貢献するためもっと効果的に専心できる

ように」と遺贈したとしても、それが遺言者が受遺者にその遺産の使用を制限させようとするあらゆる状況での権利を説明するような遺言の文言になっていない限りは、受遺者は受益を得るべくその財産を享受できるし、財産を公益信託のために保持しなくてもよい。

一方、譲渡人が譲受人にその財産権を公益目的のために使用するよう制限がつけられた場合、譲受人は自分自身の利益のためその財産を使用することはできない。譲受人に公益目的のために使用するよう制限がつけられた場合、公益信託は設定される。もし譲受人が公益目的のみならず合法的な信託設定ができないような非公益目的のために財産を使用するよう制限づけられた場合、公益信託は設定されないし、第123条述べられるような事情で、譲受人はその財産を譲渡人の復帰信託かまたは譲渡人の遺産として保持する。第417条参照。

e. 条件

委託者が条件という用語を使っても、公益信託は設定できる。財産権の所有者が、生前行為または遺言で、公益目的にあててことを「条件」にその財産権を譲渡する場合、譲渡人がその目的にあててのに失敗して収益を奪われるより、公益目的にあてて義務には譲受人が服す方がよいという譲渡人の意思が表明されていれば、公益信託が設定される。他に証拠がない場合、公益目的にあてるという「条件」で財産権が譲渡されるということは、条件付きの譲渡の意思表示というより公益信託を設定する意思の表示を意味する。私益信託についての第11条注cと比較。

例：

3. Aは、特定の公益目的のためにそれを使うことを条件に、Bに土地を遺贈した。Aの異なる意思を示す証拠がない限り、Bは、その土地を公益信託にもとづいて保有する。

しかしながら、受託者は停止条件や解除条件を条件に公益信託を設定できる。第401条参照。

f. 将来における公益信託設定の意思

生存行為で将来において公益信託を設定するという意思表示では、その意思表示から後しばらくの間は、公益信託は設定されない。私益信託について第26条と比較。したがって、将来、公益信託を設定するという意思表示あるいは約束では公益信託は設定されない。このような約束は、強制力のある契約のための要請に従っている場合だけに限り実施される。私益信託についての第30条と比較。

数人の間で公益目的に同意して約束が交わされているとき、個々の約束が他の人の約束を斟酌している場合には実施されることもある。

第352条 約因

財産権の所有者は、公益信託を設定するために何らの約因を受けなくとも、その財産権について、公益信託を設定することができる。

注：

a. 本条で述べられている規定は、財産権の所有者が、その財産権について、自己が公益信託の受託者となる信

託宣言の場合にも、財産権を他人に譲渡する方法をとる公益信託にも適用される。

本条で述べられている規則は、公益信託の目的物が、不動産の場合でも、動産の場合でも適用される。

本条で述べられている規則は、私益信託に適用されるものと同様である。第28条、第29条参照。

b. 将来における公益信託設定の約束は、強制可能な契約の要件を充足した場合にのみ強制可能となる。第351条注 f 参照、私益信託についての第30条と比較。

第353条 財産権移転の必要

(1) 本条(2)項の場合をのぞき、財産権の所有者が生前行為で、その財産権を公益信託として保有するよう他人に譲渡したとき、その譲渡が財産権移転の効力をもたない場合、その財産権についての信託は成立しない。

(2) 譲渡証書中に、受託者を指定していないとか、あるいは、受託者に指定された者が死亡または他の理由によってその財産権についての権原を取得できないという理由だけで譲渡行為が効力を生じないときは、そのために公益信託の成立が妨げられることはない。

(3) 財産権の所有者が、その財産権を公益信託として遺贈した場合、遺言中に受託者が指定されていないとか、あるいは、受託者に指定された者が死亡または他の理由によって、財産権についての権原を取得できなくなっても、公益信託は成立する。

(1)項の注：

a. 生前行為による不完全な譲渡

私益信託の場合と同じように（第32条参照）、財産権の所有者が、公益信託として、その財産権を譲渡しようとしたが、その財産権移転が、目的物の引渡し、あるいは捺印証書または譲渡についての有効な証書の交付がないために不完全であり、そのため財産権についての権原が指定された受託者に移転しない場合、信託は設定されず、財産権についての権原は信託とはかかわりなく所有者に存する。

例：

1. ある社債の所有者Aは、その社債をある公益目的のために信託としてBに譲渡すると口頭で述べた。Aがその社債を引渡さず、社債についての権原がAに残っている場合、公益信託は設定されない。

b. 状況の変化

財産権の所有者が、公益信託として無償で譲渡行為をし、その譲渡行為が財産権移転の効力をもたない場合でも、その譲渡行為の結果として財産権の移転を拒否することが、不公平となるような状況の変化がおきているときには、贈与者は、衡平法上、意図された公益信託にもとづいて財産権を移転するよう強制される。私益信託第32条注 h と比較。たとえば、土地の所有者が、病院に新しい病棟を建てるために受託者に土地を譲渡したが、その譲渡行為が土地の権利移転の効力をもたない場合、それが有効な譲渡行為だと信じて受託者が新しい病棟を建てたときは、贈与者はその土地を有効に譲渡するよう強制される。

(2)項の注：

c. 生前行為による譲渡が、受託者の欠缺により不完全である場合

財産権の所有者が公益信託にもとづいて、財産権の譲渡をしようとして目的物または、贈与の捺印証書の引渡をなしたが、譲渡証書中に受託者を指定しないとか、指定された受託者が死亡その他の事由により、その財産権を取得できないため、その譲渡行為が不完全であっても、公益信託は成立する。所有者が受託者にならず、彼は、衡平法上の訴訟により、公益信託としてそれを保有することを指定された新受託者に、その財産権を譲渡するよう強制される。私益信託第32条注jと比較。

例：

2. ある証券の所有者Aが、ある公益目的のため、その証券を信託としてBに譲渡するという趣旨の証書を作成した。彼はその証券と証書をCに渡しそこから引渡しをなそうとした。Bが死亡。その証券についての権限はAにのこっているが、Aは指定された公益目的のためにそれを保有する新受託者に、それを譲渡するよう強制される。

3. 甲地の所有者Aは、ある公益目的のため、権利能力なき社団に、信託として甲地を譲渡するという趣旨の捺印証書を作成した。彼はその捺印証書をその社団のメンバーに交付したが、甲地の権限はAのもとに残っていた。Aは指定された公益目的のためにそれを保有する新受託者に、甲地の権利移転をするよう強制される。

(3)項の注：

d. 遺言による譲渡

財産権の所有者が、公益信託として、その財産権を遺贈する場合、遺言中に受託者が指定されていないとか、受託者として指定された者が死亡その他の理由により、財産権についての権原を取得できないときでも、公益信託は成立する。普通法では、相続人または遺言執行者が、意図された公益信託にもとづいて保有するよう指定された新受託者に、その財産権を譲渡する義務があり、財産権についての普通法上の権原は、その者に移転される。ただし制定法によって、遺言者か、その相続人または遺言執行者がその信託を管理するよう意思表示した場合は、この限りではない。とはいえ制定法で、新受託者が指定されなければ、その権原は裁判所にあるか、一時停止となるとする州も多い。次の注eに述べられている場合をのぞき、少なくとも、信託は受託者がいないことで失効するのではない。私益信託についての第33条および同条の注aと比較。

e. 公益信託が受託者の欠缺のために失効する場合

財産権の所有者が、公益信託として生前行為または遺言によって譲渡をなし、指定した人が受託者として承諾しなければ、公益信託は成立しないものと意思表示をすとか、あるいは指定した人が行動しないと公益信託の目的が遂行されない場合に、受託者として指定した人がその信託を承諾しないと、意図した公益信託は失効する。第354条注c、第397条(2)項を参照。第33条注b、第35条注i、第101条注bと比較。

f. 信託宣言

財産権の所有者が、公益目的のために、その財産権につき信託宣言をした場合は、その財産権についての権原の譲渡なしに、公益信託は設定される。第32条注mと比較。

第354条 受託者の了知 (notice) と承諾

公益信託は、受託者の了知あるいは承諾がなくても設定されうる。

注：

a. 受託者による信託拒絶

受託者としてある人に生前行為または遺言によって譲渡がなされて公益信託が設定される場合、受託者が拒絶することがある。そのような拒絶の結果、受託者は義務を免れるが、信託の成立をさまたげるものではない。私益信託についての第35条と比較。

例：

1. 甲地の所有者Aは、公益目的のため、信託として甲地をBに引渡す趣旨の捺印証書を作成した。Aはその捺印証書をCに渡し、それによりBに甲地を譲渡しようとした。証書の引渡しの時点で、Bはその譲渡を了知していなかった。Bにその譲渡の通知がなされた時、Bは拒絶した。公益信託としてBに譲渡された甲地についての権原は、拒絶によってAにもどり、Aは、公益目的のために保有する新受託者にそれを譲渡するよう強制される。

b. 受領の拒絶

不動産譲渡の受領が拒絶されると、権利の移転が妨げられ、その結果、信託は設定されない。

例：

2. 甲地の所有者Aが、公益信託として、Bに甲地を譲渡する趣旨の証書に署名し封印した。AはBにその証書を渡したが、Bはすぐにその譲渡を拒絶した。有効な証書の引渡がなされなかったため、甲地の権利移転は生じないし、公益信託も成立しない。

c. 受託者の欠缺により、公益信託が失効する場合

財産権の所有者が、公益信託として生前行為または遺言によって譲渡をなし、彼の指定した人が受託者としてその信託の承諾をしなければ、その公益信託は成立しないものとする意思表示をした場合、あるいは、彼の指定した人が行動しないと、公益信託の目的が遂行されない場合に、設定者の指定した受託者が拒絶したときは、その意図された公益信託は成立しない。第397条(2)項参照。

例：

3. AはBに信託として10,000ドルを遺贈し、Bだけが選択できる、Bと同じような公益法人に、それを支払うようにした。Bは、その信託の受諾しなかった。公益信託は失効する。

第355条 口頭証拠法則 (parol evidence rule)

口頭証拠に関し、第38条に述べられている規定は、公益信託にも適用される。

【第11章】

注：

a. 譲受人の利益のために譲渡される場合

譲受人の利益のために財産権を取得するものであると記載されている書面により、財産権の所有者が生前行為で、その財産権を他の人に譲渡する場合、詐欺、強迫、錯誤、その他変更や取消の理由となるものでない限り、譲受人が公益信託にもとづいてその財産権を保有する趣旨であることを示すために、外部的証拠を用いることはできない。第38条(1)項参照。土地の譲渡は、譲受人の「利益のため」の譲渡だというような申し立てをされないう譲受人のためになされるだけである。第38条注b参照。

b. 公益信託にもとづく譲受人への譲渡

財産権の所有者が、生前行為で特定の公益信託として、譲受人はその財産権を保有するものであると記載されている書面により、財産権を譲渡する場合、詐欺、強迫、錯誤、その他変更や取消の理由となるものがない限り、彼がその財産権を異なる信託にもとづいて保有するか、自分自身のために取得するものであることを示すために、外部的証拠を用いることはできない。第38条(2)項参照。

信託条項に何も述べられていない「受託者として」の人に財産権が移転されたということは、信託設定の予定がないという外部的証拠の警告があらかじめなされていなかったにすぎない。第38条注d参照。

c. 譲受人への通常の譲渡

財産権の所有者が、生前行為で、譲受人の利益のために、譲受人が財産権を取得するか、信託として、その財産権を保有すべきものであるということが記載されていない書面によって、財産権が他人に譲渡された場合は、公益信託のために、その財産権を保有する趣旨だということを示すために、付帯的な証拠を用いることができる。第38条(3)項参照。

d. 信託宣言

財産権の所有者が、特定の公益信託にもとづいてその財産権を保有する旨を記載した書面によって信託宣言をした場合、詐欺、強迫、錯誤、その他変更あるいは取消の理由となることがない限り、その財産権を異なる信託にもとづいて保有するか、あるいは、信託とは別に、その財産権を保有するものだという趣旨を示すために、他の付帯的な証拠を用いることはできない。第38条(4)項参照。

第356条 詐欺防止法

(1) 法令に別段の規定がない限り、書面を作成せずにも有効な公益信託を設定することができる。

(2) 土地に関する信託宣言または信託の設定は、法律上、そのような信託を宣言できる当事者によって署名された書面、または書面に記載された遺言によって表示され、かつ証明されるものとする規定した法令は、公益信託に適用される。

注：

a. 詐欺防止法の要件については、私益信託についての第40条～第52条参照。

第357条 遺言法

公益信託は、遺言の有効性に関する法律の要件に適合しなければ、遺言による処分によって設定されない。

注：

a. この規定の適用範囲

本条で述べられている規定は、遺言による処分（第358条参照）だけでなく、委託者の死亡により、はじめて有効となる生前行為による処分（第360条参照）にも適用される。無遺言相続により取得する財産権を、公益信託として保有することに、受遺者、相続人または最近親者が合意した場合の効力については、第359条参照。

b. ここで述べられている規定は、私益信託に適用されるものと同じである。第53条参照。遺言による処分によって公益信託を設定する制定法上の規定の効力については第362条参照。

第358条 遺言による公益信託の設定

信託設定の意思が以下の方法により確認できなければ、遺言による公益信託は設定できない。

- (a) 遺言状自体から。
- (b) 遺言状に引用される結果、適法に遺言状と一体となるすでに存在する書面から。
- (c) 遺言による処分の効力とは関係なく、別個に重要性をもつ事実から。

注：

a. 本条に述べられている規定は、私益信託に適用されるものと同じである。第54条参照。

b. 引用により一体となるもの

いくつかの州では、遺言の執行時に存在し、かつ遺言書中で言及されているが、それ自体としては証拠能力のない証書は、引用されることにより遺言と一体となり、遺言の一部として検認を受けることができる。このような州では、信託が、遺言には明確に述べられていなくても、引用することによって遺言に適法に組み入れられる証書に明確に述べられていれば、その信託は有効となる。第54条注c参照。これは私益信託も公益信託も同じである。

c. 目的が、独自の重要性をもった事実により確認される場合

財産権の所有者が、公益目的のために信託としてその財産権を遺贈する場合、その財産権の遺言による処分の効果とは別個の意味をもつ事実によって、その目的が確認されることがある。第54条注dと比較。

財産権の所有者が、存在している公益信託の財産権が持つと同様の目的のため、その公益信託の受託者に財産権を遺贈する場合、たとえ引用によって一体となるようないかなる証書について、遺言の中で引用文が全くなくても、また、その公益信託が遺言者によって設定され、遺言者による撤回ないし変更を目的とする場合であっても、その譲渡は有効である。

例：

【第11章】

1. Aは、彼の全財産をX市の「コミュニティ・トラスト」の受託者B、C、Dに、公益的な用途および目的のために保有するよう遺贈した。このコミュニティ・トラストは、X市の公益目的のための信託であり、それにさまざまな贈与者が財産権を寄贈していた。そして受託者や、最初の贈与者達によって実施された信託の宣言により、目的が明確とされ、それによると、信託財産からの収益や元本を、X市のいろいろな公益目的にあてるにつき、受託者に自由裁量の権限が与えられていた。Aの財産について、公益信託が設定される。

2. Aは、信託証書によって、ある公益目的のために、Bに信託として有価証券を譲渡していた。Aは、生存中にBに譲渡した証券の保有目的と同じ公益目的のための信託として、Aの全財産をBに遺贈して、死亡した。Aの財産につき公益信託が設定される。

3. Aは、彼の死亡時にメンバーとなっている教会のための信託として、Bに有価証券を遺贈した。Aが死亡。A死亡時に、彼は、ある教会のメンバーであった。その教会のための信託は有効である。

d. 遺言信託の宣言が適法になされない場合

遺言書自体、または遺言書に引用され適法に遺言書と一体となった書面、あるいはそれらの処分とは別個の意味をもつ事実からは、その信託の設定の意図が確認されない場合、遺言による公益信託は設定されない。第51条注aと比較。遺言者の公益信託を設定するという意思が遺言中に明示されていたが、その信託が失効した場合（第395条参照）、その受遺者または相続人は、遺言者の遺産についての復讐信託にもとづいて、その財産権を保有するよう強制される。第413条参照。たとえ受遺者または相続人がその意図された公益信託を知らされていたとしても、当然、受遺者は公益信託を設定できない。

例：

4. AはBに、その遺言によってはじめて存在がわかる手紙の中で明らかにされる目的のための信託として10,000ドルを遺贈した。A死亡時に、遺言法による手続きを満たさないその手紙は、Aの遺言によってみつけられ、その手紙の中でBは一定の公益信託のためその財産を保有することを強いられていた。しかし、公益信託は設定されない。

e. 信託条項が十分に述べられていない場合

遺言者が、特定の公益目的のために、財産権を遺贈する場合、その目的遂行のために、より特別な計画を明確にすることになっているが、まだその計画が明示されていないとか、それが、証拠とにならないメモ程度のものとか、受託者に伝えられていないというような事実は、必ずしも、公益信託を無効とするものではない。第395条注b参照。

f. 前後参照

遺言中に述べられていない公益信託にもとづいて、その財産権を保有することに、受遺者または相続人が合意した場合の効力については、第359条参照。

遺言贈与によって信託設定が制限される制定法上の効力については、第362条参照。

第359条 隠れたる公益信託

(1) 遺言によって財産権の譲渡を受ける者が、その財産権を公益信託として保有するという合意をなし、その合意を信頼して、遺言者が遺贈する場合、遺贈を受けた者は、その財産権を公益目的のための擬制信託として保有する。

(2) 相続人または最近親者が、無遺言相続によって取得する財産権を、公益信託として保有することに合意し、その合意を信頼して、遺言をせず死亡した者の相続人または最近親者は、その財産権を公益目的のための擬制信託として保有する。

注：

a. 本条に述べられている規定は、私益信託に適用されるものと同じである。第55条参照。

(1)項の注：

b. 受遺者が、公益信託として保有するという合意をなした場合

遺言者は意図している信託について全く言及せず、ある人に財産権を遺贈したが、遺言者の死亡前に、その受遺者または相続人が、一定の公益信託にもとづいてその財産権を保有することを遺言者に合意した場合、受遺者または相続人は、指定された公益目的のための擬制信託として、その財産権を保有するよう強制される。公益信託を設定する意思は、遺言によって明らかではないが、財産権の保有が認められると不当利得とされてしまったり、受遺者または相続人に利得をつかませるような復讐信託になるようなら、遺贈された財産権を受遺者または相続人が保有することは認められない。

受遺者または相続人の合意が遺言者の死亡前になされたのであれば、その合意がなされた時期が遺言書作成の時かあるいは、その前後かは重要ではない。遺言者に遺言を撤回しないようにさせる合意は、遺言を作成させるようにする合意と同様有効である。

受遺者の合意が文書または口頭の明確な言葉でなされようとして、行為で示されようとして重要ではない。遺言者の公益信託設定の意思が、受遺者に伝わっていて、予定の公益信託の財産権を保有することを受遺者が断らなければ、黙っているだけで普通、予定の公益信託に対し財産権を保有する合意をなしたと十分みなされる。

例：

1. AはBに、もしAがその全財産をBに遺贈したら、Bは一定の公益信託として保有するかどうかをたずね、Bはそうすると返事をした。Aは、その全財産をBに遺贈するという遺言書を作成し、死亡した。Bは公益目的のための擬制信託としてその財産権を保有するよう強制される。

2. AはBに全財産を遺贈するという遺言を設定した。AはBに一定の公益信託のためにその財産をBに残したのであると告げた。Bはその公益信託として保有することを了承した。Aが死亡。Bは公益目的のための擬制信託としてその財産権を保有するよう強制される。

3. Aはその全財産をBに遺贈した。彼はその財産をBが一定の公益信託にもとづいて保有するために残したのであるという手紙を書いた。BはAの手紙を受領したが、それに返事をしなかった。Aが死

亡。Bは公益目的のための擬制信託として、その財産権を保有するよう強制される。

c. 受遺者による合意がない場合

遺言者は意図している信託について全く言及せず、ある人に財産権を遺贈する場合、たとえ遺言者が、公益信託にもとづいてそれを保有すべきだと意図していたとしても、受遺者が、信託として、その財産権を保有することを遺言者と合意しなければ、受遺者または相続人は信託とはかかわりなくその財産権を保有することができる。遺言者が生存中に、信託を設定する意思をだれかに伝えておかなければ、たとえ遺言者の死亡後、その財産権を公益信託として受遺者または相続人が保有するようという指示が書かれているものがみつかったとしても、信託は設定されない。

委託者は、受遺者または相続人に意図した公益信託に対する財産権を保有させることを引き受けた第三者に、受遺者等に対して公益信託に財産権を保有させるべしという意思を伝えたが、その第三者が受遺者等の代理人であるか、あるいは別の方法で受遺者等を代理していない場合は、信託とはかかわりなく、受遺者等がその財産権を保有できる。

d. 普通法上の義務を課さない意思

遺言者は全く意図している信託について言及せず、ある人に財産権を遺贈した場合、受遺者または相続人にその財産権を公益目的にあててほしいことを伝えたが、普通法上の義務を課す意図がなかった場合、受遺者等は、信託とはかかわりなく、その財産権を保有することができる。

e. 遺言中に公益信託を設定する意思があらわれている場合

遺言者は、ある人に財産権を遺贈したが、遺言書中に、受遺者または相続人が合意した公益信託にその財産権を保有するものとするとして述べられており、遺言書作成前に受遺者等が財産権を特定の公益信託に保有することに合意している場合、受遺者は公益目的のための擬制信託として、それを保有するよう強制される。このような場合、遺言の中で受遺者等は財産権を利益を受けるべく所有してはならないし、財産権を保有すれば不当利得するだろうと書かれているかぎり、受遺者等が財産権を保有できないのは明らかである。遺言者の遺産の利益を復帰信託とさせることが出来るとしても、公益目的の意思のための擬制信託として財産権を保有させられるのは、受遺者が合意で絶対的であると同様の確固たる根拠がある場合である。注 b 参照。

受遺者が文面によって絶対的である場合は、受遺者の合意がなされた時期が遺言書作成の時か、あるいはその前後かは重要ではないし、その受遺者等による同意が明確な言葉でなされようと、文書であろうと口頭であろうと、行為によって示されようと重要ではない。

一方、受遺者等が、信託として財産権を保有することを遺言者が合意しなかった場合、受託者等は擬制信託にもとづいて財産権を保有することを強制されないし、遺言中には受託者等のために取得することも明示されていないのだから、その財産権を取得することも認められない。遺言者の遺産のための復帰信託が課せられることになろう。第411条注 q 参照。意図された信託のことを遺言によって知らされていたとしても、受遺者等は財産権を取得することはできない。

遺言書の条項によって、遺言者が受遺者等に何等普通法上の拘束をかける意思なくして、財産権を公益目的に

充当すると書かれている場合は、財産権を信託に保有することを受遺者が承諾していても、受遺者等は信託とはかかわりなく財産権を保有することができる。

例：

4. Aはその財産権を、「私がBに伝えた目的のための信託として」Bに遺贈するという遺言書を作成した。その遺言書作成前に、AはBに一定の公益目的のための信託として遺贈した財産権を保有してほしい旨伝え、Bは、そうすることに合意した。A死亡。Bは公益目的のための擬制信託として財産権を保有するよう強制される。

一方、遺言者が特定の公益目的のために財産権を遺贈した場合、遺言者はその目的の達成のため、さらなる投資計画を構じなければならないということである。そのような投資はいままで行われていなかったか、確認されていない覚書に含まれている投資であるか、受託者に伝えてない投資であるが、公益信託は失効とならない。第395条注b参照。

(2)項の注：

f. 公益信託として保有することに相続人または最近親者が合意した場合

相続人または最近親者が、無遺言相続によって取得する財産権を公益信託として保有することに合意し、その合意を信頼して遺言をせずに死亡した人の相続人または最近親者は、指定された公益目的のための擬制信託として保有するよう強制される。公益信託を設定するという死者の意思は、遺言により明らかにされていないが、相続人または最近親者がそのまま取得すると不当利得したことになるので、相続した財産権をそのまま取得することは認められない。

その合意が明確な文言で相続人あるいは最近親者によってなされるか、文書か口頭あるいは行為で示されるのかといったことは重要ではない。注bと比較。

例：

5. 男やもめのAは、たった一人の子であるBに、Aが無遺言で土地を相続させたら、それを一定の公益目的のために保有することに合意するかどうかをたずね、Bは合意した。Aが無遺言で死亡した。Bはその土地を、公益目的のための擬制信託として保有するよう強制される。

g. 前後参照

遺言処分による信託設定の権限を制限する法令の規定の効果については、第362条注g～i参照。

第360条 委託者の死亡を停止条件とする場合の生前行為による処分

委託者の死亡が、公益信託の設定のための停止条件である場合、その処分は遺言によるものであり、遺言法の要件を充足する場合でなければ、その効力は生じない。

注：

a. 本規則の適用範囲

本条で述べられている規定は、私益信託に適用されるものと同じである。第56条参照。

委託者が公益信託に財産権の譲渡をしようとする場合、受託者の生前に信託が設定されたのではなく遺言でなされたものであるため、また生前に財産権を移転したその財産移転は無効であり、その信託目的のための財産移転は有効であっても生前に明らかになされたものでないため、意図された信託は失効となる。

b. 設定者の死亡の時、譲渡行為が不完全である場合

財産権の所有者が、公益目的のための受託者たる他人に、その財産権を譲渡しようとしたが、彼の死亡の時に、その譲渡行為が不完全である場合、遺言法の要件を充足しない限り、その意図された公益信託は無効である。

c. 設定者の死亡まで、信託財産が指定されない場合

委託者の生存中に財産権が特定されなければ、公益信託にもとづく生前行為による財産権の移転は効力を生じないことがある。たとえば、ある人の死亡の時にその人のものである財産を、公益目的のため受託者としての他人に譲渡しようとする場合、その意図された公益信託は遺言によるものであり、遺言法の要件を充足しない限り無効である。第56条注 c と比較。

例：

1. Aが、彼の死亡時に自分のものである動産を、一定の公益目的のための信託受託者としてのBに譲渡することを内容とする証書を作成し、Bに交付した。Aが遺言をせずに死亡。公益信託は設定されず、Aの遺産管理人が、その財産権に対する権原を取得する。

d. 委託者死亡の時まで、受託者が指定されない場合

委託者の生存中に受託者が確定されなければ、公益信託にもとづく生前行為による財産権の移転は効力を生じないことがある。たとえば、財産権の所有者が遺言で指定する人に、公益信託にもとづきその財産権を譲渡しようとする場合、意図された信託は遺言によるものであり、遺言法の要件を充足しない限り、効力を生じない。第56条注 d 参照。

例：

2. Aは、ある有価証券を遺言で指定する受託者に、公益信託にもとづいて保有するよう譲渡するという内容の証書を作成した。この証書は遺言法の要件を充足していない。Aは、遺言書を作成しなかった。信託は、証書作成時にも、A死亡時にも成立しない。

3. Aが、受託者としてBを指定する遺言書を適法に作成した以外は、例2と同じ事例である。遺言が、信託条項を示していなかったり、譲渡証書を引用することによって具体化していなかった場合、信託は成立しない。

e. 委託者の死亡時まで目的が述べられていない場合

公益信託に委託者が財産権を譲渡する場合、彼の生存中の譲渡は有効でも、信託の目的が過去に宣言されないため、意図された信託が失効することがある。たとえば譲渡人が遺言行為によって指名されるような公益信託について他人に財産権を譲渡する場合、意図された公益信託は遺言でなされるのであり、遺言法の必要条件を満たさない限り無効である。第56条注 e 参照。

例：

4. AがBに信託として有価証券を譲渡し、A生存中はAにその収益を支払い、A死亡に際しては、A死亡後につけられる手紙に指定してある公益目的のための信託として、証券を保有するようにした。A死亡後、ある公益信託にもとづき、Bがその財産権を保有するよう指定のある手紙が見つかり、Aの署名はあったが、その手紙は、遺言法の要件に従って確認されなかった。意図された信託は無効である。信託証券は、受託者に後日与えられる指図に従い、財産権は公益信託として保有されるものと指示しているが、そのような指図がなされずに委託者が死亡した場合でも、もしその委託者がその指図を公益目的の主要な部分と意図していないことが明らかなきには、その譲渡が効力を失うものではない。第358条注 e、第395条参照。

f. 委託者の死亡まで利用が延期される場合

委託者の死亡が公益信託設定の停止条件ではない場合、委託者の死亡まで財産権が公益信託の目的に充当されなかったからといって、その譲渡は遺言によるものではない。第56条注 f 参照。委託者が信託を設定した後の、委託者の権限や管理が及ばない贈与は撤回できない。

例：

5. Aは、A生存中はその収益をAに支払うための信託として、A死亡の際には、公益信託としてそれを保有するようBに財産権を譲渡した。この処分は遺言によるものではない。

g. 遺言によらない行為から確定できる目的

財産権の所有者が、遺言行為によらない事実によって決定されるような公益信託について、他人にその財産権を譲渡する場合、遺言法の要件を充足する必要はない。第56条注 g と比較。収益の譲渡に明らかに影響を及ぼさないのなら、その譲渡行為は遺言によらないものである。第358条注 c 参照。

例：

6. Aは、生存中はその収益をAに支払い、A死亡時には、その時Aが一員となっている教会のための信託としてそれを保有するよう、Bに有価証券を譲渡した。Aが死亡。Aが死亡した時、彼はある教会の一員となっていた。その教会のための信託は有効である。

h. 信託宣言

本条で述べられている規定は、公益信託として他人に譲渡する場合と同様、公益信託について自己が受託者となる信託宣言にも適用される。第56条注 h 参照。財産の所有者が公益目的について信託宣言した場合、意図された信託は、信託財産が受託者の生前に譲渡されていないため、その目的が生前に明確にされていないため、また、自分の死後までその信託が効力を持つように指示しておかなかったために失効となる。

例：

7. Aは証書として確認されない証書によって、Aの死亡時に、Aが所有している財産権について、公益信託の信託宣言をした。意図された信託は、遺言によるものであり、無効である。

8. Aは、A生存中は、その収益をAに支払い、死亡時には、Aの死亡後につけられる手紙に指定した公益目的のための信託としてそれを保有するため、ある証券について自己が受託者となる信託宣言を

した。A死亡後、ある公益信託にもとづいて、その財産権を自己が保有すると宣言する手紙がみつかり、その手紙には、Aの署名はあるが、遺言法の要件に照らすと、確証されるものではなかった。その意図された公益信託は無効である。

第361条 委託者が、信託の取消、変更または支配の権限を留保している場合の生前行為による処分

公益信託が、委託者の生存中に宣言される場合、委託者が生涯受益権 (beneficial life interest) を留保しているとか、これに加えて、信託の全部または一部を取消す権限や、信託を変更する権限および信託の管理について受託者を支配する権限を留保しているという理由だけから、その処分が遺言によるものではなく、遺言法の要件を充足していないため効力を生じないということはない。

注：

a. 委託者が取消と変更の権限を留保した場合

本条に述べられている規定は、私益信託に適用されるものと同じである。第57条参照。財産権の所有者が、公益信託として他人に生前行為でその財産権を譲渡する場合、その財産権が彼の死亡後まで公益目的にあてられないからといって（第360条注1参照）、さらに彼が公益信託を取消または変更する権限を留保するからといって、その譲渡は遺言によるものとはならない。そのような場合に、死後まで信託が発生しない場合に意図された公益信託が遺言によってなされることがあるとはいえ、信託が委託者の生存中に設定され、彼がそれを取消することができるということだけでは、その譲渡は遺言によるものとはならないのである。第360条参照。

例：

1. 認証されない証書により、Aは生前行為によりBに財産権を譲渡し、Bがそれを保有、管理し、Bの自由裁量で投資、再投資するようにし、A生存中はAにその収益を支払い、あるいは、Aの指示に従わせ、A死亡時には、ある公益目的のための信託としてその財産権を保有するようにした。Aは、信託条項の取消または変更の権限を留保した。Aは、信託の取消や変更をせずに死亡した。Bは、指定された目的のため、公益信託にもとづいてその財産権を保有する。その公益信託は遺言によるものではなく、遺言法の要件を充足していなくとも有効である。

b. 委託者が支配の権限を留保する場合

財産権の所有者が、公益信託として、その財産権を、生前行為によって他人に譲渡する場合、信託の取消や変更の権限だけでなく、信託の管理について受託者を支配する権限も留保するということは、その処分を遺言によるものとするのではなく、遺言法の要件を充足していなくとも有効である。

例：

2. 信託の捺印証書によって、A生存中は株式の配当をAに支払う信託として、A死亡に際しては、指定された公益機関に、株式またはその収益を引渡すための信託として、AはBに株式を譲渡した。A

は、その株式の議決権、株式の売買、その収益を再投資する権限を留保し、さらに、Aは、その信託の取消や変更の権限も留保した。この信託は遺言によるものではなく、遺言法の要件を充足していなくとも、有効である。

一方、財産権の所有者が、彼の死亡に際しては、公益のために保有する目的で第三者にその財産権を譲渡することを指示して、彼の代理人にその財産権の占有を移転し、代理権は、本人の死亡の時に終了するものとして、設定されている場合、この公益目的の処分は、遺言によるものであり、遺言法の要件を充足しない限り、無効である。

これと同様の規定は私益信託にも適用される。第57条注 b 参照。

c. 信託宣言

本条に述べられている規定は、財産権の所有者が公益目的のために受託者としての他人に、それを譲渡する場合だけでなく、公益目的のため、自己を受託者とする信託宣言の場合にも適用される。この譲渡は遺言によらないものであり、また委託者兼受託者が受益者としての生涯権および、その信託の撤回権と変更権を保有しているからといって、遺言法の要件を満たしていないので無効である。

これと類似の規定は私益信託にも規定される。第57条注 h 参照。

公益目的のための信託宣言の効力は預貯金勘定にも及び。第361条の2参照。

第361条の2 預金の形態の仮の信託

ある人が、公益目的のための信託受託者として、自己の名義で銀行その他の貯蓄機関の貯蓄口座に預金し、自己の生存中はいつでもその預金の金額または一部を引出し、引出した金額を自己のために使用するか、あるいは、その他の方法によって信託を取消す権限を留保する意思を有する場合、預金者が、信託の取消をなさずに死亡すれば、預金者の死亡の時に残存する預金について、預金者の死亡を理由に、意図された公益信託は強制可能である。

注：

a. この規則の範囲

本条に述べられている規則は、私益信託に適用されるものと同じである。第58条参照。

例：

1. Aは銀行に「B協会の受託者として」A名義で 1,000ドル預金した。Bは法人格なき公益団体である。Aは預金口座からお金を引出さずに死亡した。その公益団体の目的のため、公益信託は設定される。

b. 前後参照

遺言による処分によって公益信託を設定する権限を制限する法令の規定の効果については、第362条、同条注 1 参照。

第362条 公益信託の設定に対する制限

法令に別段の規定がある場合を除き、財産権の所有者が公益信託を設定する権限に対しては、私益信託の設定に対して適用されない制限は受けない。

注：

a. 普通法上は制限がない

法令に別段の規定がない限り、能力者たる財産権の所有者は、彼の死亡前のいつ作成したのも、遺言書によって公益信託としてその財産権を遺贈することができる。

b. 公益目的のため遺贈される類に法令の制限が加えられる場合

いくつかの州では、公益目的のために、遺贈できる遺言者の財産の割合を制限する法律がある。その許容限度割合は州によって異なり、遺言者の財産の2分の1のところも、3分の1、4分の1のところもある。通常、この譲渡を無効とするのは、遺言者の家族たとえば妻とか子供達の扶養のためである。これらの規則は通常、指定の関係者を守るために、財産を処分する遺言者の権限を制約すると解され、これら関係者のみがこの制約を利用することができる。

c. 公益目的のため財産権を処分する遺言の作成時に、法令上の制限が加えられる場合

いくつかの州では、遺言書が、遺言者の死亡前の一定の期間内に作成された場合、公益目的のための遺贈が無効とされる法律がある。その期間については、約30日、約90日、約1年など、州によって異なる。

d. 公益法人に適用される制限

初期イギリス死手法のもとでは、土地の所有者は法人に不動産権を移転する権限があって、その法人が土地の権原は持つことになったとしても、領主に対しては土地の所有権を有しなかった。この法の目的は、土地が個々に保有されていれば、領主としての利益があるのに、法人に土地が集積してしまえばその利益を君主から奪ってしまうので、法人に土地を集積させないようにすることにあった。譲渡人あるいはその相続人はその譲渡を拒絶する権限をもたない。また、領主が、最終的には国王が死手法の免許を与えることによって法人に土地の所有を許可したすれば、法人はその土地を保有することが出来た。この制限は公益法人ばかりでなく私的法人にも適用された。

アメリカでは、いくつかの州においては、公益法人によって保有される不動産あるいは動産の額を制限する法律がある。

生前行為か遺言によって公益法人に許容外の財産権が移転された時、州によってだけ異議申立ができるのか、あるいは委託者、相続人、最近親者、残余財産の受遺者ないし遺産受取人によっても異議が申し立てられるのかはこの制定法の解釈の問題である。もし異議が州によってのみ申し立てることができるとするなら、移転の結果おこることを議会の訴訟によって、また委託者、相続人、最近親者、残余財産の受遺者ないし遺産受取人の承認もなしで片づけられる。

イギリスでは、普通法上、土地の遺贈は認められなかった。土地の遺贈を認めた遺言法 (The Statute of Wills, 32 Hen. VIII, c.1 (1540)、34 Hen VIII, c.5(1542)にて解釈) では、明示的に政治団体や法人への遺贈を除外した。それゆえ、私的団体にせよ、公益法人にせよ、法人への土地遺贈は認められなかったのである。しかしながら、公益ユース法 (The Statute of Charitable Uses, 43 Eliz. I, c.4 (1601)) (第368条注 a 参照) は、少なくとも、衡平法上、公益法人への遺贈を有効とした。この法律の規定は、明示的に公益法人への遺贈を許可したわけではないが、公益目的のための処分を推進することを、立法趣旨としてかかっていたので、そのため、公益利用のための法人への遺贈が認められたのであろう。現在のイギリスの遺言法 (7 Will. IV and 1 Vict., c. 26 (1837)) は、法人への遺贈を認めている。

アメリカでは、州によって、法人が、その性質上、あるいは法令により、特別に土地の遺贈をうけることが認められていなければ、法人は土地の遺贈をうけることができないと規定された法律がある。また、わずかだが、州によっては、動産の遺贈についても、同じような規定がある。

e. 現存する公益信託に、遺言により、財産をつけ加える場合

すでに述べたように (第358条注 c 参照)、財産権の所有者が現存する公益信託の受託者に、同じ目的のために保有するよう財産権を遺贈する場合、その公益信託の条項が、遺言中に述べられていないからといって、無効とはならない。第54条注 e~1 と比較。

公益目的のための遺言による譲渡についての制定法上の制限は、遺言者が遺言によって現存する公益信託に財産をつけ加えようとするものについても適用される。たとえば、もし遺言が遺言者の死亡前の一定の期間内に作成されたときは、公益目的のための遺贈は効力を生じないという制定法の規定があるなら、遺言が遺言者の死亡前に作成された場合の現存の公益信託へ財産を加える遺贈は無効である。

f. 遺言補足書* (codicil) の効果

遺言書が、遺言者の死亡前の一定期間内に作成されたときは、公益目的のための遺贈が効力を生じないという制定法の規定があっても、遺言者が、その期間外に作成した遺言書によって、公益目的のために、財産権を遺贈し、しかも、その公益を目的とした譲渡を変更しないという遺言書または遺言補定書を、その期間内に作成したときは、その譲渡は有効である。たとえ、遺言者が古い遺言を取消して、新しい遺言書を作成しても、公益的譲渡については、古い遺言と同様に、新しい遺言書にあれば、その公益的譲渡は有効である。公益目的について古い遺言書より新しい遺言補足書または遺言書が遺贈を増やしている場合には、古い遺言書で贈与された譲渡分は有効であるが、新しい遺言補足書または遺言書で増やされた部分については無効となる。

一方で、扶養家族の撤回権の原則が適用されなければ、遺言補足書または新しい遺言書の中で、古い遺言書によって贈与した財産権を他の財産権に変更する場合は、遺言補足書や新しい遺言書のみならず、古い遺言書によってなされた譲渡も無効となる。また、扶養家族の撤回権の原則が適用されなければ、遺言補足書または新しい遺言書の中で、古い遺言書に含まれていた者から異なった公益的譲渡に変更する場合は、遺言補足書や新しい遺言書のみならず古い遺言書によってなされた譲渡も無効となる。

[訳注]

*cosicil---- 遺言者が前になした遺言に追加、説明、一部変更、一部撤回するために作成される遺言書。全面的に撤回するのではなく一部修正の意図が認められるものをいう。遺言書の一部をなし、遺言書として必要な要件を満たしていなければならない。

g. 公益信託にもとづいて保有することを受遺者が同意する場合

注 b、c に述べられている法令は、遺言者が、遺言によって公益信託を設定しようとする場合だけでなく、公益信託設定の意思を遺言中に述べず、ある人に財産権を遺贈し、しかも、その受遺者が、公益信託にもとづいて、その財産権を保有することを、遺言者の死亡前に合意した場合（第359条注 b 参照）、あるいは、彼が財産権を遺贈したのは、受遺者か、公益信託にもとづいて保有することに合意したことによると、遺言書中に書かれている場合にも、適用される。第359条注 e 参照。

このような場合、受遺者または相続人は意図された公益目的のための明示信託ないし擬制信託として財産権の保有を強制されないし、また、信託とはかかわりなく財産権を保有することも許されないが、受遺者は遺言者の財産のための擬制信託として保有することは強制される。

例：

1. A は、彼の財産全部を B に遺贈するという遺言書を作成した。A は B に、ある公益信託にそれを保有するために、その財産を B に残すことを告げ、B は、その公益信託にもとづいて、それを保有することに合意した。制定法によって、遺言者の財産の 3 分の 1 以上を公益目的のために遺贈できないと規定されている。A が死亡した。遺言者の財産の 3 分の 1 を超えているので、この譲渡は無効である。

2. A は、彼の財産全部を B に遺贈するという遺言書を作成した。A は B に、ある公益信託に保有するために、それを B に残すことを告げ、B は、その公益信託に財産を保有することに合意した。A は、その遺言書を作成してから 1 週間以内に死亡した。制定法により、遺言者の死亡の少なくとも 30 日以前に作成された遺言書でなければ、財産権を公益目的のために遺贈できないと規定されている。この譲渡は無効である。

3. A は「B が保有することに合意した目的のための信託として」A の財産全部を B に遺贈するという遺言書を作成した。遺言書を作成する前に B は一定の公益目的のため、信託としてその財産権を保有することに合意した。A はその遺言書作成後 1 週間以内に死亡してしまった。制定法により遺言者の死亡の少なくとも 30 日以前に作成された遺言書でなければ、財産権を公益目的のために遺贈できないと規定されている。この譲渡は無効である。

h. 公益信託にもとづいて保有することを相続人または最近親者が合意した場合

注 b、c に述べられている制定法は、無遺言相続によって取得する財産権を、公益信託として保有することに、相続人または最近親者が合意し、その合意を信頼して、遺言をしないで、ある人が死亡した場合にも適用される。このような場合、相続人または最近親者は意図された公益信託に明示信託、擬制信託として財産権を保有することは強制されないが、信託とは関わりなく財産権を保有することは許される。

i. 意図された公益信託にもとづいて保有することに受遺者が合意しない場合

注 b、c に述べられた制定法は、遺言者が公益信託を設定する意思を遺言書に述べずに、ある人に財産を遺贈した場合、公益信託に財産権を保有するようにというような認証されない指示が遺言者の死亡後にみつかったとしても、遺言者死亡前に受遺者が公益信託にそれを保有することに合意していないときは、適用されない。

このような場合、受遺者または相続人は、意図された公益目的のために明示信託あるいは擬制信託として財産権を保有することを強制されず、遺言者の財産のための擬制信託や復帰信託として財産権を保有することも強制されないが、信託と関わりなく財産権を保有することは許される。その受遺者等がその財産の唯一の所有権者なら、もしそう望めば、その財産権を意図された公益目的に充当することもできる。しかし、受遺者等に対する拘束力はないため、この制定法は適用されない。

例：

4. A は、自己の財産全部を B に遺贈するという遺言書を作成した。A はその 1 週間後に死亡し、その財産権を、ある公益信託にもついで保有するようにという指示のある、A の署名入りの手紙がみつかった。しかし、その手紙は、遺言法の要件を充足していなかった。B は、その手紙がみつかるまで、A の意思を全く知らなかった。意図された公益信託は無効であり、B は、信託とはかかわりなく、その財産権を保有できる。ただし B が選ぶなら、たとえ制定法により遺言者の財産の 3 分の 1 以上を公益目的のため遺贈することも、遺言者の死亡の少なくとも 30 日より前に作成された遺言書によらなければ、公益目的のための遺贈は認められないと規定されていても、彼は、その財産権を意図された公益目的にあてることができる。

j. 懇願的処分 (precatory dispositions)

遺言者が、財産権を公益目的に使ってほしいという希望を、遺言書中に明示していても、無条件で、それがある人に遺贈される場合には、注 b、c に述べられている制定法は適用されない。このような場合、受遺者または相続人は一定の公益目的のために明示信託や擬制信託として財産権を保有することを強制されないし、遺言者の財産のための擬制信託や復帰信託として財産権を保有することも強制されないが、信託とは関わりなく財産権を保有することは許される。受遺者等がその財産の唯一の所有権者なら、そう望めば、その財産権を意図された公益目的に充当することもできる。しかし、受遺者等に対する拘束力はないため、この制定法は適用されない。

例：

5. A は、財産全部を B に遺贈するという遺言書を作成し、その際、B にその財産権を、ある公益目的のためにあててほしいという希望は明らかにしたが、公益目的に使用するについて何ら普通法上の義務を課するものではないことを示した。A は、1 週間後に死亡。B は、その財産権を、信託とはかかわりなく保有できる。ただし、もし、B が選ぶのなら、たとえ法令により、遺言者の財産の半分以上を公益目的のために遺贈できず、しかも、遺言者の死亡の少なくとも 30 日より前に作成した遺言書によらなければ、公益目的のために遺贈できないと規定されていても、B はその財産権を意図された公益目的にあてることができる。

遺言者が命令的というより懇願的なことばを使って遺言者が公益信託を設定する意思をあらわしたとしても、

この制定法は適用される。第351条注c参照。

k. 委託者が、取消または変更の権限を留保する場合

注b、cに述べられている法令は、財産権の所有者が、生前行為によって、その財産権を公益信託として譲渡する場合、たとえ、彼が生涯受益権や、その信託の全部または一部を取消したり変更したりする権限を留保していても、遺言による処分でないため、適用されない。第361条参照。この場合、譲受人はこの公益信託に財産権を保有することを強制される。第57条注c参照。しかしながら死亡予期によってなされた完全な公益的贈与でも効力はないし、同様の状況下で設定された公益信託も効力を持たない。

例：

6. Aは生前行為で、Bの裁量で保有、管理、投資、再投資し、A生存中はその収益をAに、A死亡後は一定の公益目的のための信託としてBに財産権を移転した。Aは信託条項の撤回・変更権を残していた。Aはその信託を撤回・変更することなしに1週間後に死亡した。遺言者の死亡の少なくとも30日以前に作成された遺言書がなければ、遺言者の財産の1/2を超える公益目的への遺贈も、財産を公益目的に遺贈することもできないと制定法によって規定されている。この公益信託は有効である。

l. 預金信託 (savings deposit trusts)

制定法によって、財産権の所有者が、一定の額を超えて公益目的のための遺贈ができないとか、死亡の一定期間以上前に作成された遺言書によらないと、公益目的のための遺贈ができないと規定されている場合、公益目的のための預金形態の信託が、この制定法の影響をうけるかどうかの権能については明確にされていない。

第363条 信託財産

公益信託は、信託の目的とするにふさわしい性質をもつ財産権がなければ、設定できない。

注：

a. 第74条～第88条に述べられているような私益信託として保有される財産権に適用される規定は、公益信託にも適用される。

b. 特定財産の要件

委託者が、公益信託として保有する財産が明示されなかったり、財産を確認する手段が明示されない場合、その意図された信託は失効する。けれども意図された目的の達成のために必要な額は明示することができる。そうでなければ受託者の裁量に全額を残すこともできる。たとえば、遺言者の死亡時に生存している遺言者の甥に、受託者が適当と認める財産権の一定額を支払い、その差額を公益目的にあてる信託として遺贈され、甥の死亡後は、元本を公益目的にあてるとした場合、有効な私益信託と公益信託が設定される。

c. 前後参照

受託者が公益とその他の有効な対象に信託財産を分配する権利を持っているが、その権利行使が適切でなかった場合については、第397条注i参照。

受託者が公益とその他の無効な対象に信託財産を分配する権利を持っていた場合については第398条参照。

第364条 受益者不特定

公益信託は、確定した受益者あるいは、確定できる受益者が指定されなくても、設定できる。

注：

a. この規定の範囲

私益信託は、信託設定時に確定した受益者がいないとか、永久権禁止則の期間内に確定できる受益者がいない限り、現存しえない。第112条参照。公益信託の場合は、その信託から利益を受ける者が特定される必要はない。受益の権利は、個々の受益者に与えられるのではなく、その財産権は、コミュニティの利益のために使われる。これらの目的は、その信託を実施するよう主張することができ、そこから特別の利益を得る受益者が存在しようと、通常、その信託の利益を受ける人による訴訟ではなく、コミュニティの代表者たる司法長官（第391条参照）の祖書によって強制が可能である。第391条注c参照。

第365条 公益信託の期間

公益信託は、信託条項で、信託が不確定な期間、または無制限な期間継続するものとされても、無効ではない。

注：

a. この規定の範囲

私益信託は、無制限な期間、継続するものとして設定することはできない。永久拘束禁止則の期間内に受益者が確定されなければ私益信託は設定できない。第112条参照。私益信託の場合、受益者の利益は永久拘束禁止則の期間内は権利を帰属させていなければならないが、受益者全員がその信託の終了を望み、受託者が無能力でないのにその信託を終了させることが出来ないという規定は無効である。第62条注o参照。しかしながら私益信託が永久拘束禁止則の期間を超えて存続したからというだけで無効となることはない。第62条注n参照。もし、ある特定の非公益目的のため、意図された信託として財産権を移転する場合、明確なまたは明確に確定されるべき受益者が指名されていない場合は信託は設定されないし、永久拘束禁止則の期間内にその権利行使を限定すれば財産権をその指定された目的に充当する権利を譲受人が持つとしても、永久拘束禁止則を超えて行使されれば、その権利は無効となる。第124条参照。しかし財産権が墓の永代管理のために収益を使うよう指示して、ある人に遺贈された場合、その規定は無効であり、受遺者は遺言者の財産のための復帰信託としてその財産権を保有することになる。

他方、公益目的のための信託として財産権が譲渡される場合、たとえ、その信託が、永久権禁止則の期間を超えて継続するものであっても有効である。たとえば、その収益を教会の修理に充当するものとして、信託の設定時に生きている人の死後21年以上の期間、収益を充当する信託は有効である。このような公益信託は相次存続でも100年間でも永久であっても有効である。

【第11章】

しかし公益目的のための信託は、永久拘束禁止則を超えた期間続かなくても公益信託であることに違いない。たとえば貧困者に直ちに元本を分配する信託も公益信託である。第375条注 i 参照。

1つの公益目的からその他の公益目的へ、または公益目的から非公益目的へ、非公益目的から公益目的への先行贈与不動産権消滅後の不動産権の設定に永久拘束禁止則を適用する問題については第401条参照。

本条で述べる規則については財産権のリステイトメント398条参照。

第366条 取消及び訂正 (reformation)

公益信託は、私益信託が取消及び訂正できると同じ理由で、取消及び訂正できる。

注：

a. 私益信託の取消及び訂正の理由については、第333条参照。これらには、詐欺、強迫、不当威圧、錯誤も含まれる。

第367条 撤回及び変更 (modification)

公益信託が有効に設定された後は、委託者は、信託条項に、撤回または変更の権限を留保しない限り、これを撤回したり、変更することはできない。

注：

a. 私益信託の撤回および変更に関する同様の規定については、第330条、第331条参照。

b. 錯誤により権限を行使しなかった場合

公益信託が、記載証書によって設定され、委託者が、撤回または変更の権限を留保する意思があったが、錯誤によって、そのような権限を留保する規定を証書に入れなかった場合、彼はその証書を訂正することができ、その信託を撤回または変更することができる。私益信託についての第332条参照。

c. 重畳でない制限の除去

信託条項によって、委託者が、その信託の範囲について、受託者に軽い制限をつけた場合、あとから、その信託の管理につき、受託者に妨げにならないよう、委託者は、その制限を除去することに同意ができる。委託者は信託条項以外にはどんな方法でもその信託の管理を受託者に強いることはできない。たとえば学校を創立し、維持するための信託として委託者は財産権を移転し、その学校の学生に研究させる講座を詳細に規定していたが、教科課程としてのその制約が学校のなすべきつとめの妨げになっていることがわかれば、委託者は強制はできないにしても、受託者がその教科課程の変更へ導くのを許可することはできる。

d. 前後参照

信託条項から逸脱することを指示したり、許可したりする裁判所の権限については、第381条参照。

可及的近似の原則の適用については、第399条参照。

第3節 公益目的の性質

第368条 公益目的とは何か

公益目的とは以下のものを含む

- (a) 貧困の救済
- (b) 教育の振興
- (c) 宗教の発達
- (d) 健康の増進
- (e) 行政あるいは自治目的
- (f) その他社会福祉を増進する目的

注：

a. 公益ユース法 (Statute of Charitable Uses)

公益目的の一般的なもの、公益ユース法 (43 Eliz. I, c. 4 (1601)) の前文に示されており、そこには、公益的譲渡として次のようなものがあげられている「老人・無能力者・貧民の救済、病氣および不具になった兵士・船員の扶助、学校施設・無料学校・大学の研究者の扶助、橋梁・港湾・道路・教会・堤防・ハイウェイの修理、孤児の教育・就職、感化院の援助・維持、貧困女性の結婚、若年労働者、技術の落ちた手工業職人、高齢労働者の救済と援助、囚人・捕虜の救済、釈放、貧民の租税負担、出征費その他の税負担の援助」。

この法律の前文に書かれている譲渡が、絶対的なものではなく、この他にも公益目的となるものはある。公益目的全部に共通な要素は、それが社会の福祉をめざしているということにある。同様の総体的な特質をもつその他の目的も同じく公益的なのである。すべての公益目的の共通要素とはコミュニティに利益をもたらす目的の達成を志すものである。

イギリスにおいては公益ユース法の立法以前は大法官裁判所が公益信託を実施させた。アメリカにおける公益信託の効力は特定の州がユース法を採択していることに起因するのではない。ユース法は濫用を調査し、濫用を是正するための議会の大法官を任命することで公益信託の実施を規定するものであり、大法官による部分的変更がなされるまではその招示は有効である。だから、ユース法は衡平法上の訴訟や略式起訴による現行の救済方法に加えて、公益信託の実施のための救済方法を規定するものである。この新たな救済方法はイギリスでは使われなくなったし、アメリカでは採択されなかった。ユース法の重要性はさほど効力をもたなかったが、まれには裁判所がユース法から導く公益的譲渡が好ましいとして、公益目的の記述とか一覽が、制定法の前文や国会の一般的意思にみうけられることもある。ユース法を法令の一部として受け取っていない州でも、それが当該州における公益信託の有効性に影響を与えることはない。

b. 公益目的の性質

財産権を永久的な目的に充当するのが妥当だと認めるについて、その目的の達成がコミュニティの社会的利益に貢献するなら、目的は公益的である。

【第11章】

その目的が、コミュニティの社会的利益だと決定するための確定的な基準はない。なぜなら、コミュニティの社会的利益になるということは、時代および場所によって異なるからである。イギリスとアメリカの普通法上は、貧困の救済、教育や宗教の発達、健康の増進、行政あるいは自治目的の達成は、公益という概念に入り、コミュニティの社会的利益となることが認められている。その他の公益目的については、明確な規定はない。様々な目的については以下の条文にて扱うこととする。

c. 公益目的が複数ある場合

本条で述べられている目的が複数ある公益信託も設定できる。たとえば、貧しい男の子へ奨学金を与えるための信託は、貧困の救済と教育の振興のためのものである。また貧困者の医療援助をするための信託は貧困救済と健康増進のための信託である。

d. 委託者の動機は重要ではない

その目的が信託条項によって信託財産を公益目的に充当するものである場合、その信託を設定する委託者の動機は重要ではない。たとえば、遺言者が、教育施設を建てるための信託として財産権を遺贈する場合、たとえ、信託条項によって、その施設に遺言者の名をつけることになっていても、また、その信託を設定する彼の動機が、教育の促進というよりも、彼自身の名声のためだとしても、その信託は公益信託である。

e. 前後参照

貧困の救済については第369条、教育の振興については第370条、宗教の発達については第371条、健康の増進については第372条、行政あるいは自治目的については第373条、公共の福祉のための信託については第374条参照。

第369条 貧困の救済

貧困の救済を目的とする信託は公益信託である。

注：

a. 貧困者を扶助する方法

貧困者を扶助するための信託は、その方法が、信託条項により彼らに金銭または物資を与えるとか、安い費用で土地を貸すとか、貸付けをすとか、職を確保して援助すとか、ホームや、他の施設をつくるなどによっても、すべて公益信託である。

b. 貧困者のための一般の信託

貧困者のための信託は、特に方法を限らなくとも、「貧困者のため」あるいは、「貧困者の利益のため」というようなものでも、公益信託として有効である。

c. 貧困救済の目的を明示する言葉

信託条項に、受益者が貧困でなければならないという特別な条項を述べていなくとも、その信託が貧困の救済のための信託として有効な場合がある。たとえば、「未亡人や孤児」のための信託というのは、通常、「貧しい未亡人や孤児」のための信託の意味に解釈される。同様にある場所の「相当数の住人の最年長者」のための信託

はそういう人を含んでいれば貧困のためと解釈される。

d. 極貧であることは必要ない

援助を必要としている人のための信託はその人が全くの生活困窮者でなくとも公益信託である。たとえば多少の収入はあっても、その援助がなければ生活必需品をまかなうにも事欠く人のための信託は公益信託である。またそういう人にホームを設置する信託も公益である。

e. 費用の支払

私的な利益のためになされたのではない、貧困者のための施設の建設または維持のための信託は、たとえその居住者が人居費を払うものと規定されていても、公益信託である。第376条注c参照。

f. 貧困者以外の人に付随して利益がもたらされる場合

貧困者を援助するための信託がその援助の結果、税金が減らされるなど、金持や何不十分な人連を助けることになったとしても、公益信託である。

貧困者のための信託はその結果、法的義務を援助することでその貧困者の関係者を助けることになったとしても公益信託である。

g. 特定の場所あるいは階層に受益者が限定される場合

貧困者のための信託は、貧しい人全部に拡大されようと、特定の場所に住む人、または特定の階層の人（この場合、この階層の救済が、社会の利益にならないような狭いものでないことを条件としている）に限定されようとも、公益信託である。

貧困の救済のための信託は、国・州・市・町・救貧区など特定の場所の住人に限定していても公益である。貧困の救済のための信託は、たとえ、その受益者を、特に男性に限るとか、女性に限るとか、また年令や宗教を限定したり、職業や政治団体を特定したりしても公益信託である。たとえば女性限定・男性限定の、またはある年齢以上・以下の者に対して、特定の宗教会派の一員であるとか、雇用しているまたはかつて雇用していた者、かつて雇用していたものの未亡人や孤児に対して、またたとえば作家・俳優・印刷工・教師・針子・銀行員というような特定の職業・業種、特定の政治団体に属す貧困者やその未亡人や孤児の貧困を救済するためにも公益信託は設定される。

貧困のための信託が特定の教会、フリーメーソン、その他友愛組織やそれらの組織の特定の支部、鉱山業者協会、俳優協会、労働組合、特定の鉄道やその他労働者の従業員組合といった特定の組織の一員やその家族、その特定の組織に以前所属していた者の未亡人や孤児に受益者が限定されていても公益である。

h. 階層が狭すぎる場合

貧困の救済を目的とする信託は、その階層の救済が、社会の利益にならないような狭いものに限られる場合は、公益信託ではない。たとえば、名前を指定した人の貧困を救済するための信託は、たとえ、指定された人が貧しくとも、公益信託ではない。受益する人の階層が潜在的に大きくても、その階層の貧困の者の利益のため公益信託として信託を設定する十分条件にはならない。また、委託者の直系卑属で貧困な者を救済するための信託は公益信託ではないが、一般の貧困者を救済するための信託は、たとえ、委託者の直系卑属に優先権が与えられてい

ても、公益信託である。その信託を設定しようとした時に生存していても、あるいは設定後まもなく死亡してもその直系卑属については同様のことが当てはまる。問題はその程度であって、指名された直系尊属が死亡してから長い時間が経過しており、数多くの直系卑属が残されている場合は、このような直系卑属の貧困者を救済するための信託は公益である。第375条参照。

第370条 教育の振興

教育の振興を目的とする信託は、公益信託である。

注：

a. 教育振興の方法

教育の促進を目的とする信託には、学校、大学その他の教育機関の設置あるいは維持、教授職の設置、教授の給料の支払いまたは値上げ、教授への年金の供給、教育を受ける際に、生徒を援助する奨学金あるいは、その他の方法を講じること、公立図書館の設置あるいは維持、調査によって学問の発展をはかること、本や出版物や講演によって、学問の普及をはかることなどが含まれる。

b. 教育を促進するための一般的な信託

特に方法を決めず、一般に教育を促進するための信託も有効である。たとえば「教育振興のために」「教育目的のために」という信託は公益である。

c. 費用の支払い

教育施設を設置したり、維持するための信託は、たとえ生徒が学費を支払うものとされていたり、その施設の維持費を払うものとされていたりしても公益信託である。第376条注c参照。

もしその施設が個人所有の施設で、その経営からあがる収益がその施設の維持や修繕やその他の公益目的以外のものにより多く充当されるなら、その信託は公益信託ではない。第376条注a参照。

d. 貸金に利息の支払いが課せられる場合

教育を受ける生徒を援助するためにお金を貸す基金をつくることを目的とする信託は、借主に、借りた金銭に対して利子を払うことが義務づけられているとき、その利子が、同じ目的、または他の公益目的に使われることが条件になっている場合には、公益信託である。

e. 体力の訓練

学校でのスポーツを促進するための信託は、公益信託である。たとえば、学校スポーツのために運動場を供給するという信託は公益信託である。また、公営ゴルフ・コース、テニス・コート等をつくって大人のための身体鍛錬を促進させるための信託も公益である。しかしこのような信託は教育目的というより健康増進のため（第372条参照）、社会的目的（第374条参照）を援助するものである。

f. 市民としての訓練

少年少女の共同社会性や性格、リーダーシップを鍛えるための信託は公益である。たとえば、ボーイ・スカウ

トやガール・スカウトというような組織の目的を促進するための信託は公益である。また、移民等に共同社会性における義務や責任を教授するための信託は公益である。

g. 一般受けのしない見解や教義の普及

その意見や教義が、大多数の見解に合致しなくとも、それらを普及する信託は、それでもなお公益信託である。たとえば、國家歳入をふやす唯一の方法として、土地に税金をかけることを指示する本やパンフレットを出版するための信託も、公益信託である。第374条注1参照。

h. 不合理な意見や教義

不合理な意見や教義の普及を目的とする信託は、たとえその普及が違法でなくとも、公益信託として効力を生じない。第374条m参照。たとえば地球が平らであると証明する講座のための信託は、有効な公益信託ではない。

i. 違法な普及

その意見や教義や情報を普及することが違法である場合、それらを普及する信託は、有効な公益信託ではない。たとえば政府転覆を擁護する書物を公表し配布するための信託は有効な公益信託ではない。また制定法に違反して産児制限の知識を与える書物を配布したり講義するための信託も有効な公益信託ではない。第377条参照。

j. 特別な場所あるいは階層に受益者を限定する場合

学校あるいはその他教育機関の設置または維持を目的とする信託は、たとえ受益者を特定の地域に住む人に限定したり、ある特定の階層に属する人（その目的が社会の利益にならないような狭い階層でないことを条件にして）に限定したとしても、公益信託である。たとえ受益者が国・州・市・町・貧民区という特定の場所の住人に限定されていたとしても、学校の維持と修繕のための信託は公益である。また、その学生を男女の別をつけたり、特定の宗教、特定の職業や商人の子供に限定していたとしても、学校の維持と修繕のための信託は公益である。また、その奨学金が同様に限定的であっても束縛のない奨学金を設定する信託は公益である。たとえば特定された変わった姓の人々に役立てる奨学金は公益である。第375条参照。

k. 階層が狭すぎる場合

その階層の救済が、社会の利益にならないほど狭い階層の人達に、受益者が限定される場合は、教育を促進するための信託、公益信託ではない。たとえば名前を指定した人の教育のための信託は公益ではない。受益する人々の階層が潜在的に広いということは、教育のための公益信託として設立する十分条件にならない。たとえば委託者の直系卑属に優先権を与えていたとしても、委託者の直系卑属に限定していなければ、その奨学金を設置する信託は公益である。第375条参照。

1. 公立および私立の施設

独占的なものでないかぎり、公立の教育施設を目的とするものでも、私立の教育施設でも、その信託は、公益信託である。

第371条 宗教の発達

【第11章】

宗教の発達を目的とする信託は、公益信託である。

注：

a. 宗教を発達させるための方法

宗教の発達を目的とする信託には、教会堂の建設または維持、記念碑や記念の飾り窓、その他の教会の付属物の建立や維持、教会に関係のある墓地の維持、教会のための音楽、牧師の給料の支払い、宗教上の教義の布教、国内および国外の伝道、バイブルやその他の宗教文書の配布などが含まれる。

b. 宗教のための一般的な信託

特定の宗派に限らなくても総体的な一般的な宗教促進のための信託は公益である。たとえば受託者が選択しようと思う宗教のための信託「神の崇拜のため」の信託、「福音書の流布のため」の信託、「地上にキリスト王国を建国するため」の信託は公益である。

c. 宗教目的を暗示する言葉

信託条項に、その目的が宗教であると明示されてなくても、宗教の発達を目的とする信託として有効な場合がある。たとえば、受遺者が宗教団体や礼拝所を所有する者である場合、たとえ信託条項で限定されていなくても、その事実は、それが宗教目的でなされた信託であると推定される。問題は、あらゆる状況を考慮して、その信託証書の文言からその解釈を導けるかどうかである。

d. 特定の宗派

特定の宗派の宗教上の教義を促進する信託は公益である。また、特定の宗教の教義を振興させるための信託はたとえ、その教義がほんの一握りの者によって唱道されているにすぎなくても、公益である。

e. 違法な目的

宗教団体や教義を促進するための信託は、それが公序良俗に反したり刑法上の罪になる場合は無効である。たとえば一夫多妻信仰がその宗派の教義の一つであった場合、一夫多妻を奨めるための信託は違法である。第377条参照。

f. 階層が狭すぎる場合

その目的が、コミュニティの利益にならないほど狭い階層の人達の宗教上の利益をめざしている信託は、公益信託ではない。たとえば名前を指定した人々や指名された人の子供のため、委託者の直系卑属のためのに宗教上の利益をはかるための信託は公益信託ではない。

g. ミサ

委託者または他の人の靈魂のためにミサを行うことを目的とする信託は、公益信託である。というのは、ローマ・カソリック教会の教義により、そのようなミサを行う宗教上の利益は、特定の靈魂に限るのではなく、その教会の一員や世間一般にも広がるからである。

一方、そのミサをとりおこなう聖職者への遺贈は、ミサをおこなっている奉仕に対するものであることを考慮して、聖職者に贈与できるものとする。

第372条 健康の増進

健康の増進を目的とする信託は、公益信託である。

注：

a. この規定の範囲

病気の予防または治療、あるいは健康の増進を目的とする信託は、公益信託である。たとえば病院の設置や維持、病院のベットや病棟の維持、沼地の排水や下水処理、ベスト治療院の設立、その他の病気の拡散を防ぐような病気の原因追及や治療、処置を研究するための信託などがそれである。

精神的な健康の増進を目的とする信託も公益信託である。たとえば過労やその他精神休養が必要な人びとが休息する憩いの場をつくるための信託は公益である。

子供たちへの虐待を防止するための信託も公益信託である。

b. 費用の支払い

患者が費用を支払うものとされていても、病院の設置または維持を目的とする信託は、公益信託である。第376条注c参照。

しかし、その施設が独占的なもので、そこからの収益が、その施設の維持や改善のためというより他の目的のためにあてられる場合、その信託は公益信託ではない。第376条注a参照。

c. 受益者が特定の場所あるいは階層に限定される場合

健康の増進を目的とする信託は、すべての人にひろげられようとも、特定の地域に住んでいる人や、その救済がそのコミュニティの利益にならないような狭い階層でないことを条件に特定の階層に限定されようとも、公益信託である。たとえば、特定の鉄道会社の人のための病院の設置や維持を目的とする信託も、公益信託である。また、会社員とか教師のような中間所得層の医療援助をするための信託も公益である。第375条参照。

d. 公立および私立の施設

病院は公立であろうと私立であろうと、それが個人所有の施設でない限り、それを目的とする信託は、公益信託である。

第373条 行政または自治目的

公共建物、橋梁、街路、ハイウェイ、公園の建設または維持、あるいは公共事業、その他の行政もしくは自治を目的とする信託は、公益信託である。

注：

a. 通常、公費でつくられる設備

通常、納税者の費用で供給される設備を、共同体に供給することを目的とする信託は、公益信託である。このような信託には、公会堂のような公共建物の建設または維持を目的とする信託、橋や道路やハイウェイの建設や維持を目的とするもの、公園の設置や維持、街路樹の植えつけ、市民への水の供給、火災から市民を守ること、

奉仕を記念する記念碑の建立などを目的とするものが含まれる。

b. 公立学校と公立の病院

公立学校や市営の病院の設置や維持を目的とする信託は、教育の促進、健康の増進を目的とする信託というだけでなく、その信託が、通常、公費でつくられる設備をコミュニティに供給するという理由からも、公益信託である。

c. 一般の行政および自治目的

行政あるいは自治目的のための信託は、その目的が、特別の設備を社会に供給するものでなくとも、公益信託である。たとえば、町や市や州などの一般費を支払うことを目的とした信託や、公の債務を支払うことを目的とした信託などは、公益信託である。また町、市、郡、州、国の一般支出の負担を援助するための信託や、公的債務の支払のための信託や、公的負債の支払に対して寄付する信託は公益である。

第374条 その他の社会福祉の増進

それが社会福祉のために十分であり、その目的遂行のために永久に財産権をあてることがふさわしいような性質をもつ目的増進のための信託は、公益信託である。

注：

a. 本条の範囲

第369条～第373条に述べられている目的は、社会の福祉の増進をはかる特別なものである。それら特別な目的は、公益性ありと認められ、それらを増進するための信託は、公益信託とされている。本条で扱うものは、コミュニティへの貢献と公益目的の範囲に含まれる前条とは別に、より多数の層の目的を扱うものである。どのような試みでも本条の範囲に含まれる公益目的に適合せずには設定できないし成功もしないだろう。第388条注b参照。前条までの範囲に含まれないような特別の目的を本条に含むことができるのかどうかは、その問題が発生する時と場所によることが多い。各々の事例の問題は、いつその問題が起こったのか、その問題が起こった州において、その目的がコミュニティに社会貢献すると妥当に支持されているかどうかによる。

以下の注では、公益目的として認められたもののいくつかを述べてみる。

b. 禁酒の促進

アルコール類の禁止を促進するための信託は公益信託である。そのような信託は酒類の製造・販売が法的に禁じられているいないによらず有効である。そのような信託は、節度なく酒を飲ませているのは悪魔であるという教育を通じて禁酒をめざす目的でも、絶対禁酒と節度ある飲酒の両方を含む目的でも有効である。

c. 動物の救済

動物に危害を加えるのを阻止するための信託は、公益信託である。たとえば動物の虐待を防ぐ信託、動物のための施設をつくるための信託、動物の治療・病気やけがの手当のための信託も公益である。

菜食主義を促進するための信託は、人間の健康の増進を目的とするだけでなく（第372条参照）、食料として使

われる動物の救済のための信託も公益である。

d. 国家安全の促進

国家の安全を促進するための信託は、公益信託である。その手段が、武装解除によって平和を促進させようとも、戦争に対し、軍備を充実させようとも、そのような信託は、公益信託である。たとえば、市民にライフル銃やその他兵器の使い方を訓練する目的であっても公益である。軍隊の効率を上げることにつながる信託でも、兵士の運動力を向上させるための信託でも公益である。

e. 種々の愛国目的

愛国心を教えこむための信託や、その他愛国目的のための信託は、公益信託である。たとえば、歴史上、重要な出来事を適当な儀式によって記念するための信託は、公益信託である。たとえば戦没将兵記念日とか独立記念日の儀式のための信託は公益である。

f. 社会目的

コミュニティの一員の幸福や福祉を推進する信託は、公益信託である。たとえば、市の美化、自然保護、コミュニティにアスレチックができる場を増やしたりするための信託は公益である。また、公共のコンサートを開いたりコミュニティで歌をうたったりするための信託も公益である。そして、町の住人のための釣り場をつくるのも公益信託である。水泳やその他のスポーツのための公営施設をつくる信託も公益信託である。これらの信託のうちのいくつかは健康増進のため（第370条参照）、教育の一形態を含む（第370条参照）ことを背景にして支持されるだろう。しかし、これらの信託がコミュニティ全体の幸福をつくっているということだけでも十分なのである。

一方、コミュニティの全ての人の利益のための信託は公益信託である必要は必ずしもない。たとえばもしその市の貧しかろうか金持ちであろうか、ある特定の人に毎年の収入として信託で大金が与えられるような場合、その各住人は利益を受けることになっても、コミュニティの社会的貢献がその結果、果たされていないようなら、その信託は公益ではない。

g. 機会が限定されている人のための信託

貧困にみまわれているのではないが、レクリエーションや娯楽の機会がほとんどない人達の幸福あるいは福祉を促進するための信託は、公益信託である。たとえば、勤労女子に新鮮な空気をもたらす休暇やピクニックのための設備を供給するための信託は公益である。また、通常のコストによつての勤労女子のために宿泊所を建設したり維持するための信託は公益である。利益が貧困者に限られていなくても、その他には利益を確保できないような人々のために、快適かつ適切な環境をつくるためにお金をつかって生活改善のための機会を与えているなら、その信託は一般大衆の不特定の者の利益のためのものである。

若い男女が生活していくのを援助するための信託、たとえば、職につこうとしている若い人達や、専門家になろうとする若い人達に低利子で金を貸すための信託は、公益信託である。

若い男女の道徳意識、知識、身体の水準を向上させる制度をつくったり維持するための信託は公益である。たとえばYMCAあるいはYWCAを維持したり、読書、体操、社会的集会、正当な料金で食事や下宿をまかな

【第11章】

うための信託は公益である。

h. 墓の建立や維持

財産権が、墓や記念碑の建立や維持にあてるよう指示がなされて贈与された場合、通常、公益信託の設定とはならない。しかし、それが教会の構造の一部であったり、名士の記念のためならば、その財産権からの収益がその維持のために永久に使われるとしても、有効に公益信託は設定される。また、墓の維持のための規定では公益信託は設定できない。しかし、公営墓地とか協会敷地の維持のための信託は公益である。

公益信託として設定できない墓をつくったり維持したりするための規定は、それを執行できる受託者がいなければ私益信託としても設定できない。普通法により譲渡がなされた時から生存期間及び死後21年間であるところの永久拘束禁止則の期間中は、財産権を与えられた者がその財産権を指定された目的に充当する権限をもつ。第124条参照。

多くの州の制定法では墓地や墓、記念碑などの永久管理に財産権を譲渡することを認めている。

i. 州の外での公益目的

その州や合衆国に属していないコミュニティの一員の利益のために信託が設定されるということだけでは、公益信託となることをさまたげない。たとえば他州の貧困者の利益のため、または他国の病院の設立のための信託は公益である。どの州の法がその信託を決定するかの問題は、抵触法の問題とリステイメント本条の範囲内であるか否かということである。

j. 現行法に変更を加える場合

信託の目的遂行が現行法の変更を含む場合でもその信託が公益となることがある。不法な方法で、たとえば革命・贈賄・不法陳情・立法府の一員に不当な圧力がかかるといった方法で法を変更することがその信託の目的であるなら、その目的は違法である。第377条参照。有権者を啓蒙して間接的に法改正の気運を高めたり、立法者に効き目のあるような正当な影響力を通じて、その法改正を運ぶことが目的だということは、その目的が法に則っていたり、公益的であるということの妨げとはならない。

行政府の構成や方法を改良するための信託は公益である。たとえば国民発案や国民投票を通じて有権者が立法を直接操作するというものがそれである。また、代議制の政府をつくるための信託は公益である。

k. 政治目的

ある特定の政治団体の成功を促進するための信託は公益ではない。たとえばその団体の者らの選挙でその団体を援助するとか、その他その団体の利益を図るために収益を永久にその団体の長の裁量によって使うことができるような多額の信託は公益ではない。ある政治団体の費用負担をするのはコミュニティの社会貢献とはいえないのである。しかし、もし特別な運動の振興が公益である場合には、ある政治団体がその運動を擁護していても、その運動の振興を非公益的だということとはできない。たとえば、ある政治団体がそのような禁酒運動を擁護したり反対を唱えたりしていたとしても、制定法の禁酒法や地域での住民投票か酒類販売の公的な規制を通じて、禁酒を奨めるための信託は公益である。また、望ましい自由貿易や肥後主義的な関税などの経済原則をつくるための信託は、政治団体がこれらの問題に異なった立場をとろうとも公益である。

l. 不評な理由

信託が設定される一般的な目的が社会の福祉を促進するものと考えられるものであれば、大多数の人や、裁判所の人達が、その委託者の特定の目的が、賢明でないとか、一般の目的遂行には採用されないものだと考えても、その事実だけでは、公益信託とすることを阻止できない。たとえば、ある宗教上の教義を推進するための信託は、たとえ、その教義を支持する人がほとんどいなくても、公益信託となる。また、支持者がほとんどいなかろうと、谷津税制を提唱する書物やパンフレットを刊行するためとか講演をするための信託は公益である。公益信託の大きな利点のひとつは一般的には受け入れがたい考え方で経験的に試すことを許すところにある。

コミュニティの社会的貢献を目指す2つの矛盾する意見が、たとえお互いに対立していたとしても、裁判所は一方に味方したり判決したりはしない。たとえば軍縮による平和のための信託は、軍備による平和のための信託と同様に公益である。注d参照。

m. 不合理または無益な目的

不合理な目的のための信託は公益ではない。もし裁判所が、その目的がコミュニティの社会的福祉につながらないと考えるだけでなく、理性ある者はそうはしなし、そうは思わないだろうという意見を持った場合、その信託は公益信託とはならない。何が愚かしく何が不合理であるかという判断は難しい。程度と限界の差異が異なる時と場所において違ってくるのだろう。

また、無益な目的のための信託は強制できない。たとえば、遺言者が芸術だとみなしても、実際は全く芸術的価値がないような美術品を陳列するための美術館を開設するための信託は強制されないだろう。また、遺言者の執筆した物がもし無価値ならば、それを公刊・配布するための信託は強制力を持たない。可及的近似の原則が適用できるような、遺言者が教育を促進させるのにさらに総体的な公益的な意向が明示されていない限り、前述のような信託は失効する。

n. スポーツの振興

スポーツの促進というためだけの信託は公益信託ではない。しかし、子供達の間にはスポーツを推進するための信託は、それが子供達の教育の一部として、精神ならびに身体の改善をはかるという理由で認められる。また、ライフル射撃を上達させるための信託は、国家防衛を促進するのに役立つという背景をもっていることから公益である。

第375条 特定の受益者

信託により利益をうける者の数が少数であったり、不特定の階層の人達でないため、その信託を実行しても、そのコミュニティの利益になるとはいえないような場合、その信託は公益信託ではない。

注：

a. この規定の範囲

信託の受益者が特定の階層に限られる場合、その信託の実施がコミュニティの利益になり、その信託を公益信

【第11章】

託とするに、その階層が十分な広がりをもっているかどうか、また、逆にコミュニティの利益にならないような狭いものであるかどうかは、程度の問題である。

その信託が貧困者を救済するための信託（第369条参照）、宗教のための信託（第371条参照）、健康増進のための信託（第372条参照）のうちのどれかである場合、その信託が公益信託であるからといって、その信託行為によって直接利益を享受する人の階層は、その信託がその階層のまさに総体的な利益のためというより小さいものであってもかまわない。

b. 指定された受益者

信託が指定された受益者のためだけに設定されるときは、たとえ、その信託の目的が貧困の救済や教育を与えるもの、あるいは、宗教上の幸福の促進や健康を増進するものであっても、公益信託ではない。

c. 階層が限定される場合

貧困の救済を目的とする信託は、たとえその受益者が特定の都市の住人とか、特定の教会の一員に限定される場合でも、公益信託である。

d. 親類

委託者の血縁の中から、受託者が選んだ人のために即時分配するという信託は有効である。第121条参照。しかし、たとえ、その受託者が貧しい血縁者だけを選んだとしても公益信託にはならない。その信託が即時分配をしておらず、信託条項によって永久拘束禁止則の期間を超えて続いた場合、その信託は無効となる。たとえば、委託者のひどく貧乏な直系卑属の救済のための信託とか、委託者の直系卑属の教育のための信託は公益信託ではないし、永久拘束禁止則を超えれば無効となる。一方、受益者が、委託者の直系卑属に限定されない場合、貧困の救済、または教育の振興を目的とする信託は、たとえ、信託条項によって、委託者の直系卑属に優先権が与えられていても、公益信託である。

e. 友愛組合 (fraternal organization)

公益団体でない友愛組合の一般的な目的のための信託は、公益信託ではない。その組合の構成員のうち貧困者を救済を目的とする信託、あるいはその家族の一員のうち貧しい者を救済するための信託は、公益信託である。たとえばフリーメイソンであるとか、ある教団の特定の支部の構成員のひどく貧しい未亡人や孤児のための信託は公益であり、また、その組織のひどく貧しい構成員の家をつくったり維持したりするための信託も公益である。

f. 社交クラブ

社交クラブや、それと同じような組織のための信託は、そのクラブの利益がその構成員に限られるため、公益信託ではない。たとえば、ゴルフ・クラブや大学の同好会のための信託は公益ではない。一方、クラブが社会的な性格をもっていれば、もしそのクラブの目的が公益促進であるなら、公益組織となる妨げにはならない

g. 被雇用者

特定の企業に雇われている人のうち、貧しい人を救済するための信託は、公益信託である。また、特定の鉄道とか産業の被雇用者に限定されているとしても、貧困者の救済のための信託は公益である。一方、その信託が永久拘束禁止則の制御下でない制定法によって規定されているにしても、被雇用者の年金信託は公益ではない。

h. 階層がせまく、継続期間が不明確な場合

ある階層のメンバーの利益のために信託が設定される場合、その信託が永久に続くものとされると、その階層に入る資格をもつ人が限定されないということだけで、その信託に公益性を与えるものではなく、もし、その階層が非常に狭い場合は、その信託の実施がコミュニティの利益にならないということで、公益信託ではなくなる。たとえば、信託開始時の委託者の直系卑属の利益のための信託とか、その直系卑属がひどく貧しくなった時のための信託は公益ではない。注c参照。また、貧困という条件をつけたとしても非公益組織の長に、ある額の金銭を支払うような信託は公益ではない。

一方、信託が同じように限定された階層の構成員に限っていても、もし間接的にコミュニティの利益をもたらす、受取人にはむしろ利益を与えなかった場合は公益である。たとえば、ある公益的な教育機関の特定の教授職に当時在職する者の利益のために、その信託の基金から収益を充当するような信託は、給与ないし年金のどちらの形式をとっても、その結果が教育の振興につながると考えられるなら公益である。また、特定の教会の当時の聖職者の利益のための信託は、それが宗教の発展につながるならば公益である。同様にある特定の教会の現在ないし将来の聖職者が残す未亡人や孤児のための信託は、その者らが貧困でなくても公益である。

i. 即時の分配

信託条項によって、信託財産の元本が、すぐに分配されるものとなっても、その信託が、十分に広い層の受益者のためのものであれば、公益信託である。無制限な期間継続する公益信託も有効であるし（第365条参照）、ほんの限られた期間継続するもの、あるいは、その信託財産が、即時に分配されるものとなっている公益信託も有効である。たとえば、貧困者に信託基金の元本を分配する信託は公益である。

火災、地震、難破、かんばつというような大災害に見舞われた人達を救済するための信託も、公益信託である。被災者達にすぐに分配されることや、彼らが貧困者でないかもしれないという事実は、その信託を公益信託とするのに妨げとなるものではない。なぜなら、そのような大災害があった場合には、金持であろうとなかろうと、被災者には、即時の援助が必要とされるからである。

j. 受取人の人数が限定される場合

信託から利益を享受する人の数が少なくても、その人が十分大きい階層から選ばれたのなら信託は公益信託となる。たとえば、貧しい少数の者の利益のために元本をあてる信託、ひとりの貧しい少年の教育にかかる費用を支払うための信託、委託者の死後5年間に制作されたもっともすばらしい芸術作品を賞するために元本を充当する信託は公益信託である。各々の場合、利益を受ける人数は限られているものの、選ばれるもととなっている人々の階層は、公益信託を設定するに十分なくらい広いといえる。

第376条 個人的な利益

信託財産、または、それからの収益を個人的に利用することを目的とする信託は、公益信託ではない。

注：

a. 個人所有の施設

教育施設、病院、貧困者のためのホームなどの建設や維持を目的とする信託は、そこからの収益を特定の受益者に支払うとか、非公益目的にあてられるという時には、公益信託ではない。たとえば、遺言者が金銭を学校の設置のために遺贈し、その学校からあがる収益は、彼の相続人または、彼の指定した受益者に支払われるとか、非公益団体に支払われるものとした場合には、その信託は公益信託ではない。また、受託者が選択した施設に遺贈される場合は、もし受託者が施設を個人的な利益のために経営するような選択権を与えられているなら、公益信託ではない。しかしながら通常、受託者が選択するような教育施設の遺贈は、個人的な利益のため経営されている教育施設を含まないとされ、また公益的な遺贈であると解されている。

著名人の家を永久に保存するために収益を充当する信託は公益信託ではないし、個人所有ものなら無効である。従って基本的な利益は公共というより所有者のものとなる。

b. 付随的な金銭上の利益

公益を目的としていない者が公益的な施設の維持から偶発的な利益をうけても、その施設が公益的な存在である妨げとはならない。たとえば、公益目的を促進するための施設は、たとえその管理人や職員や被雇用人などに給料が支払われても公益信託である。しかし、もしその給与の確保することが、全くその施設の利益を確保するための方策として考えられているのであって、仕事の対価として与えられる報酬でないのなら、その施設は公益的な施設ではない。

c. 費用の支払い

教育施設、病院、貧しい人達のためのホームの設置や維持を目的とする信託は、たとえ生徒や患者や居住者が費用を支払うものとされていても、その収益が、それらの施設の維持だけに使われ、あるいは、他の公益目的に使われる場合には、公益信託である。

d. 利益の多い事業

その利益が、公益目的のみにあてられるものであれば、その経営の結果として利益があがっても、それだからといって公益信託でなくなるわけではない。利益を個人的な目的に充当できるのは、信託が公益として終了する場合のみである。その収益が利益を生む事業のためとか、その他の公益目的のために使われたとしても、その信託は公益である。利益自体が公益的ではない事業から得たものであるというだけでは、その利益を公益目的に使用するなら、その信託が公益であることの妨げとはならない。たとえば利益が国内の科学教育のための施設の設立と維持のために与えられていて、その施設が食堂を経営し、その食堂からの利益をその施設の目的のために使用しているような場合は、その信託は公益である。同様に人々に寄付するようにと懇願したり、人々から買い入れた中古品を扱う店を経営する信託は、店の経営からあがる収益を貧困者を救済するために使用するなら公益である。

第377条 不法の目的

公益信託は、不法の目的のために設定することはできない。

注：

a. 犯罪を目的とするもの

信託条項で、犯罪の目的のために、信託財産を充当するという規定がなされている場合、その信託は無効である。たとえば、信託財産を革命の推進や、法律でその印刷、配布が禁止されている書籍やパンフレットを印刷、配布する費用にあてるという内容の信託は、無効である。また、重婚とかその他の性的犯罪を推進するための信託は無効である。

b. 犯罪の誘因となるもの

刑事法上の違反の誘因となる傾向を有する信託は、無効である。たとえば、狩猟法、交通法、飲酒法違反の行為など刑事法上の犯罪で有罪判決を受けた者の罰金の支払いに、信託財産を充当するというような信託は、無効である。

c. 公序に反する目的

法律によって禁止されているのではないが、公序に反するような行為の遂行を目的とする信託は無効である。たとえば、その治療論理が危険であると認められたような内容の講座を医学校に開設するための信託は無効である。

d. 不法の手段

公益信託の設定目的が適法であれば、その目的遂行が、不法の手段でなしようという事実だけで、その公益信託は無効となることはない。たとえば節酒を推進するための信託は、それが法改正を含んでいても（第374条注j参照）、その変更が革命とか立法府への贈賄、その他違法な手段によって実現すると想像されたとしても、違法ではない。

委託者が違法なやり方で目的を達成しようとしたその方法を指示しただけでは、公益信託が無効となることはない。たとえ委託者が、不法の手段を指示しているとしても、その信託の本質的な目的が、不法ではない他の手段によって遂行しうるものであれば、その公益信託は無効ではない。第381条注c参照。しかし、委託者の指示した手段が、委託者の目的の不可欠部分であって、しかも、その手段が不法であれば、その公益信託は、無効となる。上記の場合、適法な信託条項と不法な信託条項とを分離することができないからである。

e. 前後参照

財産権が、特定の公益目的に充当されるように贈与されたが、その目的を実行することが不法または不法となるに至った場合の、可及的近似の原則の適用については、第399条を参照。

不法の条件については、第401条注h、m参照。

私益信託の不法性に関しては、第60～65条を参照。

第4節 公益信託の事務処理

第378条 受益者能力

(1) 自然人は、財産権を自己のために取得、保有し、また自己のために所有する能力を有する範囲で、公益信託の受託者として、信託財産を取得、保有し、信託の財産管理をなす能力を有する。

(2) 合衆国および各州は、公益信託の受託者として信託財産を取得、保有する能力を有する。ただし、制定法によって別段の規定がなされていない限り、合衆国および各州に対して、公益信託の履行を強制することはできない。

(3) 法人は、公益信託の目的が、その法人の目的と密接な関係がある範囲で、公益信託の財産管理をなす能力を有する。

(4) 法人格なき社団は、もし、その社団が、自己の利益のため信託財産を取得し保有する能力をもたないときには、公益信託の受託者として、信託財産を取得、保有することはできない。

(1)項の注：

a. 自然人 (natural persons)

自然人が、公益信託の受託者として、信託財産を取得し、保有し、また公益信託の財産管理をなす能力の範囲は、その者が、私益信託の受託者として、信託財産を取得し、保有し、また私益信託の財産管理をなす能力の範囲と同じである。私益信託については、第89条を参照せよ。妻、未成年者、精神異常者、外国人および非居住者の能力については、第90条～第94条を参照。

(2)項の注：

b. 合衆国

合衆国は、公益信託に基づいて、信託財産を取得し、保有する能力を有するが、制定法に別段の規定がないかぎり、合衆国に対し、その信託の履行を強制することはできない。

公益信託の目的が明示されているか、あるいは、合衆国憲法によって合衆国に付与されている権限の範囲内であると推断する場合にのみ、合衆国は、公益信託の財産管理をなす。

c. 州

各州は、公益信託に基づいて信託財産を取得し保有する能力を有するが、制定法に別段の規定がないかぎり、州に対し、その信託の履行を強制することはできない。

各州は、憲法、および合衆国または州の法律によって制限されているのでないかぎり、どのような目的のための公益信託でも財産管理をなす。

(3)項の注：

d. 地方公共団体 (municipal corporation)

地方公共団体は、地方公共団体の活動として認められる範囲に含まれると考えられるような目的、たとえば、教育の推進、貧民の救済、健康の増進、公園、公共用建物・施設の建設と維持その他の公益目的（ただし宗教上の目的は含まれない）のための信託受託者としての行為をなす。

地方公共団体の権限の範囲については、制定法が定めるものとされるのが殆ど大部分である。

e. 私法人(private corporations)

信託財産を取得し、保有しうる私法人の能力の範囲は、法律で制限されている場合を除いては、自然人の能力の範囲と同一である。また、公益信託の財産管理を私法人がなす場合、その能力の範囲は、法律によって、私法人に与えられている権限の範囲により定まる。信託会社や信託銀行は、私益信託と同様、公益信託の財産管理についても、受託者としての行為をなしうる権限を与えられている。

f. 前後参照

法人に対する遺贈をなしうる権限についての制定法上の種々の制限、および信託財産を保有しうる法人の能力に関しては、第96条注 a～c 参照。また、第362条注 d 参照。

信託財産の管理をなしうる法人の能力に関しては、第96条注 d～h 参照。そこに述べられている規則は、私益信託だけでなく、公益信託にも適用することができる。

(4)項の注：

g. 法人格なき社団(unincorporated associations)

法人格なき社団は、土地に対する普通法上の権原を社団として取得し、保有することができないのであるから、信託として土地を取得し保有することもできない。

もし法人格なき公益団体に財産権が遺贈されても、その団体が財産権に対する権原を取得する能力をもたないからといって、その信託が失効するわけではない。第397条注 f 参照。

注：

h. 受託者が、無能力である場合の効果

財産権が生前行為または遺言で公益信託に譲渡された場合、受託者として指定された者がその財産権に対する権原を取得する能力をもたなくても、委託者が公益信託は自分が指名した者が受託者としての行為をしない限り開始されないとか、受託者としての行為をおこなわない限りその信託が実施されないという意味を明示していないならば、意図された信託は効力を失わない。第397条参照。

第379条 受託者の義務

公益信託の受託者の義務は、私益信託の受託者の義務と同一である。

注：

a. 受託者が個人である場合

受託者の、公益信託の財産管理に関する義務は、私益信託の受託者の義務と同一であるが、通常の場合、個人の受益者が公益信託の受託者に義務を負わせたり、強制したりすることはできず、法務長官の提起する訴訟によってのみ強制することができるという点が異なっている。第391条参照。

公益信託の受託者は、私益信託の受託者と同様に、以下の義務を負う。信託事務の処理をなすべき義務（第

169条参照)、信託の財産管理に際しては、専ら公益目的の遂行のために利益となるように、はからうべき義務(第170条参照)、受託者が自ら履行することが相当であるとされている行為を、他人に、自己の代りになさしめてはならない義務(第171条参照)、信託事務の処理に関する明確な計算書を記入し、これを提出する義務(第172条参照)、信託財産の性質、額についてのあらゆる正確な報告書を備えておく義務(第173条参照)。受託者が信託の財産管理をなすについては、通常の思慮分別を有する者が、自己の財産権の処理について用いると同程度の注意義務(第174条参照)、信託の財産管理をなすについては、相当な手段をとるべき義務(第175条参照)、

相当な注意を以て、信託財産の保全にあたる義務(第176条参照)、信託財産に属する権利を実行するに相当な手段をとるべき義務(第177条参照)、信託財産に損失を与える虞れのあるような訴訟に対し、応訴をなすべき義務、ただし応訴しないことについて相当な理由の存する場合は別である(第178条参照)。信託財産を受託者の固有財産から分離すべき義務(第179条参照)信託財産たる基金を銀行に預金することが相当と認められる場合には、銀行に預金すべき義務(第180条参照)。相当な注意を以て、信託財産の収益をはかるべき義務(第181条参照)

b. 公益法人(charitable corporation)

公益法人の場合、理事会の構成員は、それが理事、受託者いずれの名称であっても、多少類似した性質の義務を負う。その義務の範囲は、公益目的のため信託財産を保有する受託者が個人である場合の義務の範囲と必ずしも同一ではない。たとえばその法人の基本財産の運用を扱う者を指名する理事会や、その理事会の行為を全般的に監視するための理事会は妥当である。

公益業務を営むためには個人受託者と公益法人の双方が管理しているのが大多数である。

第380条 受託者の権限の範囲

第381条に述べられている場合を除き、公益信託の受託者は、以下のような権限にかぎり、これを適法に行使することができる。

(a) 信託条項中、特定の文言を以て受託者に附与されている権限

(b) 信託の目的を遂行するのに必要または適法な権限で、信託条項で禁止されていないもの

注：

a. 本条に述べられている規則は、私益信託に適用される規則と同じである。

b. 費用支出の権限

公益信託の受託者は、信託の目的の遂行に必要なあるいは適当な費用で、信託条項で禁止されていないもの、およびその他の費用で、信託条項で権限を与えられているようなものの支出をなす権限を有する。私益信託についての第188条と比較。

c. 賃貸の権限

信託条項に別段の規定がないかぎり、公益信託の受託者は、相当なる期間、相当なる条件で、信託財産を賃貸する権限を有する。私益信託についての第189条と比較。

d. 売却の権限

信託条項中売却の権限がはっきり明示されている場合、あるいは売却が受託者の信託目的遂行に必要かつ適当な場合、公益信託の受託者は、信託財産を適法に売却することができる。ただし、信託条項で、上記の売却を禁ずる旨、特定の文言を以て明示されている場合、あるいは信託財産を現物のままで保有すべきことが、信託条項の趣旨から明白である場合にはこの限りではない。私益信託についての第190条と比較。信託財産の売却を許可する裁判所の権限については、第381条および第399条参照。

e. 譲渡担保権、質権設定の権限・金銭借入の権限

第381条に述べられる場合を除いて、公益信託の受託者は信託条項によって、その権限を与えられていないかぎり、信託財産について譲渡担保権または質権を適法に設定することはできない。また、信託財産を引き当てにして金銭を借入れたり、信託財産に担保権を設定したりすることはできない。私益信託についての第191条参照。

f. 和解、仲裁手続、権利放棄の権限

公益信託の受託者は、相当な思慮分別を以てなすかぎり、信託財産に影響を及ぼすような和解や仲裁手続や権利放棄を適法になす権限を有する。私益信託についての第192条と比較。

g. 株式に関する権限

信託条項で別段の定めがないかぎり、株式その他の有価証券が公益信託として保有されている場合の受託者は、議決権その他株式や有価証券の保有者としての権限を適法に行使することができる。私益信託についての第193条と比較。

h. 数人の受託者

公益信託の受託者が数人いる場合、その者らに付与された権限は、信託条項に別段の定めがないかぎり、受託者の過半数によって適法に行使することができる。第388条参照。

第381条 信託条項の回避

裁判所は、公益信託の条項の遵守が不可能または違法であるか、委託者の知りえないあるいは予期しない事情のため、信託条項の遵守が信託目的の達成を妨げ、あるいはそれに重大な障害を与えたりするものであるということが明かにされた場合、公益信託の受託者に対して、信託条項を回避することを命じ、または許可することができる。

注：

a. 本規則の適用範囲

本条に述べられている規則は、私益信託に適用される規則と同じである。第165条～第167条参照。本条に述べられている規則は、信託の財産管理についての公益信託の受託者の権利と義務をどう扱うかということである。また、信託目的の達成の方法をどう扱うかを述べているものである。特定の目的を実現するのは現に不可能だと違法であるとか先々そうなる場合、委託者に指示された特定の公益目的以外に信託財産を充当した受託者を許

【第11章】

可するの、命令するのかどうかの範囲は可及的近似の原則に含まれるが、それについては第399条で扱う。

b. 不可能(impossibility)

公益信託の受託者は、不可能な行為をなすことを要件とする信託条項については、その要件の充足に応じたり、あるいは充足に努めるべき義務を負わない。たとえば、もし受託者が特殊な種類の債券に信託財産を投資するよう指示されたが、その債券がまったく無益だった場合には、受託者はその債券に投資する義務はない。私益信託についての第165条と比較。

c. 違法(illegality)

公益信託の受託者は、違法不法な信託条項の規定を遵守すべき義務を負わない。たとえばウイスキー蒸留所の所有者が、公益信託として蒸留所を遺贈し、信託条項で委託者がその事業を經營するように指示していたが、酒類の製造・販売が法によって禁止された場合には、委託者はその事業を經營する義務を負わない。私益信託についての第166条と比較。

d. 事情変更

委託者の知りえない事情あるいは予期しない事情のため、信託条項の遵守すれば信託目的の達成を妨げたり、あるいはそれに重大な障害を与えるような場合、裁判所は、公益信託の受託者に対し信託条項の回避を命じたり、あるいは許可したりすることがある。また、そのような場合にその信託目的を実現するために必要ならば、裁判所は信託条項によって権限を与えられていなかったり、許されていない行為を受託者が行うことを指示または許可できるものとする。私益信託について第167条参照。

e. 信託条項で、土地の売却が禁止されている場合

遺言者が、ある土地の上に建てられている学校その他の公益団体の維持を目的として、その土地を遺贈したが、事情変更によって、その土地で公益団体を維持することが実行不可能となった場合、裁判所は、たとえ、遺言者がその土地の売却およびその公益団体の移転を特定の文言を以て禁止する旨明示していたとしても、受託者に対し、その土地を売却し、その売得金を、その公益団体の移転およびその維持に充当すべきことを命じたり、あるいは、充当することを許可したりできる。ただし、遺言者が、遺贈した土地上でその公益団体の維持がなされなるときには、その公益信託は終了すると規定した場合、あるいは、遺言者の目的の主たる部分は、遺贈された土地の上でその公益団体を維持するということである場合にはこの限りではない。第401条参照。

また、遺贈された土地の上に建てられた施設の維持そのものが遺言者の目的の必須要件であるなら、裁判所はその他の土地でその施設を維持するよう受託者に命じたり許可できるものとする。第399条参照。

f. 前後参照

指定された目的が不可能、違法または実行不可能となった場合、信託条項で指定された目的とは別の公益目的に、信託財産を充当する許可を与える裁判所の権限については、第399条参照。

第382条 裁量的権限の制限

公益信託の受託者が、その権限の行使について自由裁量を与えられているとき、その裁量的権限の行使は、受託者による濫用を防止する場合を除いては、裁判所によって制限されることはない。

注：

a. 私益信託の受託者の裁量的権限に対する制限についての、同様の規則については、第187条を参照せよ。

第383条 受託者が数人ある場合

公益信託の受託者が数人あるときは、信託条項に別段の規定がないかぎり、受託者に付与された権限の行使は過半数の受託者によって適法になされうものである。

注：

a. 受託者が個人の場合

公益信託の場合の規則は、私益信託の場合の規則とは異なる。私益信託の受託者に付与された権限は、数人の受託者が全員で行使する場合にのみ適法に行使されるのであって、信託条項に別段の定めがないかぎり、受託者の過半数による行使はなしえない。第194条参照。

b. 公益法人

公益法人の場合、理事会に付与された権限は、基本定数または普通定款に別段の定めがないかぎり、理事会の構成員の過半数によって、適法に行使することができる。

第384条 残存受託者

2人以上の者が公益信託の受託者として指定されている場合、そのうちの一人または数人が受託者に就任しなかったり、あるいは、死亡、辞任その他の理由で受託者でなくなったならば、受託者に附与された権限は信託条項に別段の規定がないかぎり、残った受託者によって適法に行使される。

注：

a. 本条に述べられた規則は私益信託に適用される規則と同一である。第195条参照。

第385条 承継受託者

公益信託の受託者に附与された権限は、信託条項に別段の規定がないかぎり、承継受託者によって適法に行使される。

注：

a. 権限の存続

本条に述べられた規則は、私益信託に適用しうる規則と同一である。第196条参照。しかし公益信託の場合は、公益信託は永久に続くとして設定されることがあり、公益信託から利益を享受する者が不特定であるという事実を踏まえれば、私益信託の場合は、委託者に最初に指名された受託者のみに行使権限を与えようとするならその

【第11章】

委託者の側の意思を、より明確に信託条項に指示しておく方が好ましい。

b. 主要な権限の行使が、原受託者にのみ許される場合

権限の行使が公益信託の存立および継続に不可欠で、しかも信託条項によって、その権限は最初に指名された受託者のみが行使しうるものとされている場合、その原受託者が死亡その他により受託者でなくなったとき、信託は終了する。第397条第(2)項参照。たとえば委託者が選択した公益目的のために公益信託を設定し、最初に指名された受託者のみがその選択をすることができるという指示を明示している場合で、原受託者がその選択をする以前に受託者の死亡その他の理由によってその者が受託者でなくなったときには、信託は失効する。第397条参照。

第386条 受託者の責任

信託違反に対する公益信託の受託者の責任は、私益信託の受託者の責任と同じである。

注：

a. 受託者が個人である場合

私益信託の受託者の責任については、第202条～第213条参照。しかしながら、公益信託の受託者が負う責任は通常個人の受益者によって負荷させられたり、強制させられるものではなく、法務長官の訴訟によって強制されるものである。

公益信託の受託者が数人ある場合、受託者に附与された権限は、その過半数によって行使することができるものであるが（第383条参照）、私益信託の受託者に附与された権限の方は、受託者全員の同意によってのみ、行使しうるものであるから（第391条参照）、公益信託の受託者は、他の受託者の行為についての信託違反に対して、私益信託の受託者であれば当然負うべき責任を負うことはない。

b. 公益法人

公益法人の理事会の構成員は、自らの過失以外の責任を負わない。

第387条 受託者の解任

裁判所は、公益信託の受託者が、受託者としての行為を継続していくことは、その信託の目的達成にとって障害となるおそれがあると認められるときは、その受託者を解任することができる。

注：

a. 本規則の適用範囲

公益信託の受託者の解任事由は、私益信託の受託者の解任事由と同じである。第107条参照。もし受託者の見解がその信託目的と相反するものであったり、そうなってきたら受託者を解任できる。

第388条 新受託者の選任

公益信託が設定されたが受託者が指定されていない場合、または数人の受託者のうちの1人以上の者が、何らかの理由で受託者ではなくなった場合、裁判所は、新たに受託者を選任することができる。

注：

a. 私益信託の新受託者選任と同様の規則のため、第108条参照。

第389条 投資

公益信託の受託者が、信託資金の投資をなすについては、私益信託の受託者の場合の責任と同様の責任を負う。

注：

a. 受託者が個人の場合

信託条項または制定法に別段の規定がないかぎり、公益信託の受託者は、私益信託の受託者と同様に相当な思慮分別を有する人が、自己の財産を投資するのと同じように投資を行い、信託財産とその額を保全し、そこから定期的に収益をあげることを主たる目的とする義務を負う。第227条参照。

b. 公益法人

金銭が総体的な目的のために公益法人に贈与されている場合は、思慮分別のある人がなすような投資を行うことができる。一定の投資を受託者が行うことを、制定法その他によって禁止している州であっても、その制限は適用されない。その法人が基本財産を投資してその収益だけを信託目的のいくつかあるいは、特定の目的のために使うよう指示されていたとしても、もし贈与の条項によって規定されていなければ、受託者に適用されるその制限は適用されない。

c. 資金の混同

別個の贈与者から、公益法人に金銭が贈与される場合、その法人は、贈与の条項に別段の定めがないかぎり、その金銭の使用目的の如何にかかわらず、それら別々に贈与された金銭を一緒にして、その収益とともに、種々の目的に割当てて、適法に投資を行うことができる。同様の手段が権利能力なき公益団体にも適用されると考えられている。

第390条 受託者の報酬

公益信託の受託者は、受託者としての役務に対し、信託財産から報酬を受ける権限を有する。ただし、信託条項に別段の規定がある場合、または受託者が無報酬であることあるいは報酬を放棄することを合意した場合は、この限りではない。ただし、受託者が信託違反をなした場合には、裁判所は、裁量によって報酬の全部を否認したり、一部を減じたり、または全部の報酬を許容したりすることができる。

注：

a. 本規則の適用範囲

公益信託の受託者の報酬に関する規定は、私益信託の受託者の報酬に関する規定と同一である。第242条、第

243条参照。公益信託の場合、受託者が報酬を受け取らない場合は、その旨信託条項にもっとはっきり指示しておく方が好ましい。

第391条 公益信託の履行の強制をなしうる者

公益信託の履行を強制するための訴訟を提起しうる者は、法務長官その他の公務員、共同受託者または公益信託の履行の強制に特別の利害関係を有する者である。何ら利害関係をもたない者、委託者およびその相続人、遺言執行者、遺言管理人などの人格代表者または最近親者は、その訴訟を提起することができない。

注：

a. 法務長官

コミュニティは公益信託の履行の強制に利害関係を有するものであるから、公益信託の財産管理が行われている州の法務長官が、公益信託の履行を強制するための訴訟を提起しうる。地方検事または郡検事が上記の訴訟を提起しうるとする州もある。その訴訟は、訴訟代行者の有無にかかわらず提起しうるし、また何人も訴訟代行者になることができる。法務長官によって第三者の利害関係において訴訟が生じたとき、告発者は州が支払うべき以外の費用についての責任を負う。法務長官は告発人に訴訟を強いられることはないが、その場合は告発人ではなく法務長官が訴訟費用を負担する。

b. 共同受託者

公益信託の履行を強制するための訴訟は、数人の受託者のうちの1人もしくはそれ以上の者が、残りの受託者に対して提起することもできる。

c. 特別の利害関係を有する者

既に述べられているように、受益者が一定の範囲の人々に限定されている信託は、公益信託ではない。ある者が受益権者になりうるというだけでは、その者が、公益信託の履行を強制するための訴訟を提起しうるとするには不十分である。しかし、信託に基づいて利益を享受する権限を有する特定の人のために公益信託が設定されることもある。たとえば、公益信託が特定の教会に在職している聖職者の利益のために設定されることがある。第371条、第375条参照。そのような場合に、その教会の聖職者は受託者に対してその信託の実施を強制する訴訟を提起することができる。また、貧困者のためとか、教育振興のために公益信託が設定された場合は、その信託から利益を享受するのに優先権をもつ特定の人を指定することができる。第370条、第375条参照。そのような場合には、該当する者は誰でも受託者に対してその信託の履行を強制する訴訟を提起することができる。また特定の法人が信託に基づく利益を享受する権利を有するという条項によって公益信託が設定されることがある。受託者が特定の法人格のある教会に収益を支払う義務を負うという条項によって公益信託が設定されていることもある。このような場合、その教会団体はその信託に相反する委託者に対しては訴訟を提起することができる。

また法人格のない社団の利益のため公益信託が設定されている場合、その社団の構成員は、自己および他の構成員のため、その受託者に対し信託の履行を強制する訴訟を提起しうる。また、その社団の役員が上記の訴訟を

提起することもできる。

また、少数の階層の者のため公益信託が設定された場合も、自分自身およびその他の者のため、受託者に対して信託の実施を強制する訴訟を提起することができる。たとえば、ある特定の教会に属す貧しい信者のために公益信託が設定された場合には、教会のそのような信者なら誰でも受託者に対して信託の履行を強制する訴訟を提起することができる。

公益信託の履行を強制するための訴訟が、法務長官以外の者によって提起される場合には、法務長官は、通常、訴訟当事者として参加しなければならない。

d. 特別の利害関係をもたない者

信託の履行の強制に特別の利害関係をもたない者は、公益信託の履行を強制するための訴訟を提起することはできない。法務長官がコミュニティのための訴訟をなすことができるのであるから、信託の強制的な履行によって利益を受ける一般大衆に属しているというだけでは、訴訟権を持っている十分な理由とはならない。

受託者によって信託の財産管理をするために雇われた者は、その信託の履行を強制できるような特別な権利をもたない。

e. 委託者およびその相続人

公益信託の履行を強制するための訴訟は、委託者およびその相続人あるいは遺言執行者、遺産管理人などの人格代表者によって提起されることはない。しかし、それらの者はその信託に相反請求する訴訟は提起できる。注 f 参照。

f. 信託の効力が失われた場合の訴訟

公益信託の設定者およびその相続人、あるいはそれらの人格代表者は、公益信託の失効によって、信託財産に対し、復帰信託または復帰権、条件違反を理由とする立入権（自力救済権）などの方法によって権原を有するものとして、信託財産を回復するための訴訟を提起することができる。第399条、第401条参照。また、その信託が履行されずに有効な贈与がなされた場合、信託が不履行であったことに基づいて、その贈与を受けた者は、財産権についての損害賠償を求償する訴訟を提起することができる。それらの場合、法務長官は必然的に当事者となる。

g. 監督官

公益法人の監督官の権限に関する法律は、本リステイメントの範囲外である。

第392条 救済手続の性質

公益信託の受託者の、信託上の義務の履行の倦怠に対する救済手続は、衡平法上のものに限定される。

注：

a. 本規則の適用範囲

法務長官は、公益信託の受託者に対し受託者としての義務の履行を強制し、また、その信託違反に対する差止

命令をなし、信託違反についての救済を強制し、信託財産の占有を取得する者の選任をなしたり、また、その受託者の解任をなし、別の受託者の選任をなす衡平法上の訴訟を提起しうる。第199条参照。

上記の訴訟は、数人の受託者（第391条 注b参照）のうちの1人によって提起されることもある。また、信託の履行の強制に特別の利害関係を有する者がある場合（第391条 注c参照）、その者は、自己の権利の保全に必要な救済を得るための訴訟を提起することができる。

第393条 第三者に対する訴

公益信託の受託者に対し不利益な行為をなした第三者に対する訴は、受託者が提起しうる。

注：

a. 本規則の適用範囲

公益信託の受託者に対し不利益な行為をなした第三者に対する訴訟においては、通常、法務長官は必然的当事者とはならない。たとえば、もし公益信託として保持していた財産権を第三者が転換した場合、受託者はその財産権あるいはその転換によって生じた差損についての損害賠償を請求するために法的措置に訴えることができる。

また、受託者は贈与された委託者の財産から公益信託に対して損害を賠償させる訴訟を提起できる。たとえば、もし遺言者が公益信託に遺贈をした場合、受託者は遺産の受遺者に対して遺贈された財産権を回復する訴訟を提起することができる。

第394条 裁判所に対する指図の要請

公益信託の受託者は、信託の効力、または信託条項の効果について、裁判所が指図を与えるように要請することができる。

注：

a. 同様の規則は私益信託にあるため、第259条参照。

第5節 信託の効力—可及的近似の原則 (the doctrine of cy pres)

第395条 委託者が公益目的を表示しなかった場合

財産権が、単に、一定の目的に充当するための信託として贈与されるとき、委託者が、特定の目的を具体的に表示しているのでなければ、意図された信託の効力は生じない。

注：

a. 信託が失効する場合

委託者が、財産権を、ある特定の公益目的にのみ充当されるものとする意思を明示しているだけで、その特定の目的が、具体的に何であるかについては、明示していない場合、またはその特定の目的を定めておかなかった

場合意図された信託は失効する。

たとえば、もし遺言者が本来なら遺言書や遺言補足書で述べられるべき公益目的のために信託として財産権を遺贈したところ、遺言者は遺言書や遺言補足書に目的を書き落としていた場合、意図された信託は失効する。遺言者が「将来の公益目的のために」信託として財産権を遺贈した場合や、目的を述べるつもりであった遺言書のその部分が空白のままであり、その空白を遺言執行までに埋めなかった場合も信託は失効する。遺言者がその財産権を特定の公益信託のために保持するようという意図を明示していても、遺言者の目的が何であるか確定するのが困難である場合には、意図された信託を実施するのは不可能である。

もし遺言者が受託者に指名した人に伝えてある公益目的のため、あるいは後に受託者に伝えようとした公益目的のために信託として財産権を遺贈したが、実際には遺言者が受託者にその目的を伝えなかった場合その意図された公益信託は失効する。第359条参照。

b. 信託が失効しない場合

遺言者が遺贈した財産権は、遺言者が受託者に命ずることができる指示に従って公益信託として保持するよう遺言書に意図していたが、実際には何等の指示もなされなかった場合でも、受託者に指示することが公益目的の中の主要な部分にするつもりでなかったのがはっきりしているなら、その譲渡は失効しない。たとえば遺言者が遺産の残余部分をハドソン川沿いのバリサイド岩壁を開発するための信託として受託者に残したが、遺言書の中で、死後にみつける証書にさらに明確な計画を指示してであると述べられている場合で、そのような手紙が実際にはみつけれなくても、もしその手紙に書かれてあるだろう計画が遺言者の信託目的の主要な部分をなしていないことが明らかならば、その公益信託は失効しない。第358条注c参照。

公益信託は、遺言者が、その特定の目的について示しておかなかったという理由だけで、失効することはない。たとえば、遺言者が、特定の目的の選択を、受託者に一任している場合、その信託は有効に設定される。第396条参照。また、公益団体への譲渡も、一般に有効である。第397条参照。

第396条 公益目的が受託者の選択に委ねられている場合

信託条項によって、受託者が選択するどんな公益目的にでも信託財産を充当する権限が与えられている場合には、受託者は選択をなすことができるし、また進んで選択しても公益信託は有効である。

注：

a. 本規則の適用範囲

財産権の所有者が、その財産権を、受託者の選択する公益目的のための信託として、生前行為または遺言によって譲渡し、受託者に指定された者がその選択をなし、また選択をなす意思を有する場合であれば、その公益信託は、目的が漠然としているからといって失効することはない。たとえば、その選択が貧困者の救済のため、宗教の振興のためといったように公益目的が特定の階層に限定されていても、あらゆる公益目的についてというふうに広範なものであっても、公益信託は有効である。

例：

1. AはBが妥当だと考える公益目的のための信託としてBにAの全財産を遺贈した。Bはその信託を受諾し、Bはその財産をいつでも公益目的にあてる用意があるし、それをいとわない。Aの公益信託は設定される。

2. Aは収益を宗教の振興にあてるための信託としてBに財産権を移転した。Bはその信託を受諾し、その収益をいつでも宗教的な目的にあてる用意があるし、それをいとわない。Aの公益信託は設定される。

公益目的の対象を選択する権限が、受託者に付与されているが、その受託者が選択をせず、また選択をなすつもりもない場合については、第397条を参照。

第397条 受託者の欠缺

(1) 本条(2)項に述べられている場合を除いて、受託者が受託者としての行為をなさず、または受託者を欠くということを経由して、公益信託が失効することはない。

(2) 委託者が、受託者として指名した者が受託者としての行為をなさないときには、意図された公益信託は失効するという意思を明示している場合、または、委託者の指定した受託者が受託者としての行為をなさなければ、その信託の目的が遂行されないようなものである場合、意図された公益信託は、委託者として指名した者が受託者としての行為をなさなければ失効する。

注：

a. 特定の公益目的について述べられている場合

財産権の所有者が、その財産権を生前行為または遺言で、ある特定の公益目的のための信託として他の者に譲渡したが、受託者として指定された者が死亡または信託拒絶その他によって受託者ではなくなった場合、(2)項に述べられている場合を除いては、その公益信託は失効しない。受託者に指名された者が死亡その他の理由で、その譲渡の時に財産権を取得できなかったとしても、その信託は失効しない。第353条参照。

例：

1. Aは貧しい子供のための孤児院を開設して維持するための信託としてBに全財産を遺贈した。その意図された公益信託はAよりBが先に死亡したからといって、あるいはBがその信託を受諾しなかったからといって失効しない。

b. 公益目的の対象について、その選択が受託者に一任されている場合

もし財産の所有者が生前行為または遺言で、受託者が選択した公益目的のための信託として他の者に財産権を譲渡したが、受託者として指名された者が死亡その他の理由でその信託財産の権原を保持できなくなったり、受託者としての選択を行う前に受託者でなくなった場合でも、(2)項で述べられていることを除けば、意図された公益信託は失効しない。

例：

2. AはBが妥当だと考える公益目的にあてるための信託として全財産をBに遺贈した。もしBが譲渡をした場合にだけ財産を公益目的にあてることができるとAが指示している確証がなければ、意図された公益信託はAよりBが先に死亡したからといって、あるいはBがその信託を受諾しなかったからといって失効しない。

委託者が指名した者が受託者としての行為をおこなわないなら、意図された公益信託は設定されないし、継続もされないという委託者の意思が明示されている場合、もし受託者に指名された者が受託者として行為するのが不可能だったり、そうするつもりがなかったら、その意図された公益信託は失効する。しかし、上記の意思表示がなければ、委託者が指名した受託者が受託者としての行為することができず、またそのつもりがなくても意図された公益信託は遂行されるべきだということだとされる。委託者の本来の意図は、特定の者が目的を遂行するというのではなく、信託の目的が遂行されるということにあるのが普通であるからである。特定の公益目的が委託者によって述べられている場合はさらに明確にそういえる。委託者が、受託者が選択した公益目的に財産権を充当するとしていても、委託者の本来の意図は、特定の者が目的を選択することより、むしろ、財産権が公益目的に充当することにあるとするのが普通である。指名された受託者が行為を成しえずまたそのつもりもない場合でも、意図された信託は失効しないが、裁判所は新受託者を指名するか、あるいは財産の運用計画を策定することになる。注c参照。

委託者が、受託者が選択した公益目的に財産権を遺贈した場合、その選択権を委託者が指名した最初の受託者にのみ限定しているのかどうか決定するのは、以下を含むものである。(1) 意図された公益目的の範囲が信託条項で示されているか、その範囲はどこまでか。(2) 信託の基本財産たる元本が直接充当されるのか、不確定の期間、その収益が充当されるのか。(3) その受託者は、委託者の要望を特に知っていたために受託者として選任されたのかどうか。(4) 受託者が個人か法人か。(5) 委託者と受託者との関係。(6) 信託条項で承継受託者についての規定がなされているかどうか。

権限の存続については第385条参照、また私益信託についての第196条と比較。

c. 新受託者の選任および運用計画の作成

受託者が選択した公益目的に委託者が財産権を遺贈した場合、指名された受託者がその選択をなしえなかったり、そのつもりがなく、自分の指名した者が受託者としての行為をなさなかったときには意図された公益信託は設定されないし、継続もしないと明示していなければ、裁判所は、選択をなすべき新受託者を選任するか、その財産権の運用計画を策定することもできる。委託者が、その選択権は、自己が、はじめに指定した受託者だけではなく、承継受託者も、行使することができるものであるとする意思を明示しているとき、裁判所は、承継受託者を選任し、選択権を附与する。委託者が、上記のような意思を明示していないときは、特定の公益目的を欠く場合の事情に該当して可及的近似の原則が適用されるので、裁判所は、その財産権の運用計画を策定することになる。第399条注d参照。

d. 受託者の指定を欠く場合

財産権の所有者が財産権を公益目的の信託に遺贈した場合、受託者が指名されなくても意図された公益信託が無効となることはない。裁判所は、上記の場合、信託条項で受託者の選任方法が定められていない場合と、遺言者が、遺言執行者を受託者とする意思を明示しなかった場合には裁判所が受託者を選任する。遺言者が特定の公益目的を明示していなかったり、財産が一般的な公益目的のために遺贈された場合も上記はあてはまる。後者の場合、裁判所は運用計画の作成を命じ、運用計画に固定した目的のための信託の財産管理をなす受託者を指定することになる。

例：

3. Aは「貧困者の信託として」1,000ドルを、「公益目的のための信託として」その残余財産を遺贈するという遺言をして死亡した。受託者がその遺言書の中で指名されていないからといって、意図された信託は失効しないし、裁判所は貧困者の利益になるように、またその他の公益目的のために基本財産を充当するための運用計画を策定する指示をだすことになる。

e. 公益団体への直接の贈与

財産権の所有者が、その財産権を、公益目的のために遺贈したが、受託者を欠くだけでなくその財産権を信託に基づいて保有すべきことを示す言葉を使用しなかったにもかかわらず、その信託譲渡は有効である。たとえば、遺言者が一定額の金銭を「公益団体」へ遺贈した場合、公益信託は設定される。また、同様に、遺言者が、一定額の金銭を、苦学生の援助、あるいは、貧民の救済のため使用すべきことを指図して遺贈した場合にも、公益信託は設定される。

上記の場合、裁判所は、その目的を遂行する受託者の選任、または目的遂行のための運用計画の認可のいずれをなすこともできる。注cと比較。

f. 法人格のない公益団体への直接の贈与

財産権の所有者が、その財産権を、法人格のない公益団体に遺贈する場合、その信託の目的について、遺言書に述べられていなくても、公益信託が設定されることがある。その団体がその財産権に対する権原を取得する能力をもたないとか、信託の財産管理を行う能力をもたない場合、その団体の目的のため、その権原を取得し、信託の財産管理をする受託者を選任することになる。その団体が遺贈や遺産の受取を拒否する効力については第399条注o参照。

g. 財産権の取得および保有能力をもたない公益法人に対する贈与

遺言者が、財産権の保有および取得能力をもたない公益法人に、財産権を遺贈する場合、特定の法人に財産権を遺贈するというよりは、むしろ公益目的のためにその財産権を使用するという意思を強く表明しているのであれば、その信託譲渡は失効しない。法人が、財産権を遺贈によって取得することはできないとか、法人の保有しうる財産権の総額が制限されているとか、また、法人は、意図された公益目的のための信託の事務処理を行う権限を与えられていないとか、法人の存在終了を理由に、法人に対する贈与が効力を失う場合にも、このことがあてはまる。上記の各々の場合、裁判所は、意図された公益目的のための信託として、その財産権を保有する受託者を選任することになる。その法人が遺贈や遺産の受取を拒否する効力については第399条注o参照。

h. 特定の公益目的に遺産を配分する制限

一部をある公益目的にあて、残余部分は、受託者の定める指図に従って分割し、他の公益目的によりあてるといふ内容の信託として、財産権が受託者に贈与されたが、指定された受託者が信託引受を拒絶したり、あるいは、その財産権を配分する前に、死亡その他によって受託者としての資格を失った場合、裁判所は、その財産権を2等分し、各部分をそれぞれの公益目的に充当するよう命じることができる。同様に遺言者に指定された信託目的が2つ以上ある場合には各目的に均等に分割される。

もし、目的のうちのいずれかの達成のために要求される限度額が、均等割より少額であるなら、その目的はその限度額のみを受取り、その他の目的の間で残りの信託財産を均等に分配にするものとする。

均等割を委託者が多分意図しなかったと思われる情況の時は、均等割の分割はされない。この場合、裁判所が財産の分割をする新受託者を選任するか、各目的に財産を充当する計画を策定する。もし遺言者が分配権を原受託者だけに限定せず、継承受託者に引き継ぐ意思を明示していれば、裁判所は分配権を付与した継承受託者を指名することになる。もし、委託者がそのような意思を明示していない場合には、裁判所が財産を分配する計画を策定する。

i. 公益目的およびそれ以外の有効な目的への配分

遺言者が列挙されている2つ以上の目的のため、財産権を信託として受託者に遺贈したが、これらの目的のうち、公益目的もあるが、残りは私益信託の目的として適法に設定されるようなものである場合、受託者の決定しうる場合で、各々の目的に財産権を充当する権限が受託者に与えられているのであるが、その目的に必要な限度額が確定されておらず、また受託者が財産権を分配しないうちに、死亡その他により受託者でなくなったとき、裁判所は、その財産権をそれらの目的の間で均等に分配することを命じることができる。それぞれの目的のうちのいずれかを遂行するのに必要な限度額が、均等によって取得する割合より少ない場合、その目的に対しては、その限度額のみを充当し、残余額は残りの目的間で等分される。

たとえば、受託者が決める割合で信託目的の一部を充当し、その残余財産を遺族の間で分配する信託として遺産が遺贈されが、財産を分配しないうちに受託者が死亡した場合、有効な公益信託に財産権の1/2を、残り1/2を遺族に分配する。第420条参照。

もし遺言者がその目的間での分配権を原受託者のみに限定しないで、継承受託者に引き継ぐ意思を明示していれば、裁判所は分配権を付与した継承受託者を指名することになる。

もし、目的のうちのいずれかの達成のために要求される限度額が、均等割より少額であるなら、その目的はその限度額を受取り、その他の目的の間で残りの信託財産を均等に分配するものとする。

第398条 公益目的と無効な目的

(1) 信託条項によって、受託者は、信託財産を公益目的に限らず非公益目的にも充当すべきであると規定されているが、その非公益目的は、それについて有効な信託や権限を設定しえないようなものが含まれているとき、

【第11章】

意図された信託は、(2)項、(3)項および(4)項に述べられている場合のほか、公益信託も含めて全部無効となる。

(2) 信託財産の一部を、有効な信託や権限を設定しえないような非公益目的に充当することが受託者に許されていないかぎり、委託者が信託財産の全部を公益目的に充当すべきであるとする意思を明示しているときには、その委託者の主たる目的は、公益信託に財産権を充当することであるから、その他の目的に財産権を充当する権限は効力を有せず、財産権の全部についての公益信託が有効に設定される。

(3) 財産権を公益目的に充当することが委託者の主たる目的ではないが、その非公益目的を達成するのに必要な限度額が確定しうる場合には、その額についての非公益目的のための信託は部分的に無効となり、差引残余額についての公益信託は有効に設定される。

(4) 受託者は、委託者が列挙した数個の目的のため、自己の定める割合で、信託財産を充当するよう指図されているが、これらの目的の中には、公益目的もあるが、別に信託や権限を有効に設定しえないような非公益目的もあるとき、裁判所は、その財産権を、それらの列挙されている目的の数で等分することを命令する。そして、公益目的に割当てられた部分についての信託は効力を有するが、その他の目的に割当てられた部分についての信託は失効する。ただし、以下に述べたような場合は、これと異なる。

(a) 委託者の主たる目的が、その財産権を非公益目的に充当することであれば、信託全体が無効となる（(1)項参照）。

(b) 委託者の主たる目的が、その財産権を公益信託に充当するということであるならば、信託財産全体についての公益信託が有効に設定される（(2)項参照）。

(c) その非公益目的を達成するのに要する限度額を確定できるならば、その差引残余額についての公益信託が有効に設定される（(3)項参照）。

(d) 等分することが委託者の意思に反するものと推定される場合。

注：

a. 本規則が適用される場合の事情

本条に述べられた規則は、意図された信託の目的が公益目的に限定されているのではなく、別に信託や権限を有効に設定しえないような非公益目的を含む場合に適用することができる。

財産権が不確定な目的あるいは公益目的に限らない一般的な目的のため信託として譲渡されるとき、指定された受益者が不確定または確定不可能な場合、強制可能な信託は設定されないことになる。しかし、譲受人がその財産権を上記の目的に充当する権限を与えられているか、あるいは充当するよう命じられている場合には、その譲受人は、財産権を、上記の目的に充当する権限を有する。ただし、永久権禁止則に定められた期間経過後に充当すべきものとされる権限が授与されたり、充当すべきことを命ぜられた場合、あるいは、その目的が不確定なため、その期間内に充当されるのか否か確定しえない場合には、この限りではない。第124条、第417条参照。

財産が特定の非公益目的に譲渡され、指名される受益者が不確定または確定不可能な場合は、強制執行しうる信託は設定されないが、この適用が永久拘束禁止則の期限を超えた時点で権限を与えられたり指示されたものではなく、あるいはその目的が気まぐれなものでなければ、譲受人が指定された目的に財産権を充当する権利をも

つことになる。第124条、第418条参照。

指名された人の親族以外は不確定である階層のための信託として、財産権の所有者が財産権を譲渡した場合、強制執行可能な信託は設定されない。しかし、もし譲受人が自分が選択した階層に財産権を譲渡する権利を与えていたり、指示されているなら、その選択が永久拘束禁止則の期限を超えた時点で権利を与えられたり指示されたものでなく、あるいはどのような者がそこに含まれるか確定できないほどその階層が不特定でないなら、譲受人が譲渡の権限を持つことになる。第122条、第416条参照。

本条に述べられた規則は、意図された信託の目的が公益目的に限定されるか否かを、解釈論で決定する場合には、適用されない。注b、cおよびd参照。そのような場合は、強制執行可能な信託が設定される。

本条に述べられた規則は、たとえ強制執行可能な信託が設定されずに、譲受人が第122条、第123条および第124条に述べられた規則に基づいて、その財産権を指定された目的に有効に充当する権限を有する場合には、適用されない。

h. 不確定な目的—解釈の問題

受遺者または相続人が裁量で、「慈善的な」目的、「自由な」目的、「公的な」目的、「有用な」目的または「博愛主義的な」目的に財産権を充当するものとして、遺言者がその財産権を遺贈した場合に、意図された目的が公益目的に限定されるかどうかは、解釈の問題である。

また、受遺者または相続人の裁量で「公益的あるいは慈善的な」目的、または「公益その他の」目的のため財産権を充当するものとして、遺言者がその財産権を遺贈した場合、意図された目的が公益目的に限定されるかどうかは、解釈の問題である。

c. 同一解釈に影響を与える文脈、同類解釈則 (ejusdem generis)

信託条項で、受遺者または相続人は、遺贈される財産権を一定の公益目的または他の目的に充当しなければならないとされる場合、他の目的というのが公益目的に限定されるのか否かは、解釈の問題である。これは遺言者がその他の目的というのが、これら列挙された事項に類似する特質をもつという意味を明示しているかどうかで、公益目的に限定されるかどうか左右される。

適正な解釈によって限定されるものであると判断されると、公益信託が設定される。たとえば、受託者が妥当でると考えるような「宗教・事前・教育その他の目的のため」に充当するよう遺言者が財産権を遺贈した場合、「その他の目的」という文言が「その他類目的」という意味に解釈することができるので、公益目的に限定できるものとする。

信託条項に使用されている文脈だけからは、公益目的よりも広い意味と考えられるような場合でも、他の信託条項に照して、公益目的に限定されるものであると解釈されることがある。たとえば遺言者が、財産権を「公益的あるいは慈善的」な目的のために遺贈するという場合、「慈善的」という文言自体からみれば、非公益的な目的を含むものと解釈されうとしても、「慈善的」という文言は「公益的」と同義語と解されるので、この場合は、非公益目的は含まないと解されるのである。

d. 同一結合的規定および分離的規定

【第11章】

財産権が一定の特質を有する目的に充当されるものと信託条項によって定められ、その目的の中に公益的なものと非公益的なものが含まれている場合、その財産権は列挙された特質を全て備えた目的にのみ充当することができるのかどうかは解釈の問題である。そして、それらの特質が結合的に列挙されているのか、分離的に列挙されているのかは証書の文言の解釈の際に考慮されるべき要素である。

列挙された特質が結合的に述べられているのであれば、分離的に述べられている場合よりも、容易に、列挙された特質を全て具備した目的にのみ、その財産権を充当しうるのであるという意味に、証書の文言を解釈することができる。

たとえば、遺言者が、財産権を、「公益的かつ有用な目的」のために (for charitable and useful purposes)、信託として遺贈する場合、これは「公益的で有用な目的」あるいは「公益的でしかも有用な目的」と読むものと解釈される。もし、そうであれば、その財産権は有用であってしかも公益的でなければならないような目的にのみ充当されるということになり、有用であるが、公益的ではない目的に、その財産権を適用に充当することはできない。このような場合、要求されているその他の特質にかかわらず、公益的な目的のためでなければならないので、譲渡がなされた全財産について有効な公益信託が設定される。

ところが、これと反対に、「公益的または有用な」目的に (for charitable or useful purposes)、充当すべき指図がなされている場合、これは「公益的かつ有用的な、あるいは、そのいずれかの目的」と読むことができると解釈されるのが通常である。もしそうであるならば、この財産権の譲渡が有益でしかも公益的でなければならない目的に限定されることはない。だから有益ではあっても公益的でない目的に充当することができる。このような場合、信託財産の譲渡は要求されるその他の特質にかかわらず、公益的ではない目的のためになされるので、指示がなされている財産権のどの部分についても有効な公益信託は設定されない。

(1)項の注：

e. 配分の方法がない、不確定な目的の場合

信託条項によって、受託者は、信託財産を公益目的だけでなく、別に信託や権限を有効に設定しえないような非公益目的を含んだ目的に充当しなければならないものと指図が与えられている場合、裁判所が、公益信託に充当される信託財産の割合を、何らかの方法によって具体的に決定することができないかぎり、意図された信託は全て失効する。有効な部分と無効な部分を分離できないかぎり、意図された信託が一部無効であれば、その信託は全て失効する。意図された信託が、公益目的に関する限り少なくとも部分的に認められている場合の事情については、(2)項、(3)項および(4)項に述べられている。

たとえば公益およびその他の有益な目的を選択しようとした時点で、永久拘束禁止則で許されている期限を超えてそれ等の目的に収益をあてる信託として財産を遺贈した場合、目的が公益に限定されていないときには、意図された信託は全て失効する。

f. 同一列挙されている目的

(1)項の規定は、数個の公益目的のほか、それについての信託や権限を有効に設定しえないような非公益目的が列挙されている場合で、受託者が信託財産をそれらの目的に充当するように指図を与えられているようなとき

にも適用することができる。意図された信託は、裁判所が(2)項、(3)項および(4)項に述べられている規定に基づいて公益信託に充当すべき財産権の割合を、何らかの方法によって定めることができる場合を除いて全部失効する。

たとえば、永久拘束禁止則で許されているより長期間、建物の維持のためには収益をあて、その差額を公益目的にあてる信託として財産を遺贈したが、その建物の維持に必要な額を確実に知ることができないような場合には、公益目的が含まれているとしても意図された信託は全て失効する。建物を永久に維持するという遺言者の主要な目的が明示されており、その遺言者の主要な目的が達成された後に残余財産があった場合にだけ、公益目的にあてる事ができるという意図を明示している場合に、その主要な目的が達成不可能なときには公益目的にあてるべき額を確定する手段がないのである。遺言者の主要な目的が公益に財産をあてる場合（(2)項参照）、非公益目的の達成に必要な限度額が確定できている場合（(3)項参照）、公益も非公益もともに主要な目的であるとされ、遺言者が非公益目的が失効したと気づいたときに、遺言者が望むように、その財産の均等な分配がなされる場合のそれぞれの効力は異なる。（(4)項参照。

(2)項の注：

g. 公益目的が主たる目的である場合

受託者は、信託財産を公益目的に充当することを信託条項によって命じられている場合は、信託や権限を有効に設定しえない非公益目的に、その財産権の一部を充当する権限が受託者に授与されていても、全ての財産権についての公益信託は有効に設定される。その場合、遺言者の主要目的は、財産権を公益目的に充当することであって、しかも、財産権の一部をその他の目的に充当する権限は無効であるから、受託者は、意図された公益目的に、その財産権の全部を充当すべき義務を負うことになる。

たとえば、遺言者が収益を公益目的に使うための信託として財産を遺贈し、当面は受託者の裁量で遺言者の墓の永久管理に収益の一部を充当するものとするという但し書きを付け加えてあった場合、制定法で規定されていないので受託者は墓の管理に収益の一部でもあてることはできないが、全財産について有効な公益信託は設定される。

(3)項の注：

h. 無効な目的に要する額が確定しうる場合

受託者が信託財産を、公益目的のほか、有効に信託や権限を設定しえないような非公益目的を含む数個の目的に充当しなければならないと信託条項で命じられている場合、その非公益目的を達成するのに要する最高限度額が確定しうるものであれば、たとえ、遺言者の主要目的が財産権をその無効な非公益目的に充当することであっても、その財産権の差引残余額の範囲で、有効な公益信託が設定される。遺言者の主要目的が財産権を公益信託に充当するというのであれば、財産権の全部についての信託が有効に設定される（(2)項参照）。さらにまた、いずれが主要目的であるのか明らかでないときには、数個の目的の間で、その財産権は等分され、(4)項に述べられているような状況下で、公益目的に充当される額について意図された信託が認められる。

たとえば、遺言者は遺言者の墓を管理しつづけるためにある額を、またその差額収益を公益目的にあてる信託

として遺贈したが、永久という点で墓の管理のための意図された信託が無効となる場合、裁判所が墓の管理をするのに十分収益を生むことができる必要額を決定し、当初の額についての信託は失効するが、差引残余額の公益信託は設定される。

(4)項の注：

i. 等分される場合

遺言者が、列挙されている2、3の目的のための信託として財産権を遺贈するが、これらの目的のなかには、公益目的もあるが、別に信託や権限を有効に設定しえないような非公益目的も含まれている場合、受託者は、自己の定める割合で、それらの目的の間で財産権を配分し、それぞれ割当てをなすことができるのであれば、遺贈全体が無効となるのではなく、それらの目的の間で配分をなす受託者の権限が無効となるのである。また、裁判所は、その財産権を列挙された目的の間で等分し、割当てよう命令することができる。このようにして、非公益目的に割当てられた部分については、遺言者の遺産に帰属する。

例：

1. Aは以下の各号のため収益を永久に充当する信託として全財産を遺贈した。(1) 受託者の選択した公立病院、(2) 受託者が選択した非個人経営の学校、(3) 公益的、非公益であることを問わず受託者が選択したその他の団体。またAは受託者が決定した割合で上記3つの目的に収益を分配するよう指示した。裁判所は財産を3等分に分配するよう命じ、(1)、(2)の目的には各々1/3ずつを充当したが、(3)の目的のための意図された信託は失効したので、その財産は遺言者の遺産のための復讐信託として保持される。

j. 等分されない場合

裁判所は、以下のような事情があるときには、列挙された目的の間で財産権を等分するよう命令することはない。すなわち、非公益目的のための条項が無効であることを、もし委託者が認識していたとすれば、そのような等分による配分を意図しなかったと推定されるような場合である。委託者の主たる目的が、非公益目的を達成するというのであれば、等分を命じることはできない。また、その場合には、意図された信託が全部無効となる(1)項参照)。ただし、それらの目的を達成するのに必要な限度額が確定しうる場合は、その財産権の差引残余額が、等分されたものより多いか少ないかにかかわらず、その残余額についての公益信託が有効に設定される(3)項参照)。遺言者の主たる目的が、公益目的の達成である場合には、等分は命じられず、財産権の全部についての公益信託が有効に設定される(2)項参照)。いずれが主要目的であるともいえない場合であっても、いずれか一方の目的を達成するのに要する最高限度額が確定しうるが、その額が等分された割合より少ないときには、等分するよう命じられることはない。委託者が望まないであろう状況下では等分がなされることはない。

遺言者が数個の目的を列挙しているのではなく、公益信託と非公益目的を含む目的を、一般的な文言で、一緒に述べているにすぎないようなときには、等分を命じられることはない。たとえば、遺言者が永久に収益を公益及びその他の目的にあてる信託として財産を遺贈する場合、全ての信託が失効するのであって、裁判所が財産権を2分割してその1/2を意図された信託に保持させるよう命ずることはない。同様に遺言者が宗教、教育、

有益な目的のために永久に収益を充当する信託として財産を遺贈したところ、「有益な」という文言は非公益目的をも含むと解釈された場合、全ての信託が失効するのであって、裁判所が財産権を3等分し、2/3を意図された信託に保持させるよう命ずることはない（(1)参照）。

第399条 特定の公益目的が無効であっても、委託者が、一般的な公益目的に供する意思を有する場合。可及的近似の原則

財産権が、ある特定の公益目的に充当されるための信託として贈与されたが、その特定の公益目的の遂行が、不可能、非実際的または違法なものであったり、そうなることがあった場合に、委託者がその財産権をより總体的な公益目的に充当する意思を明示しているときは、その信託は失効せず、裁判所が、その財産権を委託者の、より總体的な公益目的の意思の範囲内で、何らかの公益目的に充当することを命じる。

注：

a. 可及的近似の原則(the doctrine of cy pres)

本条に述べられた規則は、可及的近似の原則と呼ばれるものがある。委託者の意思そのものが履行されない場合、その意思を、できるだけ「近似した」ものとして遂行しようという考え方を示している。この原則は、私益信託には適用されないものであるが、この原則に類似したものはいくつかあり、それらは、公益信託（第381条参照）だけでなく、私益信託（第167条参照）にも適用できるが、その範囲は、この可及的近似の原則ほど広いものではない。たとえば、信託財産管理に関する事項において、信託条項の遵守が不可能または違法な場合、あるいは、委託者の知らない事情や、予期しえない事情のため、その遵守が信託目的の達成を妨げたり、それに重大な障害を与えることになる場合、信託条項の回避を許容する原則がある。ある階層の人々のうち、誰に、如何なる割合で受益権を取得すべきかを決定する権限が受託者に与えられている場合、その階層の人々のための私益信託に適用することのできる類似の原則がある。その場合、受託者がその選択を行わなくても、その信託は失効せず信託財産は、それらの階層の人々の間で等分される。第120条、第121条参照。これらの場合、委託者の意思の全てを實現することはできないが、しかし委託者の主要な意思が達成されるまでは失効しない。公益信託の受託者が、2つ以上の公益目的から選択する権限を行使できない場合に公益信託に適用される同様の原則と比較せよ。第397条注h参照。受託者が公益とその他有効な目的から選択する権限を行使できなかった場合（第397条注i参照）、公益とその他無効な目的から選択する権限を行使できなかった場合については第398条参照。

可及的近似の原則は、これらの原則より広い範囲でみとめられるものである。この原則は、公益信託および公益法人に特有の原則であり、裁判所はこの原則に基づいて、本条に述べられたような事情があれば、委託者が指定したものと異なる公益目的に、信託財産を充当することを許容または命令するのである。

b. 如何なる目的に財産権を充当しうるか

可及的近似の原則の適用については、財産権を、贈与の条項に指定された目的にできるだけ近似したものに充当しなければならないとされることがある。しかし、必ずしも贈与の条項に規定されたものにできるだけ近似し

【第11章】

ている計画を採用する事が裁判所に求められているわけでもないとして、可能性のある計画から選択する場合、裁判所はかなり拡大した範囲を認めている。信託設定後、相当長期間経過してから指定された目的の達成が不可能または非現実的となった場合には、このことが特に当てはまる。裁判所は寄贈者の総体的な公益目的になるべく沿った計画を策定する。

c. 信託条項の特別規定

財産権を、ある特定の公益目的に充当するため信託として贈与するとき、信託条項によってその目的が失効すれば信託は終了すると規定されている場合、信託条項によって総体的な公益的意図が否定されているため、その特定の目的が失効しても、その財産権について可及的近似の原則は適用しない。上記の場合、贈与が有効になされているのであれば、委託者またはその遺産のための復帰信託となるのである。第431条参照。公益信託の期間についての制限（第401条注c参照）、あるいは解除条件（第401条注d参照）の規定がある場合にも、このことはあてはまる。

財産権を「永久に」特定の目的に充当させる、あるいは財産権を「その他の目的でなく」その目的に充当させる、あるいは財産権をその目的に充当するという「条件で」与えられていると信託条項に規定されているというだけでは、委託者に総体的な公益意図がないと指摘する必要はない。財産権を可能な限り実際の、法的に明記されている目的に充当することができる間は、その他の目的に財産権をあてないという委託者の意思が明示されていても、もし特定の目的の実現が不可能であったり、非現実的であったり違法であった場合には信託を終了させるという意思を必ずしも示すものではない。

d. 運用計画の作成

本条に述べられているような状況下では、裁判所は、委託者のより総体的な公益目的という意思の範囲内で、何らかの公益目的のためにその信託財産を充当するについての運用計画の作成を命じることになる。運用計画を作成するにあたって、裁判所は、委託者が、信託設定の時、その特定の目的の遂行が不可能であることを了知していたならば、その者が希望したと推定されるような事項についての証拠を考慮する。裁判所は信託証書の文言だけでなく、委託者が望むであろうこと、たとえば公益的な贈与がそれ以前に委託者によってなされたことがあったり、関心があると表明していた慈善、委託者の宗教、社会的見地、経済的・社会的問題意識等々の状況を考慮することになる。

遺言者はある特定の町のある種の施設の設立と維持のための信託として金員を遺贈したが、同様の施設がすでにその町には存在しており、2つの施設を維持するのは実際的ではないということで、その町に施設を建てるのが不可能になった場合、遺言者が指示した特定の目的に制限して遺贈するという意思を明示してあるとしても、このような場合には意図された信託は失効するということを、裁判所は早めに裁定しなければならない。もし遺言者が遺贈を制限する意思を明示していなければ、遺言者の総体的な公益の意図をどう定めるかが問題になる。もし、遺言者の主要な意図がその指定された特質をもつ施設をつくることにあるのなら、裁判所は受託者に他の町に同様の施設を設立し、維持することを命ずる。もし遺言者の主要な意図がその町の援助にあるのなら、裁判所は委託者にその町におけるその他の公益目的のために財産を充当するよう命ずることになる。

アメリカ合衆国では、その運用計画を作成する権限は裁判所にある。英国では、そのような権限は、慈善事業委員か、あるいは、教育のための基金であれば文部大臣に附与されていて、両者ともに、裁判所への要請を条件としている。

州議会が特別法によって可及的近似の原則を指定の公益に適用させる権限をもつことがある。もし、議会にその権限があれば、委託者に強制することはないが、信託条項からの逸脱を受託者に許可する権限となる。

受託者の選択する公益目的に財産権が遺贈されたが、受託者が何等選択しなかったときの運用計画の策定については、第397条注c参照。

受託者が指名されずに公益目的に直接財産が遺贈された場合の運用計画については、第397条注e参照。

e. 裁判所の追認

ある特定の公益目的に充当するため、財産権が信託として贈与されたが、その目的が無効のとき、受託者が、委託者の総体的公益目的の意思の範囲内の何らかの公益目的に対してでも財産権を充当することはできず、裁判所に申立をして、裁判所がその財産権の使用目的を決定することになる。もし受託者が、裁判所の指図なしに、上記のような公益目的に財産権を充当してしまった場合には、その受託者は、信託違反の責任を問われることになる。しかし、受託者が行った財産権の充当が、裁判所が命じたものと同じようなものであれば、裁判所は、その充当を追認することができ、その追認は、その財産権の充当がなされる前に裁判所が充当の権限を与えたのと同様の効果を生じる。第167条注fと比較。

f. 受託者の承諾

可及的近似の原則は、受託者の承諾がなくても適用することができる。通常、受託者が信託条項に従うことが不可能であるとか非現実的だとかわかった場合、受託者は裁判所に申し出て財産権の充当のための運用計画の策定を願うことができる。しかし、裁判所への申請は法務長官またはその信託から利益を享受する他の者によってなすことができるものとする。裁判所は可及的近似の原則を適用し、受託者が運用計画に同意しなくても運用計画を策定することができるものとする。勿論、裁判所は、通常は受託者の要望を重んじる。

g. 贈与者の承諾

可及的近似の原則は、贈与者の承諾がなくても適用することができる。一般に、裁判所は、贈与者の要望を重んじるのであるが、贈与者が信託の変更の権限を留保している場合でなければ、贈与者の要望は、決定的なものではない。第367条参照。しかし可及的近似の原則を財産権の処理に適用するのは、生存中で無能力ではない贈与者の同意なしにはできないと制定法で定めている州もわずかながある。

h. 司法権(judicial)または国王大権(prerogative)によって、可及的近似の原則が適用される場合

英国において普通法上、その違法行為が公益になる場合を除いて違法な目的に財産権が贈与されたとき、あるいは、ただ直接に財産権が公益に贈与されたとき、さらに目的の特質が指示されていない、あるいは公益の財産管理をする受託者について指示されていないとき、その信託資金を、何らかの公益目的に充当するよう命じるのは、国王大権の範囲に属するものであるとされていた。財産権がその他公益目的に贈与されている場合に、可及的近似の原則を財産権に適用するのは大法官にあり、本条に述べられていることに従って適用される。国王大権

は、委託者の意思にかかわらず行使されうるものであるが、司法権は委託者の総体的な意思を遂行する目的のためだけに行使されてきたのである。国王大権は合衆国には存在しない。議会は、公益目的に贈与された財産に可及的近似の原則を適用させるよう、裁判所の法的権利の範囲と行使について総体的な規則を立法化することはできても、国王大権のような権限は行使できない。

英国ではそのような場合には国王によって処分が命ぜられるのであるが、合衆国では、財産権が直接に公益団体に贈与されるという場合は（第397条注e参照）、裁判所がその財産権を、公益目的のために使用するよう命令するのである。

i. 特定の目的の原始的失効、後発的失効

財産権がある特定の公益目的に充当されるための信託として贈与された場合、その特定の目的の遂行は、その財産権が贈与された時には、可能で、実際的かつ適法であったが、その後の事情変更によって、その特定の目的を遂行することが、不可能、非実際のまたは違法になったというのであれば、委託者の、より総体的な公益目的の意思を認めることは、その特定の目的が最初から無効であった場合より、容易である。特定の目的がもはや実行できなくて、公益信託が失効したり、非常に多数であるとか、あまり縁の深くないような相続人に分配するくらいなら、委託者は計画を変更したいと思われる場合、状況が変わっていくにつれ、裁判所は委託者がどう履行するか妥当に推論することができるようになる。したがって裁判所は特定の目的がはじめから失効した場合よりは、特定の目的が信託設定時からしばらくして失効した場合に可及的近似の原則をより適用しやすいことになる。

特定の目的が後発的無効となったときには、常に可及的近似の原則を適用すべきであって、その財産権を、委託者またはその者の一定財産に復帰させるべきではないということが、公の政策の見地から当然考えられる。公益信託の設定から特定の目的の失効するまでに長い期間があげば、財産権が委託者の遺産に復帰するのはさらに望ましくない。永久拘束禁止則をこの状況では適用せず、永久拘束禁止則の期間後に復帰がなされると主張されることもある。もし特定の目的が失効すれば財産権は委託者か委託者の相続人に復帰する（注c参照）ことにしても、永久拘束禁止則に従って公益信託の条項の中にその旨ははっきり規定しておくべきである。制定法は委託者とか、その相続人に復帰させない限定期間をたとえば30年間というふうに確定しておくよう奨めている。

j. 目的の無効原因—総額の不足

財産権が、ある特定の公益目的のための信託として贈与されたが、その総額が非常に少ないため、その贈与額ではその目的達成が不可能である場合、贈与は委託者が挙げた特定の目的に限定されんとする意思を明示したときに限って意図された信託は失効する。たとえば、もし遺言者が残余財産を病院を建てるための信託として遺贈したが、その残余財産の総額はその目的のためには不十分であることがはっきりしている場合は、裁判所は病院の設立という目的の中で病棟の贈与とかその他健康の増進のために基本財産を適用するよう命ずることができる。遺言者がその贈与を病院の設立に限定していて、病人の救済という総体的な意図はないと意思表示しているような状況を考慮できる遺言がなければ、病院の設立の中で病棟の贈与とかその他健康の増進のために基本財産を適用するよう命ずることができる。

特定の目的に要する総額が、贈与額をそれほど上回っているのではないとき、裁判所はその総額が十分になる

まで、そこからの収益を貯蓄するよう命じることができる。ただし、信託条項で、貯蓄についての指図がなされていなければ、裁判所は、通常、上記のような貯蓄を命じることはない。上記の貯蓄についての指図の効力に関しては、第401条注1を参照。

k. 同一特定の目的が既に達成されている場合

財産権が、ある特定の公益目的に充当されるための信託として贈与されたが、その目的が既に達成されている場合、意図された信託は必ずしも無効とはならず、裁判所は、その財産権を可及的近似の原則に基づいて運用することを命じることができる。

たとえば、合衆国で奴隷制度が廃止される前に死亡した遺言者が、合衆国における黒人奴隷制度を終焉させる公的な気運をつくるべく、受託者の判断で、書物の発行や講演会に金を使う信託として金員を遺贈したが、憲法改正によって合衆国における奴隷制度は廃止となった。裁判所は以前奴隷だった者の利益のためにその遺贈を適用するよう命じることができる。

また、合衆国の18世紀憲法改正の採用前に死亡した遺言者が、酒類の醸造・販売禁止法をつくるためにお金を使う信託として金員を遺贈したが、改正法を採用したからといって、信託は失効する必要はなく、改正法が廃止になるまでは裁判所は遺言者が酒類の醸造・販売禁止法という単一の目的に贈与を限定するという意思を明示していない限り、他の方法によって禁酒を推進させるため財産権を充当するよう命じることができる。遺言者が禁酒法のみによる禁酒を企図していると明示していたとしても、裁判所は憲法上また制定法上での禁酒法廃止に反対するのを援助するとか、その援助のおかげで廃止撤回されて再制定されるような場合には財産を充当するよう命じることができる。

また、遺言者が町に病院を建てるための信託として財産を遺贈したが、その町には既に同じような病院があって、2つの病院があっては有益な目的が達せられないような場合には、たとえばその町の疾病に備えるためとか、どこかほかの場所に病院を建てるかというような、遺言者がもっと総体的な公益の意思を持っていたら、裁判所は可及的近似の原則によって財産権を充当するよう命じることができる。もし遺言者がその町に病院を建てるようにという特定の目的に贈与を限定する意思を明示していて、達成されるべき目的が一方の病院があることで十分に達成されているのなら、その信託は失効し遺言者の財産のための復帰信託が発生する。

信託財産の一部を充当しただけで、その特定の目的が完全に達成されてしまった場合の残余財産の運用については、第400条参照。

1. 同一承諾の要件の欠缺

財産が、ある特定の公益目的に充当される信託として贈与されたが、その目的は、第三者の承諾がなければ遂行しえないようなものなのに、第三者が承諾しなかった場合、特定の目的に限定して贈与するという意思を明示しているときのみ、意図された信託は無効となる。

たとえば遺言者がもしその町が受人と維持に同意するなら公営図書館を建てるための信託として財産を遺贈したが、その町がそれを拒否した場合には、その目的が遺言者の公益的な意思の範疇だけにあるなら、その財産は可及的近似の原則によってその町の人々に読み物を提供する目的に充当することができる。

また、もし遺言者が適当な教会の聖職者が受入に同意するなら、教会とか祈祷所とか牧師館に使用するため信託として建物を譲渡したが、その教会の聖職者が受入を拒否した場合、もし遺言者が総体的な公益的意思を持っているだけなら、その財産は可及的近似の原則により他の宗教目的に充当することができる。

m. 同一無益な目的

意図された信託の設定目的が、コミュニティにとって全く無用のものであれば、その信託は強制不可能である。たとえば、遺言者は自分の文学的または科学的書き物を公刊するためと規定してあったが、その書き物は無価値であったような場合、意図された信託は通常は失効となる。しかしもし遺言者が教育の振興のためといったもっと総体的な公益目的をもっていたら、可及的近似の原則が適用される。

また信託設定時点ではコミュニティに貢献するようにみなされた目的が時の経過によって、人々に無益なものであるとか、むしろ有害だと思われるようになってきたら可及的近似の原則が適用される。たとえばもし遺言者は貧困者に収益を分配するために使う信託として財産を遺贈したが、裁判所は可及的近似の原則を適用して貧困者の利益を違う方法で図る計画を策定することができる。

n. 同一違法

公益目的のための譲渡が、その目的またはその目的の一部が、違法あるいは違法になるに至ったため、その譲渡の全部または一部が、はじめから無効であるとか、その後に無効となるということがありうる。このような場合、委託者が、その財産権を違法あるいは違法になるに至ったような目的にのみ充当すべきものとする意思を明示しているのでなければ、可及的近似の原則を適用することができる。

o. 法人または団体への贈与

遺言者が、財産権を公益法人または公益団体に遺贈したが、その法人または団体が遺贈を受けることを拒絶したり、あるいはそれを取得し保有する能力をもたない場合、またその法人や団体が現に存在していない場合、遺言者が、その財産権を公益目的に充当するのであって、単に特定の法人や団体に遺贈するのではないという意思を明示していれば、その譲渡は失効しない。第397条注 f、注 g 参照。たとえばもし遺言者がある原則を教える優生学の講座を設置するために特定の大学に金員を遺贈したが、大学はその遺贈を断った場合、裁判所は譲渡者が自分が指名した大学に限定して贈与するという意思を明示していない限り、他の大学の同じような講座の設置に遺産を充当するのを許可できる。

もし遺言者が財産を指名の公益法人または団体に遺贈したが、指名の公益法人も団体も存在しなかった場合、外因的な証拠によって違う名前の法人や団体に遺贈するという遺言者の意思があると認められる。

もし公益法人または団体に対し贈与がなされたが、その法人がその後解散してしまった場合、可及的近似の原則を適用して、裁判所は、少なくとも贈与の条項に別段の規定がないかぎり、その財産権を、同じような目的を有する別の法人や団体に贈与することを命じることができる。

もし財産が特定の公益団体の援助にあてるための信託として贈与されたが、その団体は阿鼻の目的で設立されていた団体にその優合併された場合、委託者が自分が指名した団体に限定して贈与するという意思を明示していない限り、裁判所は財産を新団体に充当することを許可できる。

p. 公益団体の敷地が非実際的であるか、非実際的となるに至った場合

委託者が、土地を信託として譲渡し、その土地の上に公益的な施設を設立し維持することを目的としていたのであるが、その信託設定時や、あるいはその後の事情変更により、その土地でその施設を維持していくことが不適当だったり、またそうなるに至った場合、たとえ委託者が特定の文言により、その土地の売却および施設の移転の禁止を指図していても、裁判所は受託者に対し、その土地を売却しその売得金で別の土地にその施設を建設し、維持していくよう運用する許可または命令することができる。このような裁判所の命令は、信託の財産管理にかかると一般的権限のもとでは可及的近似の原則に訴える必要はなく、信託条項のこの特性からの逸脱を許可できる。第167条、第381条参照。その団体がその土地に維持されている限りはその信託は継続し、その土地から移転したときはその信託は終了すると委託者が規定している場合は、裁判所はその団体の移転を許可することはできない。注c参照。

q. 特定目的の達成が不可能ではない場合

特定の目的を遂行することは可能であっても、その特定の目的の遂行によって、委託者の総体的な公益目的の意思を達成できないようなときには、可及的近似の原則を適用することができる。上記の場合、その特定の目的の遂行は「非現実的」ということになり、本条では、このような意味でこの文言を使っている。特に、信託設定後の事情変更があった場合に、このようなことがありうる。注i参照。

たとえば遺言者がある種の団体の設立と維持のための信託として財産を遺贈したが、同種の団体が既に存在している事実があったり、その後設立されたりして、それによって遺言者が命じた団体の設立や維持が有益な目的を果たせなくなった場合、裁判所は受託者にその団体の設立や維持を強いることはない。

また、譲渡人が学校を建て、ある教育課程を含む明確な目的を指示していたが、時間の経過によってその限定が一般の教育を授けるための妨げとなってしまっているような場合には、裁判所はその教育課程の変更を許可することができる。

また、委託者によって創られた施設への管理方法や経営に関する委託者の指示は、これらの指示が真剣にその施設が無益にならないようにしているのなら、裁判所の手数を省くことになろう。

英国およびスコットランドにおいて、この可及的近似の原則は、教育の分野で、制定法によって非常に拡大された範囲にまで認められている。贈与の条項からの逸脱は寄贈者の特定の指示の実現が、不可能ないしは非現実的でなくても許される。寄贈者の指示どおりにすることより、学生とかコミュニティの幸福を図ることの方が重要である。教育的なことへの遺贈のための計画の策定にあたっては、寄贈者の指示そのものより寄贈者の意思の真意を汲んで考慮がなされる。

r. 数人の委託者

ある特定の公益目的に充当する資金を、数人の委託者が分担しているとき、その特定目的の遂行が、不可能、非現実的または違法であるか、そうなるに至った場合に、可及的近似の原則が適用できないようなときには、それら数人の寄付者のための復讐信託が生じる。また、その資金の一部が既に消費されているときには、寄付者は、その残余額について、各自の寄附の割合に応じて、それぞれの持分に対し権原を有する。それらの寄付者のうち

に、確定しえない者があるときには、その者の持分について、その州のための復帰信託が生じる。第413条参照。

第400条 残余財産の運用

ある財産権が特定の公益目的に充当されるため、信託として贈与されたのであるが、その目的が完全に達成された後、なお信託財産に余剰があれば、委託者がその信託財産の全部を公益目的に充当するという總体的な公益目的の意思を明示している場合にかぎり、その残余財産についての復帰信託は生じない。裁判所は、委託者の總体的な公益目的の範囲内にある他の公益目的のために、その残余財産を使用することを命じる。

注：

a. 委託者が總体的な公益目的の意思を有する場合

本条に述べられている規定に基づいて、その残余財産を種々の方面に使用することができる。たとえば、遺言者が一定額の金銭を信託とし、その収益を一定数の貧民に一定額ずつ支払うように遺贈したのであるが、その金銭を投資した結果、その特定の目的を遂行するのに必要な額より多額の借入金を生じたような場合、裁判所は、一定数以上の貧民に、その金銭を支払うよう命じることもできるし、また信託設定の時よりも、生活費が上がっている場合は、定められた額以上の金銭を支払うよう命じることもできる。また、その残余額を、別の手段で貧民を救済するために運用するよう命じることもできる。

b. 委託者が總体的な公益目的の意思をもたない場合

財産権が、ある特定の公益目的のために充当されるように、信託として贈与され、その目的を完全に達成した後、なお、信託財産に余剰があるが、委託者は、信託財産の全部を公益目的にあてるという總体的な公益目的の意思を明示しなかったときには、その残余財産についての復帰信託が生じる。第432条参照。

たとえば辞書の編纂と出版のために信託として金銭を遺贈したが、その辞書の編纂と出版だけでは遺贈された遺産の総額を使い切ることがなかった場合、遺言者が公益目的に金銭を譲渡するというさらに總体的な意思を明示していなければ、遺言者の残余財産の復帰信託となる。

c. 公益法人または公益団体

財産権が、公益法人の目的の一つに充当するため、その公益法人に贈与されたが、その目的を完全に達成した後、なお信託財産に余剰があれば、委託者がその贈与を委託者の列挙した特定目的にのみ限定してなされるものとする意思を明示している場合を除いて、裁判所はその法人に対して、その残余財産をその法人の他の目的に充当すべき旨命じることになる。財産権が、法人格のない公益団体の目的の一つに充当するため、その団体に贈与されたが、その目的が完全に達成された後になお、信託財産に余剰がある場合も、同様に残余財産はその団体の別の目的に充当されるのが通常である。

d. 数人の委託者

特定の公益目的に供される資金を、数人の者が分担して寄附した場合、その目的が完全に達成された後、なお、信託財産に余剰があるが、可及的近似の原則を適用されない場合、その残余財産について、それらの寄附者は、

各々のなした寄附の割合に応じて、その残余財産に対する権原を有する。寄附者のうちに確定しえない者があるとき、それらの持分については、その州のための復帰信託となる。第422条参照。

第401条 期間の制限または条件

(1) 公益信託が信託条項によって、ある事実の発生まで継続する、またはある事実の発生とともに終了するものと規定されているときは、その規定が無効でないかぎり、公益信託は、その事実の発生とともに終了する。

(2) 公益信託が、ある一定の事実の発生までその効力を生じないものと、信託条項に規定されているときは、その規定が無効でないかぎり、公益信託はその事実の発生まで効力を生じない。

注：

a. 信託違反によって復帰信託が生じるのではない場合

信託条項に期間の制限または条件についての規定がなく、指定されたその公益目的が可能で、現実的あるいは適法であれば、単に受託者が信託財産を本来の目的に使用しなかったことや他の目的に転用したりしたことによって、公益信託の遂行を懈怠したという理由だけで、その公益信託が無効となることはない。信託違反に対する救済は、受託者に信託の履行を強制するか、あるいは、信託違反に対する原状回復をなすことを目的とした訴訟によってなされるのであって、委託者の一定財産のための復帰信託が負わされるのではない。信託の遂行が不可能、非現実的または違法となった場合、委託者がその財産権を公益目的にあてるというような、より総体的な公益目的の意思を明示しなかったときに限って復帰信託が生じる。第399条参照。

b. 条件の行無

条件を付けるという意味が特定の文言を以って明示されているのでなければ、公益信託に基づいて財産権の譲渡をなすという証書は、通常、条件を付したのではないと解釈される。ある公益目的のために、財産権が、信託として譲渡されるとき、譲渡証書にその財産権はその目的のために永久に使用されるべきものとか、あるいは、その目的にのみ使用されるべきものであるという指図がなされていたとしても、そのような事実だけで条件が設定されているとはいえない。たとえば教会の牧師館をその上で永久に維持するという目的のためだけの信託として土地を譲渡したが、委託者やその相続人は牧師館として使われていないとか、その他の目的のために使われているというだけでは、土地の返還請求権はない。牧師館として使用するのが実際的であるなら、受託者は強制してその目的に向けさせることができる。牧師館として使用するのが実際的でないなら、信託は失効して、委託者がもっと総体的な公益信託の意思を明示していない場合に限って復帰信託が発生する。第399条参照。

財産権が、ある一定の公益目的に、充当されることを「条件として」贈与された場合は、それによって、通常は公益信託が設定されるし（第351条注 e 参照）、また指定された目的のためにその財産権を使用しないときには、その財産権は委託者またはその相続人に復帰するものであると信託証書に規定されているのでなければ、通常、条件を課したのではないと解釈される。第399条注 c 参照。たとえば、土地が教会の牧師館として使う建物をその上に建てることを「条件に」譲渡された場合、その建物が牧師館として使われなかったり、その他の目的に使

【第11章】

われているからというだけでは、委託者やその相続人にその土地の返還請求権はない。もし牧師館として使うのが現実的でなければその信託は失効し、委託者がもっと総合的な公益信託の意思を明示していない場合に限り復帰信託が発生する。第399条参照。

c. 期間の制限

ある一定の事実状態が継続するかぎり、あるいはある一定の事実が発生するときまで、財産権のある公益目的に充当するという信託として財産権を贈与する場合、その公益信託は、指定された事実状態が終了したとき、あるいは指定された事実が発生したときに終了するのである。有効な財産移転文句がないかぎり、受託者は、その信託財産を、委託者またはその相続人のための復帰信託に基づいて保有する。第413条、第432条参照。その事実が、永久権禁止則に定められた期間、すなわち制定法によって別段の規定がないかぎり、指定された者が、信託設定のとき生存しているのであれば、その者の生存中およびその死後21年間であるが、その期間を超えるまで発生しえないものであるか否かは重要なことではない。たとえば、その上に学校を維持するための信託として土地を移転し、その土地に学校が維持されている限り信託は継続すると規定されている場合、学校がもはやその土地の上からなくなってしまうと、その公益信託は終了し、委託者あるいはその相続人が土地の返還請求権を得る。

そのような場合、先行贈与不動産権消滅後の不動産権の設定(gift over)^{*}があろうとなかろうと、その設定が有効であろうとなかろうと公益信託は終了する。非公益目的のための二次的な不動産権の設定は、永久権禁止則の期間内に権利が帰属する場合にのみ効力を有する。注g参照。公益目的のための二次的な不動産権の設定は、永久拘束禁止則の期間内に効効しなかった場合でも有効である。注f参照。この場合、この設定は有効である。もし、その二次的な不動産権の設定が無効であれば、公益信託は終了し、委託者またはその相続人のための復帰信託が生じる。たとえば、その上に学校を維持するために信託として土地が譲渡され、その土地の上に学校が維持されている限りは信託が継続すると規定されていたが、その学校はもはやそこに維持されるべきでなくなった場合には、指定された者と相続人に土地は譲渡されなければならない、その学校がその土地にもはや維持されていないのであれば委託者の財産のための復帰信託が発生する。

* [訳注] gift over——先行贈与不動産権消滅後の不動産権(の設定)とは、遺言書または財産譲渡証書において、特定人への財産譲渡が無効となったとき、その財産を他の特定人に与える旨の二次的な指定をいう。

d. 解除条件

財産権が、公益目的に充当されるための信託として贈与され、ある一定の事実が発生したとき、または一定の事実状態が存在しなくなったとき、その信託は終了するものと規定されている場合には、その公益信託は、指定された事実が発生したとき、または指定された事実状態がもはや存在しなくなったときに終了する。ただし、二次的な不動産権の設定が無効の場合で、しかもその公益信託はその設定の効力が生じたときのみ終了するという意思を委託者が明示していた場合はこの限りではない。第413条注d参照。二次的不動産権の設定が存在しなければ、受託者は、その財産権を委託者またはその相続人のための復帰信託に基づいて保有する。永久拘束禁止則の期間内に授権されていなければならないが、非公益目的のための二次的不動産権の設定がなされていれば、その設定は有効で効力を持つ。その授権が永久権禁止則の期間内であろうとなかろうと、公益目的のための二次的

不動産権の設定は有効である。注 f 参照。もし非公益目的のためであり、また永久拘束禁止則の期間内に効力を生じないからというので二次的不動産権の設定が無効となる場合、委託者がその設定が有効な場合にだけ公益信託が終了するという意思を明示してない限り、やはり公益信託は終了して委託者とその相続人のための復帰信託が発生する。たとえばその上に学校を維持するための信託として土地が譲渡されたが、その土地の上に学校がもはや維持されていなければ、結果的に土地は委託者の相続人が指定された者とその相続人に譲渡され、委託者の財産のための復帰信託が発生する。

疎遠性によって無効ではない解除条件は違法であることの効力については注 h 参照。

e. 権利喪失に対する衡平法上の救済手続

ある一定の出来事の発生とともに公益信託は終了するという規定は厳格に解釈され、裁判所は、指定の出来事が、既に発生していることが明白である場合でなければ、信託の終了の判決をしないのである。たとえば信託財産からの収益をある学会に支払うよう規定したが、その学会が解散してしまったり、学会としての存在が消えてしまったら信託は終了するが、相互が同意するよう命じて他の学会と合併したからといってこの条件が破られることはない。

たとえ、指定された出来事が発生したとしても、裁判所は、その条件違反が受託者自らの過失によるものではなく、また、権利喪失を強制することは、衡平法に反するものであるときには、信託終了の判決を下すことを拒否することができる。信託終了すれば財産権を持つことができる者が、この条件をやぶることについて責任がある場合はなおさらである。たとえば土地が孤児院の設立のための信託として遺贈されたが、もし遺言者の死後3年以内に孤児院が設立されなければ財産権は遺言者の相続人に復帰すると規定してあった場合、遺言者の相続人が遺言の有効性に異議を唱えて3年間、訴訟を引き延ばして続けたときには、受託者がその3年の期間内に孤児院を設立できなくても土地の返還請求権が相続人に授けられることはない。

f. 公益団体間の二次的不動産権の設定

指定された出来事が発生したときには、公益目的のために贈与された財産権は、別の公益目的のため同一の受託者または他の受託者によって保有されるものとする規定は、その事実が永久拘束禁止則の期間内に発生しうものではないとしても有効である。それ故、ある公益法人から別の公益法人へなされた二次的不動産権の設定は、達成不可能を理由に無効とはならない。

二次的不動産権の設定という出来事は最初の公益信託の失効あるいは公益信託の目的のうちのひとつの失効によって効力を発生するか、そうでなければ信託の財産管理とは無関係な出来事となる。その二次的不動産権の設定は条件が違法な場合は無効である。注 h 参照。最初の贈与が限定的な形でなされようと、解除条件を条件としていようと重要ではない。

例：

1. Aは学校の援助のため収益をあてる信託として土地を遺贈し、廃校になればその収益は教会に充当するよう指示した。その学校は廃校となった。教会のために有効な信託が設定される。
2. Aは教会の牧師に一定の場所で布教活動する間は援助を行う信託として財産を遺贈し、教会がそ

の場所で活動しなくなったら、財産権を学校を援助するのに充当するよう指示した。教会は他の場所に移転した。学校のための有効な信託が設定される。

3. Aは大学に収益を支払う信託として財産を遺贈したが、もしその大学が遺言者の墓の修理・管理を拒否すれば財産権はその他の大学に保持させると指示した。この二次的不動産権の設定は有効である。

g. 公益団体から非公益団体への二次的不動産権の設定

指定された出来事が発生したとき、公益目的のために贈与された財産権は、非公益目的のために使用されるものとする規定は、その事実が永久権禁止則の期間内に必ず発生するものであるときにのみ効力を有する。二次的不動産権の設定が個人に対する唯一の贈与であっても、財産権が同一のまたはその他の受託者による私益信託に保持されることにされていても上記は当てはまる。たとえばその土地の上に学校を維持するための信託として土地を受託者に遺贈し、その土地の上で学校を維持することをやめた場合には土地は第三者とその相続人に帰属するか、第三者とその相続人のための信託として受託者が保持するか、他の非公益目的のための信託として保持されると指示されている場合、永久拘束禁止則の期間を超えて効力を発生させようとするなら、その贈与は無効となる。

h. 不法な解除条件

財産権が公益信託に基づいて贈与され、一定の出来事が発生したとき、その公益信託は終了すると規定されている場合、その条件が不法なものであれば、その条件は無効とされるのであって、その公益信託が無効となるのではない。第65条注e参照。たとえば遺言者が医学校のために収益を使うよう受託者に金員を遺贈し、その学校がある治療法を擁護する講義をやめれば信託を終了させると指示していたが、その治療法は生命に危険を及ぼすようなものであった場合、その学校がその講義をやめたからといって信託は終了しない。

i. 非公益団体から公益団体への二次的不動産権の設定

指定された出来事が発生したときには、非公益目的のために贈与された財産権を公益目的に充当されるものとする規定は、その出来事が永久権禁止則の期間内に必ず発生するものであれば効力を有する。たとえば遺言者がその生存中は指定した人に利益を支払、その人の死後は残された子供に財産権を譲渡する信託として財産を遺贈するが、指定した人に子供がいなければ公益目的のための信託としてその財産権を保持するものとしたところ、指定した人が子供を残さずに死亡した場合は、意図された公益信託は有効である。

指定された出来事が発生したときには、非公益目的のために贈与された財産権を公益目的に充当されるものとする規定は、その出来事が永久拘束禁止則の期間を超えて発生するものであれば無効である。たとえば遺言者がその非公益法人が存在する限りは土地の占有を許す信託として土地を遺贈し、もしその法人がその土地に存在しなくなったら公益目的のための信託とするよう指示した場合、その意図された公益信託は無効である。

j. 公益団体に対する停止条件付きの贈与がなされたが、中間譲渡が行われない場合

永久権禁止則の期間内には発生しないかもしれない一定の出来事が発生したときに財産権を公益目的に充当する信託として贈与された場合、中間譲渡が行われなくても、その出来事の発生が停止条件となっているときのみ、その信託は失効する。

もし委託者がその出来事が発生するまでは公益信託を成立させないという意思を明示している場合、永久拘束禁止則の期間内にその出来事が発生しなければ、その信託は失効する。たとえば一定の場所の大聖堂の記念の飾り窓をつくるために充てる信託として財産権を遺贈したが、その大聖堂はまったく建築されそうもなく、また委託者が総体的な公益的意思（第399条参照）を明示していなければ、その信託は失効する。

これに反して、委託者がたとえ、永久拘束禁止則の期間内に発生しえないような一定の事実の発生まで財産権を公益目的には充当しないように指図したとしても、公益信託は直ちに発生するという意思を明示しているのであれば、その信託は有効である。このような場合、その出来事の発生は停止条件ではなく、公益団体に対し履行が延期されている贈与が直ちになされたのである。裁判所は、その財産権を保有したままその出来事の発生を待つよう受託者に許可するが、その出来事が、相当と思われる期間を経過した後にも起りそうもないと裁判所が判断したときには、その財産権を可及的近似の原則の適用によって、総体的な公益目的の範囲内にある何らかの目的に直ちに充当するよう裁判所は命じることができるのである。第399条参照。

たとえば遺言者が一定の公益目的の達成のため死後に設立される公益法人に、金銭を遺贈または信託として遺贈した場合、たとえその法人が永久拘束禁止則の期間内に設立されなくても、その贈与は有効である。このような公益目的への直接的な贈与もあるし、また裁判所は妥当な期間内にその法人が設立されるなら、財産権をその法人に譲渡するよう命ずるか、可及的近似の原則に基づいて指定された公益目的に財産権を充当するような計画を策定し、裁判所が指名した受託者に管理させるよう命ずることもできる。第399条参照。このような場合、その法人の設立は信託設定の停止条件とはならないし、通常、可及的近似の原則の適用をあらかじめ除外することは、遺言者の主要な意思ではないと解される。

また他人が病院の敷地内に土地を寄贈するとか、他人が十分な額を寄付して病院が建築されるようなことがあれば、病院の一部を建てるための信託として金銭を遺贈するとした場合、他人の敷地の寄贈とか寄付金が公益信託の停止条件でなければ、また、遺贈者が敷地が寄贈されたり寄付金がなければ信託は起らないと意思表示していなければ、その信託は有効である。

ㄋ. 蓄積についての規定

財産権がその収益を一時蓄積しておくように指図され、公益信託として贈与される場合2つの問題が生じる。第1の問題は、蓄積についての規定の有効性に関するものであり、第2は公益信託の有効性の問題である。制定法で別段の規定がなされていないかぎり、公益信託に基づいて保有されている財産権の収益を貯蓄するよう指図することは、それが相当と考えられるものであれば、永久拘束禁止則の期間を超えるか否かにかかわらず、有効である。公益団体のための蓄積をなすべきことを命ずる規定は、その期間については、裁判所の監督に従って定められる。財産権のリステイトメント第412条参照。もし裁判所あらゆる状況を鑑みて、蓄積期間が妥当性を欠くほど長期になっている判断すれば、直ちにまたは裁判所が決定した時期に財産権を指定の公益信託に充当するよう命じて、もし必要なら委託者の総体的な公益の意思を実現するために可及的近似の原則を適用することができる。第399条参照。

公益信託は、蓄積についての規定の効力の有無にかかわらず、その規定があるという理由で失効することはな

い。その条項の規定の無効が、公益信託を無効とするものではない。しかし蓄積することが、その公益信託の停止条件であり、委託者がもし蓄積がなされなるときは、その信託の効力は発生しないとする意思を明示している場合で、しかも蓄積期間が永久権禁止則に定められている期間よりも長いときには、永久権禁止則の期間内に発生しえない出来事を条件としているために、その公益信託は失効する。

1. 不法な停止条件

ある一定の事実が発生したときにのみ、効力を生じるというような公益信託に基づいて、財産権が譲渡され、しかもその条件が不法なものであるような場合には、その出来事がたとえ発生したとしても、その公益信託は起こらないか、またはその条件が失効し、その出来事がたとえ発生しなくても、公益信託が成立することになる。委託者が厳格に意図を明示しているときには、その委託者の意図の明示がその出来事が発生しなくても公益信託が成立するのか、その出来事が発生しても公益信託が起こらないかを決定するものとなる。通常の場合のように、条件が違法と判断されたときに生ずる事項について、委託者が何ら確定していないときには、その出来事の発生の有無にかかわらず、その公益信託は効力を生ずる。ただし、適法に承認された証拠によって、委託者がもしその条件が違法であれば公益信託全体を無効とするという意思を有していたと推定されることが明らかになった場合は、この限りではない。第65条注f参照。

たとえばもし遺言者が疾病の一定の治療法を擁護する講座をまずはじめに開講するなら、医学校のために収益を使うよう受託者に金銭を遺贈したところ、その治療法は生命に危険を及ぼすものであることが立証された場合、委託者がその条項が失効すれば信託を成立させないと明示していなければ、その学校がその講座を開講しなくてもその信託は発生する。

m. 前後参照

公益信託のための財産権の譲渡（注f～注k参照）に対し、永久権禁止則を適用することについては、財産権のリステイトメント第396条～第398条を参照。

公益団体のための貯蓄についての規定（注k参照）の効力に関しては、財産権のリステイトメント第442条を参照。

第6節 第三者に対する責任

覚書：

当節は、不法行為であるのか契約であるのか、またその第三者はその信託が与える利益を受ける者なのか、その信託の管理をするために受託者に雇われた者なのか、非当事者なのかという、第三者への信託の財産管理が負う義務を含んでいる。当節は信託違反に対して受託者が負っている義務については触れない。たとえば信託目的以外に信託財産を流用したり、怠慢や受託者としてのその他の過失によって信託財産に損害を与えたことについては、第386条参照。

第402条 不法行為に対する責任

(1) 公益信託の受託者は、第三者に対して、信託の財産管理に際してなされた不法行為について、受託者自ら過失がある場合に限り、個人としての責任を負う。

(2) 信託の事務処理につき、不法行為を受けた第三者は、信託財産に対し差押をなして自己の権利の賠償のために、それを充当することができる。

(1)項の注：

a. 受託者に自ら過失があるとされる場合

公益信託の財産管理がなされる際、受託者の過失によって不法行為がなされた場合、その受託者は、その不法行為によって損害を受けた者に対して個人としての責任を負う。このことは、損害を受けた者が、まったくの第三者であっても、あるいは信託事務処理について、受託者が雇った者、あるいはまた、信託に基づく利益を受ける者であってもあてはまる。受託者の過失によって危険な状態で信託が遂行されていることを許容していることや、過失によって、不適任な者を雇人に選んだことや、その他の故意過失による違法行為である場合にも、このことはあてはまる。

たとえばもし病院の受託者が安全でない状況で病院のエレベーターの運行を不注意にも許可した場合、受託者はエレベーターの落下が原因で怪我をした人に対して、その人が患者であろうとなかろうと、有料ないし無償で治療を受けている患者であろうと、被雇用者であろうと、非当事者であろうと関係なく、個人としての責任を負う。また、病院の受託者はもし受託者がその看護婦が無能であることを知っていたり、知り得た場合には、受託者に雇われた無能な看護婦が原因で起こった損害にも責任がある。また、遊園地の受託者は、もし受託者が遊園地との間でそのような危険が起これば、その責は受託者の怠慢に帰すると契約を交わしていた場合、隣接する土地の所有者が起こした損害についても責任を負う。

b. 受託者に自ら過失ありとはいえない場合

公益信託の財産管理について、受託者の過失によらないような不法行為が生じた場合、受託者は、その不法行為によって損害を受けた者に対して、個人としての責任を負うものではない。たとえばその損害が信託の財産管理をしている受託者に雇われた者の怠慢によっておこった場合は、もし受託者は被雇用者の選択に注意しなければならぬとしても、受託者に責任はない。受託者が自己の利益のため業務を行う場合、あるいは私益信託の受託者として業務を行う場合（第264条注b参照）に適用される代位責任の原則は、公益信託の受託者には適用されない。

c. 数人の受託者がある場合

公益信託の受託者が数人ある場合、そのうちの1人が公益信託の事務処理の際になした不法行為に自ら過失がある受託者のみが、その不法行為によって損害を受けた第三者に対して個人としての責任を負うのであって、過失のないその他の受託者は個人としての責任を負わない。たとえば信託の財産管理のための受託者に雇われた者の過失によってその損害が起こったが、受託者のうちのたった1人だけが、その者が無能だということを知って

【第11章】

いるか、知り得た場合には、当該受託者は個人としての責任を負うが、その他の受託者は個人としての責任を負わない。

(2)項の注：

d. 信託財産に対する差押

信託の事務処理について自己の受けた損害を填補するため、不法行為上の請求権を有する者が、公益信託のために保有されている財産権を差押えることが可能か否かについては裁判所の見解が大きく対立している。ほとんど大部分の場合、財産権は個人受託者より公益法人によって保有されている。その公益法人の不法行為責任を免除する判決がなされている州もある。また、法人の理事会の側に過失がある場合以外は、責任を免除するという州、あるいは利益を受ける者に対する責任は免除されるが、その他の損害賠償請求権者に対する責任は免除されないとする州もある。

裁判所の見解の傾向としては、公益法人の組織を非公益法人の組織と同じとみなして、その組織に対し理事会の過失だけでなく被雇用者の不法行為による責任も負わせ、あるいは、他の非当事者と同様、利益を受ける者に対する責任をも負わせることで責任の免除を避ける方向にある。本条において、規則はこの裁判所の見解の傾向に従って述べられている。

第403条 契約上の責任

(1) 公益信託の受託者は、信託事務処理について、自己が締結した契約に基づいて生じた責任に対しては、私益信託の受託者が負担するのと同じ範囲内で、個人としての責任を負う。

(2) 公益信託の事務処理について、受託者の締結した契約に基づいて、受託者が第三者に対する責任を負う場合、その第三者は、私定信託の場合と同じ範囲で、信託財産に対し、衡平法上の訴訟手続によって差押をなし、自己の権利の満足を受けることができる。

(1)項の注：

a. 受託者の責任

公益信託の受託者は、その信託事務処理について自己の締結した契約に基づいて生じた責任に対し、個人としての責任を負う。ただし、契約の条項によって、その者は個人としての責任を負わないと特に定められている場合は別である。私益信託について第262条、第263条と比較。公益信託の受託者が、契約によって、信託財産に負担を帰すべき権限を有するものと表示して、かかる契約を締結した場合に、もし受託者が上記の権限をもたないときには、その受託者は、保証違反(breach of warranty)について個人としての責任を負う。私益信託についての第263条(2)項と比較。

b. 数人の受託者

公益信託の受託者が数人ある場合、受託者に付与された権限は、受託者の過半数によって適法に行使用することができる。ただし、信託条項に別段の定めがある場合は、このかぎりではない。第383条参照。公益信託の事務処

理に際して、受託者の過半数が契約を締結し、その他の受託者は、その契約締結に加わらなかった場合、それらの者は、その契約上の個人としての責任を負わない。

(2) 項の注：

c. 信託財産に及ぶ権限

公益信託の財産管理において、第三者との契約が受託者によってなされた場合、または、数人の受託者がいて、その契約が受託者の過半数によってなされた場合、私益信託の事例と同じ範囲で、その第三者は衡平法上の訴訟手続によって信託財産に及んで契約上の請求権の弁済に充当することができる。第266条～第271条Aを参照。

d. 公益法人の責任

公益法人が第三者と契約を締結する場合、その第三者は、その法人に対し普通法上の訴訟を提起することができる。

第12章 復帰信託 (resulting trust)

第1節 一般原則

- 第404条 復帰信託の発生する場合
- 第405条 無償譲渡
- 第406条 詐欺防止法(the Statute of Frauds)
- 第407条 受益者による譲渡
- 第408条 受託者による譲渡
- 第409条 消滅時効
- 第410条 復帰信託の終了

第2節 明示信託が効力を有しない場合

- 第411条 一般原則
- 第412条 復帰信託発生が生じない場合
- 第413条 公益信託が効力を有しない場合
- 第414条 特定集団の構成員のための信託
- 第415条 血縁者 (relatives) のための信託
- 第416条 不特定集団の構成員のための遺言処分
- 第417条 不確定または一般的目的のための遺言処分
- 第418条 特定の非公益目的のための遺言処分
- 第419条 特定の受益者の指定がない生前譲渡行為
- 第420条 数個の有効な目的のための信託
- 第421条 公益目的と無効な目的
- 第422条 信託が不法であるために効力が生じない場合
- 第423条 譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合
- 第424条 第三者が譲渡に対し対価を支払った場合
- 第425条 信託宣言に対し対価が支払われた場合
- 第426条 一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託
- 第427条 特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託
- 第428条 既存の信託の受益者により新たに設定された信託が効力を有しない場合
- 第429条 口頭による権利消滅行為

第3節 明示信託の信託財産に残余が生じた場合

- 第430条 一般原則
- 第431条 復帰信託が発生しない場合

第432条 公益信託における残余財産

第433条 譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合

第434条 第三者が譲渡に対し対価を支払った場合

第435条 信託宣言に対し対価が支払われた場合

第436条 一般的指名権(general power of appointment)を付与された者のための復帰信託

第437条 特定の指名権(general power of appointment)を付与された者のための復帰信託

第438条 既存の信託の受益者により新たに設定された信託

第439条 口頭による権利消滅行為

第4節 財産権がある人に対して譲渡され、その購入代金が他の者によって支払われた場合

第440条 一般原則

第441条 復帰信託が生じない場合

第442条 血縁者(relative)の名でする買入

第443条 血縁者に対する贈与の推定が生じない場合

第444条 不法目的

第445条 代金の支払いが譲受人に対する貸付としてなされた場合

第446条 代金の支払いが譲受人に対して負担する債務の弁済としてなされた場合

第447条 代金の支払いが譲受人に対する贈与としてなされた場合

第448条 譲受人が購入代金を他人に対する貸金として支払った場合

第449条 譲受人が購入代金を他人に対して負担する債務の弁済として支払った場合

第450条 譲受人が購入代金を他人に対する贈与として支払った場合

第451条 購入代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する貸金としてなされる場合

第452条 譲渡代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する債務の弁済としてなされた場合

第453条 購入代金が譲受人以外の者により支払われ、かつその支払いが第三者に対する贈与としてなされた場合

第454条 代金の一部支払い

第455条 支払いが金銭でなされない場合

第456条 信用購入(purchase on credit)

第457条 購入後の支払い

第458条 立証責任

第459条 受益者が禁反言を受ける場合の債権者の権利

第460条 口頭による権利消滅行為

〔訳注〕

404条以下の第12章（Resulting Trust）は、語義からすれば、一定の場合に信託財産が設定者またはその遺産に復帰する結果となるという構成であるから、本稿では、一応「復帰信託」との訳語を用いてみた。もとより、その一定の場合というのは、委託者の意思が推定されるところに従うとの趣旨で認められているのだから、この点からすれば、むしろ大阪谷教授の訳されたように「推定信託」とする方が適切なのかもしれない（昭和21年、司法資料293号参照）。細かいことをいうと、場合により推定信託と復帰信託との両訳語を使い分けた方がよいようにも感じられ、少なからず迷った果てに、結局「復帰信託」にしておいた。

訳語の選択はともかく、その財産権復帰という信託の構成は、わが国の法律制度にはあまり見当たらない特異なものであり、わが民法上、無効・取消の遡及効の理論や、事務管理ないし不当利得などがやや近似するであろうか。

第1節 一般原則

総説；

復帰信託は、ある者が財産権の処分をしましたは処分をさせた場合で、かつ、随伴する事情からみて、その処分によって財産を保持するけれども、受益権を与えているものではないという意思が推測される場合に生ずる。ただし、その推測がくつがえされ、あるいは受益権が有効に処分されたと認められるときは、この限りではない。

復帰信託は、以下の事情にいずれかの場合に発生する。

1. 私益信託または公益信託の全部または一部が、効力を生じない場合（第411条～第429条）。
2. 私益信託または公益信託が完全に履行されたのに、残余財産が生じている場合（第430条～439条）。
3. 財産権の売買において、代金を支払った者の指示により、売主がその財産権を他の人に引渡した場合（第440条～460条）。

これら三つの場合、財産権に対し普通法上の権原を取得する者に、受益権を与えることを意図していなかったことが推測される。どの場合も、これらの推測は意思の内容よりも、取引の性格から決定される。

これらのどの場合も、いつか発生する明確な証拠によって普通法上の権原を持つ者が受益権を持つと意図されていたり、もしくは有効に受益権が処分された場合は復帰信託は発生しない。412条、431条、441条参照。

最初の二つの復帰信託の類型は相似する。財産が明示信託によって移転されて受託者に受益権のないことが推測され信託が無効になったり、全部履行されたりした後、信託財産が残った場合、受託者は自己の利益のため財産を保持することはできず、復帰信託として信託を設定した者もしくは財産のために保持する。第三類型では、財産の物権移転がある者になされて、対価が支払われて、明示信託が設定されない場合、譲受人は受益権があるとは意図されず、その者は出捐者のために財産を保有すると推測される。

復帰信託は、設定の方法で、明示信託と区別される。明示信託は、委託者が書面または口頭で信託創設の意思表示をした場合のみ設定される（第23条、第24条参照。）明示信託の存在を認めたい者は委託者の設定の意図

を明確に示さなければならない。

これに対して復帰信託は、必ずしもその設定の意思を委託者が表示する必要はない。復帰信託の発生を望む者が、財産権の譲渡によって権利を取得した者に対し、その財産上の受益権を譲受人に与えないつもりであることが、事情から示されることによって、復帰信託は生ずる。

ゆえに、譲受人が受益権を持たず、受益権の有効な処分もない時は譲受人もしくは財産に復帰信託が生じる。

復帰信託は処分者が考えたであろう財産処分意図に従った状況を創り出す目的で発生する。もし明示信託を設定したなら受託者が財産上に受益権を有しているということを委託者は意図していなかったと推測される。信託財産全体の消費なしに信託が無効になったり、全部終了するであろうと、委託者が予見したならば、受託者に財産を再び自分に戻すように望んだであろう。財産を他人名義で購入するならば、その者は譲受人に受益権を与えるのではなく、譲受人が自己のために財産を保有することを意図した。

もしこれらのケースで所定の形式で財産は信託として保有されると明示的に規定され処分されるならば、復帰信託でなく明示信託が発生する。たとえば財産所有者が財産を信託譲渡し、信託条項で、信託が無効だった場合、財産を自分に再移転すべきことを定めた場合、明示信託が発生する。同様に他人名義で財産を取得し、移転の文書の中であるいは別文書で（第42条参照）、譲受人が信託の形態で購入者のために財産を保有すると定めていた場合、明示信託が発生する。財産が不動産でなければ口頭の契約で信託が発生する（第39条参照）。

復帰信託の原理は、財産処分を行った人やその財産に有利な明示信託を設定する意図が明確でない時に重要となる。なぜならば第一に処分を行った者に真実その意図があるかの証拠がないからである。第二にそのような意図は詐欺防止法や遺言法の形式に合致しないので証拠とならないからである。たとえ信託処分者の自己の利益となる意図が証明されなくても、財産の保有者に自己のために財産を保持することもしくは移転することを要求できる、保有者が受益者に予定されていないことが推測できるならば。この推測は処分者の利益となる信託が設定される意図を積極的に証明することを不要とする。

復帰信託の委託者の義務

復帰信託の受託者は、明示の受益信託の受託者のように、通常は、受益者またはその指示にしたがって財産権を引渡す義務だけを負っている。第69条注 d 参照。

例えば、財産移転がされ、対価が他人によって支払われた時、出捐者が要求した時はいつでも、出捐者に再移転するのが、譲受人の義務である。また、通常、明示信託が財産全体を消耗することなしに無効となったり終了した場合、信託を設定したものやその承継人に信託財産を移転するのが、受託者の義務である。しかし、明示信託が、複数の受益者のために終了しなかった場合は、即時の復帰は受託者の義務ではない。例えば、信託が一人の生涯受益者のために設定され、残余権が他の受益者に設定されたならば、生涯受益者が権利を放棄し残余権者の利益が進行しない時（第412条注 c 参照）、生涯受益者の生存期間中復帰信託が受託者もしくはその財産のために発生し、収益を支払うのが受託者の義務となり、再移転は義務とならない（第411条注 i 参照）。

また、復帰信託の受託者は、明示信託の受託者と同様に、受益者に対し、信託関係にある。したがって、受益者と取引行為をする場合には公正を旨とし、受託者として知りうべき事項を受益者に告げなければならない。第

170条と比較せよ。

復帰信託は、擬制信託 (constructive trust) とは区別される。

復帰信託は財産の移転が譲受人に受益権を与えない意図が推測される状況で行なわれた時に発生する。擬制信託は、当事者の意思で生ずるものでなくて、その財産権を保有する者に、その財産権を保有させておくことが違法であったり、衡平に反するような場合に、課されるものである。

擬制信託は明示信託や復帰信託と異なりその性格において救済的なのである。原状回復のリステイトメント第160条参照。

第404条 復帰信託の発生する場合

復帰信託は、ある人が財産権を処分し、または処分させた場合において、その処分によって権利を取得または保有する者に、その財産権に対する受益権を享受させない意思を有すると推測できる事情のもとにその処分がなされたときに、発生する。但し、その推測がくつがえされ、または受益権が他に有効に処分された場合は、この限りではない。

注：

a. 復帰信託は、私益信託または公益信託の全部または一部が効力を有しない時（第411条～429条）、私益信託または公益信託につき残余財産が生じた場合（第430条～439条）、財産権の購入に際し代金を支払った者に指図により売主が他の者にその財産権を引渡した場合（第440条～460条）に生ずる。

第405条 無償譲渡

財産権の所有者が信託設定の意思を表示することなくその財産権を譲渡した場合には、譲受人は、その譲渡が無償譲渡の場合でも、復帰信託にもとづいてその財産権を保有することはない。

注：

a. ユースとトラスト

普通法上は単純所有権を約因なしに移転したものにユースが生じるとしている。しかしこれは現代信託法では適用されない。

財産権が対価なしに譲渡された場合、通常、譲渡人は譲受人に贈与する意図であることが推測され、譲渡人のためにその財産権を保有してもらう意図をもつものではないと推測される。

b. 擬制信託

詐欺防止法の要件をみたさないために履行ができない信託として財産が移転された場合、譲受人に擬制信託が発生するか否かについては第44条、第45条、第411条注o、p参照。

第406条 詐欺防止法 (the Statute of Frauds)

法令により、すべての土地の信託宣言または信託の設定は、当事者の署名のある書面によって表示され、かつ証明されることを要する旨が規定されていても、復帰信託の発生には、何らの書面も必要ではない。

注：

a. 詐欺防止法の規定は、明示信託に適用され、復帰信託または擬制信託 (constructive trust) には適用されない。

同法8条では法の解釈によって生じる信託は土地についても発生する。それらは詐欺防止法がなくても同様の結果である。イギリスでもアメリカでも復帰信託、擬制信託は書面によって証明されなくても、発生する。

第407条 受益者による譲渡

(1) 復帰信託の受益者は、その受益権を譲渡する権利を有する。

(2) 復帰信託の受益者が無遺言で死亡した場合には、その受益権の相続は、その受益権に対応する普通法上の権利の相続につき適用される規則と同一の規則に支配される。

(3) 復帰信託の受益者の債権者は、その債権の満足を受けるため、適当な方法で受益権につき執行することができる。

注：

a. 明示信託では、委託者と受益者が同一人である場合を除いて（第156条参照）、信託条項により受益権の譲渡制限をなすことができる（第152条、153条参照）。この規則は、復帰信託には適用されない。復帰信託は委託者とその承継人について常に有利に生じる。その時には信託条項はない。

b. 約因

復帰信託の受益者は明示信託の受益者と同じく自己の利益を贈与できる。第135条と比較。

c. 詐欺防止法

特段の規定がない限り、書面は復帰信託の受益者によるその権利の処分に必要ではない。第138条と比較。もし法が、イギリスの詐欺防止法9条(29 Charles II, c.3)で定めているように、またアメリカの同様の法が定めているように、土地信託の設定・移転については譲渡・移転当事者の署名のある書面でされよう。土地復帰信託の受益者はその権利の移転について書面でしない、もしくは一部履行がないと強制履行力がない。明示信託の場合と同様である。第139条と比較せよ。これは信託譲渡が無効になったり、財産全体の消費なしに信託が履行された場合、もしくは出捐者と異なる人間に財産が譲渡された復帰信託すべてにあてはまる（第411条、第430条、第440条参照）。

口頭による復帰信託の消滅行為については第429条、第439条、第460条参照。

d. 遺言処分

遺言の形式に適應している場合のみ復帰信託の受益者は、明示信託の受益者と同様に遺言でその権利を処分できる。第140条と比較。

(2)項の注：

e. 無遺言相続による移転

無遺言相続による復帰信託の受益権の移転については、明示信託の場合と同様の法が適用される。第142条参照。受益権が動産ならば、債務支払と最近親者への分配のために財産管理人に帰属する。受益権が不動産ならば、債権者からの責任を負いつつ、相続人に移転する。衡平法上の権利変換については第411条注 e 参照。

復帰信託の受益者の死亡の際には、受益者の配偶者は寡婦財産権が、明示信託でみとめられる程度に、みとめられる。

(3)項の注：

f. 債権者

復帰信託の受益者の債権者は、明示信託の受益者の債権者が受益権を譲渡した際に執行できる範囲と同じ範囲で、信託財産に執行できる。

第408条 受託者による譲渡

復帰信託の受託者が信託の本旨に反して信託財産を善意有償取得者(bona fide purchaser)に譲渡したときは、その譲受人は、その財産権を復帰信託とはかかわりなく取得する。但し、譲受人が善意有償取得者でない場合は、復帰信託に対抗できない。

注：

a. 明示信託に適用される財産権の譲受人の責任に関する規則は、復帰信託についても適用される。第284条～320条と比較せよ。

第409条 消滅時効

復帰信託の受益者は、復帰信託の履行を強制するにつき、単なる時の経過によって、その行使を妨げられることはない。しかし、復帰信託の受託者が信託を否認し、受益者がこれを知っている場合は、消滅時効により復帰信託の履行を強制することが妨げられることがある。

注：

a. 明示信託の受益者と同様に、復帰信託の受益者は、信託違反を犯した受託者に対し、長い間、訴訟を提起せず、かつ、そのような状況のもとでは受託者に信託違反の責任を負わせるのが衡平の観念に反するような場合には、受託者に信託違反の責任を問うことはできない。

復帰信託の受益者は、消滅時効によって受託者の信託違反の責任追及を阻止される場合があるが、他方、いかにその期間が長くても、単なる時の経過だけで信託財産上の受益権を失うことはない。但し、受託者が信託を否認し、しかも受益者がこれを知りながら訴訟を提起しないときは、消滅時効により、復帰信託の履行の強制が阻止されることがある。

そのような否認は、特別の語句でされる必要はない。信託の存在と矛盾する受託者の行為から形成される。この法則は明示信託による強制履行の消滅時効による禁止については、明示信託の場合と同じである。第327条参照。

b. 法の適用

本条は財産の所有者が無効となった信託譲渡をした場合、信託が完全に履行された場合、出捐者と異なる者の名義で財産譲渡があった場合に適用される。

第410条 復帰信託の終了

復帰信託の信託財産に対する普通法上の権原と、全部の受益権とが同一人に帰するときは、復帰信託は終了する。

注：

a. 法の適用による混同

法により受益権の全部が復帰信託の受託者に帰属した場合は復帰信託は終了し、受託者は信託でない財産を保有する。

たとえば、復帰信託の受益者が無遺言で死亡し、受益権をその者の最近親者である受託者が相続した場合、復帰信託は、混同によって終了する。第341条注 a と比較。

また、復帰信託の受託者が無遺言で死亡し、その者の権利を最近親者である受益者が相続した場合も、復帰信託は終了する。第341条注 b。

b. 受託者により又は受益者の指示により受益者に譲渡した場合

復帰信託の受託者が、信託財産を受益者に譲渡した場合にも、復帰信託は終了する。第342条と比較。もし復帰信託の受益者が全部の権利を持っていれば、いつでも受託者に自己のもとに信託財産の引渡を強制でき、復帰信託は終了する。受益者が全体の権利を持っていない場合について、第411条注 i 参照。

c. 受益者による受託者への譲渡

復帰信託の受益者が受託者に受益権を譲渡した場合、信託は終了する。もしその譲渡が受託者によって不正に誘導されたものであれば、復帰信託の受益権の譲渡は無効となりうる。第343条注 1 参照。というのは復帰信託の受託者は受益者と信託関係にあり、その忠実義務に受託者が違反して、譲渡した場合に、受益者による受託者の譲渡は無効になる。例えば、受益者が自己の権利についての重要な事実を知らないとか、譲渡が受託者の不当な誘導によったとか、受益者が未成年もしくは意思能力がないとか、受託者が受益権を不当に低い価格で購入した場合は、譲渡は無効になる。第343条注 m と比較。

d. 約因

復帰信託の受益者による受託者の譲渡は単に贈与であることの理由で無効とはならない。

e. 詐欺防止法

信託が無効となったり、財産全体の消耗なしに履行が完全に終了した財産の譲渡がある時に復帰信託が、口頭

の譲渡で終了するか否かの問題については、第460条参照。

f. 遺言による処分

復帰信託の受益者による権利の譲渡が遺言による処分、遺言法の形式を順守していないことで無効となりうるのは、受益者への譲渡が無効となるのと同様である。第343条注kと比較。

第2節 明示信託が効力を有しない場合

第411条 一般原則

財産権の所有者が無償で財産権を譲渡し、かつ譲受人がその財産権を信託として保有すべきことを相当な方法をもって表示したが、信託が効力を生じないときは、譲受人は、その信託財産を譲渡人またはその遺産のための復帰信託として保有する。但し、譲渡人が復帰信託を発生させない意思を相当な方法をもって表示したとき、または信託の失効が信託の不法性に基づくものであるときは、この限りではない。

注：

a. 明示信託が無効であっても復帰信託は発生させないという明確な意思があると確定できる状況については、第412条参照。

不法性を原因として明示信託が無効となる状況については、422条参照。

b. 生存者間の譲渡

財産所有者が財産を無償で信託として譲渡して、信託が無効となった場合、譲受人は復帰信託として、譲渡人のために保有する。

譲受人もしくは第三者が譲渡に対価を与えていた場合については、423条、424条参照。

c. 遺言による移転

不動産が信託として遺贈され、それが無効となり、遺言の中で有効な残余不動産の処分方法が定められなかった場合、受遺者は相続人のために復帰信託として財産を保有する。

動産が信託として遺贈されそれが無効となり、遺言の中で、有効な残余動産の処分方法が定められなかった場合、受遺者は最近親者のために復帰信託として財産を保有する。

もし不動産や動産が信託として遺贈され、それが無効となり、遺言の中で有効な財産処分方法が定められていたならば、受遺者は残余財産の受遺者のために復帰信託として財産を保有する。

結局、相続人や残余財産の受遺者たちは、遺産に付着する負担を全部負う。

リステイメントの本項目では、遺言者の財産とは、遺言執行者、遺産管理人、最近親者、次の受遺者、さらに相続人、受遺者に向けられた動産・不動産を意味する。特段に誰に向けられた財産であるかを指摘する必要がある時はこの限りではない。

相続人と第二受遺者、最近親者と第二受遺者の、遺言者が信託として財産を贈与した場合の紛争については、リステイメントの本項目の対象外である。

d. 受託者が権利を取得しなかった場合

予定受託者に財産を移転する譲渡行為が無効となっても復帰信託は発生しないで財産の権利はそのまま残るか、復帰信託が生じていたならば権原を得る者に移転する。たとえば動産が信託として遺贈された後、無効となれば、財産権は遺言執行者に帰属し、信託が無効となっても、執行者は受託者として指名された受遺者に財産移転を強制されることはない、執行者は最近親者や次の受遺者に財産を分配するであろう。

e. 衡平法上の形態変換

不動産を遺言者が受託者に遺贈し、その不動産を処分して利益を信託として保持することを指示した場合で、意図した信託が無効となった場合、相続人もしくは第二の受遺者のために復帰信託が生じる。もし信託が無効とならなかったら、受益者の権利は衡平法上の形態変換の原則（第131条(1)項参照）に従って変換の指示があるので、受益権は動産上の権利となる。しかし信託が無効となれば、あたかも変換の指示がなかった如く、復帰信託は相続人もしくは第二の受遺者のために復帰信託が存在する。なぜならば財産変換の理由がなくなったからである。

逆に、遺言者が動産を信託として遺贈して、それによって不動産を購入して信託として保持することを指示し、意図した信託が無効となった場合、復帰信託が最近親者もしくは第二の受遺者のために発生する。

意図した信託が全部無効でなく一部無効となれば（注k、i参照）変換の指示がない限り、信託が無効となった限りで、復帰信託はない。

これは無効とならなかった信託目的の遂行のために、現実形態変換が必要な場合にもあてはまる。この場合、財産を保有する者は復帰を受ける者のために、変換された形で保有するであろう。そして死の際に、その形態で承継されよう。

例：

1. Aは、甲地を信託としてBに遺贈し、甲地を売却して、その代金をC、D、Eに平等の割合で分配するよう指示した。CはAより前に死亡し、そのためCへの遺贈は失効した。Bは甲地を15,000ドルで売却した。Bは、Aの相続人のための復帰信託として5,000ドルを保有する。その後、Aの相続人が無遺言で死亡した場合、Aの相続人の最近親者が5,000ドルを受領する権限を有することになる。

f. 国家への復帰信託

財産の所有者が信託として遺贈して信託が無効となり、相続人や最近親者もなく、次なる処分も指示していない時は、受託者は国家のために復帰信託として財産を保有することになる。そして、また生前者間で財産を譲渡し、無効となった後、譲渡人が相続人や最近親者がなく、無遺言で死亡した場合、受託者は国家のために復帰信託として財産を保有する。勿論、国家の権利は、死亡者の財産に対抗できる他の権利の制約を受ける。

歴史的経緯：

イギリスの普通法では不動産が信託として保有されていて無効となり、委託者が相続人なしに死亡した場合、受託者は財産を自己のものとした。その理由は単純所有者が相続人なしに死亡した時は、土地は領主に復帰したからである。しかし、衡平法上の権利は財産保有条件や領主や復帰もない。土地

【第12章】

の場合に国王が所有者の欠缺を埋める原則はない。所有者なき財産は国王のものというのは動産のみにあてはまった。そこで領主や国王に衡平法上の権利はないのであるから、受託者は信託から自由な財産を保有できるのである。この法則はイギリスでは制定法によって変更され、アメリカには波及しなかった。

動産の信託が無効となり委託者が無遺言で死亡し、最近親者もない時、イギリスやアメリカでは受益権は国家に帰属する。

5. 本条の適用される状況

本条は受益者が指定されていなかったり、受益者が存在しないもしくは確定できなかったり、予定受益者が正確に指名されなかったり、予定受益者が受益不能であったり、権利放棄をしたり、永久権禁止則違反を理由に信託が無効になったりした場合に適用される。

例：

2. Aは、甲地を信託としてBに遺贈し、受益者は後に遺言で指定することになっていたが、Aは受益者の指定をしなかった。Bは、Aの遺産のための復帰信託として、甲地を保有する。

3. Aは、受益者をCとする信託のために甲地をBに生前譲渡した。Cは、その譲渡が行なわれた後に死亡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

4. Aは、甲地をCのための信託としてBに遺贈した。Cは、遺言作成時には生存していたが、Aより前に死亡した。遺贈の失効を阻止するために適用される法令がなければ、Bは、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて甲地を保有することになる。

5. Aは、甲地をBに信託として遺贈し、Aの死亡後、貸金庫に入っている手紙に書かれている者を受益者とすることが決められていた。しかし、そのような手紙はなかった。Bは、Aの遺産のための復帰信託にもとづき、甲地を保有する。たとえ、そのような手紙が発見されても、予定していた信託は失効し（第54条注d参照）、BはAの遺産のために復帰信託にもとづき、甲地を保有する。

6. Aは、敵国人であるCのための信託として、甲地をBに遺贈した。法律によって、敵国人は、遺産によって土地に対する権利を取得できないことになっている。Bは、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて甲地を保有することになる。

7. Aは、Cのための信託として、有価証券をBに譲渡した。Cは、その信託のことを聞くと、その受益を拒否した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて、有価証券を保有することになる。

8. Aは、信託としてBに10,000ドル遺贈し、その収益を25年間積み立てて、25年経過時に、その時点で生存しているAの孫達に元本と収益の積立金を支払うよう指示した。Aは3人の子供をのこして死亡した。Bは、その金銭をAのための復帰信託にもとづいて保有する。

公益信託が無効となる状況については、第413条参照。確定した受益者がいない場合に財産移転がされ予定された信託が無効になる場合については、第416～第421条参照。公序良俗違反によって予定された信託が無効になる場合については第422条参照。

h. 一部無効

信託として財産が譲渡され、それが一部無効となった場合、復帰信託は無効となった信託についてのみ生じる。但し、譲渡人が反対の意思を明示していた時はこの限りではない。このことは信託財産の持分もしくは期間について一部無効が生じた場合にあってはまる。

例：

9. Aは、信託としてBに10,000ドル遺贈し、その金銭をCとDに平等に分配するよう指示した。CはAより先に死亡した。遺贈の失効を阻止するために適用される法令がなければ、Bはその金銭の半分については、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて保有する。

10. Aは、信託として甲地をBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、甲地をDに引渡すよう指示した。DがAより先に死亡した。遺贈の失効を阻止するために適用される法令がなければ、Bは、C生存中はCのための明示信託として甲地を保有し、C死亡後は、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

11. Aは、信託として甲地をBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡に際しては、C死亡までは確定できない者に甲地を引渡すよう指示した。Cが受益を拒否した。Bは、Cの生存中、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて甲地を保有することになる。

i. 一部無効の効果

信託として財産が譲渡され、それが全部無効となった時、受託者の義務は譲渡人もしくはその承継人に財産を移転することである。しかし、一部無効の場合、即時の譲渡人もしくはその承継人への譲渡が受益者の利益と矛盾する時には、受託者は無効でない受益者のために義務を負う。たとえば、遺言者が証券を信託として贈与し、ある者の生涯中収益を支払いその者の死後は、その死によって確定できる者に収益を支払い、従って受益者が権利放棄しても、期限の到来はない時に、生涯受益者が権利放棄をした時、受託者はその者の生存中は遺言者の財産に利益を支払う、復帰信託がその期間生じているからである。

j. 複数の贈与者

複数の人物が信託として資金を提供して、資金が費消される前に、もしくは支出が発生する前に信託が無効となった場合、贈与者は提供した資金を返還する義務を負う。仮に資金が費消されたり、支出が発生してから信託が無効となった場合は、提供資金の割合によって、持分をもつ。

提供の順序は重要でない。信託のため資金外からの支払は、最初の提供資金から支払われたことにはならない。最後の資金提供者が全部の持分を補償され、当初の資金提供者が、返還を受けられなかったり少ない持分についてしか返還を受けられないことはない。しかし、提供が、信託が無効であることを受託者が知った後に、受け入れられた場合、提供者は全額の返還を受けることができ、その提供が、前の提供者の返還分の増加にまわされることはない。

提供者のうち数名が確定できない時には、その持分は復帰信託として國家に帰属する。受託者はその持分を自己のものとしてできないし、他の目的に利用することもできない。

【第12章】

代替可能でない財産を複数人が、贈与して、信託が無効となり、財産は依然、特定物のまま残り、費用も発生していない場合、各提供者は特定物の形で返還を受ける権利を有する。もし財産が費消されたり費用が発生した場合は、費用は出資の割合に従って、分配される。

ⅰ. 中途での信託の無効

本条の規則は信託が当初から無効だった場合と、途中で無効だった場合に適用される。例えば財産所有者が、信託として譲渡し、収益を生涯受益者に与え、死後、元本を第三者に帰属させ、その元本処分が無効な条件にかかる時には、復帰信託は生涯受益者死亡の際に生じる。

例：

12. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Cの子供に元本を引渡すよう指示した。Cが死亡した時に子供はいなかった。Aの遺産のための復帰信託が成立する。

ⅱ. 受益権が全部処分された場合

財産所有者が信託として単独受益者のために財産を譲渡した場合、信託条項により一定期間は収益を支払いその後、元本を受益者またはその財産に返還するように定めていた場合、受益者が一定年間の経過前に相続人なしに死亡した場合は、受益権は国家に帰属し、復帰信託は委託者またはその財産のために発生しない。この場合、受益者は信託財産の全受益権を有しており、死後は国家がその権利に継承するので本条で述べられた規則のもとでは、信託は失効しない。

同様に、財産所有者が生涯受益権のある者に、残余権は他者に帰属する信託として財産を譲渡した。後者は生涯受益者の権利の制約を受ける。生涯受益者の死亡前に相続人なしに残余権受益者が死亡した場合、その受益権は国家に帰属し、復帰信託は委託者またはその財産のためには生じない。しかしながら、もし残余受益権が条件付で、受益者が相続人なしに死亡した場合は、復帰信託が委託者またはその財産のために生じる。

ⅲ. 非公益団体のための信託

信託が、非公益団体そのものために、設定され、団体の構成員の利益のために設定されていない場合、団体が解散する際に残余財産につき資金提供者に出資の割合に従って復帰信託が生じる。

例：

13. 複数の人々が団体を作り、出資をして、その出資者達を埋葬するための共同墓地を信託として保有することを目的として土地を購入することとした。その後、公衆衛生規則にもとづき、その土地が墓地として利用できなくなり、遺体は移転され、団体は解散された。出資額に応じて、出資者のために、その土地につき復帰信託が成立する。

14. 製粉会社の経営者と従業員が、従業員組合のメンバーの疾病や障害を援助するために資金を拠出した。その組合は、その後、解散したが、基金の一部は、病氣や障害者となったメンバーの援助のために残された。基金の残余部分につき、出資者のための復帰信託が生じ、出資者は、出資額に応じて、受益の権限を有する。

公益団体のための信託が失効した場合については、第413条参照。

q. 信託が非公益団体の構成員の利益のために設定されて、法人自身の利益のためには設定されない場合に、法人が解散された時、信託財産分割時の構成員は、分割の権原をもち、復帰信託は資金提供者のためには生じない。このようなケースでは構成員が等しい分配の権原があるか否かは、その団体の性格による。構成員が出資していれば、分配は出資の割合によるのが公平である。解散の際に受けるべき受益がまだされていない場合、また受けられない場合も、構成員は各人の権利を公平に計算して、出資を分配することができる。

たとえば、会社化されていない社交クラブやカントリークラブが解散すると、解散時の構成員がクラブ財産の持分につき権原を有する。それ以前の構成員は当初の料金を支払っていても、通常死亡や脱退による会員資格がなくなった時は、財産に対する権利をなくす。通常会員たる期間に関係なく構成員は等しく分配にあずかる。たとえ、多く支払っていても、長く利益を享受してもである。

一方、法人の目的や性格により等しい分割が不公平な場合もある。たとえば、被用者の組織が労務の保証のために保証基金積立のために設定されている場合、それは被用者個人としての保証金預託に代わるものであるのだが、被用者は毎年の賃金から積立てて、退社の時には利子を付して、積立額に応じて払戻を受けると規定している場合、法人が解散する時に、構成員の出資に利子を付して返還した後に、解散時の構成員がその出資に応じて剰余の分配を受ける。

o. 信託設定時の意図が明確でない場合

本条の定める規定は信託設定時の意図が明確に明らかにならない時は、また詐欺防止法や遺言に関する法違反の場合には適用されない。

たとえば、土地が生存者間で明示信託として譲渡されたが、絶対譲渡の文言によって信託設定の意図が文書に欠けていた場合、たとえ、もともと詐欺防止法により予定した信託が強制実現できないものであるにしても、譲受人は復帰信託としては財産を譲渡人のためには保持しない。このようなケースでは譲受人は自分の利益のために土地を保有する。

但し、擬制信託が譲渡人もしくは第三者のために発生する時はこの限りでない。如何なる状況で擬制信託発生があるかは第44条、第45条参照。

同様に、不動産や動産が明示信託として遺贈されたが、遺言が絶対的で、信託設定の意図が見えない場合は、たとえ明示信託が、遺言に関する法によって強制履行力がないにしても、受贈者は財産を復帰信託として保持するものでない。この場合、受贈者は自分のために財産を保有する。擬制信託が受益者に発生する場合はこの限りでない。いかなる状況で擬制信託が発生するかについては第55条参照。

p. 信託としての生存者間の譲渡

土地所有者が第三者のために生存者間で土地を譲渡して、譲渡の書面で信託は明確だが、受益者が書面で指定されていない場合や、詐欺防止法の適用があり書面に署名が欠けているならば、予定していた受益者は信託を強制できない。しかし、譲受人が土地の権利を保持しないことが書面から明らかとなし、譲受人は土地を保持できないであろう。この場合、譲渡が受益者（第45条(2)項参照）の擬制信託を発生させるものでない時で譲受人が土地

を受益者に譲渡しなかった時や書面の署名を欠くために強制履行ができない時（第42条、第43条参照）、譲受人は復帰信託として譲渡人のために保有する。譲受人が土地を保持することができて、不当利得している場合のみ、譲渡人は譲受人に再譲渡を強制できる。もし意図された受益者が擬制信託を自分の利益のために保持することができたり、譲受人が信託を履行するのにやぶさかでない時、譲渡人のために復帰信託は生じないであろう。

例：

15. Aは、甲地をBに譲渡した。譲渡証書には、その譲渡は信託としてなされたものであると書かれていたが、信託目的が記載されていなかった。譲渡の時に、Aが口頭で、Cに甲地を引渡すための信託として、Bは甲地を保有すべしと指示した。Bが甲地をCに引渡した場合、または、BがCに甲地を引渡すための信託として甲地を保有するものであると述べた覚書に署名をした場合には、Aは、Bに対し、甲地をAに返還せよと強制することはできない。Bが甲地をCに引渡すことを拒否した場合、あるいは、そのような覚書に署名をした場合、Aは、Bに対し甲地を返還するよう強制することができる。

16. 事実関係は例15と同じであるが、AがBに甲地を譲渡する時点で、BはAに対し甲地をCに引渡すことを約束したが、この約束をなした時に、実はそれを履行しないつもりであり、Bは甲地をそのまま保有した点異なる。Bは、Cのための擬制信託にもつき甲地を保有することになり（第45条第(2)項参照）、AはBに対し、甲地を返還するよう強制することはできない。

g. 信託としての遺贈

遺言者が、財産を遺贈して、遺言で信託として、財産が保持されると述べていて、受益者が指定されてなくて、遺贈財産とは別に遺言書の内容から述べられた記述や事実から受益者が誰かわからない場合、信託は強制履行されえない。なぜなら遺言に関する法の要件に適合しないからである（第54条、第358条参照）。しかし遺言から受遺者が、その利益を留保することが予定されていない時、受遺者はそれを保持できない。この場合、受益者に擬制信託が発生しないならば（第55条(2)項参照）、受益者は復帰信託として遺言者もしくはその財産のために、復帰信託として保持することを強制される。受益者に擬制信託が発生する状況で遺贈がされたのでないなら、受遺者はたとえ望んでも受益者に財産を移転することはできない。第54条注a、第358条注d参照。

もし、しかし、受遺者が予定受益者のために擬制信託として保持することを強制されうるならば、遺言者の財産のためには復帰信託は発生しない。そのような擬制信託は受遺者が予定受益者のために信託として保持することを遺言者に合意していた時に強制されうる。第55条(2)項、第359条参照。復帰信託は受遺者が財産を保持する場合のみ遺言者のために発生する。予定受益者が自己の利益のために、擬制信託を実行して、受遺者に財産を自分に引渡すよう強制できる時には、遺言者の財産のための復帰信託は生じない。

例：

17. Aは、信託としてBに1,000ドルを遺贈し、信託受益者については、Aの遺言書と一緒にある手紙に指名されていることになっていた。Aの死亡に際し、形式上遺言法の要件を充足していない手紙がAの遺言と一緒に発見されたが、そこに信託受益者としてCが指名されていた。Cは、意図された明示信託を強制することはできないし（第54条注a参照）、Cのための擬制信託も強制することができない

(第55条注 e 参照)。Aの遺産のために、復帰信託が発生することになる。

18. Aは、Bがその者のために保有することを同意する者のための信託として、Bに1,000ドルを遺贈した。Bは、Cを受益者とする信託としてそれを保有することに合意した。Cは、意図された明示信託を強制することはできないが(第54条注 a 参照)、Cのための擬制信託を強制することができる(第55条注 e 参照)。Aの遺産のための復帰信託は生じない。

第412条 復帰信託が生じない場合

財産権の所有者がその財産権を信託として譲渡したが、信託の効力が生じない場合に、もし譲渡人が、信託の失効に際しても復帰信託を発生させない意思を相当な方法で表示しているときは、譲受人は、信託財産を復帰信託として保有することはない。

注：

a. 信託失効の場合の財産処分条項

財産権がそれに基づいて譲渡された信託が失効する際には、ある処分が財産権につきなされるという意味を譲渡人が遺法に表示し、この処分が有効な場合には、信託の失効に際し、復帰信託は生じない。

たとえば、財産権が生前行為または遺言によって信託として譲渡されたが、もしその信託が効力を生じない場合に、信託条項または遺言に、信託が効力を生じない場合には受託者はその財産権を第三者に引渡すべしと規定されていたり、または異なる信託にもとづいてその財産権を保有すべしと規定されているような場合には、復帰信託は生じない。たとえその意図が特定の文言で表現されていなくても、上記のことは適用される。

例：

1. Aは、Cのための信託として財産権をBに遺贈し、もしその信託が効力を生じない場合は、Dのための信託にもとづいて、その財産権を保有するよう指示した。Cが受益を拒否した。Bは、Dのための信託としてその財産権を保有し、Aの遺産のための復帰信託は生じない。

2. Aは、財産権を信託としてBに遺贈し、その収益をCとDに平等の割合で支払い、両者が死亡した場合には、元本をEに引渡すよう指示した。CがAよりも先に死亡した。Dが、生存中は収益の全部を受領する権限があるかどうか、またEが直ちに元本の半分について受領する権限があるのかどうか、それともDの生存中、収益の半分につき復帰信託が生じるのかどうかは、すべての事情を考慮し、遺言書の文言を解釈して結論が出される。

b. 受託者のための明示信託

譲渡の文書や遺言で信託失効の場合に、受託者は財産を譲渡人に再移転するように定められている場合は復帰信託よりも、明示信託が発生する。

c. 将来権の発生

財産の所有者が連続的処分により、複数の人に信託処分をしていて、前者の権利が失効しても、将来権が発生

すると、復帰信託は発生しない。たとえば遺言者が信託として財産を遺贈し生涯受益者に収益を支払い、その死後、元本を別の人に支払うように指示した場合、受益者が権利放棄をした時は、元本は残余権者に通常支払うようになる。しかし残余権者が生涯権者の死後にしか判らない時は、その死まで元本は支払えない。生涯権者の生きている間、遺言者の財産のために復帰信託が発生し、収益を支払う義務がある。但し遺言者が別段の意思を表明した時はこの限りでない。

将来権の発生についてのルールの特則については財産法リステイメント第230条～第237条参照。

d. 受託者保持の意図の表明

譲渡人が信託失効の際に譲渡財産を受託者が信託の制約を受けずに保持することを明示していた時、復帰信託は発生しない。その意図が表明されたかは解釈の問題である。その際の重要な状況とは、(1) 文書中での語句、(2) 譲渡人と譲受人の関係、(3) 受託者が個人であるか、法人であるか、法人であるならば公益法人かどうかである。

信託が失効した際に受託者が信託の制約を受けずに財産を保持できる意思表示は、財産が信託を条件として (subject to a trust) 与えられる場合の方が信託として (in trust) 与えられる場合より認め易い。

受託者が委託者から贈与を受けるのに自然な関係にある時は、赤の他人である時より、受託者への財産保持の意思表示は明確に見出し易い。

受託者が公益法人である時は、営利法人である時より、受託者への財産保持の意思表示は明確に見出し易い。

財産を消耗することなしに信託を終了した場合、その剰余を受託者が受領してもよいときは、信託失効の際に受託者への財産保持の意思表示は明確に見出し易い。信託の失効はないが財産の消耗なしに信託が終了した場合につき、第431条参照。

e. 遺言による信託の際の口頭の証拠

財産が信託の形で遺贈され無効となった場合、信託失効の際、受託者が財産を保持できる意図を遺言者がもっていたことを認める唯一の証拠は、全ての状況から判断した遺言書のみである。遺言書にない遺言者の意思は復帰信託の発生を阻止しない。第164条注dと比較。

例：

3. Aは、Cのための信託として、甲地をBに遺贈した。CはAより先に死亡した。Aは、その信託が効力を生じない場合、Bが甲地を保持してほしいと語ったことが、証拠として出された。また、AがBに書いた手紙で、その信託が効力を生じないときはBが甲地を保持すべしと書かれたものが、Aの死後に発見され、その手紙も証拠として提出された。遺言による信託設定については、遺言書そのものを、随伴する事情に照らして解釈するのであり、このような証拠は許容されないから、Bは、Aの遺産のための復帰信託にもとづき甲地を保有することになる。

f. 逆に財産が信託として遺贈され失効した場合、遺言をめぐるすべての状況が遺言者は受託者に財産を保持させるものと解釈できるのなら、遺言者の復帰信託を発生させる旨の発言は、復帰信託発生のために採用できない。

例：

4. Aは、甲地をBに遺贈し、またAの相続人は、C生存中はCに、毎年、1,000ドルについての収益を支払う信託上の義務を負っていた。Cが受益を拒否した。Aが、その信託が効力を生じないときは、甲地は彼の相続人に属するのだと語ったということが、証拠として提出された。この証拠は許容されず、したがって、Bは、信託とはかかわりなく、甲地を保有する。

g. 生存者間信託における口頭証拠

財産が信託として書面によって生存者間で譲渡され、信託が失効した場合、譲渡人の意図についての解釈方法は周知の全ての状況から解釈できるその書面のみである。書面に含まれない譲渡人の発言は復帰信託の発生を阻止する証拠とならない。これは不動産ばかりでなく、動産にもあてはまる。第38条(2)項のルールにおいて外的な証拠は書面で財産を移転された人が信託として保持すると書面で書かれている場合、受益者として利益を得ると意図していると認めるに足りない。なぜならそれは文書の語句を変更することになるからである。第164条注eと比較。同様にその前条では、外部証拠は受託者が、信託が失効した場合、受益者として財産を保持することを認めるに足りない。なぜならそのような証拠の効果は、文書の法律効果を変更することになるからである。

しかし、口頭証拠排除の原則は詐欺や不当威圧・錯誤などの変更・取消の原因の外的証拠の採用を否定するものではない。

口頭証拠排除の原則が書面による譲渡の際の復帰信託の発生阻止に働くとしても、復帰信託を消滅させる次の取引を認める口頭証拠を排斥するものではない。もし信託が財産が、不動産であれば詐欺防止法上、復帰信託の消滅に書面が要求される。第429条、第439条参照、第460条と比較。

h. 口頭の信託

生存者間で信託として財産が譲渡され、詐欺防止法に基く書面によらず、信託が設定された場合、口頭証拠は信託失効の際に受託者に財産を保持させる信託設定時の譲渡人の意図を認めるに足るものとなる。第164条注fと比較。

第413条 公益信託が効力を有しない場合

財産権の所有者が、その財産権を、ある公益目的のための信託として無償で譲渡したが、その公益目的が達成できないものであるときは、譲受人は、その信託財産を譲渡人またはその遺産のための復帰信託として保有する。但し、以下の場合は、この限りでない。

- (a) 可及的近似の原則 (doctrine of cy pres) の適用がある場合
- (b) 譲渡人が、復帰信託を生じさせない意思を相当な方法で表示した場合

注：

a. 可及的近似の原則

財産権が、特定の公益目的のための信託として贈与されたが、その公益目的の達成が不可能であったり、実践

【第12章】

できないものであったり、不法性のため実現できなかったような場合、委託者が、もっと一般的に公益目的にその財産権をあてたいという意思を明示しているときは、その信託は無効となることなく、裁判所は、委託者が意図した範囲内で、できる限り類似の公益目的のために、その財産権をあてるよう命ずることができる。第399条参照。これが、可及的近似の原則である。

他方、委託者が、その贈与を特定の公益目的に限定する意思を表示した場合に、その公益目的の達成が不可能であったり、不法なものであったりしたときには、この信託は効力を有せず、受託者は、委託者またはその遺言のための復帰信託にもとづいて、その財産権を保有することになる。

b. 復帰信託の生じない場合

委託者が公益信託が失効した際、受託者が別の公益信託の形で信託を保持したり、もしくは私的信託の形で信託を保持したりする意図を有効に定めていた時は、復帰信託は発生しないで受託者は公益信託もしくは私的信託の形で財産を保持する。

委託者が公益信託が失効した際、受託者が信託の制約をはなれて、財産を保持できる意図を有効に表明していれば、復帰信託は生じない。受託者が公益法人であるという事実は、必ずしもそうとはいえないのだが、委託者が信託が失効した時には一般的な目的のために財産を利用する権限を与えることを示しているだろう。

c. 上項証拠の認容

公益信託が失効した場合に、復帰信託の発生を阻止する委託者の意図を認容する外的な証拠の基準は、私的信託の場合と適用を同じくする。第412条注 e～h 参照。

d. 期限や条件

信託として贈与され、ある事態が継続している限り、もしくはある事件がおきるまで、公益目的に供されている場合、その事態が終了もしくはその事件が発生した時は公益信託は終了する。信託が終了したのであるから、受託者は復帰信託として委託者もしくはその財産のために、有効な贈与がない限り、財産を保持する無効な贈与があり、委託者が公益信託はその贈与があった時に終了する意図をもっていった時は公益信託は継続し、復帰信託は発生しない。第401条注 d 参照。

e. 委託者が公益目的を確定しなかった場合

財産が、信託として贈与され一定の公益目的に供される場合で、委託者が目的の確定をしなかった場合、明示の公益信託は無効となる。その場合、譲受人は委託者もしくはその財産のために復帰信託として財産を保持する。

f. 受託者の欠落

通常受託者を欠いただけで公益信託の処分は無効とならない。第397条(1)項参照。しかし公益目的のため財産が信託として贈与され、委託者が、受託者を指定しなかった時に意図する公益信託は終了する意思を明示していた場合や、委託者の指定なしには信託目的の完遂が不可能な場合は公益信託は無効となる。第397条(2)項参照。そのような場合、財産は受託者もしくはその承継人と指名された者によって保持され、遺言者の財産のために復帰信託として保持される。

g. 複数の贈与者

可及的近似の原則があてはまらないならば、複数の人物が公益信託として保持される基金を設立して、それが失効した時は、設立者はその寄与の金額に応じて信託財産上に持分がみつめられる。第411条注j参照。

第414条 特定集団の構成員のための信託

財産権が生前行為または遺言によって、ある特定集団の構成員のための信託として譲渡され、受託者がその構成員の内の誰れが如何なる割合をもって受益権を取得すべきかを選ぶ権限を与えられている場合には、受託者がその選定をしなくても、信託は失効せず、復帰信託は発生しない。その集団の構成員は、信託財産に対し平等の割合をもって権利を取得することができる。但し、譲渡人が別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

注：

a. 集団中での受託者による選定の欠落

特定集団の構成員は信託の受益者になりうる。第120条参照。指名の権限が財産の分配を受ける者もしくは特定集団の構成員に与えられている場合、もし権限授与者が被授与者にその行使を義務づけていたならば、信託は構成員のために設定されている。第27条参照。

構成員資格の帰属が明確である時は、本条では構成員が明確であるとする。永久権禁止則の期間内に構成員が決定できない時は、信託は失効する。そして復帰信託が委託者もしくはその財産のために発生する。

信託条項で受託者が構成員中、誰がどの割合で財産を取得するか決定できると権限を与えられていて、決定をした時、決定された人が財産を取得し、復帰信託は発生しない。

信託条項で受託者が構成員中、誰がどの割合で財産を取得するか決定できる権限を与えられていて決定できない時、信託は失効しないし、復帰信託も発生しない。決定の期限が過ぎた時に構成員は等しい割合で財産を取得する。但し譲渡者が有効に別段の定めをしていた時はこの限りでない。決定の権限の行使は裁判所で特定履行できない。なぜなら決定は受託者の個人的裁量だからである。裁判所はまた次の受託者を指名して決定させることもできない。但し委託者が未来の受託者に決定を専断的にさせる意図のないことを明示した場合はこの限りではない。信託は受託者が義務履行をしないことによって失効しない。なぜなら譲渡人は譲受人が権利行使を義務づける意図はないからである。たとえ委託者の全目的が完了しないとしても、そして委託者が意図した持分を構成員に分配することが不可能となったとしても、構成員に等しく財産を分配する方が、信託を失効させて譲渡人もしくはその財産のために復帰信託として、受託者に保持させるより委託者の意図に近い。

本条の規則は生存者間の移転と遺言による処分双方に適用される。

例：

1. Aは、信託として、10,000ドルをBに遺贈し、その金銭をC・D・Eに支払うよう指示し、それらの者の割合については、Bが決定できることになっていた。Bが、その分配をする前に死亡した。C・D・Eは、その金銭につき、各人が平等の割合で受領する権限を有し、復帰信託は生じない。
2. Aは、信託として10,000ドルをBに遺贈し、その信託の内容は、Cの子供のうちからBの選んだ

者にその金銭を支払うというものであった。Cが死亡。Bも分配をする前に死亡した。Cの子供達は、その金銭に対し、平等の割合で受領する権限を有し、復帰信託は生じない。

3. Aは、信託として10,000ドルをBに遺贈し、その信託の内容は、C生存中は、Cに収益を支払い、C死亡後は、Aの甥と姪にBの選んだ割合で元本を引渡すというものであった。Bが分配をする前に死亡してしまった。Cの死亡に際し、Aの甥と姪は、その金銭につき平等の割合で受領する権限を有し、復帰信託は生じない。

b. 指定の権限はあるが信託がない場合

財産や特定の集団の構成員の指定権がある人物に与えられていて、指定されないために贈与ができず指定権も行使できない場合、集団の構成員は財産を取得し、復帰信託は生じない。但し指定権限が行使された場合のみ、財産が構成員に帰属すると権限授与者が明示していた場合はこの限りでない。第27条、第120条参照。

第415条 血縁者(relatives)のための信託

財産権が、生前行為または遺言によって、委託者またはある特定人の血縁者のための信託として譲渡され、受託者に、その血縁者のうちの誰れが如何なる割合をもって受益権を取得すべきかを選定する権限が与えられている場合に、受託者がその選定をしなときは、信託は失効せず、また復帰信託は生ずることなく、委託者または特定人の相続権ある近親者は、遺産の分配を規定した法の割合に従って、信託財産に対し権利を取得する。但し、譲渡人が別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

注：

a. 本規則の範囲

本条は受託者に指定された血縁者の中で指名する権限が与えられる場合に適用され、子供や甥・姪の中での指定された血縁者の中で指名する権限しかあたえていない時には適用されない。第414条参照。指定された血縁者が特定の集団でないとしても、受託者が指名権と割合指定権を持っているとしたら、信託は無効ではない。第121条参照。受託者は最近親者であるか否かを問わず血縁者の中から有効に指名ができる。

受託者が血縁者の中から選択しない場合、信託は失効せず、復帰信託は生じない。指名権行使の期限が来た時、最近親者の中から分配の法律に従った割合で信託財産が与えられる。但し譲渡者が別段の定めをしていた時はこの限りでない。指名権限の行使は裁判所によって特定履行されない。というのは権限行使は受託者の個人的裁量権の行使だからである。同じ理由で裁判所自らの権限行使もできないし、次の受託者を指名することもできない。但し委託者が別段の定めをした時はこの限りでない。委託者の全目的が達成されなくて、そして委託者の意図する持分が血縁者に分配されることが不可能となって、血縁者間で等分に財産を分割することが非現実的かつ委託者の意思に合致しないであろう場合は、裁判所は信託が全部無効となるよりも、最近親者を構成する血縁者の中で財産の分割を指示することができる。なぜなら、これが譲渡人の意思を生かす現実的な方法だからである。

例：

1. Aは、信託として10,000ドルをBに遺贈し、その信託の内容は、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、元本を、Cの血縁者に、Bの決めた割合で分配するというものであった。Cが死亡し、Cの血縁者に分配する前に、Bも死亡した。Cの最近親者は、その元本に対し権限を有し、Aの遺産のための復帰信託が生ずることはない。

本条のルールは生存者間の移転と遺言による処分双方に適用される。

b. 指名の権限はあるが、信託がない場合

委託者の血縁者や特定人物の血縁者に財産を与えることの指名権限が、ある人物に与えられている場合に、指定の不履行のために財産の贈与がない時、指名の権限が行使されない時、最近親者が特定人物に財産が与えられ、復帰信託は委託者やその財産のために発生しない。但し、贈与者が指名された場合にのみ財産が血縁者に与えられる意図を明示している時はこの限りでない。第27条参照、第121条参照。

第416条 不特定集団の構成員のための遺言処分

第415条の場合を除き、財産権が不特定な集団の構成員のための信託として遺贈され、受遺者に、その構成員のうち誰れが如何なる割合をもって権利を取得すべきかを選定する権限が与えられているときは、復帰信託は生じない。但し、以下の場合を除くものとする。

- (a) 受遺者が選定をしない場合
- (b) 選定する期間が、永久権禁止則 (the rule against perpetuities) をこえて認められている場合
- (c) その集団が非常に不確定なものであって、誰れがそのなかに入るのか確定できない場合

a. 本規則の範囲

血縁者の場合を除き(第415条参照)、不特定集団の構成員は私的信託の受益者になれないので有効な信託は発生しない。第112、第122条参照。しかし受遺者は集団の構成員のために分配する権限がある。その分配をしない場合は復帰信託が生じる。

例：

1. Aは、自分の家具・宝石・木を全部、信託としてBに遺贈し、それらをBの選択によってAの友人達に分配するよう指示した。Bは、その財産をAの友人達に分配することを拒否または怠った場合にのみ、Aの遺産のための復帰信託にもとづき、その財産を保有することになる。

不特定集団の構成員の利益のための生存者間の処分の効果については、第419条注d参照。

b. 受遺者に贈与がある場合

本条に述べる規則は受遺者に贈与する旨が明確な時は適用されない。第25条、第125条参照。この場合、復帰信託は、受遺者が財産分配を怠った時でも発生しないで、受遺者が財産を保持できる。

例：

2. Aは、自分の家具・宝石・木を全部Bに遺贈し、「できれば、友人達にわけてほしい」と希望し

た。他に証拠がない場合には、Bは、信託とはかかわりなくその財産を取得し、復帰信託は生じない。

第417条 不確定または一般目的のための遺言処分

財産権が、公益目的に限らず、不確定または一般目的のための信託として遺贈され、かつ、確定的または確定可能な受益者の指定がない場合には、復帰信託は生じない。但し、以下の場合を除くものとする。

- (a) 受遺者が、その財産をその目的のために利用できない場合
- (b) その分配をする期間が、永久権禁止則の期間を超えて与えられている場合
- (c) その目的が非常に不確定なものであるために、その適用範囲が確定できないような場合

注：

a. 本規則の範囲

本条において明示信託は設定されない。というのはそれを強制する受益者がいないからである。第112条、第123条参照。州の司法長官や州当局は公益信託として実行させることはできない。というのは目的が公益に限られていないからである。第123条、第398条参照。しかし、受遺者は一定目的に財産を供する権限がある。復帰信託は生じない。但し、受遺者が分配をしない時はこの限りでない。

例：

1. Aは、信託として、10,000ドルをBに遺贈し、この金銭を、慈善と施し（liberality）、公益その他、Bの裁量によって最も良いと認められる目的のために使ってほしいと指示した。Bが遺言の条項に従ってその財産の処分をすることを拒否または怠った場合にのみ、Bは、その金銭を、Aの遺産のための復帰信託にもとづき保有することになる。

しかし、目的が全く不確定で、適用が目的に適合するか判定できないならば（第123条注 e 参照）、また永久禁止則を超える時にしか適用ができないならば（第123条注 f 参照）、分配の権限は無効となり復帰信託が生じることもある。

生存者間の不確定または一般目的のための処分の効果については、第419条注 b 参照。

b. 受遺者の贈与がある場合

本条の規則は遺言者が受遺者に贈与する意図が明確に表明されている場合は適用されない。第25条、第125条参照。この場合受遺者が財産の指定された目的への提供をしなくても復帰信託は発生しないで、受遺者が信託の制約を受けなくて財産を保持できる。

遺言者の受遺者への贈与の意思は指定目的が広範囲で、受遺者の財産処分の自由が広く残されている事実から、表明される。第125条参照。また目的が受遺者への贈与を示すほど広くないにしても、遺言者が受遺者に義務を課していない場合は贈与への意思が表われている。第25条参照。

c. 公益もしくは無効な目的

公益もしくは非公益目的が、強制可能な信託として全体あるいは部分的に有効である場合については、第398条、

第421条参照。

第418条 特定の非公益目的のための遺言処分

財産権がある特定の非公益目的のための信託として遺贈され、確定的または確定可能な受益者が指定されなかった場合は、復帰信託は生じない。但し、以下の場合を除くものとする。

(a) 受遺者が、その財産権を指定された目的のために用いない場合

(b) 受遺者が、遺言の条項によって、その財産権を永久禁止則の期間を超えて利用することを許されている場合

(c) 信託目的が気紛れな性質 (capricious) のものである場合

注：

a. 指定義務の不存在

本条は信託が受益者がいないために成立しなかった場合である。112条、124条参照。公益目的ではないので司法長官や公務員によって公益信託として成立させられることはできない。124条、398条参照。

b. 指定の権限

財産権が、ある特定の非公益目的のために利用されるよう、ある人に遺贈され、受遺者が、適法にその財産権を指定された目的のために利用できる場合は、その目的が気紛れなものであったり、永久拘束禁止則(第124条注 b 参照)に違反していない限り、遺言者の遺産のために復帰信託が生じることはない。たとえば、遺言者の記念碑または墓碑を建設するために、ある者に財産権が遺贈された場合、あるいは、永久拘束禁止則の期間に違反せず、記念碑または墓碑の管理をするために財産権が遺贈された場合には、復帰信託は生じない。同様に永久拘束禁止則に違反しない期間で動物を飼育するために、ある者に財産権が遺贈された場合、復帰信託は生じない。

受遺者が財産を一定目的に供するのを拒否したが、財産の保持を許されていない場合は、遺言者のために、復帰信託が発生する。たとえ受遺者が財産を一定目的に供することを強制されないにしても、受遺者は財産を提供するか引渡すかをしなければならず、最終的に保持することは許されない。なぜなら自分の利益のために贈与されたのではないからである。

もし明示信託の条項で永久拘束禁止則の期間を越えて一定目的のために、受遺者が財産を利用することを許されているならば、利用を欲しても、財産をその目的に利用することはできない。第124条注 f 参照。たとえば遺言者が永久の墓地の維持のために収益を利用するよう遺贈した場合、受遺者は適法に収益を利用することができず、遺言者のために復帰信託として財産を保持する。しかし多くの州では制定法で墓地の永久的な維持のための信託は許されている。

財産が非公益目的の明示信託として遺贈されたがその目的が気紛れな性質であり、確定的な受益者が指定できない場合は信託は発生せず、受遺者は財産を一定目的のために利用できず、遺言者の財産のために復帰信託として保持する。第124条注 g 参照。たとえば海に金銭を投げ捨てるためにある人物に遺贈された場合、彼はそうする

【第12章】

ことを強制されないばかりでなくそうすることを許されず、遺産のために復帰信託として財産を保持する。同様に、20年間占有されないように指示して、ある人に家が遺贈されても、その者は20年間遺産を復帰信託として保持する。

生存者間の非公益目的のための譲渡の効果については、第419条注c参照。

c. 受遺者に単純贈与がある場合

本条の規則は遺言者が信託を成立させる意思を明示せず、受遺者に何らの義務も生じさせないで一定目的のため財産を利用させるために贈与した時には適用されない。第25条参照。このケースでは、たとえ受遺者が財産を一定目的に利用することをしなくても復帰信託は生じない、受遺者は信託の制約を受けなくて、財産を保持できる。但し、一定目的への利用がない場合に贈与があった時はこの限りでない。

第419条 特定の受益者の指定がない生前譲渡行為

(1) 財産権の所有者が、生前行為をもって、無償で、その財産権をある信託目的のために譲渡し、かつ、確定的または確定可能な受益者の指定がないために、その信託を強制することができない場合でも、譲受人は、その財産権を指定された目的のために利用することができ、この利用の権限が譲渡人によって撤回され、または譲渡人の死亡または無能力のために終了するまでは、これを継続することができる。

(2) 譲渡人が、譲受人の前項の権限を撤回し、または死亡もしくは無能力となり、または信託目的が達成できないときは、譲受人は、その財産権またはその間に指定された目的に利用しなかった部分の財産権を、譲渡人または譲渡人の遺産のための復帰信託として保有する。

注：

a. 本規則の範囲

本条の状況は財産が、類似の目的のために遺贈された時に発生する状況とは異なる。委託者が生存している時、委託者は財産に受益権をもつ唯一の人物である。財産を譲渡された者は委託者の指示によってのみ適法に財産を管理することができる。なぜなら委託者以外財産に権利を持っていないからである。一方、委託者が財産に唯一権利を持つ者であるから、何時でも譲受人に譲渡の撤回を請求する権限を持ち、再譲渡を請求できる。譲受人は単なる譲渡人の代理人ではない。ただし譲受人が普通法上の権原をもつ時はその限りでない。

b. 不特定ないし一般目的

本条の規則は財産の所有者が公益目的に限らない不特定ないし一般目的のために生存者間で財産を利用しようとする場合に適用される。第123条参照。

例：

1. Aは、Bに10,000ドルを贈与し、Bの裁量によって最も良いものと思われるような慈善を施し、公益その他の目的のために利用するよう指示した。Bは、5,000ドルをこの裁量の範囲内の目的のために利用した。AはBの権限を撤回し、Bにその金銭を返還せよと要求した。Bは、残額について、Aのた

めの復帰信託にもとづき保有する。

2. 事実は、AがBの権限を撤回したのではなくて、死亡した点を除き、例1と同様である。Bは、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて残額を保有する。

c. 特定の非公益目的

本条は特定の非公益目的のために利用するよう財産を移転する場合に適用される。たとえば、動物の所有者が信託として動物が活着している限りその世話をするために金銭を支払う場合である。譲受人や第三者の誰も動物に対する受益権や金銭に対する受益権を持たない。譲受人は適法に動物の世話のために金銭を利用することができる。しかし譲渡人は何時でも譲受人の権限を終了させることができるし、動物を取り戻し、金銭も動物の世話によって費消されていない限り取り戻すことができる。もし、譲渡人が譲受人の権限を終了させないで死亡した時は最近親者や残存受遺者が動物と金銭を所有する。但し譲受人が遺言で別段の定めを規定した時はこの限りでない。

たとえ目的が気紛れであっても、譲渡人が権限を撤回したり、死亡したり、無能力になるまでは、譲受人は適法に財産を利用することができる。ある人が金銭を海に捨てるように別の人に贈与したならば、たとえ権限授与を投棄の前に撤回して、金銭の返還を強要することができるにしても、後者はその指示に従った場合、責任は生じない。贈与者の死後に金銭を海に投棄した場合は、贈与者の遺産に対して責任を負う。

例：

3. Aは、信託として数個の家具をBに贈与し、Bの選択によって、Aの友人達に、その家具を分配するよう指示した。Bは、その家具の一部をAの友人達に分配した。AがBの権限を撤回し、Bに家具の返還を求めた。Bは、残りの家具を、Aのための復帰信託にもとづいて保有する。

4. 事実関係は例3と同じだが、AがBの権限を撤回したのではなく、Aが死亡した点が異なる。Bは、Aの遺産のための復帰信託にもとづき残りの家具を保有する。

d. 不特定集団の構成員

本条にもとづく規則は、譲受人もしくは第三者が、不特定集団の中で誰がどの割合で財産を取得するかを指定する構成員の中で分配される時に適用される。

e. 特定集団の構成員もしくは血縁者

財産所有者が信託として生存者間で特定集団の構成員もしくは血縁者のために財産を移転し、譲受人に誰がどの割合で取得するかをしてする権限が与えられていれば、信託は成立し受託者の権限は譲渡人によっては撤回できず、譲渡人の死亡によっても終了しない。第414条、第415条参照。

第420条 数個の有効な目的のための信託

財産権の所有者が、受託者の裁量に従って、その財産権を列挙された数個の信託目的の間に配分する趣旨で、受託者に信託譲渡し、かつ、その各信託目的が何れも私益または公益信託の目的として適法である場合、受託者

として指定された者が、その配分をなすことが出来ず、またはしないときは、信託は効力を失うことなく、また復帰信託は発生しない。その財産権は推定される委託者の意思に反しない限り、数個の信託目的の間に平等の割合をもって配分される。

注：

a. 公益およびその他の目的

本条で述べられている規則は、受託者が信託財産を公益目的及びその他の有効な目的で分配する権限を有する場合にも適用される。第397条注 i 参照。

たとえば、遺言者が、一定の金銭を信託として遺贈し、一部を公益目的に、残りを受託者の決められた割合によって、遺言者の血縁者に分配するよう指示したところ、受託者が財産の処分をしないで死亡した場合には、その基金の半分について有効な公益信託が生じ、残り半分については、遺言者の近親者に、平等の割合で分配されることになり、復帰信託は生じない。

委託者が、最初に指定した受託者の権限行使のみに限定しないで、承継受託者に権限行使をさせる意思を表示していることがない限り、裁判所は、分配の権限行使をさせるために、承継受託者を指定することはない。

b. 数個の非公益目的

本条で述べられている規則は、受託者が適法に設定された信託の数個の非公益目的に対して財産権を分配する権限を有する場合に適用される。たとえば、遺言者が一定額の金銭を信託として遺贈し、受託者が決めた割合に応じて法人格なき非公益目的の団体と、受託者が選んだ遺言者の妻の近親者に対して分配することとした場合、受託者が資金の分配をせずに死亡した場合には、資金の半額についてはその団体のための有効な信託が（第119条参照）、他の半額については妻の近親者のための有効な信託が発生し（第121条参照）、復帰信託は発生しない。

c. 均等の分割が行われない場合

数個の目的のうちのひとつを達成するために必要な金額が、均等の分割が行われた場合の金額よりも少ない場合、その目的に対しては目的達成に必要な金額のみが分配され、他の数個の目的に対して残りの信託財産が均等に分割されて、復帰信託は発生しない。第397条注 i と比較せよ。

第421条 公益目的と無効な目的

財産権の所有者が、その財産権を公益目的に限定しないで、非公益目的も含む信託目的のために信託譲渡した場合、その非公益目的が信託の設定を無効とさせる性質のものであっても、第398条(2)項～(4)項に従い有効な公益信託が発生する範囲内においては、復帰信託は生じない。

注：

a. 公益目的が本来の目的である場合には復帰信託は生じない

受託者が信託財産の一部を信託または権限が適法に成立していない非公益目的のために用いない限り、信託財産の全部を公益目的に用いるべき旨の意思表示を委託者が行った場合、委託者の主たる目的が公益目的に信託財

産が用いることであるならば、信託財産を他に用いる権限は無効であり、信託財産の全部につき公益信託が適法に成立し、復帰信託は生じない。第398条(2)項参照。

b. 無効な目的に必要な金額が確定できる場合の復帰信託

委託者の主たる目的が財産権を公益目的に用いることではなく、非公益目的達成のために必要な最大限の金額が確定できる場合、その金額についてのみ復帰信託が発生する。第398条(3)項参照。

c. 均等な分割

受託者が数個の目的のために信託財産を利用するよう指示され、その割合については、受託者が決定できる場合において、公益目的と非公益目的とが含まれ、しかも非公益目的につき無効となった場合、裁判所は、列挙された数個の目的それぞれについて信託財産を平等の割合で分配することを命ずることができる。その場合、第398条(4)項のべられている事情のもとでは、無効となる部分につき復帰信託が生ずる。

d. 信託が全て無効な場合

信託または権限が適法に設定されていない数個の非公益目的を含む目的に用いるために財産権が信託として譲渡されたが、その信託が注 a～c で述べられている規則に合致しないためにその全部または一部が有効に維持できない場合、意図された信託は全て無効となり、譲渡人またはその遺産のための復帰信託が発生する。第398条(1)項、第417条参照。

第422条 信託が不法であるために効力を生じない場合

財産権の所有者が、その財産権を生前行為をもって信託譲渡したが、その信託が不法のために効力を生じない場合、不法な法律行為を行なった者に救済を与えないとする政策に比べ、より重大と認むべき事情があるときには、復帰信託は生じない。

注：

a. この規則の根拠

本条に述べられている規則は、不法性をもつ信託の履行を阻止するだけでなく、不法な法律行為に参加しながら原状回復の請求をしている者をも許さない、という公序良俗原理にもとづいている。このような理由から、裁判所は、不法な目的の現実を拒否するばかりでなく、不法な譲渡の一方当事者に対して、その者がその譲渡によって引渡した財産権の回復を、たとえその結果として譲受人が不正な利得を受けることになっても、拒否するわけである。

本条で述べられている規則は、当事者の利益と公益の重視ということに基づいている。当事者間に関しては、譲渡人の損失において譲受人が不当に利得することを防ぐために復帰信託は生じることが正当である。しかしながら、公益の見地からすると、譲渡人の損失において譲受人が不当に利得することが許されることがありうる。裁判所が復帰信託の強制を拒否する結果、譲渡人が罰せられるだけでなく、譲受人が不当に利得をする。この結果が仮にも認められるとすれば、その根拠は不法な行為を防止することおよび不法な行為に基づく請求を調整す

るために一般の人々が損失を負担すべきでないことである。復帰信託が発生するか否かに関し、あらゆる事例に通じる明確な規則を示すことはできない。なぜなら第2版第412条；契約法リステイメント第598条～第609条と比較せよ。判決に関係する諸要因については以下の注で考察されている。

b. 要因

不法性により無効となった信託にもとづいて財産権を譲渡した委託者のために、復帰信託を生じさせるかどうかを決定すべき重大な要因は、次のとおりである。(1) 委託者の行為は背徳的行為を含んでいるかどうか。(2) その譲渡行為を不法とする立法趣旨の評価。(3) 復帰信託によって不法目的の実現を阻止できるかどうか。(4) 譲受人が譲渡人よりも罪深いかどうか。(5) 譲渡人はその信託を不法とする法律または事実について知らなかったのかどうか。

c. 不法目的の達成を阻止するために復帰信託が生じる場合

財産権の所有者が信託としてその財産権を譲渡したが、その信託が不法のため効力を生じなかった場合、その不法目的が完全に達成されておらず、かつ達成できる可能性がまだあるならば、通常は譲渡人は譲受人に対してその財産権を自己に返還するよう強制することができる。たとえその目的が、既に完全に達成されたため、また達成不能となったため譲渡人が財産権の返還を譲受人に請求できないような内容であったとしても同様である。このような場合、譲渡人は後悔の機会を与えられる。たとえば、財産権の所有者が他人にその財産権を譲渡して、譲受人に所有者であるかのような態度をとってもらい、詐欺などによって第三者から貸付を受けようとした場合、譲受人が貸付けを受けたらすぐに財産権を返還することに合意していたとしても、譲受人が貸付を受ける前または貸付を受けることが不可能になる前にいつでも、譲渡人は財産権の返還を譲受人に対して強制することができる。しかし、譲受人が既に貸付を受けた場合または第三者から貸付を確定的に拒否された場合には、譲渡人は財産権の返還を譲受人に強制できない。

不法な目的が完全には達成されておらず、かつまだ達成される可能性があるとしても、その目的が譲渡人にとって重大な道徳的悪性ある場合には、譲渡人は譲受人に対して財産権の返還を強制することはできない。たとえば、議員に賄賂を贈るための基金や公務員を暗殺するために殺し屋を雇うための基金に金銭を寄付した者は、その目的が達成されなかったとしても、その金銭の返還を受けることはできない。

d. 譲渡人および譲受人が同責 (in pari delicto) でない場合

財産権の所有者が生前行為により財産権を信託として譲渡したが、その信託が不法なため失効した場合、譲渡人が譲受人と同責でないならば、通常は譲受人はその財産権を譲渡人のための復帰信託に基づき保有する。たとえば、譲受人が詐欺・信頼関係の濫用またはその他の不法な手段により譲渡人に信託を設定させた場合、譲受人は譲渡人のための復帰信託に基づき保有する。同様に、譲受人が不法性ある取引を事業として行っており、譲渡人をそのような不法性ある取引に関与させた場合は、たとえ譲渡人がその取引が不法であることを知っていたとしても、両者は同責ではない。

たとえ譲渡人よりも譲受人の過失の方が重大であったとしても、その取引により譲渡人の側にも重大に道徳的悪性を帯びる場合には、譲渡人は財産権の返還を受けることはできない。

e. 譲渡人が事実または信託を不法とする法について不知である場合

財産権の所有者が生前行為により財産権を信託として譲渡したが、その信託が不法のため失効した場合、譲渡人がその譲渡時にその信託を不法とする事実について知らなかったならば、通常、譲受人はその財産権を譲渡人のための復帰信託に基づき保有する。しかしながら譲渡人が譲渡しようとする財産権が不法な目的のために使われることを知らなかったが、そのように使われるのではないかと疑っていた場合、その不法性が重大であるならば、譲渡人は復帰信託を強制することを阻止されるであろう。たとえば営業上の利益を保護するために使われる基金に寄付をした者が、その基金が適法な方法でそのような利益を拡大するために用いられるのではなく、賄賂や汚職の目的で使われるのではないかと疑っていた場合、その寄付に関し、復帰信託を強制することは阻止できるであろう。

譲渡人が知る事実に規則が適用されて、意図した信託が不法になることを譲渡人が知らなかったという事実だけでは、譲渡人のために復帰信託を発生させるための十分な根拠にはならない。しかしながら、譲渡人の態度が非難に値し復帰信託を生じさせないか否かを決定する際に幾分重視される要素としては、たとえば顧客が弁護士から勧められて、その弁護士によれば適法な目的のための信託として、その弁護士に財産権を譲渡したが、実際は目的が不法であった場合がある。

f. 不法性の証拠を譲渡人と譲受人のどちらが提出したかは重要でない。

当該取引に関する不法性の証拠を譲渡人と譲受人のどちらが提出したかは重要でない。意図した信託が不法である無効である場合、譲渡人が財産権を取り戻せるか否かは、公序良俗との兼ね合いにかかっており、どちらの当事者が当該取引の不法性に関する立証責任を負うかという問題の影響を受けない。譲渡人が取り戻せないとすれば、その理由は譲渡人が当該取引の不法性を証明せずに復帰信託の成立要件を証明することができなかったにすぎない。譲受人が、当該取引は不法であり譲渡人が財産権の返還を認められるとすれば公序良俗に反することを証明した場合、譲渡人は財産権の返還を受けることができない。他方、譲渡人が財産権を取り戻すために、当該取引の目的が不法であることを証明しなくてはならないということは、その不法性が公序良俗の観点からすれば譲渡人が取り戻すことを否定すべき性質のものでない場合は、譲渡人が財産権を取り戻すことを阻止することにはならない。

g. 譲渡人が非難に値しない場合

その信託を強制することが公序良俗に反するからという理由だけで、譲渡人が返還を受けることが阻止されることはない。たとえば、財産権が信託として譲渡されたが、その受益権が永久権禁止則の期間を超えて付与されるため、その信託が無効になる場合、復帰信託は生じる。同様に、信託が結婚を制限するものであるという理由で無効となる場合も、復帰信託は生じる。このような場合、譲渡人は目的を有効にすることができなかったが、その行為は非難に値するものではなく、譲渡人は財産権を取り戻すことができる。

h. 当初適法であった信託

財産権の所有者が適法に信託に基づき譲渡をしたが、法律の改正または事情の変更によりその信託が不法になった場合、譲渡人が復帰信託を強制することは阻止されない。この場合、譲渡人の行為は非難に値しない。

i. 委託者から譲受人

不法性が理由で無効になった信託に基づき委託者が財産権を譲渡した後、自己の受益権を生前行為により譲渡した場合、その譲受人は委託者の同様の地位に立つので、委託者が復帰信託を強制できないならば、不法な行為に参加しておらず、かつ不法性を知らなかったとしても、譲受人も復帰信託を強制できない。

同様に、委託者が復帰信託を強制できずに死亡した場合、委託者の遺産のために復帰信託が生じることはない。

しかしながら、財産権の所有者が信託として遺贈したがその信託が不法なため無効になった場合、受遺者はその財産権を遺言者の遺産のための復帰信託に基づき保有する。このような信託が生じるならば、不法に目的の達成を阻止できるからである。注cと比較せよ。

j. 財産権が不法な目的のために用いられた場合

不法な目的に用いるため財産権が生前行為により信託として譲渡され、譲渡人が譲受人に対する通知によってその財産権をそのように用いるための自己の権限を撤回 (revoke) する前にかつ譲渡人の生存中に、譲受人が財産権を不法に目的のために使った場合、譲渡人が譲受人に対して財産権の再譲渡を強制できるとしても、譲受人は譲渡人に対して全く責任を負わない。

第423条～第428条の総説

前の主題は、財産権の所有者が無償で生前行為または遺言により信託として譲渡したが、その信託が失効する場合に関するものであった。このような事情の下では、譲渡人がその信託を設定しており、委託者である。復帰信託が生じる場合は譲渡人またはその遺産のために復帰信託が生じる。第423条～第428条は、譲渡が無償でない場合または譲渡が財産権の所有者によって行われなかった場合に生じる事情に関する。このような事情の下では、復帰信託が生じるとすれば、実質的な委託者 (creator) のために生じる。譲受人が約因を支払って信託譲渡を受けたが、その信託が効力を失った場合、譲受人が委託者であり、復帰信託は生じない。第423条参照。第三者が約因を支払って信託譲渡が行われたがその信託が効力を消滅した場合、その第三者が委託者である。第424条参照。財産権の所有者による信託宣言の約因を第三者が支払った場合、その第三者が委託者である。第425条参照。一般指名権者が権限を行使して設定した信託が効力を失った場合、指名権者が委託者である。第426条参照。しかしながら、特定の指名権者が権限を行使して設定した信託が効力を失った場合、指名権委託者が委託者である。第427条参照。既に存在する信託の受益者が信託として受託者に信託権を譲渡させたが、その信託が失効した場合、受益者が委託者である。第428条参照。

第423条 譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡したが、信託が効力を有しない場合において、財産権の所有者がその譲受人から譲渡につき対価を受領したときは、復帰信託は生じることなく、譲受人は、その財産権を信託とは無関係に保有することができる。

注：

a. 私益信託

財産権の所有者がその財産権を売却し、買主の指図に従ってその財産権を第三者らに譲渡した場合、売り主ではなくて買主がその信託の委託者である。それゆえその信託が失効した場合、その財産権が売り主に返還されることおよび売り主が売却代金を保持することは不合理である。そのような場合、買い主は適法にその財産権を保持できる。このような事実は、売り主が信託とは関係なく財産権を買い主に譲渡し、買い主がその財産権につき信託宣言をした場合、もし信託が失効すれば買い主が財産権を信託とは関係なく保有できる事情と実質的に同じである。

例：

1. Aの要請に従い、Bが甲地をCのための信託としてAに譲渡し、その対価の10,000ドルはAがBに支払った。その譲渡の時に、Cが死亡した。Bのための復帰帰結は発生することなく、Aは、信託とは関係なく甲地を保有する。

b. 公益信託

本条で述べられている規則は、財産権が公益信託として譲渡されたが、その信託が失効した場合にも適用される。

例：

2. Aの要請に従い、AがBに10,000ドルの対価を支払って、Bは甲地を公益信託としてAに譲渡した。その公益信託は効力を生じなかった。Bのための復帰信託は発生することなく、Aは、信託とは関係なく甲地を保有する。

c. 譲受人が約因の一部しか支払わない場合

譲渡人が譲受人から当事者の合意によれば財産権の売買代金の一部にしかならない約因を受領し、その財産権は信託として譲渡されたが、その信託が失効した場合、各当事者は部分的に委託者になる。このような場合、裁判所は、衡平法上の処分と同様に財産権の処分を命じるであろう。譲受人の譲渡人のための復帰信託に基づきその財産権を保有するが、譲渡人に支払った金額の払い戻しを受けるまでは財産権を保持するよう命じるかもしれない。あるいは譲受人が、失効してしまった信託の成立時の財産権の価格に対する自己の出資の割合に対応する財産権の一部を保有することを許され、かつ、その財産権の一部を譲渡人に譲渡すべき復帰信託に基づきその財産権を保有することを命じるかもしれない。

例：

3. Aは、甲地の所有者である。Aと兄弟のBは、甥Cのための信託を設定する目的で、Aが甲地をBに譲渡し、甲地の代金の約半額の5,000ドルをBがAに支払うことに合意した。この合意にもとづき、AはBに甲地を引渡し、BはAに5,000ドル支払った。Cが、甲地の譲渡の時に死亡した。裁判所は、甲地の半分の持分について、Aのための復帰信託を成立させ、甲地の他の半分の持分については、Bが信託とは関係なく保有できるものとするか、または、Bは甲地全部についてAのための復帰信託にもとづ

いて保有するが、Aが5,000ドルBに返還するまでは甲地を保持できるとするか、どちらかの判決をすることになろう。

d. 支払われた約因の性質

本条で述べられている法準則は、譲受人が譲渡の約因として金銭を支払った場合、他の財産権を譲渡した場合または信用買いをした場合に適用される。第455条、第456条と比較せよ。

第424条 第三者が譲渡に対し対価を支払った場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡したが、信託効力を有しない場合において、財産権の所有者が第三者から譲渡につき対価を受領している時は、その第三者のために復帰信託が発生する。

注：

a. 私益信託

財産権の所有者がその財産権を売却し、買い主の指示によりその財産権を信託として他人に譲渡した場合、売り主ではなく買い主が信託の委託者である。それゆえ、信託が失効した場合、その財産権が売り主に復帰しては不合理である。しかし買い主が信託を設定したのであるから、受託者は買い主のための復帰信託に基づき保有すべきであろう。この事情は、売り主が財産権を買い主に譲渡し、買い主がその財産権を信託として譲渡したが、その信託が失効した場合に買い主のために復帰信託が生じる事情と実質的に同じである。

例：

1. Aの要請に従い、Dのための信託として、Bが甲地をCに引渡し、その対価10,000ドルはAがBに支払った。甲地の譲渡の時にDが死亡した。Cは、Aのための復帰信託として甲地を保有することになる。

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われ、明示信託が設定されていない場合に生じる復帰信託については、第440条参照。

b. 公益信託

本条で述べられている規則は、財産権が公益信託として譲渡されたが、その信託が失効した場合にも適用される。

例：

2. Aの要請に従い、Bは、公益目的のための信託として、甲地をCに引渡し、その対価10,000ドルはAがBに支払った。その公益信託が効力を生じなかった。Cは、Aのための復帰信託として、甲地を保有する。

c. 数人の寄付者

財産権の購入に用いる基金に2人以上の者が寄付を行い、寄付者の指示に従って売り主が財産権を信託として譲渡したが、その信託が失効した場合、寄付の割合に応じて寄付者のための復帰信託が生じる。第411条注jと比

較せよ。

例：

3. Aは甲地の所有者で、甲地を10,000ドルで売却しようと思っている。Bと兄弟のCは、甥Dのために甲地につき信託を設定する目的で、各々5,000ドルずつ分拒することになった。BとCは、Aに用地の代金を全部支払い、BとCの指示に従って、Aは甲地をDのための信託としてEに譲渡した。譲渡の時に、Dが死亡した。Eは、BとCそれぞれ平等の割合をもつ復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

4. 数人の者が、ある公益目的のために土地を購入する資金を拠出した。その資金は土地の所有者に支払われ、資金拠出者の指示に従って、ある公益信託のために、第三者にその土地が引渡された。公益目的が予定した公益信託の公益性が否定され、従って可及的近似の原則が適用されない。その場合において、受託者は、拠出者の出資額に応じ、その土地を復帰信託にもとづいて保有することになる。

d. 第三者が約因の一部しか支払わない場合

譲渡人が譲受人から当事者の合意によれば財産権の売買代金の一部にしかならない約因を受領し、その財産権は信託として譲渡されたが、その信託が失効した場合、各当事者は部分的に委託者になる。このような場合、裁判所は、衡平法上の処分と同様に財産権の処分を命じるであろう。裁判所は、譲受人はその財産権を譲渡人のための復帰信託に基づき保有するが、譲渡人が受領した金額を譲受人に払い戻すまで、譲受人は第三者のためにその財産権に対して衡平法上の先取特権を有すると命令することができる。あるいは、第三者は失効してしまった信託の成立時の財産権の価格に対する自己の出資の割合に応じて財産権に持分を有するので、裁判所は譲受人にその財産権を譲渡人および第三者のための復帰信託に基づき保有することを命令することができる。

例：

5. Aは甲地の所有者である。Aとその兄Bは甥Cのための信託を甲地に設定したいと考え、甲地の価格は10,000ドルであること、Aが甲地をCのための信託としてDへ譲渡すること、およびBはAに5,000ドルを支払うことを合意した。この合意に従って、Aが甲地をCのための信託としてDに譲渡し、BはAに5,000ドルを支払った。Cが譲渡時に死亡した。裁判所は、DがAおよびBのための復帰信託に基づき甲地を各自の割合に応じて保有すること、またはDが甲地全部をAの為の復帰信託に基づき保有するが、BはAから5,000ドルの返還を受けるまで甲地に対して衡平法上の先取特権を有することを判示するだろう。

e. 支払われた約因の性質

本条で述べられている規則は、買い主が譲渡の約因として金銭を支払った場合、他の財産権を譲渡した場合または信用買いをした場合に適用される。第455条、第456条と比較。

第425条 信託宣言に対し対価が支払われた場合

財産権の所有者が、その財産権につき、信託宣言をなしたが、信託が効力を有しない場合において、財産権の

【第12章】

所有者が他人からその信託宣言について対価を受領したときは、その対価を支払った者のために復帰信託が成立する。

注：

a. 私益信託

財産権の所有者が他人から約因を受領してその財産権につき信託宣言を行った場合、信託を設定したのは受託者ではなくて、約因を支払った者である。それゆえ、信託宣言が適法に行われたが、その信託が失効した場合、受託者は財産権を保有することは許されないが、約因を支払った者のための復帰信託に基づき保有することになるだろう。この事情は、財産権の所有者がその財産権を売却した対価を支払った者に譲渡し、その譲受人が財産権を信託として譲渡人に再譲渡したが、その信託が失効した場合に復帰信託が約因を支払った者のために生じる事情と実質的に同様である。

例：

1. 甲地の所有者Bが、Aの要請に従って、甲地につき、Cのための受託者となる信託宣言証書に署名した。甲地代金10,000ドルは、AがBに支払った。信託宣言の時に、Cが死亡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

b. 公益信託

本条で述べられている規則は、財産権の所有者が他人から約因を受領してその財産権につき公益信託の受託者となる旨の宣言をしたが、その信託が失効した場合にも適用される。

例：

2. 甲地の所有者Bが、Aの要請に従って、甲地につき、ある公益信託の受託者となる信託宣言証書に署名した。甲地代金10,000ドルは、AがBに支払った。予定した公益信託の公益性が否定された。Bは、Aのための復帰信託にもとづき甲地を保有する。

c. 無償の信託宣言

財産権の所有者が無償で信託宣言を行ったが、その信託が失効した場合、復帰信託は生じない。この場合、受託者自身が委託者であり、信託が失効したとしても、受託者に財産権を引き渡すよう強制する者はおらず、信託と関係なく財産権を保持できる。

第426条 一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託

一般的指名権を付与された者が、その権限を行使して信託処分をなしたが、信託が効力を生じなかった場合において、この権限を付与した者が別段の意思を表示した場合を除いて、権限を付与された者またはその遺産のために復帰信託が成立する。

注：

a. 本規則の適用範囲

遺言のみ、捺印証書のみ、または遺言もしくは捺印証書による一般的指名権者がいる場合、指名権者は指名権の目的物となっている財産権を有していないとしても、実質的に自己を財産権の所有者とする権利を有する。その指名権者が信託としてその財産権に関する権限を行使した場合、その者が委託者であり、信託が失効した場合に通常はその者のために復帰信託が生じる。

例：

1. Aが、残余遺産 (residue of his estate)を遺贈し、Bが生存中はBに、残りはBが証書または遺言で指定した者に渡すことになっていた。遺言によって、BがCに対し信託処分をしたが、その信託は、受益者がBの死亡する前に死亡したり、受益権の受領を拒否したり、あるいは意図された信託が不確定なものであったために、効力を生じなかった。Cは、Bの遺産のための復帰信託にもとづきその財産権を保有する。

b. 権限委託者の意思

一般的指名権者が信託として受託者を指名したが、信託が失効したとしても、指名権委託者が特段の意思表示を適法に行っていた場合、復帰信託は指名権者の遺産のために生じない。指名権を行使しないで指名権者が先行贈与不動産権消滅後の不動産権設定 (gift over)を行った事実は、指名権者が信託として権限を行使したが信託が失効したならば、その不動産権設定は有効になるとする旨の意思表示では必ずしもない。しかしながら、指名権委託者が、その財産権に対する受益権が指名権の行使により有効に処分されないならば贈与は有効であるとする旨の意思表示を行った場合、復帰信託が指名権者の遺産のために生じることはないが、先行贈与不動産権消滅後の不動産権の設定がなされた者がその財産権に対する権原を取得する。

c. 指名権者の意思

一般的指名権者が信託として受託者を選任したが、その信託が失効したとしても、指名権者が特段の意思表示を行った場合、指名権者またはその遺産のために復帰信託は生じない。このような場合、受託者は指名権委託者もしくはその者の遺産のための復帰信託に基づき保有するか、または指名権を行使しないで第三者に対して先行贈与不動産消滅後の不動産権の設定が行われた場合には、第三者のための復帰信託に基づき保有する。しかしながら、指名権行使時に指名権者が指名権の目的物を自己所有の財産権であるかのように扱わなかったという事実だけでは、指名権者またはその遺産のための復帰信託が生じないとする根拠としては不十分である。しかし、この事実は指名権者の行った指名の性質によっては、信託の目的が達成可能な場合のみ指名を有効とする旨の意思表示ともなり得る。たとえば、遺言者が、残余権に関して遺言または捺印証書による一般的指名権と共に、他人に土地を遺贈し、指名権不行使の場合の先行贈与不動産権消滅後の不動産権を第三者の子に対して設定し、指名権者が自己の全財産を公益目的のために贈与し、その第三者の子のひとりのための信託として指名権を行使して受託者を指名したが、その子が指名権者よりも先に死亡したため、その信託が失効した場合、指名権者は意図した受益者が財産権を取得した場合にのみ指名を有効とする意思であったことが推論され、受託者は指名権者の遺産のためではなくてその第三者の子のうちの生存者のための復帰信託に基づき財産権を保有する。

d. 前後参照

指名が無効であった場合の効果については、財産法リステイトメント第365条参照。

第427条 特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託

特定の指名権者が受託者を指名したが、その信託が失効し、かつ、その後有効な指名が行われない場合、指名権委託者またはその遺産のために復帰信託が生じる。但し、以下の場合はこの限りではない。

(a) その集団に属する全員がその財産権の分配をうける権原を有するとき

(b) 指名権不行使の場合には、他の者にその財産権を贈与することになっているとき

注：

a. 復帰信託が生じる場合

特定の指名権を有する者は、一般的指名権を有する者とは異なり（第426条参照）、財産権に対する権利を実質的に有することはない。指名権者が信託として財産権を指名した場合、指名権者ではなくて指名権委託者とその信託の委託者となる。その信託が失効して復帰信託が生じる場合は、指名権者またはその遺産のためではなく、指名権委託者またはその遺産のために生じる。

例：

1. Aは、甲地をB生存中はBに遺贈したが、その残余権について、Bが遺言で指定するCの子供に与えることになっていた。Bは、遺言によって、Cの子供の一人であるEのための信託として、Dを受託者と指定した。Eおよび他のCの子供全部が、Bよりも前に死亡した。Dは、Aの遺産のための復帰信託にもとづいて、甲地を保有する。

b. 本条で述べられている規則によれば、指名権が生前行為または遺言によるものであり、指名が遺言によって行われた場合に、指名権委託者またはその遺産のための復帰信託が生じる。生前行為による指名権のみがあり、指名権者が信託とし指名を行ったがその信託が失効し、さらに指名を行う前に指名権者が死亡した場合も同様である。しかしながら、指名権者が信託として生前行為により指名を行ったが、その信託が失効し、その後有効な指名が行われた場合、指名権委託者またはその遺産のために復帰信託は生じない。

c. 復帰信託が生じない場合

指名権者が指名権を行使できなかった場合、または指名が無効であった場合には、特定の集団の構成員のための信託を発生させる旨または特定の集団の構成員に対して指名権不行使のときは贈与をする旨の意思表示を指名権委託者が行っていたならば、特定の集団の構成員はその財産権に対して平等に権原を有するので、その集団のための信託または贈与が無効とならない限り、指名権委託者またはその遺産のための復帰信託は生じない。第27条、120条、414条参照。同様に、指名権委託者が指名権不行使の際は第三者に対して贈与を行う旨、しかし、指名権者が指名権を行使できなかった場合、または指名が無効であった場合は、第三者がその財産権を対する権原を取

得する旨の意思表示を行っていた場合、第三者に対する贈与が無効とならない限り、指名権委託者またはその遺産のための復帰信託は生じない。第27条参照。

d. 前後参照

指名が無効であった場合の効果については、第365条参照。

第428条 既存の信託の受益者により新たに設定された信託が効力を有しない場合

ある信託の受益者の指図により、受託者がその信託財産を新たな信託として譲渡したところ、その新たな信託が効力を有しない場合は、前の信託の受益者のために復帰信託が成立する。

注：

a. 明示信託の単独受益者

財産権が単独受益者ために保有されている場合、その受益者は実質的に信託財産の所有者である。その受益者の指図により、受託者が信託財産を新たな信託に基づき譲渡した場合は、その受益者が委託者となる。その信託が失効した場合、復帰信託はその受益者のために生じる。

例：

1. Aは、自己のための信託として、甲地をBに譲渡した。Aの指図に従って、Bは、Dのための信託として、その甲地をCに譲渡した。Dが受益を拒否した。Cは、Aのための復帰信託にもとづいて、甲地を保有する。

2. Aは、甲地をBに遺贈し、C生存中はCに収益を支払い、C死亡後は、Dに甲地を引渡すよう指示した。Cが死亡し、Dの指図に従って、Bは、ある公益目的のために甲地をEに譲渡した。この公益信託は、効力を生じなかった。Eは、Dのための復帰信託にもとづいて、甲地を保有する。

b. 明示信託の複数受益者

財産権が複数受益者のために保有されている場合、全受益者の指図により、受託者が新たな信託に基づき財産権を譲渡したが、その信託が失効した場合、原信託の受益者のための復帰信託が生じる。

c. 復帰信託または擬制信託の受益者

本条で述べられている規則は、明示信託の受益者が信託を設定した場合と同様、成立している復帰信託または擬制信託の信託を設定した場合にも適用される。どちらの場合も、失効した信託に基づき譲渡を行うのは受託者であるが、受託者ではなく受益者がその信託の委託者である。その信託が失効した場合、受益者のために復帰信託が生じる。

d. 受託者に対し信託として保有すべき旨の受益者による指示

財産権が信託として保有され、受益者がその財産権を新たな信託に基づき保有するよう受託者に指示したが、その信託が失効した場合、受益者がその失効した信託の委託者であるから、受託者はその財産権を受益者のため

の復帰信託に基づき保有する。

第429条 口頭による権利消滅行為

土地に対する権利の所有者が、その権利を無償で信託譲渡したが、信託が効力を生じない場合において、それにより発生する復帰信託は、詐欺防止法の適用がある場合には、復帰信託の受益者が口頭でその受益権を受託者に譲渡し、または放棄した場合でも、消滅することはない。

注：

a. 本規則の適用範囲

信託を示す書面を用いて生前行為により財産権が譲渡されたが、その信託が失効した場合、その財産権が土地に関する権利であろうとなかろうと、口頭証拠排除原則は復帰信託の推論を覆すための証拠を許容しない(第412条注g参照)。しかし口頭証拠排除原則は、復帰信託を消滅させる事後の行為についての口頭証拠を許容しないものではない。しかしながら、その財産権が土地に関する権利であった場合、詐欺防止法により、復帰信託の消滅に関する書面が必要となる。

例：

1. Aは、記載証書によって、甲地をCのための信託として、Bに譲渡した。Cが受益を拒否した。

Aは、口頭で、Bに甲地を保管するよう告げた。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて、甲地を保有する。

口頭で復帰信託を消滅させたことに対して受託者が約因を支払っていたとしても、詐欺防止法の要件が満たされていないので、復帰信託は消滅しない。しかし、復帰信託の受益者が復帰信託を強制する場合は、受託者は復帰信託の受益者から支払った約因の返還を受ける権原を有す。

第3節 明示信託の信託財産に残余が生じた場合

第430条 一般原則

財産権の所有者が、適法に表示された信託にもとづいて無償譲渡し、しかもこの信託が完全に履行された後、なお信託財産に残余が生じた場合は、受託者は、その残余財産を委託者またはその者の遺産のための復帰信託として保有する。ただし、委託者が残余財産につき、復帰信託を発生させないという意思表示をした場合、その残余財産についての復帰信託は生じない。

注：

a. 明示信託が完全に遂行されても信託財産に残余がある場合に復帰信託を生じさせない旨の意思を表示する事情については、第431条参照。

b. 生前行為による譲渡

財産権の所有者が信託として無償で財産権を譲渡し、その信託が完全に遂行されたが譲渡された財産権に残余

がある場合、譲受人はその残余を譲渡人のための復帰信託に基づき保有する。

譲受人または第三者が譲渡に対して約因を支払っていた場合の事情について、第433条、第434条参照。

c. 遺言による譲渡

財産権の所有者が信託として財産権を遺贈し、その信託が完全に遂行されたが遺贈された財産権に残余がある場合、受遺者はその残余を委託者の遺産のための復帰信託に基づき保有する。第411条注c参照。

d. 衡平法上の財産権の形態転換

遺言者が受託者としての他人の不動産を遺贈し、その不動産を売却して、売却代金を信託として保有するよう指示し、その信託が完全に遂行されたが売却代金に残余がある場合、相続人または遺言者の残余遺産の受遺者のための復帰信託が生じる。第411条注eと比較せよ。

e. 州のための復帰信託

財産権の所有者が信託として財産権を遺贈し、その信託が完全に遂行されたが遺贈された財産権に残余があり、財産権の所有者に相続人または近親者が生存しておらず、かつ残余遺産を処分せずに財産権の所有者が死亡した場合、受遺者はその残余を州の為の復帰信託に基づき保有する。同様に、財産権の所有者が信託として財産権を譲渡し、その信託が完全に遂行されたが譲渡された財産権に残余があり、財産権の所有者に相続人または近親者が生存しておらず、かつ残余遺産を処分せずに財産権の所有者が死亡した場合、受遺者はその残余を州の為の復帰信託に基づき保有する。いずれにせよ、州の権利は被相続人の遺産に対する請求に従う。第411条注f参照。

f. 本規則が適用される事情

本条の法準則は、信託条項からは信託目的の達成に全信託財産が必要か否か分からないが、最終的には全部は必要ないことが分かった場合（注g参照）だけでなく、信託条項に全受益権が処分されないことが明らかである場合にも適用される。注h参照。

g. 信託条項からは残余が生じるかで明かでない場合

本条で述べられている規則は、財産権の所有者が財産権を他人に譲渡し、特定の目的のための信託であることを表示したが、信託条項からは全信託財産が目的達成に必要なか否か明かでなく、最終的に全部は必要ないことが分かり、信託が完全に遂行された財産に残余がある場合に適用される。

例：

1. Aは、信託として10,000ドルをBに遺贈し、その収益と元本をCの扶養のためにあてるよう指示した。Bが、収益と元本のうちの2,000ドルをCの扶養のために使った後、Cが死亡した。別段の意思表示の証拠がなければ、Bは、元本の残り8,000ドルをAの遺産のための復帰信託として保有する。

他方、信託目的が達成されていないならば、復帰信託は発生しない。信託が完全に達成されているか否かは信託目的の範囲にかかっており、通常解釈の問題になる。たとえば、複数人が死亡した聖職者の子の教育のための信託として基金に寄付をし、その子が信託財産を全て使わずに正規の教育を修了した場合、その子が基金の残余を受け取る権原を有するか、その子が自分運のための他の方法で用いる権原を有するのか、復帰信託が生じるのかは、解釈の問題である。

h. 信託条項から残余が生じるのが明かな場合

本条で述べられている規則は、財産権の所有者が財産権を他人に譲渡し、その財産権の一部について信託であることを表示するか、または譲渡された期間より短い期間信託であることを表示した場合に、財産権の他の部分または期間について意思が表示されない場合にも適用される。

例：

2. Aは、甲地を信託としてBに譲渡し、甲地を売却してその代金を2分の1をCに支払うよう指示した。代金の2分の1につき、Aのための復帰信託が生じる。

3. Aは、信託として10,000ドルをBに遺贈し、C生存中はCにその収益を支払うよう指示した。C死亡後は、信託金の元本につき、Aの相続人または残余権者のための復帰信託が生じる。

4. Aは、有価証券を信託としてBに譲渡し、A死亡に際し、その収益を生存中のAの子供達に分配し、子供達が全部死亡した場合は、元本を特定の受益者に分配するよう指示した。A生存中は、Aのために、その収益につき復帰信託が存在することもある。第143条注b参照。

i. 受託者の財産権が信託期間に限られている場合

受託者に譲渡された普通法上の権利が信託期間内に制限されている場合（第88条参照）、委託者またはその相続人は復帰権的権利を有し、復帰信託は生じない。

例：

5. 甲地の所有者Aは、Bとその相続人に、その収益を10年間Cに支払う旨の信託として、甲地を譲渡した。信託条項によって、それ以上の権限も義務もBには与えられていなかった。Bは、10年間、甲地を信託として保有し、Aは普通法上の復帰権的権利（legal reversionary interest）を有する。

6. 甲地所有者のAは、甲地をBとその相続人に信託として遺贈し、C生存中はCにその収益を支払うよう指示した。遺言者Aの別段の意思表示の証拠がない限り、Bは、甲地を、C生存中は信託として保有し、Aの相続人または残余権の受遺言は、復帰権的権利を有する。

j. 複数の寄付者

複数の者が信託として保有される基金に寄付を行い、その信託が完全に遂行されたが基金に残余がある場合、受託者がその複数寄付者のために寄付割合に応じてその残余を復帰信託に基づき保有する。第411条注jと比較せよ。

例：

7. A・B・Cは各自 1,000ドルずつ提供し、また、D・Eはそれぞれ500ドルを提供し、1人の貧しい老婦人の生活をささえるための信託として、Tがその基金を保有している。Tは、その老婦人の生活費と葬式費用に 2,000ドルを費した。直接にせよ、間接にせよ、その婦人の親類に利益を与えるという寄付者の意思は表示されていない。Tは、残金 2,000ドルにつき、A・B・Cに500ドルずつ、D・Eに250ドルずつ支払う復帰信託にもとづいて保有することになる。

k. 非公益団体のための信託

非公益団体のための信託として保有されている財産権の解散時における処分については、第411条注m参照。

第431条 復帰信託が発生しない場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡し、かつその信託が完全に履行された後になお信託財産に残余がある場合において、その者が、信託財産に残余があっても復帰信託を発生させない旨の意思を相当な方法をもって表示したときは、復帰信託は生じない。

注：

a. 残余を処分すべき旨の明示の条項

譲渡人が、信託遂行後に残余があるときはその財産権を一定の方法で処分すべき旨の意思表示を適法に行い、その処分が有効である場合は、残余につき復帰信託は生じない。第412条注aと比較せよ。

b. 将来権の早期実現

財産権の所有者が、複数の者または複数の目的のための信託として財産権を譲渡し、先に遂行されるべき目的が完全に遂行されたが信託財産に残余がある場合、将来権が早期に実現され、復帰信託は生じない。第412条注cと比較せよ。将来権の早期実現に関する規則については、財産法リステイメント第230条～第237条参照。

c. 受託者が残余を保有してよい旨の意思表示

財産権の譲渡人が、信託が履行された後になお残余財産が生じても、受託者がその残余財産を保有すべきであるとの意思を表示した場合は、受託者は、信託とは関わりなく、その残余財産を保有し、復帰信託は生じない。

譲渡人がそのような意思表示を行ったか否かを決定する際に重視されまたは重視されるかもしれない事情は以下の通りである。(1) 信託証書中の文言、(2) 譲渡人と受託者の関係、(3) 受託者が個人であるか法人であるか、および法人が公益を目的としているか、(4) 残余が生じる確実性または可能性、(5) 信託の設定が生前行為による遺言によるか、(6) 信託が遺言により設定され残余の処分が行われない場合について、遺言者が相続人または近親者のため他に条項を設けているか、(7) 残余が信託に生じる場合、遺言者が受託者のために他の条項を設けているか、(8) 信託が生前行為により設定された場合、委託者が自己に受益権の一部を留保しているか。

d. 信託証書の文言

信託財産から一定の支払をするための信託がもし可能であるならば、そのような信託として財産権が譲渡された場合、その財産権から一定の支払をなすべき指図と共に財産権が譲渡された場合、またはその財産権から一定の支払に用いられる財産権が譲渡された場合は、財産権がそのような支払をなすための信託として譲渡された場合に比べて、受託者が残余を保有してよい旨の意思表示がなされたときと解するのが相当である。これら全ての場合、譲受人は指示された支払をなすために財産権を用いる義務を負っているため、衡平法上の負担ではなく信託が設定されている。第10条注b参照。しかし信託が完全に遂行されたが信託財産に残余が生じる場合、信託証書は受託者がその残余を保持すべき旨の意思表示として解釈される。信託ではなく衡平法上の負担が設定されている場合、負担のある財産権に対して譲受人が受益的な権原を有することが推論される。注i参照。

e. 委託者と受託者の関係

受託者が自己の利益のための贈与を委託者から受けるのに当然な関係がある場合は、受託者が他人である場合に比べて、受託者が残余を保持してよい旨の意思表示がなされたと解するのが相当である。そのような関係としては、血縁、婚姻または当事者間の親密な交友関係がある。委託者と受託者との関係が営業上の関係である場合、委託者は受託者に対して全く受益権を与える意思のないことが強く推論される。受託者がたとえば信託会社などの事業会社である場合は、この推論が強く働く。しかしながら、受託者が公益法人である場合は、受託者はその残余を一般的な公益目的のために保持すべき旨の意思が推論され易い。

f. 残余が生じる確実性または可能性の効果

信託条項から全受益権を処分しないことが明かな場合は、それが明かでない場合に比べて、信託が完全に遂行された他の財産権の残余を受託者が保持すべき旨の意思表示が行われていることが多い。第430条注 g、h 参照。たとえば、受託者が信託条項により信託財産の半分を特定の受益者に支払い、残りの半分は処分しないことを指示されていた場合は、受託者が全信託財産を特定の目的のために用いることが指示されており、その目的の達成にし全信託財産が必要ないことが最終的に判明する場合に比べて、受託者に残りの半分を保持すべき旨の意思表示が行われていることが多い。

信託条項からは全受益権を処分することが明かでない場合であっても、信託財産の価格が信託目的に費やされる金額に比べて大きく、確かでないにしても恐らく残余が生じる場合は、信託設定時に全信託財産が信託目的の達成のために必要である可能性のあることが明かである場合に比べて、受託者に残余を保持させる旨の意思表示が行われていることが多い。たとえば、遺言者が多額の金銭を遺贈し、受遺者が少額の年金を第三者に支払うことを指示された場合は、遺言作成時に遺贈される額が年金として支払うには不十分な可能性がある場合に比べて、受遺者が残余を保持すべき旨の意思表示が行われることが多い。

これらの全ての場合、財産権が信託として譲渡されたという事実から、受託者は全く受益権を享受しないことが推論され、残余を保持しようとする受託者は自己が保持することを認める旨の意思表示のあったことを証明しなくてはならない。委託者が残余の生じることを恐らく予想し難い事情がある場合は、委託者が残余の生じる蓋然性を認識していたに違いない場合に比べて、受託者が残余に関する委託者の意思表示を証明することは困難である。後者の場合、委託者が残余を処分しないことは、受託者に残余を保持させるべき旨の意思の表示となる他の事情がある可能性がある。同様の理由により、信託が完全に遂行された後に残余を受託者に保持させるべき旨の意思表示は、信託が失効した場合、受託者に信託財産を保持させる旨の意思表示に比べ、行われていることが多い。第412条注 d 参照。

g. 生前行為または遺言により設定した信託

信託が遺言により設定された場合は、信託が生前行為により設定された場合に比べて、信託が完全に遂行された後、信託財産の残余を受託者に保持させる旨の意思表示が行われていることが多い。財産権を生前行為により処分するときに財産権に対する全受益権を放棄しない意思を有する蓋然性よりも、遺言者が自己の全財産権を処分する意思を有する蓋然性の方が高い。

不特定財産遺贈または特定財産遺贈により信託が設定され、残余財産が処分されなかった場合、遺言者が相続人または近親者に遺贈を行ったという事実は、遺贈した額だけを相続させ、信託として遺贈された財産権の残余について復帰信託を否定する意思表示となる。

他方、残余財産が信託として遺贈された場合、受託者のために遺言者が遺言により他の処分を行ったという事実は、受託者に信託財産の残余を保持させない旨の意思表示である。

h. 委託者に受益権が留保される場合

信託が生前行為により設定され、信託条項により委託者がその生存中収益を受け取ることができ、および信託条項により元本の処分を行わないという事実だけでは、委託者が自己の死亡時に元本に対する受益権を受託者に与える意思であったとの推論は行われぬ。たとえば、委託者が、自己の生存中収益を自己に支払うための信託として他人に有価証券を譲渡した場合、受託者は委託者またはその遺産のための復帰信託に基づき元本を保有する事が推論される。しかしながら、信託条項により委託者が信託財産の一部に対して受益権を留保しているという事実は、委託者がそのような受益権だけを有し、受託者に処分されない受益権を取得させる意思表示ともなり得る。

歴史的経緯：

普通法上では、単純封土権保有者が他人に単純封土権を譲渡人の生存中または数年間、譲渡人のユースのために譲渡した場合、恐らく譲渡人の意思に反することであるが、明示的に設定された先行するユースは単純封土権のユースに同化し、明示的に留保されたユースは消滅するので、譲渡人のための復帰信託は生じなかった。この原則は、現代の信託法には適用されない。

i. 信託および衡平法上の負担

財産権の所有者が衡平法上の負担を課して財産権を譲渡した場合、譲渡人が特段の意思表示をしない限り、譲受人は負担付きの財産権に対して自己の利益のために保有する権原を有す。第10条参照。たとえば、遺言者が自己の土地を自己の債務の弁済という負担付きで遺贈し、債務が受遺者により弁済された場合、受遺者はその土地に対する権原を有する。しかし、遺言者が自己の債務の支払のための信託として自己の土地を遺贈し、受遺者が土地の一部を売却としてその債務を弁済した場合、遺言者が別段の意思表示しない限り、受遺者はその土地を遺言者の相続人または残余財産の受遺者のための復帰信託に基づき保有する。

j. 口頭証拠の許容

信託目的遂行後に生じる残余についての復帰信託を否定する譲渡人の意思に関する外部証拠の許容性に関する規則は、信託が失効された場合に適用される規則と同様である。

第432条 公益信託における残余財産

財産権の所有者が、その財産権を公益目的の信託として無償譲渡した場合において、その信託財産を全部消費せずに信託目的が達成されたときは、受託者は、残余財産を委託者またはその遺産のための復帰信託として保有する。但し、次の場合は、この限りでない。

(a) 可及的近似の原則が適用されるとき

(b) 委託者が、残余財産につき復帰信託を発生させない意思を相当な方法で表示したとき

注：

a. 可及的近似の原則

特定の公益目的に用いられるため、財産権が信託として譲渡され、その目的が完全に遂行されたが信託財産に残余が生じ、かつ委託者が全信託財産を公益目的に充てる旨より包括的な意思を表示している場合、その残余について復帰信託が生じることとはなく、裁判所が委託者の意思にかなう公益目的のためにその残余を用いるよう指示するであろう。第40条参照。この場合、可及的近似の原則が適用されたことになる。

他方、委託者が自己の贈与を特定の公益目的に限定する意思表示をし、その目的が完全に達成されたが信託財産に残余が生じた場合、受託者はその残余を委託者またはその遺産のための復帰信託に基づき保有する。

b. 復帰信託が生じない場合

委託者が、公益信託遂行後に残余が生じたときは受託者にその残余を他の公益信託または有効な私益信託に基づいて保有される旨の意思表示を適法に行っていた場合、復帰信託は生じないが、受託者が他の公益信託または私益信託に基づいてその残余を保有する。

委託者が、公益信託遂行後に残余が生じたときには受託者にその残余を保持させる旨の意思表示を適法に行っていた場合、受託者はその残余を信託とは関係なく保有し、復帰信託は生じない。受託者が公益法人であるという事実は、委託者が包括的な目的のためにその残余を用いる権限を授けようとしたことを、必ずしも示さない。第400条注c参照。

c. 口頭証拠の許容

公益信託遂行後の残余に関して復帰信託を生じさせない委託者の意思に関する外部証拠の許容性に関する法準則は、私益信託の場合に適用される規則と同様である。第431条注j参照、注e～hと比較せよ。

d. 複数の寄付者

複数の寄付者が、公益目的のための信託として保有される資金に寄付をし、その信託が完全に遂行されたが信託財産に残余が生じ、可及的近似の原則が適用されない場合、受益者はその残余を各寄付者のために寄付の割合に応じて、復帰信託に基づき保有する。

寄付が行われた順序は重要でない。信託の遂行としての基金からの支払は、最初に寄付された金銭から支払われたと考えられ、先に寄付した者には残余がないか、または後に寄付した者に比べて割合が少なくなることはない。しかしながら、受託者が信託目的が完全に遂行されたこと、または目的達成に必要な額を既に受領したことを知っていながら、複数の寄付者から寄付を受け付けた場合、それらの者は寄付した額の全額につき返還を受ける権原を有し、先に寄付をした者が権原を有する金額がそれらの者の寄付により増加することはない。

確認できない寄付者がいる場合、その者の持ち分につき州のための復帰信託が生じる。

信託が失効した場合と同様の事情については、第411条注J参照。

例：

1. Aは、新聞に、火事の被害者を救済するための基金への寄付を求める記事を載せた。Bは1,000ドル、Cは2,000ドル、Dは3,000ドルを寄付した。この信託の目的は、3,000ドルを費消して達成され、可及的近似の原則は適用されなかった。Aは、残余財産のうち、Bに対しては500ドル、Cに対しては1,000ドル、Dに対しては1,500ドルを、復帰信託にもとづいて保有する。

2. 事実は、信託目的が完全に達成されたことをAが知った後でDが寄付をしたという点以外は例1と同じである。Aは、3,000ドルを、Dのための復帰信託にもとづいて保有する。

第433条 譲受人が譲渡に対し対価を支払った場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡し、かつその信託が信託財産を全部費消せずに達成された場合において、委託者がその譲渡に対する対価の支払いを受けていたときは、残余財産に対し復帰信託は発生せず、譲受人は、その財産権を信託とは関係なく保有することができる。

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権が信託として譲渡されたが、その信託が失効した場合に適用される規則に類似する。第423条参照。

第434条 第三者が譲渡に対し対価を支払った場合

財産権の所有者が、その財産権を信託として譲渡し、かつその信託が、信託財産を全部費消せずに達成された場合において、財産権の所有者が第三者から譲渡に対する対価の支払いを受けていたときは、その第三者のために残余財産につき復帰信託が発生する。

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権が信託として譲渡され、その信託が失効した場合に適用される規則に類似する。第424条参照。

第435条 信託宣言に対し対価が支払われた場合

財産権の所有者が財産権につき適法に信託宣言をし、かつその信託が、信託財産を全部費消せずに達成された場合において、財産権の所有者が他人より信託宣言に対する対価を受けていたときは、対価を支払った者のために、残余信託財産につき復帰信託が発生する。

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権の所有者が、他人から対価を受けて、その財産権について受託者にな

第436条 一般的指名権 (general power of appointment) を付与された者のための復帰信託

一般的指名権を付与された者が、その権限を行使した信託処分をし、かつその信託が処分された財産権を全部費消しないで達成されたときは、この権限を付与した者が別段の定めをなし、または権限を付与された者が別段の意思表示をした場合を除き、権限を付与された者またはその遺産のための復帰信託が発生する。

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権が信託として指定されたが、その信託が失効した場合に適用される規則と類似する。第426条参照。

第437条 特定の指名権 (special power of appointment) を付与された者のための復帰信託

ある集団に属する人々の間に財産処分をなす権限を付与された者が、その権限を行使して財産権の信託処分をした場合において、その財産権を全部費消しないで信託が達成されたときは、権限を付与した者またはその遺産のために復帰信託が発生する。但し、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 集団に属する全員がその財産権を分配する権限を有するとき
- (b) 指名権不行使の場合には、その財産権は他の人に贈与すべきものとなっているとき

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権が信託にもとづいて指定されたが、その信託が失効した場合に適用される規則に類似している。第427条参照。

第438条 既存の信託の受益者により新たに設定された信託

ある信託の受益者の指図により、受託者がその信託財産を新たな信託として譲渡した場合において、その新たな信託が信託財産を全部費消せずに達成されたときは、残余財産につき、前の信託の受益者のために復帰信託が発生する。

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権が信託にもとづいて譲渡されたが、その信託が失効した場合に適用される規則と類似する。第428条参照。

第439条 口頭による権利消滅行為

土地に対する権利の所有者が、その権利を無償で信託譲渡した場合において、その信託が信託財産を全部費消せずに達成されたときは、それにより発生する復帰信託は、詐欺防止法の適用がある場合に譲渡し、または放棄

したときでも消滅することはない。

注：

a. 本条で述べられている規則は、財産権が信託にもとづいて譲渡されたが、その信託が失効した場合に適用される規則と類似する。第429条参照。

第4節 財産権がある人に対して譲渡され、その購入代金が他の者によって支払われた場合

総説：

封の譲渡につき何の約因も支払われず、何らの明示ユース設定の意思表示が封譲渡人によりなされなかった場合に、普通法では、復帰ユースが、単純不動産権の封の譲渡により土地を譲渡した者のために生じていた。同様にある者が土地の購入代金を支払い、その者の指示により売主がその土地を他の者に譲渡し、何らの明示ユースの意思表示もなされなかった場合、譲受人は、その土地を購入代金を支払った者のための復帰ユースとして保有することになった。譲受人への贈与が予定されていたという推定が働くので、復帰ユースが無償譲渡の場合に生じると推定されるという規則は、現代の信託法では適用されていない。第405条参照。他方、復帰ユースは、他の者の名で購入した場合に生ずると推定されるという規則は、制定法によりそのような推定が廃止されていない州で今日、復帰信託に適用されている。この場合、購入者は、譲受人がその財産権に対する受益権を有するということを意図していると推定されるのである。実際に譲受人が自己のための信託として財産権を保有するという意思表示を購入者がなし、その意思表示が適法ならば、譲受人は、当該財産権を、購入者のための明示信託に基づき保有することになる。そしてこのような場合、復帰信託にたよる必要はない。しかしながら購入者は他の者に譲渡するために購入代金を支払ったという事実から生ずる推定がある場合を除き、たとえ譲受人に贈与をなすわけではないという意思表示がない場合でも、当該財産権に対する受益権の権原がある。

本節で述べられている復帰信託は、第2節および第3節で述べられている規則のもとで生じる復帰信託とは少し異なる。第2節と第3節で述べられている復帰信託は、明示信託設定の意思表示が適法になされたけれども、その信託が効力を失ったり、または完全に達成された場合に、委託者がそういう場合の財産権の処分について何ら意思表示をしていなかったときに生じる。譲渡は、信託としてなされているので、譲受人は、その財産権につき何ら受益権を有するものと予定されていないという推定が働くのである。第4節で述べられる復帰信託は、明示信託設定の意思表示は存在せず、買主が、財産権の譲受人に受益権を与えるのではなくて、自己が受益権を取得する意図をもっている場合に生じる。第4節で述べられている規則により生ずる復帰信託を実行するのに裁判所は、購入者の意図であろうと思われることに効果を与える。第2節、第3節で述べられている規則により生ずる復帰信託を実行するのに裁判所は、もし委託者が信託の失効や信託財産を使いきることなく、信託目的が達成することを予見したならば有したであろう意図に効果を与えるのである。

擬制信託

することを予見したならば有したであろう意図に効果を与えるのである。

擬制信託

本節で述べられている規則のもとで生じる復帰信託は、同じような状況で生じる擬制信託（constructive trust）とは区別される。本節で述べられている規則のもとで生じる復帰信託は、財産の買主が、その代金として自己の金銭を使用し、しかもその財産を売主から他の人に引渡すことに同意している場合にのみ生じる。しかしながら擬制信託は、(1) ある人の金銭が、その者の同意なしに、他の人によって財産の購入代金に使われた場合、(2) ある人の金銭が、その者の同意を得て、他の人による財産購入に使われたが、他の人の名義で、その財産権に対する権原を取得させることには同意していなかった場合に生ずるのであり、そのように金銭が使われた者は購入された財産を自己に譲渡するよう強制することができる。更に(3) 他の人と信託関係にある者が、自己の名で財産権を購入する際に自己の資金を使い、しかもその購入が、信託関係にある者への義務違反となる場合、(4) 口頭で将来当該財産権を所有者に売り戻すので競落に抵抗しないようにといて、ある人が自己の資金で司法上の売却において財産権を購入する場合、などに生じる。

これらの区別は、Aが土地の権原を有しているBに土地を自己に譲渡するよう強制するといった以下の状況により説明される。

1. Aは土地を購入し、購入代金を売主に支払い、Aの指示により売主は当該土地をBに譲渡した。Bは、Aのための復帰信託として当該土地を保有する。

2. AはBに金銭を支払い、その金銭で土地を購入し、Bの名前で権原を取得するようBに指示し、Bがそのようにした。Bは当該土地をAのための復帰信託として保有する。

3. BはAの金銭をAの同意を得ずに土地を購入するのに使用した。BはAのための擬制信託として当該土地を保有する。

4. AはBに金銭を支払い、そのお金で土地を購入し、Aの名前で権原を取得するよう指示したが、Bが誤って自己の名前で権原を取得してしまった。BはAのための擬制信託として当該土地を保有する。

5. AはBをAのために土地を購入するのに雇用したが、Bは受託者としての義務に違反して、自己のために自己のお金で土地を購入した。BはAのための擬制信託として当該土地を保有する。

6. 自己の所有する土地が、司法上の売却を予定されているAは、Bが口約束で、その売却で自己が当該土地を購入し、Aにそれを再譲渡するから、当該売却を妨げないようすすめられ、Bは自己のお金で当該土地を購入した。BはAのための擬制信託として当該土地を保有する。

最初の二つの状況では、Aは取引に同意したにもかかわらず、Bが当該土地につき受益権を有するということを意図していないという推定に基づいて、復帰信託が生じている。その次の四つの状況では、Aの意図を実行するためではなく、もしBに土地を保有することを許容すると、不当利得を生ずることからBに賦課された擬制信託が生ずるのである。

他方、もしBがAには権利がない土地を自己のお金で購入し、購入のため支出した金銭をAが補填すればAに土地を譲渡するという口頭で単に同意した場合は、Bはもしその同意が詐欺防止法のもとで実行不可能な

らばAに土地を譲渡するよう強制されえない。この場合には、復帰信託又は擬制信託は生じない。しかしながらBがAへの貸付の方法として購入代金を支払ったことが明らかな場合は、本節で述べられている規則に基づき、Aのための復帰信託が生ずる。第448条参照。

第440条 一般原則

財産権が或る人に譲渡され、その購入代金は他の人によって支払われた場合には、第441条、第442条および第444条の場合を除いて、代金を支払った者のために復帰信託が発生する。

注：

a. 購入代金が或る人によって支払われ、かつ財産権が他の人の名義で取得されていても、復帰信託を生じさせない意図であるという事情に関しては第441条参照。

血縁者の名で買入れた場合については、第442条参照。

不法な目的を達成するためになされた買入れに関しては、第444条参照。

b. 人的財産

本節で述べられている規則は、物的財産を譲渡する場合と同様に、人的財産を譲渡する場合にも適用される。しかしながらこの規則は人的財産の場合には、非常に重要というわけではない。なぜならもし購入者が信託を設定する意思を口頭証拠によってでも表示すれば、詐欺防止法は明示信託の実行を妨げないからである。しかしながら立証責任の問題がある場合には重要である。ある者が購入代金を支払い、権原は他の者の名で取得されたという事実以外に意思の証拠が明らかにならない場合に復帰信託が生じる。

c. 詐欺防止法

譲渡された財産権が土地の権利であるにもかかわらず、口頭証拠は、支払いが譲受人以外の者によってなされたということを証明するのを認容する。そのような証拠の認容は、詐欺防止法又は口頭証拠排除原則によって排除されない。詐欺防止法として知られるイギリスの制定法第7条(29 Charles II, c.3)では、土地に関するすべての信託宣言又は信託設定は、法によりそのような信託を宣言できる当事者が署名した書面により表示され、証明されると規定しているにもかかわらず、当該法第8条では、法の推定又は解釈で信託が生じる場合には、そのような書面は必要ないと規定されている。これらの規定やアメリカ合衆国における同様の制定法のもとでは、土地の権利の譲渡が、ある者になされ、購入代金が他の者により支払われた場合、復帰信託が生ずる意思を証明する覚書は、何ら要求されない。

d. 譲受人による約因支払いの記載

財産権の譲渡がある者へなされ、購入代金が他の者により支払われた場合、それにより財産権が譲渡された証書に約因が譲受人により支払われたことがたとえ記載されていても復帰信託が生ずる。購入代金が実際には他の者により支払われたことを示すのに外部証拠が認められる。

e. 譲受人の利用のための譲渡

【第12章】

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者により支払われた場合、それにより財産権が譲渡された証書に譲渡が譲受人自身の利用のために譲受人になされたということが、たとえ記載されていても、復帰信託が生じる。

f. 譲受人が譲渡を知らなかった場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者により支払われた場合、たとえ譲受人が当該譲渡を知らなくても復帰信託が生じる。復帰信託が生じるのは、譲受人が当該財産権を信託に基づき保有する意思を有しているからではなく、支払者が譲受人への贈与をなす意思ではないことが推定されるからである。

g. 購入代金の性質

本節で述べられた規則は、購入代金が金銭で支払われなかった場合にも適用される。第455条参照。信用による購入については、第456条参照。

h. 譲受人が購入代金を別の財産で支払った場合

本条で述べられている規則は、購入代金が譲受人以外の者により売主に直接支払われた場合だけでなく、購入代金が譲受人より所有者の同意のもとで、金銭又は別の財産で売主に支払われる場合にも適用される。たとえば財産権の譲渡がある者になされ、その購入代金がその者により他の者の同意のもとで、又は別の財産で支払われた場合には、同意を与えた者のために復帰信託が生じる。

他の者が購入をなすにつき、その者の金銭又は別の財産権を使用することに同意しなかったり、購入した財産権が譲受人に譲渡されることに同意しない場合には、復帰信託ではなく擬制信託が生じる。

i. 制定法の規定

いくつかの州では、制定により以下のことが規定されている：土地の譲渡がある者になされ、約因が他の者により支払われた場合、支払いをなした者のための信託は生じない、但し譲受人が(1) 約因を支払った者の同意なくして又は通知せず自己の名で譲渡を受けた場合、又は(2) ある信託に違反し、他の者の金銭又は財産権で譲渡された財産権を購入した場合は、この限りではない。これらの制定法では、以下のような規定もされている。そのような譲渡は、約因の支払者の債権者に対して詐欺であると推定される、但し詐欺意思につき反証がなされた場合には、この限りではない。

これらの制定法のもとでは、単に購入代金が他の者へ譲渡するのにある者により支払われたという事実からは復帰信託は生じないが、譲受人が支払者のための信託として財産権を保有することにつき明示に同意している場合は、詐欺防止法による排除がない限り、実行可能な明示信託が設定される。たとえ明示信託が詐欺防止法のために実行できなくても、擬制信託が譲受人の不当利得を妨げるために認められる。

いくつかの州では、以下のように規定されている場合を除いて、上述したと同様の制定法がある。すなわち、同意により又は譲渡がなされた当事者が、購入代金又はその一部を支払った者のための信託として、土地又はそれについての権利を保有するという詐欺意思を有していないことが明らか場合には復帰信託が生じる。

他方、いくつかの州では制定法により、物的財産の譲渡がある者になされ、その約因が他の者により、又は他の者のために支払われた場合は、そのような支払いをなした又はなされた者のための信託が生じると推定される

と規定されている。これらの制定法はコモンロールールを立法化したものである。

第411条 復帰信託が生じない場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金は他の人が支払った場合でも、購入代金を支払った者が復帰信託を発生させない意思表示したときは、復帰信託は発生しない。

注：

a. 譲受人が受益権を有するという意思表示

財産権の譲渡がある人に対してなされ、その購入代金が他の人によって支払われた場合において、もしその代金を支払った者が、財産権の譲受人にその財産上の受益権を与える意思を有することが明らかならば、復帰信託は生じさせないという意図である。このことは、代金を支払った者がその財産権を譲受人に贈与する意図であったり（第447条参照）、譲受人に対する貸付として、代金の支払いがなされた場合（第445条参照）には明らかである。また、代金の支払いが譲受人に対して負担する債務の弁済としてなされた場合にも（第446条参照）、復帰信託は発生しない。

b. 譲受人に贈与する意思表示

支払者が財産権を譲受人に贈与する意思表示をなしたかどうか決定するに際し、重要な要因は以下のものである。(1) 譲渡前又は譲渡時ないし譲渡後に支払者による意思表示があったか、(2) 支払者と譲受人の関係、(3) 譲受人は個人であったか、それとも法人であったか、もし法人ならば公益法人であったか否か、(4) 支払者と譲受人の相対的な財政的立場、(5) 支払者による譲受人に対する贈与が不用意なものであったか否か、(6) 受益権を与えるためという理由以外に譲受人の名で権原を取得する相当な理由の存在又は欠如。

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者により支払われた場合、譲受人に贈与をなす支払者の口頭による宣言は、たとえ譲渡された財産が土地に関する権利であり、詐欺防止法が有効であっても、譲受人が当該財産につき受益権を有するということを支払者が意図したことを示すのに認められる。このような宣言は、譲渡の前、譲渡時、譲渡後であっても認められる。復帰信託は、口頭証拠により生ずるし、口頭証拠により阻止される。

譲受人に贈与をなす支払者の意思は、支払者の意思表示だけでなく、譲渡がなされた状況によっても示される。これらの状況は、贈与が予定されていたことを示すものである。譲受人が知らない者である場合より、支払者に関係がある場合の方が贈与をなす意思を得やすい。譲受人が支払者に関係があって支払者の近親者である場合の贈与の推定については、第442、443条参照。譲受人が営利法人である場合よりも公益法人である場合の方が、贈与をなす旨の意思表示がなされたと解するのに相当である。譲受人に対し支払者によりなされる財産権の贈与が不用意にものである場合よりも、支払者が相当な資産を有する者である場合の方が、贈与をなす旨の意思表示がなされたと解するのに相当である。受益権を与える以外に譲受人の名において権原を取得する相当な理由である場合より、ない場合の方が贈与をなす旨の意思表示がなされたと解するのに相当である。

c. 譲受人に対し貸付をなす意思表示

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金は譲受人に対する貸付として、他の者により立替払いされた場合、支払者は譲受人が当該財産の受益権を有することを意図しているので、復帰信託は生じない（第445条参照）。そのような意図は、支払者の口頭による意思表示だけでなく、譲渡がなされた状況によっても示される。

d. 譲受人に対する債務弁済の意思表示

財産権の譲渡が、ある者になされ、購入代金が譲受人に対する債務の弁済のため他の者により立替払いされた場合、譲受人が当該財産権につき、受益権を有することを支払者は意図しているので、復帰信託は生じない。第446条参照。そのような意図は支払者の口頭による意思表示によってだけでなく、譲渡がなされた状況によっても示される。

e. 支払者と他の者の共同名義で権原が取得された場合

支払者が財産権に対する権原を自己と他の者の共同名義で取得したという事実は、支払者の他の者に対する分割していない権利の単純贈与の意思表示である。そして支払者の別段の意思表示がない場合は、他の者は、支払者のための復帰信託に基づいて、自己の権利を有しているわけではない。このことは、譲渡が支払者と他の者を合有不動産権者としてなされた場合にも共有不動産権者としてなされた場合にもあてはまる。

f. 部分的に復帰信託が生じない場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者により支払われ、譲受人が当該財産につき部分的受益権を有するということを支払者が意図したことが示された場合、復帰信託は残りの受益権につき、支払者のために生じる。たとえば譲受人が当該財産につき自己の生存中、受益権を有する、又は支払者の死後、受益権を有する、又は財産権のある部分につき受益権を有するという意思を支払者は表示できる。これらの場合には、譲受人が受益権を与えられない範囲で、支払者のための復帰信託が存在する。

例：

1. Aは、Xから土地を買い、XはAの指図に従って、その土地をBに譲渡した。AとBの間には、Bが生存中はその土地を保有するのだという口頭の約束ができていた。Bは、B生存中はBが受益権を享有することを条件に、Aのための復帰信託にもとづいて、その土地を保有する。

2. Aは、Xから土地を買い、XはAの指図にもとづき、その土地をBに譲渡した。その譲渡の時、AはBに対し、A生存中はAに賃料と収益を支払うが、A死亡後はその土地をBが保有してよいと述べた。Bは、その土地を、A生存中は、Aのための復帰信託にもとづき保有する。

3. Aは、Xから土地を買い、XはAの指図に従って、その土地をBに譲渡した。その譲渡の時、AはBに対し、Aがその土地を半分取得する旨を述べた。Bは、その土地を、半分はAのための復帰信託として保有することになる。

g. 停止条件つき復帰信託

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われ、支払者が特定の出来事が生じた場合にも受益権を有する意図が示されている場合、当該出来事が生じた場合にのみ支払者のための復帰信託が生じる。

例：

4. Aは、Xから土地を買い、XはAの指図に従って、その土地をBに譲渡した。AとBとの間には、BがAより先に死んだ場合にのみAがその土地の所有者となる、という口頭の約束がなされていた。BがAより先に死ねば、Aのための復帰信託が生じるが、AがBより先に死ねば、Bはそのまま土地を保有できる。

h. 解除条件付きの復帰信託

支払者が受益権を有するが、その受益権は特定の出来事が生じたら終了するという意図であることが示された場合、特定の出来事が生じたなら譲受人は信託と関係なく財産を保有することができる。

5. Aは、Xから土地を買い、XはAの指図に従って、Bにその土地を譲渡した。AとBとの間には、AがBより先に死んだ場合にのみBが、その土地の所有権を取得すると口頭の約束がなされていた。Aのための復帰信託が発生するが、AがBより先に死亡すれば、Bはその土地を保有できる。

i. 支払者のための明示信託の意思表示が適法になされた場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われた場合、譲渡された財産権は支払者のための明示信託として保有されるという実行可能な合意を支払者と譲受人がなしたという事実は、支払者のための復帰信託が生じるのを妨げない。しかし、支払者のための明示信託が存在する。

譲渡された権利が、土地に関するものではなく、譲受人がそれを支払者のための信託として保有することに合意した場合、たとえその合意が口頭であっても、支払者のため復帰信託ではなく、明示信託が設定される。なぜなら詐欺防止法は、土地に関する権利を除いて、あるゆる財産権の信託宣言又は信託設定は、書面によって表示又は証明することを要求していないからである。第52条参照。

詐欺防止法の要求に従って、譲受人が自己に譲渡された土地に関する権利を支払者のための信託として保有することを書面で同意した場合、譲受人は支払者のための復帰信託ではなく、明示信託に基づきその土地を保有する。

土地が譲渡される際によった証書で信託が設定された場合、又は譲渡前又は譲渡時ないし譲渡後のいずれかにおいて支払者によって意図された信託条項を示した覚書が譲受人により署名された場合、それで十分である。しかしながら譲受人により署名された覚書が意図された信託条項を示さない場合、その覚書は支払者を拘束しないし、支払者は自己と譲受人間の合意が欠如している場合に生じるような復帰信託を強いることができる。

j. 支払者のための明示信託を設定する意思表示が適法になされなかった場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われた場合、詐欺防止法又は別な方法のもとでは、譲渡された財産権は支払者のための明示信託に基づき保有するという合意を支払者と譲受人がなしたという事実は、支払者のための復帰信託が生じるのを妨げない。このような場合、口頭の合意を実行不可能であるにもかかわらず阻止されない。逆に譲受人が当該財産につき権利を有するということを支払者は意図しなかったという推定をたすけることになる。

k. 支払者が第三者のための明示信託設定の意思表示を適法にした場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われた場合、譲渡された財産権は、第三者のための明示信託に基づいて保有されるという実行可能な合意を支払者と譲受人がなしたという事実は、支払者のための復帰信託が生じるのを妨げるが、第三者のための明示信託は存在する。

譲渡された権利が土地に関するものではなく、譲受人がそれを第三者のための信託として保有することを合意した場合、たとえ合意が口頭であっても、支払者のための復帰信託ではなく、第三者のための明示信託が設定される。なぜなら土地に関する権利を除いてあらゆる財産権の信託宣言又は信託設定は、書面により表示又は証明されるということを詐欺防止法は要求していないからである。第52条参照。

詐欺防止法の要求にしたがって、自己に譲渡された土地に関する権利を第三者のための信託に基づいて保有することを書面で合意した場合、譲受人はその権利を支払者のための復帰信託に基づいてではなく、第三者のための明示信託に基づいて保有する。

第三者のための明示信託が適法に示されたが失効した(第424条参照)場合、又は信託財産を使いきることなく完全に達成された場合(第434条参照)は、支払者のための復帰信託が生じる。

1. 第三者のための明示信託設定の意思表示が適法になされなかった場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われた場合、詐欺防止法又は別な方法のもとでは実行不可能な譲渡された財産権が第三者のための明示信託に基づいて保有されるという口頭の合意を支払者と譲受人がなしたという事実は、支払者のための復帰信託が生じるのを妨げる。しかしもし譲受人が口頭信託の遂行又はそれを遂行することを保証するのを拒絶した場合、擬制信託が支払者のために生じる。第453条参照。

しかしながらもし購入代金が第三者への貸付として支払われた場合、第三者が事実上購入者であって、復帰信託が購入者のために生じる。第451条参照。

第442条 血縁者 (relative) の名でする買入

財産権の譲渡がある人に対してなされ、その購入代金が他の人によって支払われた場合において、譲受人が購入代金の支払いをした者の妻、子供またはその他の近親者であるときは、購入代金の支払いをした者が、譲受人にその財産権上の受益権を取得させない意思を表示しない限り、復帰信託は生じない。

注：

a. 規則が適用される血縁者の範囲

本条で述べる規則の適用は、関係の親密さ又は支払者と譲受人間の自然な情愛によって決定されない。むしろ支払者が譲受人に贈与をなすのを意図するのが相当な関係に、譲受人が支払者にあるかどうかの問題である。もし譲受人が親族関係にあるので近親者であれば、支払者は贈与をなす意図であることが推定される。

本条で述べられている規則は、購入代金を支払う者と譲受人とが、たとえば、それぞれ夫と妻、父と子、母と子、義理の父と子、祖父母と孫というように関係にある場合に適用される。たとえ子供が私生子又は養子であっても親と子の関係が適用される。子供が成人かどうかは重要ではない。購入代金を支払う者が譲受人に対し親代

わり（loco parentis）の立場にたつ場合に適用されるものである。

すなわち支払者が譲受人と関係あるうかならうと、譲受人の親代わりに行動することを引受ける場合に適用される。

支払者と譲受人がそれぞれ妻と夫又は子供と親の場合は、適用されない。単に支払者と譲受人がそれぞれ兄と妹、伯父又は伯母と甥又は姪であるので、支払者が譲受人に対し親代わりの立場にない場合は適用されない。

支払者が男性で譲受人と婚約している場合には適用されるが、譲受人がすでに他の者と結婚している場合には適用されない。不法に同様している未婚者には適用されない。

b. 規則の効果

譲受人が妻、子供又はその他の近親者であるという事実は、単に復帰信託の推定を生じさせない傾向にある状況といって済まされるものではない。当然に贈与が意図されたという推定が生じ、復帰信託の強制を求める支払者が、譲受人に贈与をなす意図ではなかったことの挙証責任を負うのに十分な状況である。第433条参照。譲受人が支払者と関係があるが、支払者に対し、近親者の関係にない場合、この状況は贈与が意図されたという推定を生じるのに十分ではないが、復帰信託が生じるという推定を生じさせないような別の状況と共に示されれば十分なものになる。第441条注b参照。

第443条 血縁者に対する贈与の推定が生じない場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、その購入代金は他の人が支払った場合、譲受人が購入代金の支払いをした者の妻、子供またはその他の近親者であるときに、代金の支払をした者が譲受人にその財産権上の受益権を与えない意思を表示した場合には、復帰信託が生じる。

注：

a. 贈与の推定を生じさせない口頭証拠の容認

ある者が自己の指示により近親者である他の者に譲渡された財産権の購入代金を支払う場合、たとえ譲渡された財産権が土地に関する権利で詐欺防止法が有効であっても、譲受人は当該財産権につき受益権を有しないということを支払者が意図したことを示す口頭証拠が認められる。

代金の支払いをした者の意思が、譲受人に贈与をなすものではないということは、代金を支払った者が口頭でそれを表示する場合だけでなく、たとえば、代金を支払った者が譲受人に贈与することはあり得ない、という状況がある場合なども、贈与の意思なしと言える。たとえば支払者にとって、譲受人に贈与をなすことが不用意であるという事実は、支払者が贈与をなす意図がなかったことを示している。同様に支払者が譲受人に贈与をなす以外に他の者の名で権原を取得する理由がある状況では、支払者が贈与をなす意図がなかったことを示している。たとえば支払者が当該財産権を購入したことを知られたくない理由がある場合がそうである。

復帰信託が生じるか否かを決めるのは、譲渡後ではなく、譲渡時の支払者の意図である。第457条と比較せよ。しかしながら譲渡後の支払者と譲受人の行為は、譲渡時に支払者が譲受人に贈与をなす意図ではなかったことを

示しているようなものである。たとえば支払者が財産権を管理し、家賃を集め、税金を支払い、保険をかけ、修繕や改良にお金を払い、その他、所有者であることを主張し、その主張について譲受人が黙認しているという事実は支払者が譲受人に贈与をなす意思の推定を生じさせない証拠である。

b. 贈与の推定が部分的に生じない場合

ある者が自己の指示により近親者である他の者に譲渡させた財産権につき、購入代金を支払い、支払者が当該財産権につき部分的に権利を有することが示された場合、復帰信託は、そのような権利についてのみ、支払者のために生じる。第441条注 f と比較。

c. 停止条件又は解除条件つき復帰信託

ある者が自己の指示で近親者である他の者に譲渡した財産権の購入代金を支払い、支払者は一定の出来事が生じたときのみ受益権を有するという意図が示されている場合、復帰信託は、当該出来事が生じたときのみその者のために生じる。第441条注 g と比較せよ。同様に支払者が受益権を有することを意図しているが、その受益権は一定の出来事の発生により、終了することが示されているならば、譲受人は、その出来事の発生で当該財産権を信託とは関係なく保有することができる。第441条注 h と比較せよ。

d. 支払者が第三者のための明示信託を設定する意思表示をしている場合

ある者が自己の指示で近親者である他の者に譲渡した財産権の購入代金を支払い、第三者のための明示信託を設定する意思表示を適法になした場合、譲受人は当該財産権を保有できないし、支払者のための復帰信託を生じないが、第三者のための明示信託が存在する。第441条注 k と比較せよ。第三者のための明示信託を設定する支払者の意思が適法に表示されず、譲受人が信託を履行すること又は履行の保証をなすことを拒絶した場合、擬制信託が支払者のために生じる。第441条注 l と比較せよ。

第444条 不法目的

財産権の譲渡がある人に対してなされ、他の人が不法な目的を達成しようとして購入代金の支払いをした場合においては、不法に法律行為をなした者に救済を与えないとする政策が譲受人の不当利得を許さないとする政策に較べて重大であるという事情が存する限り、復帰信託は発生しない。

注：

a. 本条は、第422条と同様の政策のもとにおかれている。財産権の所有者が、不法性のために効力を有しない信託にもとづいて譲渡する場合（第442条参照）、あるいは財産権が買入れられ、不法目的を達成するための他の人の名でその権原が取得される場合には、復帰信託が生じる。但し、復帰信託を強制することが公序良俗に反するときは、この限りでない。

予定していた信託が不法のため失効した状況に関しては第60～65条参照。

b. 債権者詐害

本条で述べられる原則が適用される最も一般的な状況は、財産権の購入者が、自己の債権者を詐害する目的で

他の者の名前で権原を取得する場合である。第63条、第442条参照。

c. いくつかの州では制定法により土地の譲渡がある者になされ、約因が他の者により支払われた場合、約因を支払った者につき信託は生じない（第440条注 i 参照）と規定している。またそのような譲渡は、約因を支払った者の債権者に対する詐害を推定するとも規定している。また信託は、そのような債権者の請求権を支払うのに必要な範囲で債権者のために生じる。但し詐害意思が反証された場合は、この限りにあらずと規定している。

実際に当該財産権は、債権者にとって復帰信託よりもむしろ擬制信託の目的となる。

d. 国・地方公共団体に對する詐欺

国有地を取得する権原を有しない者が、そのような土地の購入代金を支払い、国を詐害する目的で他の者の名で当該土地の権原を取得した場合、その者は、たとえ国が当該詐害行為につき取消の手立てを講じていなくても、自己のための復帰信託を強制することはできない。

e. 預貯金信託

ある者がお金を銀行の預貯金勘定に他の者の名で寄託し、その者がすでに制定法又は銀行法により一人の寄託者に許容されている最高限度額になっており、当該寄託が制定法又は法の網を回避する目的で他の者の名でなされたと思われる場合、寄託がなされる時に名を使われた者は、寄託者のための復帰信託につき銀行に請求権を有する。寄託者の目的が公序良俗に大きく違反するわけではないので、復帰信託を実行するのは妨げない。

f. 外国人

いくつかの州では制定法により、外国人又は外国人の団体により取得された土地は、州への没収の対象になると規定している。そのような州では、土地信託の外国人受益者の衡平法上の権利も同様に没収の対象となる。第117条注 b 参照。そのような州では、外国人が土地の購入代金を支払い、その者の指示で支払者が外国人でなければ復帰信託が生じる状況で、土地が他の者に譲渡された場合、復帰信託が外国人のために生じ、その者の権利は州への没収の対象になる。

第445条～第453条の總説：

第445条～第453条では、或る人が他の人のために代金を支払う場合に生ずる特別な問題を考慮する。その支払いは、(1) 譲受人のために他人が支払う場合、(2) 他人のために譲受人が支払う場合、(3) 譲受人以外の者が、第三者のために支払う場合である。また、その支払いは、(a) 貸付として、(b) 債務の弁済として、(c) 贈与としてなされる。売主に支払う者をA、売主がその財産を譲渡する者をB、もしいれば、その者のために支払がなされる第三者をCとすると、本節は以下のような状況を扱うことになる。

(1)(a)第445条 AがBに対する貸付として支払う場合。

(1)(b)第446条 AがBに対する債務の弁済として支払う場合。

(1)(c)第447条 AがBに対する贈与として支払う場合。

(2)(a)第448条 BがAに対する貸付として支払う場合。

(2)(b)第449条 BがAに対する債務の弁済として支払う場合。

- (2)(c)第450条 BがAに対する贈与として支払う場合。
- (3)(a)第451条 AがCに対する貸付として支払う場合。
- (3)(b)第452条 AがCに対する債務の弁済として支払う場合。
- (3)(c)第453条 AがCに対する贈与として支払う場合。

第445条 代金の支払いが譲受人に対する貸付としてなされた場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金が譲受人に対する貸付として、他の人によって立替払いがなされたときは、復帰信託は生じない。

例：

a. 本条で述べられている規則は、第441条で述べられた規則の適用である。財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者によって支払われた場合、購入代金を支払った者が、譲受人に譲渡した財産権の受益権を有させ、復帰信託は生じないという意思表示をするなら、復帰信託は生じない。第441条参照。たとえ譲渡された財産権が土地に関する権利であり、詐欺防止法が効力を有していても、譲受人に受益権を支払者が与える意図であることを示すのに口頭証拠が容認される。第441条注b参照。それゆえに購入代金を支払った者が譲受人は受益者的に財産権を保有し、貸し付けられた購入代金を返済する義務しか負わないことを意思表示するならば、復帰信託は生じない。

この状況では、まず支払者が借り主に購入代金を貸し、次に借り主が借りた金帳を売主に支払い、そして譲渡が売主により借り主になされるのとあたかも同じ結果となる。購入代金は借り主から売主に直接支払われていないにもかかわらず、借り主のために購入代金が貸付により支払われ、借り主は事実上、購入代金を支払った者である。

例：

1. Bは、Xから甲地を買いたいと思っていた。Aがその土地の代金をBのために支払うことに同意した。Aは、Bに対する貸付としてXに土地代金を立替払いし、XはBに甲地を引渡した。復帰信託は生じない。

b. 約定担保権

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金が他の者により譲受人に対する貸付として立替払いがなされたとき、支払者と譲受人間に合意がなければ、財産権上に衡平法上の先取特権を有することはできない。しかしながら両者間に立替払いをした者が貸付を担保するために財産上に先取特権を有することが合意されたならば、たとえ財産権が土地に関する権利であり、合意が口頭によるものでも、支払者は衡平法上の先取特権を有することができる。

第446条 代金の支払いが譲受人に対して負担する債務の弁済としてなされ

た場合

財産権の譲渡が、ある人に対してなされ、購入代金が譲受人に対して負担する債務の弁済として、他の人によってた立替払いがなされたときは、復帰信託は生じない。

例：

a. 本条で述べられている規則は、第441条で述べられている規則の適用である。財産権の譲渡がある者になされ、購入代金他の者によって支払われた場合、譲受人が譲渡された財産権上に受益権を有し、復帰信託は生じないということを購入代金を支払った者が意思表示するならば、復帰信託は生じない。第441条参照。たとえ譲渡された財産権が土地に関する権利であり、詐欺防止法が有効であっても、譲受人が財産権上に受益権を有すると支払者が意図していたことを口頭証拠は示すのを容認する。第441条注6参照。それゆえに購入代金を支払った者が譲受人に対する債務を弁済し、譲受人が受益者的に財産権を保有することを意思表示するならば、復帰信託は生じない。

この状況では、まず債務者が債務を支払い、そして譲渡が売主により債権者になされるのとあたかも同じ結果となる。購入代金は、債権者から売主に直接支払われていないにもかかわらず、債権者のために購入代金が債務者により支払われ、債権者が事実上、購入代金を支払った者である。

例：

1. Bは、甲地をXから買いたいと思った。AはBに対し、その代金に等しい金額の債務を負っていた。Bの要請で、Aは、Xに対してその代金をBに対する債務の弁済として支払い、Xは甲地をBに引渡した。復帰信託は生じない。

第447条 代金の支払いが譲受人に対する贈与としてなされた場合

財産権の譲渡が或る人に対してなされ、購入代金が譲受人に対する贈与としての他の人により支払われたときは、復帰信託は生じない。

注：

a. 本条で述べられている規則は、第441条に述べられている規則の適用である。つまり、財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金他の人によって支払われた場合において、その代金を支払った者が、譲受人に財産権上の受益権を取得させ復帰信託を生じさせない意図をもっているときには、復帰信託は生じない。第441条参照。たとえ譲渡された財産権が土地に関する権利であり、詐欺防止法が有効であっても、支払者が譲受人に財産権上の受益権を取得させる意図を示すことを口頭証拠は容認している。第441条注b参照。それゆえに購入代金を支払った者が譲受人に財産権を贈与として取得させるという意思表示をした場合、復帰信託は生じない。同様に購入代金を支払った者が譲受人に財産権上の部分的受益権を取得させる意思を表示した場合、復帰信託は残りの権利についてのみ生じる。第441条注f～h参照。

第448条 譲受人が購入代金を他人に対する貸金として支払った場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、その者が購入代金を他の人に対する貸金の立替払いとして支払ったときは、譲受けた財産権につき、他人のための復帰信託は生ずるが、譲受人は、その貸金の担保としてその財産権を保有することができる。

例：

a. 規則の理由

本条で述べられている状況では、譲受人がまず借主に購入代金の額を貸し、次に借主が借りたお金を売主に支払い、そして譲渡が売主から貸主になされるのとあたかも同じ結果となる。購入代金が直接借主から売主へ支払われていないにもかかわらず、購入代金は借主のために譲受人により支払われ、借主が事実上、購入代金を支払った者となる。

例：

1. Aは、Xから甲地を買いたいと思っていた。Bが、その土地の代金をAのために支払うことに同意した。BがXに甲地の代金を支払い、Xは甲地をBに譲渡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

b. 譲受人の約定担保権

譲受人が購入代金を他の者に貸金として立替払いした場合、譲受人は、その土地を貸付の担保として保有することができる。復帰信託が借主のために生じるにもかかわらず、譲受人は借主が貸金を返済するまで借主に財産権を譲渡するよう強制されえない。

例：

2. Aは、Xから甲地を買いたいと思っていた。Bが、その土地の代金をAのために支払うことに同意した。BがXに甲地の代金を支払い、Xは甲地をBに譲渡した。BはAのための復帰信託にもとづいて甲地を保有するが、BはAに対する貸金の担保として甲地を保有することができる。

c. 売主による購入

本条で述べられている規則は、税金未納のため、又は抵当実行手続により、又は強制失効により売却される予定の財産権がある者が所有し、他の者が口頭でその売却で財産権を買うことに同意している場合、貸金の方法で財産権の所有者に購入代金を立替払いすることになるので適用される。そのような場合、財産権を買う者は、購入者が購入者によりもとの所有者にお金を貸すことによってなされるので、もとの所有者のための復帰信託に基づき、当該財産権を保有することになる。

そのような売却で購入した者が所有者に対する貸金の方法ではなく、購入代金を支払う場合、購入者が不当利得することを妨げるために擬制信託が賦課される。第44条注a、原状回復リステイトメント第181条参照。

d. 譲受人による転売の同意

本条で述べられている状況は、譲受人が他の者に購入代金を貸してはいないが、単に他の者に財産権を転売す

うならば、購入者は購入時に他の者に土地を転売することを口頭で同意し、他の者が購入者から土地を買うことに同意しているにもかかわらず復帰信託は生じない。土地の売買契約を履行不能にする詐欺防止法がある場合、契約は履行不能である。

しかしながら購入者が他の者につき信託関係にあり、受託者としての義務に違反して財産権を購入した場合は、擬制信託が生じる。現状回復リステイトメント第194条、199条参照。

e. 譲受人が購入代金の一部分を貸した場合

本条で述べられている規則は、財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部分がその者により他の者への貸付として立替払いされ、貸された者が購入代金の残額を支払った場合に適用される。

例：

3. Aは、Xから甲地を買いたいと思っていた。Bが、Aのために、甲地の代金の半分を支払うことを約束した。Bが、甲地代金の半分を支払い、残りの代金をAがXに支払って、Xは、甲地をBに譲渡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有するが、Bは、Aに対する貸金の担保として、甲地を保有することができる。

譲受人が購入代金の一部を他の者への貸金という方法で支払い、残額を自己の勘定で支払う場合の状況については第454条注k参照。

第449条 譲受人が購入代金を他人に対して負担する債務の弁済として支払った場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金が譲受人の他の人に対する債務の弁済の立替払いとして譲受人によって支払われたときは、その財産権につき、他の人のための復帰信託が生ずる。

a. 本条で述べられている状況では、譲受人がまず自己の債務を債権者に支払い、次に債権者が受け取った金額を売主に支払い、そして譲渡が売主により債務者になされたのと、あたかも同じ結果となる。購入代金は債権者により直接、売主に支払われていないにもかかわらず購入代金は債権者のため債務者により支払われ、債権者が事実上、購入代金を支払う者となる。

例：

1. Aは、Xから甲地を買いたいと思っていた。BはAに対し、甲地代金と同額の債務を負っていた。Aの要請により、Bは甲地代金をXに支払い、それによってAに対する債務の弁済とした。Xが甲地をBに譲渡した。Bは、Aのための復帰信託をもとづいて甲地を保有する。

第450条 譲受人が購入代金を他人に対する贈与として支払った場合

財産権の譲渡が或る人に対してなされ、購入代金が譲受人によって他人に対する贈与として支払われた場合は、復帰信託は生じない。

注：

a. 本条の範囲

購入代金が受贈者又は受贈者のために他の者に渡さなければ購入代金の有効な贈与ではない。金銭が寄贈者により、直接、売主に支払われた場合は、有効な贈与ではない。このゆえに予定されていた受贈者に信託は生じない。他の者に財産権を譲渡する意図で自己に譲渡された財産権を購入し、支払をある者がなした場合、贈与の有効性の必要条件が充足されなければ、当該贈与は無効である。予定していた受贈者への贈与の目的物又は贈与捺印証書の目的物が引き渡されていない場合、そのような贈与は通常、無効である。購入者は受託者となる意思表示をしなければ、予定していた受贈者の受託者とはならない。第31条参照。

購入者が購入した信託財産の受託者であると宣言した場合、そのような信託の設定必要条件が充足されると規定されているので、その者は明示信託に基づき財産権を保有する。財産権が土地に関する権利でなければ、詐欺防止法は信託宣言が書面でなされ、又は主張されることを要求しない。第52条参照。財産権が土地に関する権利である場合は詐欺防止法は、信託宣言が書面により表示され又は主張されることを要求する。第40条参照。

予定していた贈与ないし信託が失効した場合、購入者は財産権を信託に関係なく保有することができる。購入者は予定していた受贈者のための擬制信託に基づき財産権を保有することを強制されない。なぜなら何の不正も受贈者になされていないし、購入者は受贈者を擬制にして不当利得しているわけでもないからである。

例：

1. BがXから土地を買い、XとAに口頭で、その土地をAのために買い、Aのためにそれを保有することを述べた。復帰信託は生じない。

第451条 購入代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払いが第三者に対する貸金としてなされた場合

財産権の譲渡が或る人に対してなされ、購入代金が他人により第三者に対する貸金の立替払いとしてなされたときは、第三者のための復帰信託が生ずる。

注：

a. 規則の理由

本条で述べられた状況では、まず支払者が購入代金を第三者に貸し、次にその第三者が借りた金額を売主に支払い、そして譲渡が売主より譲受人になされるのとあたかも同じ結果となる。購入代金は、借主より直接、売主に支払われていないにもかかわらず、貸主により借主のために支払われるのであって、借主が事実上、購入代金を支払った者になる。それゆえに借主のための復帰信託が生じ、貸主のための復帰信託の推定は生じない。

例：

1. Cは、Xから甲地を買いたいと思っていた。AがCのために土地代金を支払うことを約束した。AがXに対し甲地の代金を支払い、Xは甲地をBに引渡した。BはCのための復帰信託にもとづいて甲

地を保有する。

b. 約定担保権

貸主と借主との間に同意がなければ貸主は、貸付を担保する財産権上の権利を何ら有しない。同意があればそれが口頭でなされものでも、財産権上の衡平法の先取特権を有することになる。第445条注bと比較せよ。

第452条 購入代金が、譲受人以外の者により支払われ、その支払が第三者に対する債務の弁済としてなされた場合

財産権の譲渡がある者に対してなされ、購入代金が他人によって、第三者に対する債務の弁済の立替払いとして支払われたときは、第三者のために復帰信託が生じる。

注：

a. 規則の理由

本条で述べられている状況では、まず債務者が自己の債務を第三者に支払い、次に債権者が受け取った金額を売主に支払い、そして譲渡が売主により譲受人になされるのとあたかも同じ結果となる。購入代金は債権者により直接、売主に支払われていないにもかかわらず、債務者により債権者のために支払われ、債権者が事実上、購入代金を支払った者となる。

例：

1. Cは、Xから甲地を買いたいと思っていた。Aは、Cに対し、甲地代金と同額の債務を負っていた。Cの要請により、AがXに対し甲地代金を支払い、それによってAのCに対する債務の弁済とした。XはBに甲地を引渡した。Bは、Cのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

第453条 購入代金が譲受人以外の者により支払われ、その支払が第三者に対する贈与としてなされた場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金が他の人によって、第三者に対する贈与として支払われた場合、贈与を受けるべき第三者のための復帰信託は生じない。

注：

a. 規則の理由

受贈者又は受贈者のために他の者に引き渡されなければ、購入代金の有効な贈与とはならない。お金が寄贈者により直接売主に支払われ場合、有効な贈与にはならない。このゆえに予定していた受贈者ではなく、寄贈者が支払者であり、財産権が譲受人に譲渡されたときは、予定していた受贈者に信託は生じない。

b. 第三者のための明示信託

自己の指示により他の者に売主によって譲渡された財産権のある者が購入し、購入代金を支払い、購入者が譲受人は第三者のための信託として財産権を保有するという意思表示をした場合、そのような信託の設定の必要条

【第12章】

b. 第三者のための明示信託

自己の指示により他の者に売主によって譲渡された財産権をある者が購入し、購入代金を支払い、購入者が譲受人は第三者のための信託として財産権を保有するという意思表示をした場合、そのような信託の設定の必要条件が充足されることと規定されているので、譲受人は第三者のための明示信託に基づき財産権を保有する。第441条注1参照。財産権が土地に関する権利でない場合、詐欺防止法は信託設定の意図が書面により表示または主張されることを要求しない。第52条参照。

c. 詐欺防止法

財産権が土地に関する権利の場合、詐欺防止法は信託の設定が書面により表示又は主張されることを要求する。第40条参照。財産権が土地に関する権利で、購入者の信託設定の意思表示が書面によりなされていない場合、予定していた明示信託は実行不能である。第三者は購入代金を支払っていないから、復讐信託は第三者のために生じない。何らの不正も第三者になされていず、譲受人は第三者を犠牲にして不当利得しているわけではないから擬制信託も第三者のために生じない。

譲受人が予定していた受益者に、財産権を自発的に譲渡しようとするならば、たとえ購入代金を支払った者の反対にあっても譲渡することができる。

譲受人が予定していた受贈者のための信託に基づき譲渡された土地を保有するということを承認する覚書に署名した場合、覚書が詐欺防止法の要求を満たすのに十分なので受贈者は信託を強制できる。

d. 支払者のための擬制信託

詐欺防止法を信頼する譲受人が予定していた受贈者に財産権を譲渡するのを拒絶し、信託を承認する覚書に署名をしない場合、擬制信託が購入代金を支払った者のために生じる。第441条注1参照。予定していた受贈者以外の者に財産権を譲渡することにより、又は予定していた受贈者以外の者のための信託に基づき財産権を保有することを承認する覚書に署名することにより、購入代金を支払う者ための擬制信託が生じることを譲受人は妨げることができない。

例：

1. Aは、Xから土地を買入れ、Xに代金を支払った。Aの指図にもとづき、Xはその土地をBに引き渡した。代金支払いと引渡の時に、Aはその土地をCのために買ったことを述べ、Bは、口頭で、Cのためにその土地を保有することを約束した。Cは、Bに対し、その土地をCのもとに引渡すよう強制することはできない。もし、BがCへの引渡しを拒否したり、あるいは、Cのための信託契約書に署名をするのを拒否した場合には、AはBに対し、その土地をAのもとに引渡すように強制することができる。

第454条 代金の一部支払い

財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金の一部が他人によって支払われたときは、支払った額と全部

の代金額の割合に応じ、支払った者のために復帰信託が生じる。但し、支払いをなした者が、復帰信託を全面的に、または支払額に応ずる限度においても生じさせない意思を表示したときは、この限りでない。

a. 意思表示がなされた場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部が他の者によって部分的に支払われた場合、購入代金の残りは、譲受人により支払われるので、部分的に支払いをなした者は財産権上の受益権を取得する意思、又は支払った金額につき譲受人に贈与又は貸付をなす意思で、又は譲受人への債務を弁済する意図で支払いをなすのである。

部分的な支払いをなす者が譲受人に対し、贈与をなす意思を表示した場合、復帰信託は生ぜず、譲受人は財産権を信託とは関係なく保有する。それは購入代金の全部が譲受人に対する贈与の方法で支払われた場合、譲受人は信託と関係なく財産権を保有するからである。第447条参照。

部分的な支払いをなす者が譲受人に対し、貸付をなす意思を表示した場合、復帰信託は生ぜず、譲受人は財産権を信託とは関係なく保有する。それは購入代金の全部が譲受人に対する貸付の方法で支払われた場合、譲受人は信託と関係なく財産権を保有するからである。第445条参照。そのような場合、部分的な支払いをなす者は、貸付を担保するために財産権上の衡平法上の先取特権の権原を有する。しかしそれは、その者と譲受人との間に、そのような先取特権を有することにつき合意がなされていた場合に限る。第445条注b参照。

部分的に支払いをなす者が財産権上の受益権を取得する意思表示をなした場合、支払った額と全部の代金額の割合に応じ、復帰信託がその者に生じる、但しその者が、その割合よりも少ない又は異なる権利を得る意思表示をなした場合は、この限りではない。注h～j参照。

例：

1. 甲地の所有者Xが、甲地を10,000ドルで売りに出した。AとBが、口頭で、Aが3,000ドル支払い、Bが残代金を支払うことに合意し、Bが甲地の所有権を取得した上でその土地を転売し、A・Bそれぞれが負担した割合に応じて売却代金を分けることにした。AとBが合意通りXに甲地の代金を支払い、XがBに甲地を引渡した。Bは、甲地の10分の3につき、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

b. 何の意思表示もなされない場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金的一部分が他の者によってなされ、部分的支払いをなした者の意図につき、何ら他の証拠が提供されない場合、支払った額と全部の代金額の割合に応じ財産権上に受益権をえる意図であったことが推定され、その範囲でその者のための復帰信託が生じる。その者がたとえば2分の1、3分の1といった割り切れる数で購入代金を支払った場合だけでなく、他の割合で支払った場合にも、このことはあてはまる。その者が財産権上にいくらかの権利を得、譲受人に対する贈与又は貸付をなす意図ではないという推定は、29分の1や124分の1といった分数の割合でのみ示されるよりも、2分の1、5分の2といった分数の割合で示された場合の方が強く働く。しかしながら、いずれにせよ、ある者が財産権上に一致する割合で権利をうる意図であるというのが推定であり、復帰信託は他の意図を示す証拠が欠如している場合に、その範囲でその者に生じる。

例：

2. 甲地の所有者Xは、甲地を10,000ドルで売りに出した。Aは甲地を買いたいと思ったが、5,500ドルしかなかった。AはBに甲地は掘出し物であることを告げ、その結果、Bは甲地の残代金を支払うことに同意した。Xは甲地をBに引渡した。別段の意思表示がなければ、Bは、甲地の20分の11につき、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

c. 不特定な寄付、又は一般的な寄付

ある物が財産権をうる目的の基金を取消し、他の者が時々、資金に寄付をなし、前者がその資金で自己の名で財産権を購入した場合、当該状況は後者の側が前者で財産権を取得するのを助けるために前者に贈与をなす意図であることを示すことになる。このことは特に寄付された金額が勘定に残っていない場合にあってはまる。このような場合、復帰信託は寄付をなした者のために生じない。しかしながら時々、基金に寄付をなし、金額が変わったという単なる事実は、基金における自己の寄附分で購入した財産権上に全部の代金額の割合に応じて受益権をえることを意図していないということを示さずとも示さない。

基金につき同じ割合で受益権を有するというのが、当事者の意図であると思われる場合、復帰信託は、その基金で購入した財産の2分の1につき生じる。基金は土地に関する権利ではないので、詐欺防止法は適用されないし、基金に対する寄付の同意は、たとえ口頭であっても有効である。

d. 複数の者による支払い

本条で述べられている規則は、購入代金の一部がある者によって支払われ、残りが譲受人によって支払われた場合だけでなく、購入代金の全部が譲受人以外の複数の者により支払われる場合にも適用される。また購入代金の一部が譲受人により支払われ、残りが他の複数の者により支払われた場合も適用される。

例：

3. Xは、甲地の所有者である。A・B・CはXから甲地を購入するに際し、Aが代金の2分の1、BとCが各々4分の1ずつ支払った。A・B・C彼らの指図に従って、Xは甲地をDに引渡した。別段の意思表示がない限り、Dは、Aについては、甲地の2分の1、B・Cについては各々4分の1につき、復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

4. 事実関係は、甲地をCへ引渡したことであり、例3と同じである。別段の意思表示がない限り、Cは、Aに対しては甲地の2分の1につき、Bに対しては甲地の4分の1につき復帰信託として保有し、甲地の4分の1については、信託とは関係なく保有することができる。

e. 本条で述べられている規則は、共同で2人又は数人で所有される基金が財産権のために支払われ、権原が他の者の同意で1人の名で又は第三者の名で取得された場合に適用される。そのような場合には、基金における権利の割合に応じて寄付者のための復帰信託が生じる。

f. 2人又は数人への譲渡

財産権の譲渡が、購入代金の一部を各々が支払った2人またはそれ以上の者になされ、支払った割合が平等でなかった場合、支払った割合に応じて復帰信託が生じる。但し、復帰信託が生じない又はその範囲で生じないと

いう意思表示をそれらの者がなした場合は、この限りではない。このような場合、普通法上の権利は、譲渡証書に別段の規定がない場合に、譲受人により平等の割合で保有される、しかし各受益権は平等の割合より多かろうと少なかろうと自己が寄付した金額の割合による。

例：

5. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから甲地を購入し、Aが代金の3分の2、Bが残りの3分の1を支払った。A・Bの指図に従って、Xは甲地をA・Bに譲渡した。別段の意思表示がなければ、AとBについては3分の1につき、復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

g. 同意の効果

譲渡がある者になされ、購入代金の一部を他の者が支払い、両者間に購入代金の一部を支払った者が、その者により支払われた金額が全部の代金額に占める割合よりも多い又は少ない割合の権利又はそれと異なった権利につき権原を有するということが同意され、その同意が実行可能な場合、第三者は同意された権利につき権原を有する。そのような同意が土地に関する権利以外の権利に関係がある場合、又はたとえ土地に関する権利についてであっても、詐欺防止法のような制定法に別段の定めがない場合、又は詐欺防止法に規定されているように同意が書面による場合、実行可能である。

当事者間の同意が土地に関する権利に関連するもので、口頭でなされており、詐欺防止法を充足していないために実行不可能な場合、同意の効果は第三者が別な方法で取得した（注5参照）ことにはならない。

h. 等分より少ない部分を取得する意図

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金的一部分が他の者により支払われ、部分支払いをなした者が、購入代金につき寄与した部分よりも少ない分割していない権利を取得する意思表示をした場合、意図した部分についてのみ、復帰信託が生じる。このような場合、その者が購入代金につき自己が負担した割合に基づき権利をえる意図であったという推定は部分的に生じない。

例：

6. Xは甲地の所有者である。AとBは甲地をXから購入し、代金を各々が2分の1ずつ支払った。AとBとの間で、甲地はBに引き渡され、Aは、分筆していない甲地の3分の1の所有権を有するものとの口頭の合意がなされた。Bは、分筆していない甲地の3分の1につき、Aのための復帰信託にもとづき甲地を保有し、残りの3分の2については、B自身のために甲地を保有する。

i. 等分より以上の部分を取得する意図

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金的一部分が他の者により支払われ、両者間に部分的支払いをなした者が購入代金につき、自己の負担部分よりも多くの全受益権又は分割していない権利を受け取るという口頭の同意がなされた場合、復帰信託がその者のために生じるが、詐欺防止法のためその口頭の合意が実行不能な場合はその者によって負担された部分についてのみ復帰信託が生じる。

例：

7. Xは甲地の所有者である。AとBはXから甲地を購入し、その代金は、A・Bそれぞれ2分の1

【第12章】

ずつ支払った。AとBとの間で、XがBに甲地を引渡し、Aが甲地を全部取得するとの口頭による合意があった。Bは甲地を分筆されない半分につき、Aのための復帰信託にもとづき保有し、Bは、残りの半分を受益者として保有する。

8. 事実は、Aが分筆されない甲地の3分の2の権利を有することに合意したこと以外は例7と同じである。Bは甲地を分筆されない半分につき、Aのための復帰信託にもとづいて保有し、残りの半分については受益者として保有する。

しかしながら当事者間の信託関係がある場合、信託関係の濫用によって財産権を取得した場合、購入代金を一銭も支払っていない者のために財産権のすべてにつき擬制信託が課されるように、なされた寄付で示される部分よりも多い部分の利益につき擬制信託が課される。原状回復リステイトメント第194条、199条参照。

j. 全財産権の一部を取得する意図

支払者が財産権の特定部分の利益、又は財産権の特定の不動産権を所得するということを支払者と譲受人で合意したように思われる場合、支払者が所持すると合意された権利、又は不動産権の範囲で復帰信託がある。

例：

9. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから甲地を買入れ、A・Bそれぞれの代金の半分ずつを支払った。AとBの間には、XがBに甲地を引渡し、Aが甲地の北半分を取得し、Bが甲地の南半分を保有するものとの口頭による合意がなされた。Xが甲地をBに引渡した。Bは、甲地の北半分をAのための復帰信託にもとづき保有し、南半分を信託とは関わりなく保有する。

10. 事実は、Aが甲地の北4分の1を取得し、Bが南側4分の3を保有することに合意した点を除き、例9と同じである。甲地の北4分の1につきAのための復帰信託が生じ、Bは甲地の南4分の3につき、信託とは関わりなく保有する。

11. 事実は、Aが甲地の北4分の3を取得し、Bが甲地の南4分の1を保有するとの合意した点を除き、例9と同じである。甲地の北4分の3につき、Aのための復帰信託が生じ、甲地の南4分の1については、Bが信託とは関わりなく保有する。

12. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから甲地を買入れ、A・Bそれぞれ代金の半分ずつを支払った。AとBの間には、Xが甲地をBに引渡し、Aが甲地に対する生涯権を取得し、Bが残余権を取得するものとの口頭による合意がなされた。Xが甲地をBに譲渡した。Bは、甲地をAの生存中はAのための復帰信託にもとづいて保有し、甲地に対する残余権を、信託とは関わりなく保有する。

13. 事実は、Bが甲地上の生涯受益権を取得し、Aが残余受益権を取得するものと合意した点をのぞけば、例12と同様である。Bは、B死亡後はAのための復帰信託が生じる趣旨で甲地を保有するが、B生存中は、その財産上の受益権を取得する。

k. 譲受人が購入代金の一部を他の者に対する貸付として立替払いした場合

本条で述べられている規則は、譲受人が購入代金の一部を他の者に対する貸付の方法で立替払いし、残りを自己の口座から支払った場合に適用される。このような場合、借主に貸された金額が購入金額全体に占める割合で

借主のための復帰信託が生じるが、譲受人は借主が貸付金を返済するまで借主に財産権のどのような部分も譲渡するよう強制されない。第448条と比較せよ。

例：

14. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから甲地を10,000ドルで買入れた。Bが10,000ドル支払ったが、AとBとの間には、AがBに5,000ドル支払うという口頭による合意がなされていた。Xは甲地をBに譲渡した。Bは、分筆されていない甲地の半分を、Aのための復帰信託にもとづいて保有するが、Bは、Aに対してなした貸金の担保として、甲地を保有することができる。

l. 譲受人が他の者に対する債務を弁済するために購入代金の一部を立替払いした場合

本条で述べられている規則は譲受人が購入代金の一部を他の者への債務を支払うために立替払いし、残りを自己の口座から支払った場合に適用される。このような場合、債務の支払いに立替払いされた金額が全体に占める割合で債権者のために復帰信託が生じる。第449条と比較せよ。

例：

15. Xは甲地の所有者である。AとBはXから甲地を10,000ドルで買入れた。Bが10,000ドル支払ったが、AとBの間には、Bの支払いは、BがAに対して負っている5,000ドルの債務の弁済のかわりになされるものであるとの口頭による合意がなされている。XがBに甲地を譲渡した。Bは、分筆されない甲地の半分を、Aのための復帰信託にもとづいて保有する。

m. 譲受人が購入代金の一部を他の者に対する贈与として立替払いした場合

譲受人が購入代金の一部を他の者に対し贈与をなす意図で立替払いし、残りを自己の口座から支払った場合、予定していた受贈者のための復帰信託は生じない。第450条参照。

n. 譲受人以外の者が購入代金の一部を第三者のために立替払いする場合

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部が第三者への貸付として他の者により支払われた場合、支払いが購入代金の全体に占める割合で第三者のための復帰信託が生じる。第451条と比較せよ。購入代金の残りが同じ者により支払われたが、それが自分自身のために支払われた場合、残りの部分につきその者のための復帰信託が生じる。残りの部分が譲受人により支払われた場合、譲受人は当該財産権を第三者ための復帰信託にしたがってのみ保有する。残りの部分が第三者によって支払われた場合、第三者のために全財産権につき復帰信託が生じる。財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部が第三者に対する債務の弁済のために他の者により支払われた場合と結果は同じである。第452条と比較せよ。しかしながら財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部が第三者のために予定していた贈与として他の者により支払われた場合、復帰信託は生じない。第453条と比較せよ。

o. 改良のため又は土地に対する負担を弁済するため立替払いした場合

譲受人が購入代金の金額を支払い、他の者が当該財産権に改良をなす、又は土地に関する負担を弁済するため立替払いをした場合、本条に述べられている規則は適用されない。このような場合、立替払いをした者は、財産権の持分につき、自己のための復帰信託を強制させる権原がない。なぜなら購入代金を支払ったわけではないか

らである。せいぜい立替払いした額につき財産権に衡平法上の先取特権を有するぐらいである。

d. 前後参照

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部が他の者によって支払われ、当該支払いが金銭によるものではない状況については第455条参照。

第455条 支払いが金銭でなされない場合

財産権の譲渡がある人に対してなされ、購入代金の一部が他の人によって支払われた場合においては、その支払いが金銭によってなされないときでも、支払いをなした者のために復帰信託が生じる。但し、その者が復帰信託を生じさせない意思を表示したときは、この限りでない。

注：

a. 購入代金の全額の支払い

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金全額が他の者により支払われた場合、本条で述べられている規則は適用される。財産権の譲渡が土地、動産又は債権の他の者による約因としてある者に譲渡された場合、本規則は適用される。譲渡がある権利の放棄の約因としてなされた場合にも適用されるし、債務負担の約因として譲渡がなされた場合にも適用される。第456条参照。譲渡が役務放棄の約因としてなされた場合にも適用される。

例：

1. Xは甲地の所有者である。Aは、Xから甲地を買入れ、対価として、AがXに他の土地または動産を譲渡し、あるいは、XがAに対して負っている債務の弁済にあてることとした。Aの指図により、Xは甲地をBに譲渡した。他に別段の意思表示がなければ、Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

b. 購入代金の一部支払い

本条で述べられている規則は、財産権の譲渡がある者になされ、購入代金の一部が他の者により支払われた場合に適用される。本規則は、財産権の譲渡が土地、動産又は債権の譲渡の約因としてなされた場合、適用される。このような場合、購入代金的一部分が譲受人により支払われ、残りは他の者により支払われるならば一方により支払われたところの約因に応じ復帰信託が生じる。

例：

2. Xは甲地の所有者である。XはAとBに、甲地を引渡す対価として、Aの所有する或る動物と、Bの所有する他の動物をXに引渡すことを合意した。それらの動物がXに引渡され。XはBに甲地を譲渡した。Bは、引渡された動物の価格の割合に応じ、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

c. 数人による支払い

財産権の譲渡がある者になされ、数人が権利を有している他の財産権がその弁済のために売主に譲渡される場

合、本条で述べられている規則は適用される。このことは譲受人が交換に譲渡された財産権につき権利を有している者のうちの1人が否かにかかわらずあてはまる。

例：

3. Xは甲地の所有者である。Xは、A・B・Cと、Aが2分の1、B・Cが4分の4ずつの権利をもっている乙地と甲地を交換することに合意した。A・B・Cは、乙地をXに交換し、指図に従って、Xが甲地をDに譲渡した。他に別段の意思表示がなければ、Dは、Aについては2分の1、B・Cについてはそれぞれ4分の1ずつにつき、復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

4. 事実は、A・B・Cの指図に従って、Xが甲地をBに譲渡した点を除けば、例3と同じである。他に別段の意思表示がなければ、Bは、甲地の2分の1につきAのための復帰信託にもとづいて、甲地の4分の1につきCのための復帰信託にもとづいて甲地を保有し、残り4分の1については、自己のために保有することになる。

d. 譲受人に対する支払い

財産権の譲渡がある者になされ、売主に対し、購入代金を譲受人が支払ったことの約因として、他の財産権が第三者により、そのある者に譲渡された場合、本条で述べられている規則は適用される。

例：

5. Xは甲地の所有者である。Aは、Xから甲地を10,000ドルで買入れた。AとBは、Aが10,000ドルの価値を有するある動産をBに引渡し、Bが10,000ドルをXに支払い、XはBに甲地を引渡すことに口頭で合意した。Aは動産をBに引渡し、BはXに10,000ドル支払い、Xは甲地をBに引渡した。他に別段の意思表示がなければ、Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

e. 混合資金からの支払い

財産権の譲渡がある者になされ、購入代金につき部分的寄付として第三者によりその者に別の財産権が譲渡され、譲受人が売主に購入代金を全額払った場合、本条で述べられている規則は適用される。このような場合、第三者により譲受人に譲渡された財産権の合意約因が、売主に支払われた全購入代金に占める割合で第三者のために復帰信託が生じる。

例：

6. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから10,000ドルで甲地を買入れた。AとBは、口頭で、AがBに5,000ドルの価値のある動産を引渡し、BがXに10,000ドル支払い、XがBに甲地を引渡すことに合意した。Aは動産をBに引渡し、BはXに10,000ドルを支払い、XはBに甲地を引渡した。別段の意思表示がなければ、Bは、甲地の半分につき、Aのための復帰信託にもとづいて保有する。

第456条 信用購入 (purchase on credit)

財産権の譲渡がある人に対してなされ、他の人が譲渡に際し購入代金を支払う債務を負担したときは、その者

のための復帰信託が生じる。但し、その者が復帰信託を発生させない意思を表示したときは、この限りでない。

注：

a. 購入者の信用購入

本条で述べられている規則は、譲受人以外の者が購入代金支払いのため、売主に対する債務を引き受けた場合に適用される。

例：

1. Xは甲地の所有者である。AはXから甲地を買入れ、Xにその代金額の手形を渡し、XはAの指図に従って甲地をBに譲渡した。他に別段の意思表示がなければ、Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

b. 現金での部分的支払い

譲受人以外の者が購入代金の一部を現金で支払い、残りの支払いのため売主に対し、債務を引き受けた場合、本条で述べられている規則は適用される。

例：

2. Xは甲地の所有者である。Aは、Xから甲地を10,000ドルで買入れ、4,000ドルは現金で、6,000ドルは手形で支払った。Aの指図に従って、Xは甲地をBに譲渡した。他に別段の意思表示がなければ、Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

c. 復帰信託が生じない場合

財産権の譲渡がある者になされ、譲渡時に他の者が購入代金支払いのため債務を引き受けた場合、譲受人が財産権上に受益権を有するという意思表示をその他の者がしたならば、その者ための復帰信託は生じない。たとえば売主に対し、購入代金支払いのため債務を引き受けた者が譲受人が、購入代金を売主に支払うという口頭の合意を譲受人となし、その合意を履行するため代金を支払った場合、復帰信託は生じない。このような場合、譲受人が真の購入者であって、他の者は譲受人が購入できるよう自己の信用を貸したにすぎない。譲受人に対する貸付として現金で購入代金をある者が支払うのと状況は類似している。第445条参照。同様に、ある者が売主に購入代金を支払うために債務を引受け、譲受人に対する債務弁済のため代金を支払った場合、復帰信託は生じない。第446条参照。同様に売主に対し購入代金を支払うために債務を引受けた者がそれにより、譲受人に贈与をなす意図である場合にも復帰信託は生じない。第447条参照。これらの状況のそれぞれにおいて復帰信託は生じない。なぜなら譲受人が譲渡された財産権上に受益権を有するという意思表示がなされているからである。

d. 譲受人の信用で購入し、購入者が譲受人の債務免除に合意した場合

譲受人が購入代金を支払うため、売主に対し債務を引き受けたが、他の者が購入時に譲受人との間で自分が売主に対し、購入代金を支払うという合意をなした場合に本条で述べられている規則は適用される。譲受人が他の者に対する貸付として現金で購入代金を支払った場合と状況は類似している。第448条参照。譲受人が貸すかわりに信用を貸与しているところが差異である。各場合における真の購入者は借主である。

売主が一部を現金で、あとは信用で売却し、現金が他の者、又は他の者に対する貸付の方法で譲受人により支

払われ、譲受人が購入代金の残額につき売主に対し、債務を引受たにもかかわらず、もう一方の者が売主に対する債務を弁済することに合意した場合と結果は同じである。

購入代金支払いのための売主に対する債務が、譲受人と他の者の共同で引き受けられた場合、双方間の引受が一方の売主に対する債務弁済である場合は、結果は同じである。

これらはすべての場合に譲受人は、売主に支払いをなすよう強制された場合に自己が免責されるよう財産上に約定担保権を有している。譲受人は他の者が売主に支払ったり、自分に損害填補保証書を与える又は別の方法で損失の危険につき、譲受人を担保するまで、その者に財産を譲渡するよう強制されない。譲受人が売主に支払った場合、他の者が原状回復をなすまで、その者に財産権を譲渡するよう強制されない。同様に購入後、譲受人が支払者のために財産権上の抵当権を実行するか又は修繕、改良、税その他につき支出した場合、譲受人は財産権上に約定担保権を有する。

例：

3. Xは甲地の所有者である。AはXから甲地を買入れ、その代金を1年間かけて支払った。AとBとの間には、Bがその代金を手形で払い、甲地をBに引渡してもらい、AはBの手形債務をXに対して弁済して、その後にBが甲地をAに引渡すという口頭の合意をした。Xは手形を渡したBに甲地を引渡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて、甲地を保有する。

4. Xは甲地の所有者である。AはXから甲地を10,000ドルで買入れ、4,000ドルは現金で支払い、残余については、その土地に抵当権を設定した。AとBの間には、口頭によって、Bが現金で2,000ドルを前払いし、6,000ドルのBの手形をXに渡し甲地をBに引渡してもらい、Aは、Bの手形債務をXに対して弁済し、その後にBがAに甲地を引渡すということに合意していた。Aは、2,000ドルを自己資金でXに支払い、Bは現金2,000ドルと6,000ドルの手形をXに渡し、甲地に抵当権を設定し、Xは甲地をBに引渡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有するが、AがBの支払った2,000ドルと手形の支払いをなすまで、あるいは、Bが手形の支払いをなしたときにはAがBに対し、その金額を支払うまでは、Aのもとに甲地を引渡すよう強制されることはない。

5. Xは甲地の所有者である。Aは、Xから甲地を買入れ、その代金を1年間かけて支払った。AとBの間には、口頭によって、A・Bは共同で手形を振り出してXに対する代金支払にあて、甲地はBに引渡してもらい、Aがその手形の支払をXに対してなし、その後に、甲地をBからAに引渡すという合意がなされていた。Xは甲地をBに引渡しAとBは、共同で振り出した手形をXに渡した。Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

e. 譲受人の借入で購入をし、購入者が譲受人の一部債務免除に合意した場合

譲受人が購入代金を支払うために売主に対し、債務を引き受けたが、他の者が購入時に譲受人との間で、売主に対する債務の支払いのため、部分的に寄付するという合意をした場合、支払う合意をした部分が全購入代金に占める割合でその者のための復帰信託が生じる。

例：

6. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから甲地を10,000ドルで買入れ、Bがその金額の手形でXに支払った。その買入れの時に、AとBとの間では、Aがその手形の5,000ドル分について支払いをするという口頭の合意がなされていた。AとBの指図に従って、Xは甲地をBに引渡した。他に別段の意思表示がなければ、Bは甲地の半分につき、Aのための復帰信託にもとづいて保有する。

7. Xは甲地の所有者である。AとBは、Xから甲地を10,000ドルで買入れ、Aが現金で1,000ドル、Bが現金で3,000ドルを支払い、6,000ドルはBが手形で支払った。甲地の買入れの際、AとBの間では、Aがその手形の2,000ドルを支払うことに口頭で合意していた。AとBの指図に従って、Xは甲地をBに別段の意思表示がなければ、Bは、甲地の10分の3につき、Aのための復帰信託にもとづいて保有する。

f. 抵当による購入

財産権が売却され、購入代金の一部が譲受人以外の者により現金で支払われ、残りが財産権上の購入代金により担保された場合、譲受人が抵当権を実行し、残額につき売主に対し債務を引き受けたという事実だけでは、譲受人に財産権上の受益権を有する権原を与えたことにはならない。このような場合、真の購入者である他の者は、抵当実行手続の際、当該財産権が購入代金残額を支払うのに不十分な場合、譲受人が売主に支払う責任を免除するため不足分を負担するという推定が働く。譲受人が抵当債務を引き受けたにもかかわらず、先在する抵当の目的物として購入された場合と、結果は同じである。

例：

8. Xは甲地の所有者である。Aは、Xから甲地を10,000ドルで買入れ、4,000ドルは現金で支払い、残金については、甲地に抵当権を設定した。AがXに4,000ドルを支払い、Aの指図に従って、Xは、抵当権で担保されている代金6,000ドルを手形で支払ったBに甲地を引渡した。他にも証拠がなければ、Bは、Aのための復帰信託にもとづいて甲地を保有するが、Aが抵当債務の弁済をするまでは、Aに甲地を引渡すよう強制されることはない。

g. 支払いをなすことを購入者が失念した場合

譲受人が購入代金を支払うために売主に対し債務を引き受けたが、購入時に他の者が譲受人との間で、売主に購入代金を支払う又は支払いの一部を寄付することに合意した場合、その者のために生じた復帰信託は、その者が支払いをなすのを失念したことによって消滅しない。しかしながら譲受人は、その者から支払いをうけるまで、財産権を保有する権原を有する。

例：

9. Xは甲地の所有者である。AはXから甲地を買入れ、その代金を1年間かけて支払った。AとBの間では、口頭によって、Bがその代金を手形で支払い、甲地をBに引渡してもらい、Aは、その手形債務をXに対して弁済し、その後にBがAに甲地を引渡した。手形の支払日にAは支払うことができず、Bがその支払いをした。Bは、AがBに対し、その手形金額に利息をつけて支払った場合にのみ、甲地をAに引渡すよう強制される。

h. 購入後の支払い

譲受人が購入代金を支払うために売主に対し債務を負い、購入時に他の者が譲受人との間で売主に対し購入代金を支払う、又は支払いにつき寄付することに合意しない場合、たとえその者が後になって購入代金を支払うか、支払いのために債務を負ったとしてもその者のための復帰信託は生じない。第457条参照。

i. 譲受人以外の者の信用により購入し、第三者がその者の債務免除に合意した場合

譲受人以外の者が購入代金を支払うために売主に対し債務を負ったが、購入時に第三者が債務を負った者との間に売主に購入代金を支払うことに合意した場合、本条に述べられている規則は適用される。譲受人以外の者が第三者に対する貸付の方法で購入代金を支払う場合と状況が類似している。第451条参照。前者は金銭を貸与するかわりに信用を貸与したという差異がある。それぞれの場合に、真の購入者は借主である。

例：

10. Xは甲地の所有者である。Cは、Xから甲地を買いたいと望んでいる。AとCの間では、口頭によって、Aが手形でその代金を支払い、甲地はBに引渡してもらい、CがAの手形債務をXに対して弁済したら、BがCに甲地を引渡すという合意がなされていた。Xが甲地をBに引渡し、AがXに手形を渡した。Bは、Cのための復帰信託にもとづいて甲地を保有する。

第457条 購入後の支払い

財産権の譲渡がある人に対してなされ、他の人がその後代金を支払い、または支払債務を負担したことだけでは、復帰信託は生じない。

注：

a. 譲受人の信用による購入

譲受人が購入代金を支払うために売主に対し債務を負う場合、たとえ支払時に財産権上の受益権を有するという合意がなされても、他の者がその後購入代金を支払ったという事実だけでは、その者のための復帰信託を設定するのに十分ではない。購入時に他の者が購入代金を支払う、又は支払いの合意をしない場合、購入代金の支払いから復帰信託は生じない。しかしながら購入後に購入代金を支払った者は、売主が購入代金の支払いにつき有する先取特権を代位する権原を有する。

例：

1. Xは甲地の所有者である。Bは甲地をXから買入れ、その代金を手形で支払い、その土地に抵当権を設定した。その手形が不渡りになった時、AとBの間で、Bの手形の支払いをAがなし、甲地をAに引渡すことに口頭による合意がなされた。AがBの手形債務を弁済した。BはAのための復帰信託にもとづいて甲地を保有するものではないが、Aは、彼の支払った額に利息を加算した金額の範囲内で、甲地に対し、衡平法上の担保権を有する。

b. 現金のための購入

【第12章】

譲受人が売主に購入代金を支払う場合、購入時に他の者が購入代金又は、その一部を支払う合意をしなかったならば、その他の者が後に購入代金の額を譲受人に支払う、又は支払うことを合意するという単なる事実、その者のための復帰信託を設定するのに十分ではない。

例：

2. Xは甲地の所有者である。BはXから甲地を買入れ、その代金を現金で支払った。その後、AとBは、Aがその代金をBに支払い、BがAに甲地を引渡すことに口頭で合意した。AがBにその代金と同額を支払った。BはAのための復帰信託にもとづき甲地を保有するものではないが、Aは、Bに対して支払った額をAに返還せよと請求する権原を有する。

第458条 立証責任

財産権の譲渡がある人に対してなされ、他の人が代金を支払ったことを理由に、自己のための復帰信託を強制しようとするときは、その者は、自己が代金を支払ったことの明瞭かつ確実な証拠をもって立証しなければならない。

注：

a. 購入代金が譲受人以外の者により支払われた場合

代金支払いを立証する場合、その支払いが譲受人への貸付を意図していないことが明白であれば、復帰信託は生じる。しかしながら金銭は、譲受人に対する貸付の方法で支払われたことを示す証拠が譲受人により提出された場合、譲受人に金銭を貸付していないという立証責任は、代金を支払った者にある。言い換えれば、金銭は自己のものであり、自己の金銭として支払われたという事実の最終的な立証責任は、代金を支払った者にある。しかしもし譲受人が自己の金銭であることを立証したならば、それは譲受人に対する貸付の方法で支払われたという証拠提出の責任は譲受人の側にある。

b. 購入代金が譲受人により支払われた場合

金銭が売主に対し、譲受人によって支払われた場合、譲受人は自分のための復帰信託に基づき財産権を保有していると主張する第三者は、支払われた金銭は少なくとも実質的に自己の金銭であるということを立証する責任がある。その第三者は金銭はもとから自分のものであり、自分のもののままであること、又は約因のために立て替払いしたのであって、単なる予定していた贈与としてではないことを証明することになり、その責任を果たすことができる。第448条～第450条参照。

c. 血縁者の名での購入

購入代金がある者により支払われ、譲渡がその者の指図で妻、子供又は他の近親者に対して売主によりなされ、支払者が自己のための復帰信託に基づき、そのものを譲受人に保有させることを望む場合、支払った者は自分が支払った金銭が自己のものであるということだけでなく、譲受人が財産権上の受益権を有するということ在意図しなかったことも立証する責任がある。第442条、443条参照。

第459条 受益者が禁反言を受ける場合の受託者の債権者の権利

財産権の譲渡がある人に対してなされ、他の人によってその代金が支払われることによって復帰信託が生ずる場合において、第三者が受託者の有する信託財産についての表見上の所有権を信頼して信用貸をなし、受託者がその表見上の所有権のために信用供与を受けようとすることを受益者が知り、または知りうべかりしときは、第三者は、信託財産に対し、その債権の満足を受けるために執行することができる。

注：

a. 本条に述べられている規則は、明示信託に適用される規則と同じである。第313条参照。

第460条 口頭による権利消滅行為

土地に対する権利の譲渡がある人に対してなされ、他の人が購入代金を支払った場合において、その支払いをなした者のために生じる復帰信託は、その信託の受益者が、口頭で、受益権を受託者に譲渡し、または放棄することにより消滅させることができる。

注：

a. このような場合での復帰信託は、代金の支払いがあり、しかも書面が何もないという事実から生じる。述べたように、購入代金の支払いから、復帰信託が生じるという推定は、書面がない場合にくつがえされうる。第441条注 b 参照。同様に書面がない場合、復帰信託は消滅しうる。

土地に関する信託が書面によって設定され、かつ、その信託が失効したり、または残余財産をのこして信託が達成された場合には、事情は異なる。このような場合、復帰信託は口頭でその発生を阻止できないし、また一度生じた場合には、書面によらなければ消滅させることはできない。第429条、第439条参照。

(完)

あとがき

米国の信託法リステイトメント（第2版）の翻訳が、抄訳からの見直し作業を経て一先ず完了した。故田中實先生のご発案により、1972年慶應義塾大学大学院の信託法研究会の翻訳活動が始まって、実に25年、四分の一世紀を経ている。この間、当財団が故田中先生の主宰される研究プロジェクトとしてお手伝いさせていただいたのは、同研究会の抄訳が社団法人信託協会の会報「信託」に1982年まで連載された後、8年を経た1990年からである。信託法リステイトメント（第2版）は、アメリカ法律協会が米国における判例から帰納的に信託法理を抽出し、460条に及ぶ条文に集大成した、信託研究には不可欠の文献資料、さればこそ抄訳を見直し、翻訳として完成させたいという故田中先生の堅いご意志によるものであった。以来6年の間に田中先生と幽明境を異にする悲しい出来事乗り越え、雨宮先生、新井先生を中心に若手気鋭の研究者の参加を得て、先生のご遺志を継ぐ研究活動は、営々として続けられた。それぞれに多忙を極められる状況下に、地味な、忍耐力のいる作業、一時は気の遠くなるように思われた壁への挑戦でもあった。雨宮先生の本書「序」がその経緯を物語っている。古風な表現だが、ご遺志を遂げる平合戦が終わった。参加された先生方と共に安堵の胸をなで下ろす思いである。

こうして、とにもかくにも、信託法研究のインフラストラクチャーの一つが出来上がり、限られた形ではあるが、世に問うことができるようになった。これによってすでに会報「信託」173号から183号まで12回にわたって連載させていただいたリステイトメント（第3版）ブルーデント・インベスター・ルール（早川眞一郎先生監訳）などとの比較研究への道も拓かれるであろう。

本書冒頭に記した研究に参加された先生方の真摯のご努力にあらためて深甚の敬意を表したい。

最後になったが、会報「信託」に連載された抄訳の見直し作業およびその結果のこのような形での刊行をお許しいただいた社団法人信託協会に心から感謝申し上げる次第である。

1996年3月

故田中實先生のご冥福を祈りつつ

財団法人 トラスト60

RESTATEMENT OF THE LAW

Second

TRUSTS 2D

by THE AMERICAN LAW INSTITUTE

AT WASHINGTON, D. C.

May 23, 1957

AMERICAN LAW INSTITUTE PUBLISHERS (1959)

この翻訳は1980年 (2nd reprint)を底本としました。

[非売品]

(禁無断転載)

平成8年3月30日印刷

平成8年3月30日発行

米国信託法リステイメント (第2版)

【下】

報 告 書

発 行 財団法人 トラスト60
東京都中央区八重洲2-3-1
住友信託八重洲ビル内
Tel. 03-3286-8100(代表)

印刷：(株)ディグ